決に仕事をさせ、商賣に興味を有たしめねばならない。是れが第一の健康法で、其の他寢具衣類食物等に對し、店主は衛生的注意を與ふる必要がある。又、新式な商店などは、日曜大祭日を以て休日と定めてあるのもあれど、商賣の種類に依つては、却々人の休む時に、休む事の出來ない事情がある。昔は凡ての商店は盆と正月との二回、藪入りと稱して、店員に休みを與へて居たのであるが、是れは更に擴張して月に一回位ゐまでにしたら好いと思ふ。是れ亦健康增進の一方法である。

第五項　昇進及奬勵法

其の店の組織にも依るが、支配人、番頭、手代、小僧と云ふやうな階級を嚴重にし、店員の內の精勤者、年功者を以て漸次其の位置を向上させて行く方法である。即ち小僧は手代となつて、部下を率ゐんことを思ひ、手代は番頭となつて、一軒の家を構へて、通勤せんことを望み、通ひ番頭は早く支配人として、全店員を指揮せんことを欲する等、或は又五ヶ年忠勤すれば支店を出して貰へるとか、常に心に期待があれば其の行動も自ら活潑で、商賣にも熱心になれる譯である。

又種々の精神的奬勵法もあるが、物質的の方面から見ると一定の手當の外に、賣上歩合等を給與する制度は、最も今日の時勢に適合したものと信ずる。而して其の賞與を出すに就ての標準を云ふと。

(a)精勤日數。是れは印刷所や會社や銀行の如き、通勤制度の商賣でないと、一寸當嵌らないが、參考として述べると出勤簿に依る一年或は半期の統計の外に、猶ほ本人の平素の働き振りをも參酌する必要がある。

(b)歩合。是れは酒、醬油の小賣商店に於て、行はれ易い方法であるが、例へば賣り手に廻つたものはよいが、帳場係などは詰らないと云ふ如き、不公平が伴はぬとも限らないが、又それ等に對しては特に奬勵法を設けねばならぬ。

(c)利益配當。是れは賞與給與法中で、最も理想的な無理のない方法と云はねばならない。即ち年二期の決算、棚卸しに際し、利益の幾割を店主の所得となし、殘りを店員一同で分配させるのである。此の方法は商店經營の上から見て、少しも不都合ないのみならず、店員一同に店の損益は即ち各自の損益であるとの考へを起させ、寧ろ好結果を擧げること勿論。而して茲に注意すべきは、矢張り平素の勤怠如何に依りて、配當率の加減をせねばならぬ事だが、是れは實務に當る人の考へに任すより外ない。但し配當金は凡てを包み金となし、各自の金額を秘密にする方が好い。

第四節　店員の教育

機械は精巧てなければ、以て優良の成績を擧ぐる能はざるが如く、店員も亦商賣的修養を缺いた者は、以て實地の活用

を期待することが出來ない。於茲乎、店員教育の必要は起るのである。

第一項　商賣學と及弟者

大學を卒業した者も、商賣に就ての實際的學問がなかつたら、商店に取りては小僧にも及ばぬ無能者に外ならない。一人前の商人として、押しも押されもせぬやうになるには、是非共商店と云ふ教場に於て、お客や商品を教科書に、店主上級店員を教師にして、活きた學問を受けねばならない。即ち店主は主任教師として、生徒なる各店員に商品の智識や、顧客の應接、商賣の呼吸等を指導訓練すると共に、絶えず其の成績試驗を怠らぬやうに注意する必要がある。

佛蘭西の或酒商で、卸と小賣とを兼た店の主人は、一人の青年店員を雇入れ、別に何の役をも言付けずに、賣場に置いた。一日此の店の小僧とお客とが、店頭で議論を始め、既にお客は怒つて何物をも買はずに歸つて行かうとして居た。お客は常時買ふウヰスキーを、小僧が平素より高く賣ると云ふて、喧ましく怒り、小僧は賣物買物だ。嫌なら他店で買へと云ふ意氣込みで爭つて居るのである。此の光景を見た新參の店員は、早速れ客の側へ寄つて來て『お客樣、此のウヰスキーですか』と云つた。お客は『そうだ。此の間迄壹圓に賣つたものを、今日は壹圓廿錢だと言ふのだ』

店員『それはお客樣、此の間のとはお品が違ひます』。と最も叮重に答へたらお客は一言もない。

店員『エヽ、孰を御召になるも、お客樣の御隨意ですが、安いDの壹圓のがおよろしければ、其の方を差上げます。其の代りお品はズッと落ちます。併しお品のよろしい方になりやすれば怎しても、お値段がはります。其の邊はお客樣の方のお得意樣にも依る事であります。勞働者ならお安い方、紳士や官員樣方なら、お高くとも品のよろしい方が向きます』。

お客『私の店のお得意は官員樣が多い』。

店員『では、この品の良いのに限ります』。

お客『成程お前さんの言ふのも道理だ、では品の良い方を貰つて行つて試して見ようか』。

店員『それはモー屹度お請合致します。官員樣方はお口が奢つて居られますから、良い方をお用ゐになるに定つて居ます、時にお客樣、序にお安い方もお持ちになつては如何です是れは亦お德用向に一等です。勞働者などは是れてなければなりません』。

お客『ドウもお前さんは中々商賣が旨いネ、感心しましたヨ。では、其の方も少々持つて行きませう』。到頭高いのと安いの迄仕入れさせ、先きに怒つて、既に品物を棄てゝ他店へ行かうとした、お客が此の店員の働き一つで機嫌を直し餘計な買物までして歸つて行つた。之れを見た店主は、お目見え中の此の店員を、及第者として採用した上、好い位置と俸

給とを與へた。此のお客に對する應接術が、商賣學中の大眼目で、凡て店員は此の呼吸を體得するやうに教育して行かねばならない。

第二項　商品に就ての智識

自分の店で販賣する所の商品が、如何にして製造されるか例へば酒は何を原料として如何にして釀造されるかと云ふ如き、之れを詳しく知つて居ることは、一寸必要ないやうだが商人としては是非知つて置かねばならない事項であつて、商品取扱上に於ても亦客に依つては、之を說明したが爲めに、納得して買つて行く場合が往々ある。商業學校で商品學を教授する所以は此所にある。

第三項　夜學の餘暇と實物教授

夜間忙しい商賣もあり、又店の事情で學校へ通はせると云ふ事の不可能な場合も、實際に於て多いのだから、お客の杜絶える時間、又は閉店後睡眠までの時間に於て、作文、算術、習字、讀本などを稽古させる餘暇を與へる事が最も必要であつて、別に店務の差支えになる事でもないから、店主は大いに奬勵してやらせねばならない。猶ほ店員の精神修養の爲めに、店主自らやるなり、或は一週に一回位ゐ、相當の講師を招いて、商業道德などの講話を聞かせ、又は商人として必要な講義をして聽かせるのも、頗る有益な方法と言はねばならない。

而も商賣は全く活きた學問であつて、迚も机の上の講義を聞いた丈けで、直ちに之れを實地に應用することは出來ないお客に對する心得、商品の仕入方、廣告の仕方、手紙の書き方、商品の陳列方、人の使ひ方等は、到底口や筆で教へられないから。店主や上級店員は、教師が生徒に實物教育を施す如き覺悟で、後進店員を指導せねばならない、理想的の店員と云ふのは、商賣上の技能や智識が店主と優劣なき、同資格者たる事を要するのだから、此の理想的店員を得んとするには、店主は幾多の面倒を忍び、最善の手段を盡さねばならない、即ち店主は其の一擧手一投足を以て、全店員を感化養成するの覺悟がなければならない。

第五節　店員の保護

『使ふ者には使はれよ』て、店員一人を白雲頭から立派な商人に仕上げる迄には、店主の方でも中々の費用と手數とが掛る。彌々店の役に立つ時分になつて、暇を取つて行かれるやうでは、全く骨折損の疲勞儲け故、成るべく善良な店員をして永勤せしむる策を講ぜねばならない。併し乍ら店員の側から見ると、何時迄も人に使はれて居る事が決して致富の要道でもなければ、生涯の希望とも思ふまい。依つて店主は相當の年齡に達した店員には、家庭を作らせて通勤させるなり又は暖簾を分けて獨立の商賣をさせるなりするもよい。猶ほ年

一年に各店員の俸給を增して行くも必要で、兎に角、店員をして其の店にさへ勤務して居れば、生活の心配なく、且つ或は一商店の店主となる事も出來ると云ふ、希望と安心、即ち一種の保護法を設けることが、巧て店員の奬勵ともなり、永勤をもさせる條件となるのである。

第一項　分店制と種々な特長

古來、日本商業界の美風として行はれた分店制度は、利己主義にのみ傾いて來た今日、故らに資產を減じて行くやうな方法が、漸やく其の跡を絕たんとするに至つたのは、別に不思議とする所もないが、是れは飽迄も保存せねばならぬ良制度である。今、其の特點を擧げると

(イ)店員の興奮劑。前途に何等希望の光りがない。即ち働き甲斐がないと思へば、店主の鞭の影さへ見えなければ、怠けると云ふのが人情である。併し平素忠勤に忠勤を勵み、永年實直に働く時は、一個の商店の主人となる事が出來るとの保證があれば、それて怠ける者は愚者である。要するに保護、奬勵法中の最たるものと言はねばならない。

(ロ)信用の廣告。商取引は言ふまでもなく信用が基礎である。市內及び地方に幾軒の支店並に分店を出してあると言ふ丈けて、世間は如何に多大の信用を拂ふべきか。其の內實は兎もあれ、只外觀を標準にして、信用不信用を定めるのが多い。

第二項　支店との優劣比較

分店が支店に比較して、果して如何なる特長があるかと云ふに、

(イ)地方の狀況に通じ易い事。
(ロ)お得意を得るに便利なる事。
(ハ)監督の手數を省く事。
(ニ)共倒れを免れる事。

等を數へることが出來る。即ち支店長は本店から任命せられたもので、地方の狀況に通じ易からず、且つ事毎に本店の干涉を受けて、行動常に機敏を缺く事多きに反し、分店は獨立したもの故、別に干涉も受けず、且つ行動自由であるから店主の技能に應じて思ふさま活動すれば、お客を呼ぶ事も容易であるし、支店は牧支や營業方針等に就き、常に本店で之れを監督干涉せねばならず、然るに之れが分店であつたならば、此の手數を省くのみならず、若し不幸にして分店が潰れた場合にも、本店は道理上共倒れの難を免れるのである。

第三項　社會から見た分店制

即ち凡そ左の如き特長がある。

(イ)不遇の人を少くす。
(ロ)社會の良風を誘ふ。
(ハ)貧富の懸隔を防ぐ。

前にも屢々述べた如く、店員となるもの、多くは、事務見

習ひと云ふよりも、貧困とか孤兒とかの境遇から除義なくされた者が多く、從つて彼等は人生の溫みを解せず、前途亦曙光を認めずに彷徨定まりなき者である。若し之れに十年廿年の忠勤振りに依つては、獨立の商店主たるの恩惠特典を附與する事となつたら、忽ち其の前途は希望の光りに輝き、自然、克己心及び自制心を呼び起して、社會の良風を誘ふのみならず、從來資本家の利己主義から、富む者は益々富み、貧しき者は彌々貧しと云ふ、悲むべき現象をして、幾分融和せしむる事が出來ようと思ふ。何となれば資本家の資本を幾分でも減じて、勞働者たるべき店員が、一躍資本家となる譯であるからである。

第四項　分店を實行するには

先づ

(イ)信用のみを分ける法。即ち何々屋支店若くは分店或は販賣部と云ふ如き本店の屋號を與へ、且つ分店の販賣區域が、從來本店のものであつたならば、お得意に紹介狀を出すと云ふやうなのを云ふ。但し店員は資本の調達を自分でせねばならない。此の方法は現金が出ないから、最も容易に行はれそうだが、餘程信用ある店員でないといけない。

(ロ)財產のみを分ける法。店員の勤續年期と勤務振りとを參酌して、商品なり資本なりを與へ、獨立に商賣をさせるのである、是れは大資本を要する商賣では不便であるが、酒精油の小賣店等ならば、最も適當と言はねばならない。併し此の制度を取るのには、常に店員に給料や賞與金等の貯蓄をさせるやうに、豫め店主から指導してやらねばならない。

(ハ)信用と現金とを與ふる法。例へば從來支店であつたものを、其の儘に分店として與へる如きを言ふのであるが、貰ふ方から言へば、此の位都合の好い事はない。併し遣る方では其の苦痛も大と言はねばならぬから、餘程功績拔群の店員でなければ行はれない。

新たに資本を分けて遣り、信用を割いて遣ると云ふ事は、店主に取つては一應苦痛には相違ないが、併し之れが爲めに其の幸福を奪はれ、利益を失ふ譯でもなく、却つて一方には大いに之れが爲めに利する所あり、他方には上述の大利益を數ふる事が出來るのだから、各店主は宜しく此所の理を明かにし、日本固有商業界の美風を維持して欲しい。風聞するには、店員を年期中使へる丈け旨い事を言ふて、酷使ひ、彌々年季が明ける頃には、態と陷穽を設けて墜落せしめ、故意に惡名を附して放逐するやうの仕打もあるとか。此の如き商店にして、眞に善良の店員を得んとするは、恰も木に縁つて魚を求むると選ぶ所はない。

第六章　掛賣の擴張策

附貸倒豫防法

商品を供給する毎に代金を受取れば、取引は其の時限り終了したもので、全く簡單で而も安全なものであるけれど、信用取引即ち掛賣になると、一々掛賣帳に記入し、名宛せに寫し上げ、請求書を出し、集金をし領收書を出し、時には先方の信用を調査したり、種々雜多な手數を掛け、且つ其の掛賣代金の回收までの期間中資金を固定させ、又往々貸倒れと云ふ危險まで見込まねばならぬから、從つて商品も現金で供給するよりは、多少割を高くせねば引合はぬことゝなる。一面お客に對して不親切なやうでもあるが、今日月給で生活する人、作物を金に代へねば、現金のない農家其の他のお客の懷都合は、矢張り此の掛賣を要求して止まない。或は多少高い位ゐは承知して居ても、止むを得ない場合が實際に於て多い又商人としても、『お代は末に一緒に頂きます』と云ふのが一つの愛嬌であり、且つ言はれた方でも自分を信用されて惡い感じのするものはない。即ち一種の商略となる場合も少くないし、殊に酒類の如き日用品は、通帳で取引をすると、自然現金買ひよりも餘計消費するのが常、若し商賣の繁昌が販路の擴張にありとすれば、相當安全な方法を講じて、此の掛賣を擴張するが捷徑である。

第一節　問屋と掛賣

問屋で相手の信用を充分調査した上、或る期間の掛賣を行ふのは、小賣商が消費者に掛賣をして、其の賣上高を多くするのと一般、矢張り荷を餘計捌く事になるが、若し相手が不確實なものだと、餘程警戒を要するのである。即ち得失あるを免れない、今、其の得失に就て論ずると

第一項　取引の永續と活潑

を期する事は容易である。即ち一時的の現金取引と異り、種々の密接なる關係を生ずるのみならず、荷を受けた者は其の支拂契約期間に荷を捌き、其の支拂をして更に次の仕入をすると云ふ風に、次から次へ融通を附けて行ける事になり、而して此の繰廻し法は同一の問屋でないと行へないから、勢ひ其の取引は永續するのである。

又金滿家なら商品を掛買で仕入れる必要もない。孰れ掛賣を希望するやうな取引先は、餘り多からぬ資金を繰廻して居る人、即ち金滿家の落付き拂つて、新に商賣を擴張するよりも、地所を買ひ家作を建てる方が、安全だなどゝ商賣に對して因循なのと違ひ、ドウしても活動して大資本家と對抗せねばならぬ關係上、短い時間に多くの商賣をせねばならぬ人、即ち商品を活潑にドシ〳〵捌く人であるから、商賣を擴張し

ようと思ふ問屋は、斯う云ふ敏腕な活動家を得意とせねばならない、而して之れは金満家の商人には求められない。ドウしても掛賣を必要とする取引先である。

第二項　拂つてさへ呉れゝば

と云ふ條件は、殊に右のやうな取引先に附けて置かねばならない。契約した支拂日に拂ひを澁るやうなら、次回の掛賣は大に警戒を要すべきなれど、得て斯う云ふ得意筋は、全然借倒さないまでも、取引の度數の進むに連れて、多少宛未拂勘定が出來るものである。此の點を大いに注意せねばならない。經濟組織が現今の様にならなかつた昔は、商賣の利潤の開きと云ふものが、大きかつたから、細い經濟などに拘泥するよりも、寧ろ生産增加即ち商品さへ餘計賣れゝばよい。掛代金は早晩支拂ふだらうと云ふ、最も大マカな考へを以て居て、例へば酒商にあつては、醸造元でも問屋でも思ひ切つて荷を出したものだが、現今では同業者も殖え、競爭も激しくなり、從つて利潤の開きも狹くなつて來たので、經濟の點にも細心の注意を要し、從來の放漫な取引法の結果として、生ずる貸倒れの防禦と云ふ事にも、綿密な注意を拂はねばならぬことゝなつた。是れ與信所の必要が起つた所以に外ならない。

第二節　小賣商と掛賣

小賣商が掛賣をするの得失は、本書の冒頭に於ても略述したが、今、之れを更に少しく詳述すると、

第一項　一は愛嬌、一は便宜

「度々御求めを願ふのに、一々現金では御手數でせうから、お代は月末に御一緒でよろしうございます」と言はれて、悪い氣持のするお客のない事は勿論、悪い氣持がしなければ、其の店を最負にすることは自然の順序である。即ち或る確實なお客に對し、商人が信用して居る事を告げるのは、商略上一種の愛嬌と言ふて差支えない。

而も月給生活者の爲めには最も便利な方法と言はねばならない。假令、此の種類の消費者に立派な經濟思想があつて、商人から通帳で掛買する事が、日用品は別として、酒、麥酒、飲料水の如きものをして、豫定以上の消費をさせるから、誠に不經濟だと云ふ考へはあつても、其の收入の工合では、現金買ひを不便とする事あり。又は斯う云ふ經濟思想なくして、只便利なもの、自分の信用を以てすれば、商人が通帳で商品を置いて行くは、當然であると云ふやうな考へから、掛賣を要求して居る消費者もあるので、殊に競爭の日一日激しくなる今日では、全然通帳を廢す事は不可能である。

第二項　便利な月賦販賣

安月給取りの生活法は中々苦しい所があつて、其の收入の少い割合に、表面の見得を飾らねばならない關係上、醬油の

一合買も出來ないが、そうかとて一樽現金で買入れることも許さない。於茲乎、先に一樽の醬油を預けて置いて毎月五十錢位づゝ取立てる月賦販賣法が歡迎されて來た。是れ亦一種の掛賣法と稱すべきである。

第三項　資金は固定する

掛賣にした代金が悉く完全に支拂はれるにしても、少くとも一ケ月（或は十四日晦日の二回拂の契約なら半月）間は、資金が固定して居る譯であるから、其の循環の度數が少くなり、且つ其の金利をも損する事になる。從つて此の損失丈け商品を高くせねばならぬ事になるかも知らぬが、現金買のお客に對してまで、掛賣の爲めに固定する金利を負擔させるは甚だ面白くないと思ふ。

第四項　貸倒れも覺悟せよ

多數の掛賣客の中には、そう〳〵几帳面の客ばかりもなく、隨分借り倒すのが少くない。又、借り倒さないまでも、月末の支拂の常に綺麗にならぬのが少くない。或小賣酒屋の統計に依ると、約一割から一割五歩あるとの事、此の損失をドウして埋めるかと云ふに、矢張一般のお客に轉嫁さすと云ふのは面白くない。商人は飽迄此の貸倒れを豫防して、掛賣から生ずる損害を少くし、商品は出來る丈け安く賣つて、お客の爲めを計らねばならない。

第三節　信用の調査

掛賣が商品を多く捌く良法ではあれど、之れに伴ふ資金の固定、掛金の貸倒れ等の損失の爲め、何割かの高い商品を賣付けるのは、眞にお客の爲めを思ひ、亦自分の商賣の將來を慮つたやり方とは言はれない。併し乍ら商賣が利益本位であつて、慈善事業でない限り、見す〳〵損をして商賣する事は、全く不可能であるから、商人は此の掛賣に伴ふ損害、即ち貸倒れを防ぐ方法を講じて、其の損害を根絶するなり、それが不可能であるにしても、程度を減少せしむる事が肝要である。而して此の希望を充すには、集金の方法を研究するも必要だが、先づ掛賣を必要とするお客の信用を確め、確實な者とのみ信用取引するやうにせねばならない。

永年取引しつゝある間柄なら、別に改めて調査の必要はないが、新に商賣擴張を行ふに付き、未だ信用程度の分らぬお客に對して、信用取引即ち掛賣を行ふには、先づ豫め住所、身分、職業、收入、資產、負債の狀態、銀行との取引關係、是迄の支拂振、素性、人格等に迄深く立入つて調べねばならない。今、其の歐米に於ける實例と、便利な機關の組織とに就て述べると、

第一項　歐米商店の掛賣係

歐米の少し大きな商店では、大抵此の掛賣專門の係りが特

設されてある。而して掛賣係は掛賣すべきお客の信用と、其の代金の回收とを擔任するのであつて、若しお客が信用取引をして呉れと申込むと、直ちに之れを掛賣係の手に廻し、其の上で諾否を決する仕組になつて居る。而して此の掛賣係は常にお客筋の信用を調査し居り、誰は約束履行を確實にすとの世評あり、彼は千圓までの債務に堪ふべしと云ふやうな點を、悉く信用カードに記入して、絕えず貸倒れの危險を豫防しつゝある。

第二項　卸の客と小賣の客

掛賣係から見た卸の客は、其の着眼する所、一に價格と品質とにありて、待遇等は只迅速と正確とを望む外、別に世辭も愛嬌も問ふ所でないが、小賣の客は、品の高下善惡よりも、先づ其の店の待遇を氣にするのであつて、神經過敏と言ふてよい。又、卸の客は專門の商人であつて、商賣即ち資產故、掛代金の支拂停止は、以て商賣の不能を意味し、且つ資產の滅亡を示して居ると言ふてよく、必ず其の自衞上支拂をすることになれど、小賣のお客即ち消費者は、假令、一ケ月の掛代金が滯つた爲めに、商品を供給せぬと言ふても、直ぐ他店から購求し得るから、一軒の店から信用されぬ事をそう重大視せぬ傾きがある。而も一方は仲間內故、其の不信用は忽ち同業者間に知れ亘つて、或はドコでも信用を拂はぬやうになりはしないかと云ふ虞もあれど、他方はそう云ふ心配は少しもない。中には借り倒す丈け倒して、他へ移轉して了ふのさへある。故に信用調査は卸賣のそれよりも、寧ろ嚴重にせねばならない。

第三項　惡辣な消費者の毒計

場末の新開地あたりでは、商人がお得意の奪合ひをする勢ひ故、其所を附込んで思切つた手段を講ずる消費者も少くない。所謂山師の玄關を張つて、借り得る丈け借込んで、行衞を晦まして了ふのは、未だしも、近頃は空屋に人間丈け入つて居て、蕎麥屋から蕎麥を取寄せ、酒屋から酒や麥酒を注文して持つて來させ、『是れから勉強さへすればお前の店へ御用を仰付ける』と云ふやうな大束を極め込み、『兎も角も今取込んで居るから、勘定は後で取りに來い』など、言よ。何にせよ。引越の荷物が通れば、店員を附けてやつて運搬を手傳はせ、直ぐに通帳を預けて信用取引を開始しようと云ふ勢ひだから、一も二もなく商品を置いて、翌日にでも來て見ると、人の影も形もないと云ふやうな、宛然狐に魅まれたやうな遣り口の激しいものもある。

第四項　詐欺が目的の商店

世界各國何處も同じであるが、都市は最も罪惡の釀され易い所、例へば內地の中でも東京の如きには、常人の思ひ及ばぬ惡計を運らして、好い鴨ちがなと網を張つて居るのが澤山ある。彼等の巧妙な手段に乘つて、馬鹿を見ぬやうにするが

肝要である。彼等の好手段は凡て左の如くである。

(A)店頭の空景氣。今や息を引取らんとする病人に、金の貸し手のない如く、問屋を喰はんとするには、豫め準備が肝要とばかり、店の奥には空箱空樽を積み飾り、年中左も多忙なるかの如く振舞ひ、用もなきに時に腕車を飛ばして、料理店や待合に遊び、他人をして敏腕の人のする事は違つたもの、大分金が儲るのだな、との誤解を抱かしめ、

(B)何時の間にか拔け穴。若し輕忽な問屋又は仲買人が商品を貸し、彌々取れないからとて差押でもする頃には、店から什器から商品から電話まで、悉皆抵當に入れてあるか、他人名義になつて居るか、或は特に架空な債權者を拵へて、危險と見たらドン！〳〵差押をして貰つて、他から手を附けさせぬやうにして了ふ。破產の宣告など、殆んど地藏の頭に蠅の止つた位にしか感ぜぬ輩故、全く始末が惡いのである。

第五項　一つ穴の豬銀行

何にせよ。借り倒しを以て一種の商賣と心得た輩。其の謀む事に拔目はない。先づ小銀行に幾千かの預金をして置き、五圓十圓の小拂にも小切手を書き、以て取引先をして大分預金のあるかの如く思はしめ、猶ほアヲ好くば銀行に信用させて、借り越しをさせようとの準備をもする。又、も一つは特に未だ世間に信用なき銀行を選んで取引し、漸次重役や支配人と懇意を結び、喰はすに利を以てして、遂に共謀の上、飛んでもない不都合を働くのである。

(C)銀行と共謀の一例。或辣腕の仲買商は、種々物色した末、或高利貸的銀行を見附出し、牡丹餅叩頻的の條件で金の借用をなし、最初は高い日歩と手數料とを奇麗に拂ひ、期日にはキチンと返濟するので、銀行はスッカリ參つて了ふ。モー好い時分と思ふ頃、重役や支配人と待合などで會し、本心を打明けて水を向ける。元より眼中金錢の外何物もなき重役支配人、且つ信用もして居る對手の儲け話故、玆に秘密條約成立して、商人は銀行拂の約手を發行し、又は小切手を書いて、盛んに商品を引出し、銀行は亦從來永く取引し、且つ預金も大分あるが如く吹聽するので、大抵信用して荷を貸す。期日に債權者が銀行へ行つて見ると、モー預金は下げて了つたと濟したもの、それが取引の以前には、預金もあり信用もありとの調子を合し、甚しい時は支拂の保證までした奴だから大變。

第四節　掛賣係の職責

前節に述べた如く、掛賣係は常に自店と取引すべきお客筋の信用を調査し、貸倒れの出來ぬやう、相當の豫防方法を講ずると共に、集金取立の工夫を凝らし、且つ商人仲間のお得意と、消費者との應待の使ひ分けに苦心せねばならず、實に職責や重且つ大と言ふべきである。

皇國第一等清酒

登錄商標　登錄商標

發賣元　東京北新川　中井新右門捌

發賣元　東京南新川　山田五郎助捌

釀造元
愛知縣知多郡西浦町
澤田儀平治

故に歐米の各商店に於ても、多くは店主自ら信用調査の任に當り、以て掛賣係を統率して居る。掛賣が盛んに行はれゝば行はれる程、掛賣係の信用調査事務が擴張され、遂には掛賣係を超越した、專門の信用調査係（クレヂット、マン）の特設を要するのである。我が國でも今少しく商取引が、科學的に行はれるやうになれば、特に掛賣係を設けねばならぬやうになるや明かである。併し未だ之れを設けざるにしても、事實に於て掛賣が行はれて居る以上、假令、店主が擔任するにせよ、支配人が當るにせよ、掛賣係としての職責を盡さねばならない。左に詳述しよう。

第一項　經濟狀態の接觸

若し問屋に於ける掛賣係であつたら、國內一般の經濟事情は、常に之れを明かにし置く必要あり。又小賣店に於ても其の地方の經濟狀態と接觸を保つて居ねばならない。例へば漁村なら漁不漁、農村なら農產物の收穫狀態、工業地なら大工場の營業狀態等、凡そ小賣店で掛賣を擴張すべきか、縮少すべきかを決する上に大切な關係ある事柄は、最も特殊的に狹く深く知つて居ねばならない。

第二項取引開始に際し

或は『貴君はどの位の資產があるか、別に負債はないか。あるならドノ位で、今ドウなつて居るか、權利義務の觀念の頗る發達した歐米では、商人から取引開始に當つて、客に右の如き質問を試みる事珍しくないと云ふが、我が國では迚も之れでは商賣にならない。殊に小賣店で對手にするお客などは、怒つて買物をせずに歸つて了ふのは勿論、故に新規に信用取引を始めるには、其のお客に就て間接に調査した報告を以て、信不信を決せねばならない。但し圓轉滑脫な應接術を以て婉曲に探りを入れ、又は客の口裏を引て見て、大抵の見當を付ける手心は、此の際掛賣係の身上とする所である。

第三項　顧客の營業狀態

是れは問屋の掛賣係が信用原票に特筆すべき要項である。即ち、

(A)其の商店の位置の適否。例へば現今は新開地で住人少いとしても將來發展すべき運命を持つて居る、地の利を得て居るかドウかと云ふ如き。

(B)店主の手腕。例へば自店から幾千の商品を融通すれば、巧妙に之れを賣捌いで將來完全に繰廻して行けるか否かと云ふ如き。

(C)商賣の經營振り。例へば若し過去に失敗閉店した事があつたとしたら、それは不景氣の爲めか、過失の爲めか、又は無能力の爲めかと云ふ如き。

(D)毎日の賣上高。例へば毎日十圓の賣上高を有するものとせば、月に三百圓の商品を貸しても確實なれど、若し一時に五百圓乃至千圓の商品を註文して來た時に、決定を與ふる

最優等
登錄商標
櫻味淋
元造釀
愛知縣海部郡富田村戸田
七小岡風
電話十一番電略(カゼ)
振替口座大阪三三七七六番

參考資料として必要なる如き。

第四項　同業者を倒した事の有無

是れを知るは最も必要で、縱令、前述の如き詐欺を目的とせる商人ならずとも、從前仲間の問屋を借倒した事はないか。若しあつたとしたら、如何なる事情、如何なる經路、如何なる方法で借り倒し且つ問屋との結末を附けたか。例へば消費者から掛代金が集らず、他に流動資本の融通附かざりし爲めか、或は金錢調達の必要に迫つて、掛買の商品を安價に賣飛した結果か。と云ふ如き、其の觀察と調査とは、常に深刻でなければならない。

第五項　消費者の生活狀態

是れは小賣店の掛賣係の取扱事項である。月給取りなら其の額、他の職業なら其の收入程度、例へば五十圓の定收入ある者に對して五十圓の掛賣をするは己に危險のみならず、殊に酒と云ふ如き特別の商品なら凡そ他の米鹽薪炭家賃衣服費等を控除した豫想額、或は收入の一割とすれば五圓以上は掛賣を警戒すると云ふ如き、猶ほ他の同業者を倒した事はないか、主人主婦の人格、世間の評判、支拂振り等を細大洩さず調査する必要がある。

第六項　掛賣限度と回收期間

小賣店にあつては、十四日、晦日の半月勘定を普通とすれど、問屋では三十日　六十日或は年二季と云ふやうになつて居るが、それは貸す方の資本の程度と、當時の都合とを考へて定めねばならず、又金額は取引先の信用の程度と、自分の懷工合とを考へてせねばならない。無暗に商品ばかり動かしても、回收が順序よく行かねば何にもならぬからである。

第七項　信用調査の方法

掛賣係が信用調査の資料とすべきは、主として外部から報告、即ち興信的機關の手を經た調査報告を以て土臺とせねばならぬは勿論だが、常に炬の如き、慧眼を睜き、兎の如き耳を引立てゝ、お客の動靜、甲のお客の口から出た乙客の噂、新聞難誌の記事、世間話、冗談口等に就ても、意外の資料を得ることが少くない。即ち老練な辻待の俥夫が、金を持てる客か、持たぬ客か、乘る客か、乘らぬ客、ネギル客か、ネギラヌ客かを見分ると云ふ如く、お客の内心を透視する明を備ふるに至つて、初めて理想的掛賣係たることを得るのである。

第八項　平素の準備

掛賣係はお客に愛想を好くして商品を買はせる傍ら、人として誰も好かぬ私行、内幕の信用まで調査し、猶ほ掛代金まで集めねばならず、若し是れが完全に集金し得なかつた場合は、亦相當の手段を講じて、店の損害を防がねばならぬと云ふ、笑つてのみも居られず、又怒つてのみも居られぬ、隨分と骨の折れた役目であつて、從つて平素の準備も亦大抵ではない。先づ、

(A)信用原票はイロハ、、、別にする事、
(B)帳簿を整理する事、
(C)往復信書を保存する事、
(D)萬一の場合を豫想した證據書類の整頓、
(E)集金の時季に關する注意、
(F)取立に關する工夫と注意、

以上はホンの大要丈け擧げたに過ぎないが、先づ何事を措ても掛賣係として、せねばならぬ重要な事項である。

第五節　信用調査機關

掛賣係が信用原票に記入すべき外部からの報導は、其の賴む所主として興信所にあれど、反對に信用する所の興信所は、皆一般的であるから、(イ)其の報導が動もすると精確を缺いて居り、(ロ)假令事實は精確でも、其の報導機敏ならざる爲め、時々『後の祭り』たるの慨みあり。(ハ)又事情の推移を等閑に附し、常に其の資料に更新を加ふる事を怠るから、其の報導は得て古いものとなり易く、(ニ)等級を附けるに際し十分の理由を與へぬ等の非難が大分あるらしい。乃で、米國邊では、例へば酒醬油商は其の專門の調査機關と云ふ如きものを必要として、己に其の組織を見るやうになつた。今、其の組織と作用、種類などを見るに、

第一項　特殊的興信所

是れは吳服商、薪炭商は薪炭商、酒醬油商は酒醬油商と云ふ工合に、或一種の商賣丈けの信用調査機關であるが、一般的の興信所と異り、其の調査する範圍も狹いから、自然調査も能く行屆いて、非常に精確であり、且つ其の料金も一般的のよりは、遙かに低廉であるから、誠に重寶とする場合が少くない。又、神田區とか下谷區とかの一小區域を限つて、主として小賣商店の爲めに、消費者の身元信用を調査する目的もあり。兎も角も普通一般的興信所の手の屆かぬ處をやろうと云ふ興信機關である。

第二項　歐米の信用交換所

是れは各種の交換所と作用を同じくし、各同盟商人をして、其の掛賣係（或は信用調査係）の集會と稱すべく、即ち自分の店で取引する某取引先は斯々の不始末をしたとか、何處の誰は無斷移轉をしたとか云ふ經驗や事實を報告し、相互に經驗を比較し、智識を交換して、最も精確に取引先の信用及び動靜を知る爲めに外ならない。故に判然としなかつた各方面からの報告や風聞なども、茲に比較的精確な判斷が與へられようと云ふのである。

(A)問屋で利用する場合、此の信用交換所は問屋と小賣商店とを問はず利用さるべきものだが、之れを問屋で利用する場合には、各問屋は掛賣取引は勿論、一般お得意に對する經驗を交換所へ報告して置くと、交換所は相互で利用するやうに、是等の資料を分類整理して置くから、彼の詐欺を目的の商人があつて、過大な仕入をやろうとしても直ぐに此の淨玻璃的機關に看破され、又、不拂者は取引拒絕表に載せられて、忽ちに同業者に知れ亘つて了ふから、如何な奸商も策の施しやうなく、取引の安全は斯くして維持される。

(B)小賣商で利用する場合。獨逸では各都市に商工業保護組合が設けてあり、主として小賣商と手工業者との協同組織で、其の勢力を以て支拂延滯者を督促し、不拂者を摘發し、更に中央聯合組合を立てゝ其の機能を統一して居る。又、米國其の他に小賣商店が協同してやつて居る或信用組合は、相互に消費者の身元信用に就ての經驗を交換し、取引拒絕表を發行して、同業者に警戒を與ふると共に、無斷移轉者の搜索、賣掛代金の取立などをも行つて居る。

第三項　我が國にも必要

前に述べた各小賣商間の信用交換所は、彼の特殊的、地方的の興信所と似た者であるが、只彼は一個獨立した營業となつて居るのと、是れは相互的組織を採つて居るとの差はある。併し孰れにしても、自分の店丈けに專屬した信用調査部を設けるなどは、到底普通の商店には出來ないし、況して小規模の商人に於てをや、單に一の理想に過ぎなくては何にもならない。而も掛賣を行つて、之れから生ずべき損害を少くし

ようと云ふには、ドウしても完全に取引先の信用調査が出來ねばならない。於茲乎、其の目的を達する爲めに共同の力を藉りると云ふ事は、最も策の得たるものと言はねばならない。我が國でも彼の何々商同業組合などの仕事を一層擴張して信用交換所の如き組織を作り、常に信用取引の安全を期するやうにするが必要である。

第六節　現金賣の奬勵

『一、定め現金の事』と店に大きく掲示がしてあつても、顏馴染になつたり、又は新たにお得意を擴張しようと思ふ場合には、掛賣をするやうになるのが實際の有樣であるが、掛賣になると、以上述べ來つた通りの危險と煩累とが伴ふから、縱令、掛賣ほどの販賣高にならずとも、亦多少賣價を安くしても、成るべくは現金取引にするがよい。是れは言ふまでもなく商人の常に齊しく望んで居る所で、殊に小賣商店などは最も掛賣を不得策とする幾多の事情がある。何となれば、其の取引する消費者の數は非常に多く、從つて財產狀態なども千差萬別、一々其の眞相を看破する事は難いからである。そうかとて、小賣商店に向つて特に專門の信用調査部を設けよと言ふて見た所で、全く出來ない相談、歐米の小賣商人は協同して、信用交換所の如きものを作つては居れど、是れとて多數多樣のお客を控へた仕事だから、十分な成績を收めるの

は中々困難事である。從つて他の製造元や問屋などに比較して、其の貸倒れの率が常に大きいので、自然現金主義に傾いて來るのだが、他の同業者との競爭とか販路擴張とかの爲め、遂々お客の好む掛賣になつて了ふのである。若し幾多の手段と忍耐とをしてお客が眞に掛賣の不經濟で、現金買に限るとの自覺を起させたならば、小賣商人などは、ドノ位助るか知れないのである。今、歐米に於ける一二の例を擧げると、

第一項　正札割引同盟

と云ふのが獨逸の或地方の小賣商人に依つて組織されて居る。是れは一方現金奬勵の爲めに出來たもので、此の同盟商店は商品に一々明瞭な正札を附ける義務を負はされ、現金で買物をしたお客に對し、其の都度買物金額を記した切手形の割戻券を渡し置き、其の買物高が百十マークに達するを待つて、お客が之れを市の貯蓄銀行に提出して、五マークの割戻を受ける仕組になつて居る。而して銀行の手を經てするやうにしたのは、お客に不安の念を抱かせぬ爲めと、各商店が手數を省く爲めとで、銀行は此の同盟の基本金を無利子で運用する代償として、無手數で凡ての割戻事務を執ることにしてある。

第二項　現金割引組合

と云ふが米國にある。是れは商人とお客との團體で、其のお客が現金で買物をした場合、或は期間通りに掛代金を決濟した時に、之れに對して特別割引又は割戻を與へる仕組で、猶ほ信用交換所の役目をして居るのもある。

第三項　掛賣廢止同盟

是れは現金奬勵でなくして、强制と言ふて可い。即ち酒商なり、醬油商なり、或地方の同業者が團結して、お客に一切通帳取引をしない。其の代り上品を安く賣ると云ふことを標榜した組織で、若し規約に背いた商人があると、問屋若くは製造元は荷を送らぬと云ふ嚴重な制裁が出來て居るのである

成るべくなら現金で賣り度いと云ふのが、洋の東西を一貫した希望であるが、是れは單に希望に止まつて居て、實際に於て之れを實現させることは大いに困難である。併しお客の方から自覺して現金買をするなり、商人の方から奬勵するなりして、相互に無用の手數と費用と厭な思ひや危險などを除いた安全な現金取引は飽迄望ましい。若し夫れ萬止むを得ぬ要求よりして、なさねばならぬ場合にも問屋と言はず、小賣商人と言はず、先づ愼重に取引先の信用を確めた上、集金に安全な方法を立てゝから、開始するやうにせねばならない。只お得意を殖やしたさ、深儲けがしたさ、と云ふやうな考へから、無暗なお客と無暗な信用取引をすることは餘程注意せねばならぬのである。

第七章　掛代金の取立術

何も大仰に商品を貸して、其の代金を取立てるに、別に術などと言ふて騷ぐ事もなからうと言へばそれまでだが、多くのお客のうちでは、先づ拂ひ澁るお客、即ち之れを回收するに、相當の術の要るやうなお客が、十中八九を占めて居ると言ふてよい。愛嬌よくしたり、商品を吟味したり、種々な面倒や費用を掛けた結局に、其の貸した代金が旨く回收されなかつたら、掛賣をする商賣位馬鹿々々しいものはない。斯う云ふ馬鹿を見ぬ爲めに、米國では集金取立に關する通信學校が出來て居り、之れに關する技術者を養成して居る。尤も信用取引をするに當り、取引先の身元や信用を調査するのも、集金を完全にしようと思へばこそで、苟くも掛賣を許す商人は、第一に此の集金に最善最良の方法を錦さねばならぬのである。

第一節　御客の種類

約束通りキチンと支拂をして呉れれば、別に問題はないのだが、往々拂ひ澁るお客が出て來るので、商人は中々油斷がならぬのである。而して此の支拂の惡いお客にも、種類があつて、ザッと左の三つに分類されるやうである。

(A)拂ふ氣があつて拂へぬ客、
(B)故意に拂はぬ客、
(C)何とはなしに拂はぬ客、

以上の三種類のお客に對し、商人は如何なる方法を以て、之れに臨むべきかは大いに考慮せねばならぬ問題である。

第一項　拂へるやうにして拂はす

此種類に屬するお客のうちにも、急性的なのと、慢性的なのとがある。

(A)急性的不拂客。即ち火事や洪水や盜難、又は附近の大工場が潰れたとか、偶然の出來事の爲めに商品が平生の如く捌けず、常時几帳面のお客も、是れが爲めに支拂が遲れると云ふ如きは、其の急性的に屬し、實際氣の毒な事情であるから、先づ時機到來まで待つてやるがよい。但し油斷して慢性的にして了ふといけぬから、時機を見て敏捷に取立てねばならない。

(B)慢性的不拂客。即ち商品が思はしく捌けぬと云ふやうな理由が附く。尤も一般不景氣の爲めなら據所ないが、そうでないのは其の商人の素人、或は商賣下手を意味して居るかも知れない。斯う云ふお客に對しては、問屋は餘程嚴重な監督と警戒とを要する。又可なりに利益を收めて居ながら、常時手許の逼迫した商人もある。之れは或は貯金に伴はぬ多額の生活費を掛けて居るとか、或は無暗に消費者を信用して掛賣したのが回收出來ないとか、或は店員に不正漢があつて攫らぬ内に洩れて了ふとか云ふやうな理由に基くもので、是等は問屋は救治的に、相當の援助を與へて、徐に回收を計るが

よい。

(C)拂ふ見込のないお客。如何に嚴しく催促しても、到底拂ひそうもないお客に對しては、矢張『短氣は損氣』の本文通り、寧ろ穩和な方法で、其の會計を看護し、ドウにか拂へるやうにして拂はせるがよい。法律に訴へてなどと云ふのは、商人としては最も愼重熟慮の末でなければ、執るべき手段ではない。若し自分の智慧なり、或は資金なりを貸しても、其の商法の行立つやうにしてやれば、單に取引先のみの幸福でなく、實に問屋即ち商品を融通してやつた方の仕合である。

第二項　督促を嚴にして拂はす

此の方法を用ゐるのは、故意に拂はぬお客であつて、實に手の附けられぬ代物、最初幾ら信用調査をやつても元來騙そうと掛つて居るのだから、什麼しても一杯喰はされ易い。其の慣用手段としては、大抵最初は少額の註文を寄越し、支拂も期日通りに確然と片を附けるから、問屋の方も遂ひ信用して了ふと、徐々と大きな註文を始め、それが積り積つて、問屋でも少しく警戒を初めたなと思ふ頃、美事土俵際で背負投を喰はせると云ふ工合、而して甲の店からも乙の店からも融通してあるのだから、若し取立の手加減が緩漫であると、其の方へ拂ふべき金を他の嚴しい方へ、密と廻して了ふと云ふやうな場合がありがち故、常に注意が肝要である。

第三項　損氣好くして拂はす

只何とはなしに拂はぬお客。是れなども隨分厄介な難物で、殊に癪に觸るのは立派に拂へる身分であり乍ら、貸した方から、激しく追求しないと拂はぬ圖々しい連中である。而もそうかとて奇麗淡如片を附けるのではない。今月は是れ丈後は孰れ來月になど、客嵩な拂方をするのが常、併し何も商賣と觀念して、少しづゝでも根氣よく取立てるより外に塗はない。只惡意があつてするのでなく天性のヅボラとか、拂汚いとか云ふ種類に屬するのだから、萬更捨てたものでもないけれど、新規に信用取引を始めようと云ふには、餘程注意して掛らねばならない。

以上は主として釀造元若くは問屋の立場から小賣商人をお客として見たのであるが、小賣商人から消費者を見たお客の種類別（拂ひ澁る）と大體に於て大差ないと思ふ。

第二節　取立の準備

『準備ある者は即ち勝つ』で何事も豫め準備して掛らねばならない。今、集金に關する準備を區別すると、

第一項　滯貸を防ぐ事

掛代金が期日通り回收されず、常に幾千宛滯つて居る事は、遂に貸倒れとなる原因であるから、餘程注意せねばならない。即ち掛賣期間を餘り長くして置くと、第一、資本の運轉流通を止めるのみならず、お客の方でも自然支拂額が積つて了つて、憶劫になると云ふ結果を生じ、相互に損害であるから、從來の商習慣と其の地方の習しとを無視せぬ範圍に於て成るべく短期間にして置くがよい。お客は大體我儘であつて、自分で勝手に借りて置いて、商人が餘り長く方圖なく貸すから、掲定が嵩むのだとて不平を言ふのもある。兎に角商人としたらば、お客の便宜を第一として、其の支拂に付ても苦痛を感せしめぬやうに計るのが肝要である。

第二項　整理が常に行届く事

整理の附いて居ないのは掛賣から生ずべき損害をして、最も大ならしむる有力な原因であつて、從つて滯り貸し即ち貸し倒れを多く作る所以である。貸し倒れが最初取引前の信用調査の不完全な結果なら兎も角、それ以外の事情にあるのなら、整理の如何に依つて復活させることは容易である。而して掛賣の關係を明かにする爲め、カードがよいか帳簿がよいかと云ふに、それはお客の多寡にも依るけれど、お客に依つて特別に約束した支拂日にもあり、又臨時に取りに行く所もあり、請求書を出すにも都合の好い日取りが、お客〳〵の事情に依つて違ふのだから、少しく口が多くなつたら、カードが便利と思ふ。

第三項　請求書の出し方

賣掛代金の取立て、即ち集金の第一歩は請求であつて、其の行爲は先づ請求書の發送に依つて現はれる。之れを出す時期はと云ふに、約束の期日の如何に依つて違ふは勿論だが、一體、請求書を出すのは、お客に支拂の用意をさせると共に、其の請求が決して不當でない事を知らせる目的であるから、例へば晦日に支拂を受ける爲めに、廿八日や廿九日に出す如きは、決して當を得たものではない。そうかとて餘り早く出し置くと、お客は却つて忘れて了ふ虞れもあり。且つ感情を害する場合があるから、種々の事情を綜合して見て、實地に當つて手加減をするが肝要なれど、先づ五日乃至十日前に出すがよい。

第四項　請求書の作成

即ち販賣の年月日、商品の名稱、種類、數量、代金等を記載し、猶ほ『特に委任狀を附し候場合の外、本店代表者並に其の他の店員等へ御支拂の儀御無用に御座候』などの注意を書き添へ、更に其の裏面に委任狀の雛形を示して置くが如きも極めて必要である。

第五項　小賣商の請求書

以上は問屋を主にして述べたもので、元より之れを小賣商に應用する事も自由であるが、普通日用品の掛賣代金請求には、極めて簡單に『書き出し』を配つて置き、何時何日に頂戴に行く意味の通知をするものと、〃〃と簡略して單に通帳に『〆』を書いて、支拂期日前にお得意へ示して置くのもあつて、誠に手輕なものであるが、併し取引きが多額に、而して大き

くなつて來たならば、完全な請求書を作成するがよいと思ふ。

第三節　間接の取立

小賣商人が掛賣をするのは、直接店主なり、店員なりが出張して、取立て得べき近くの場合に限られて居るが、問屋若くは醸造元から仲間（小賣商人）への取引は、出張して勘定をして貰へぬ遠距離の場合も多いから、其の掛金を取立てるには、先づ郵便に依り、前述の請求書に添へて何日に參上する旨の手紙を差出すが普通である。此の手紙が集金員以上の働きをするのだから、其の認め方は餘程注意せねばならない。

第一項　手紙に書く文句

幾ら貸金を取るのだとて、決して商人は權柄がましくてはいけない。若し直接お客に逢ふて、掛金を貰ふのであると、種々と時候の挨拶もしたり、愛嬌も振播いたり、不景氣で金の寄りの惡い事や、『其故御催促にも上つたやうな次第で』などゝ同情を求める事や、種々と骨を折るのであるが、手紙ではお世辭笑ひをする事も出來ず。叩頭をする事も出來ないのだから、注意に注意して、お客の感情を害はぬやう、叮嚀に認めてやらねばならない。決して當然の權利を執行するのだと云ふやうな態度を持つては不可ない。猶ほ書體の判然として意味の徹底した文章でないと、受取つた方で時に判讀に苦むのみならず、或は面倒を起して其の儘に投り込んで了つたり、又は僅かな點から不快な感情を起させる等、意外な損害の多くあるもの故、お得意へ出す手紙は餘程確り書かぬと駄目である。

第二項　催促手紙の書方

一回の請求で措置が付けば、何の經緯もない譯だが、二回三回と手紙を出すやうになれば、そう〳〵呑氣そうに笑つたり、女々しい泣言を並べたやうな、弱い態度もよくないから、催促を受ける方の心理狀態を研究して、急所を突くやうな文句を書かねばならない。一體、人と云ふものは天性負債を好まぬもので、初手から借り倒そうと掛つた者は除外例として他は人に借金がある爲めに、常に頭の上らぬやうな氣のするものであるから、そこは旨く怒らせぬやう、馬鹿にする氣を起させぬやうに、認めて送るが最も肝要で、米國には掛金催促術を通信で敎授する學校さへ出來て居る位ゐである。

第三項　書面は總て封緘

一層簡單なのは活版で葉書へ印刷して置いて、發信に際し所要の文字を記入すると云ふのもあれど、ドコの商店でも秘密を保たねばならぬ場合が多いのだから、葉書で一錢五厘で濟む所を封緘にして、三錢掛れば之れに要する通信費が倍であるにしても　取引先の便宜と信用を重じ、感情を害はぬやうにしようと云ふには什麼しても封書にして出す方がよい。但し二回三回四回と催促しても、一向埒の明かぬやうな場合には、遂には葉書を出すも差支えないが、兎に角、商人が掛代金を取立てるのは、金貸しが貸金を取りに行くやうな考でやつてはならない。

第四項　氣を永くする必要

幾ら商賣だからとて、何回も督促しても返事一つ來ず、勿論送金もして呉れぬ場合には、誰しも癪に觸るもので、殊に東京の氣の早い商人は、金に艱斗を附けて了つても、一つ思切り言ふ丈け言つてやろうと云ふのがあれど、商人としては最も損な方法なるのみならず、此方で怒つて了つてから能く先方の事情を調べて、見ると實際止むを得ぬ場合や、不都合は寧ろ此方にあつて、改めて詫びをせねばならぬやうの場合等も少くない。即ち多く遭遇する經驗上から言ふと、

(イ)先方に不幸のあつた場合、
(ロ)店員の疎漏で放任してあつた場合、
(ハ)委託品の場合に商品に缺點がある場合、
(ニ)時期が遲れた爲めに販賣を中止した場合、

以上の事情の爲めに止むを得ず返事もせず、送金もしなかつた事が後日になつて分ることもあるから、商人は須く氣を永くして、決して此方から投げて掛つてはならない。

第五項　送金は何が便利か

送金する方から云ふと、最も安全で便利なのは、振替口座に依るにある。他に小爲替とか、銀行爲替とか云ふ送金方法もあつて、其の位地に依り適宜の方法に依るを妨げぬけれど、商人がお得意先に請求をする場合は、請求書及び手紙に添へて、振替送金用紙を共に送るが先方への便宜である。

第四節　直接の取立

近くの取引、小賣商店から消費者への取引、又は手紙では交渉の纏らぬ場合等に於ける直接の取立方を述べようと思ふのである。

第一項　氣持の好い風彩と態度

理窟は種々あるけれども實際吾々がお客として經驗する所に依ると、何となく癪に觸るやうな面構へのや、氣障な態度の店員がやつて來るのと、愛嬌のよいキビ〳〵したのが來るのとでは、第一來られた方の氣分も大變違ふので、自然拂ひ振りも違ふやうな譯であるから、此の衝に當る店員は須く其の風彩態度容貌等に注意せねばならない。

第二項　社交的才能が肝要

風彩態度も何となく上品だと云ふ條件の次に、最う一つお世辭が巧くなければならぬと云ふ註文がある。即ち商人は最も社交的才能を必要とするが、殊に閻魔顏して支拂ふべき掛先へ行つた時は、人を外らさぬ如才のない態度が必要である。世間話も旨く、お太鼓を叩く事も心得て、調子を合せる呼吸を呑み込み、且つ機を見て話を目的とする掛賣の本文へ引付

けて來る手腕と、猶ほ掛金さへ拂つて呉れゝば、此方からは幾らでも荷を送ると云ふやうな意嚮を、それとなく仄めかす、而も態とらしからず、スラ〳〵と輕く運ばれて行く入神の技がなければならない。

第三項　贈賄は考へ物

東京の商人中には、未だ幕政時代からの舊弊が殘つて居て、贈賄及び御馳走攻略を以て、商賣擴張の秘訣の如く誤解して居るのが多い。即ち地方の取引先から店主若くは店員が上京した時、割烹店や待合等へ招待し、人情の弱點を捉て自家の商品を買はせる道り口、それから、此方から地方へ出張した場合も、莫大なお土産を持參するか、或は土地の料理店などで藝妓を揚げて馳走するなどの方法であるけれど、斯くの如きは最も卑劣な手段なるのみならず、其の費用は凡て商品に掛るとすれば、之れを消費するお客こそ好い面の皮である。何とか一つ改良して、待合や料理屋やお贈物に使ふ費用を以て商品を安くした方が、何位か氣が利いて居るか分らない。兎に角斯うして掛先の感情を損にせねば、以て掛金が取れぬと云ふやうな不健全な考へは一掃して欲しい。

第四項　迂濶に馳走になるな

此方で費用を使ふて御馳走してやるのなら、單にそれだけ懐中が痛むのみに止るけれど、先方で御馳走をしようと掛つた時には、須く眉毛に唾せねばならない。若い鮪のやうな店員が來たから、一つ酒で殺して猶豫させてやろうなどゝ云ふのがある。折角の御出張種々東京の御話も承り度いから、別宅の方へお出でを願ひます』と案内する所は別宅は即ち別宅、待合か料理店であつて、『サヽ、ドウぞ一つ』、『イヤ、手前は不調法でして』などゝ言つたつて押附かない。一杯二杯と呑むほどに、大分藥の利いたなと思ふ潮時を量つて、『エヽ、實はお店の方へ差上げる御勘定でゲスが』などゝ、一寸頭を掻いて見たり、手を揉み始めたりした日には大變、最う斯うなつたら『それは困ります』と居直る譯にも行かず、『では何日までには間違なく』と云ふやうな事で、悄々引退つて來ねばならない。又、中には調子に乘つて了つて、『是れからの勘定は私の方で持ちますから一つお立替えを願ひます』などゝ言つて、土地の不見轉か何かを招んで貰つて騒いで了ふのがある。折角費用と時間とを掛けて地方へ出張して、肝腎の掛金は一文も受取らず、遊興費は掛代金の内から差引かれ、甚しいのは更に新規に商品を掛貸して來るやうな、至極お目出度く出來上つたのもある。戒しむべき事と言はねばならない。

第五項　惡辣な問屋踏倒策

序だから一寸言つて置くが、是れは茨城縣方面の養鷄組合の代表者が、東京の問屋へ荷を送つて置いて、其の掛金を受取りに來た時にやつた毒策で、即ち此の鷄卵問屋は二階に凄腕の別嬪を匿つてあり、椋鳥と見たら最後、酒で殺して毛まで毟つて了ひ、色仕掛けで遂に掛金を棒引すべく丸め込むのである。現に著者の知人で、此の凄いのに引つ掛つて飛んだ馬鹿を見たのがあつた。斯う云ふのは滅多にないが、兎に角警戒に如くはない。

第六項　百折不撓の根氣

掛金取立に行つて、『待つて居ました』と拂つて呉れるお客ばかりはない。摺つた揉んだの末に拂ふのが十中八九と見て置かねばならない。一回で無駄なら二回、三回四回何十回でも何百回でも根氣よく足を運び、『ドウも實に店の方も不印でして困るのです』と云ふやうに、穩かに、努めて同情を惹くやうに持ち掛けると、『人の性は善なり』で、少許の勘定を度々氣の毒だと云ふ感じが起きて、竟には皆濟する事になる。併し乍ら先方次第で、商人は心から小心翼々ではいけない。人を人とも思はぬ大膽と、怒氣を貌に現さず、且つ其の爲めに事を破らざる大度量とがなくてはならない。如何に迫害されても所信の爲めに驚かす、一旦取ろうと思ひ込んだ掛金は、斷々乎として飽迄も所信通りに實行する勇氣がなければならない。

第五節　掛取と催眠

近頃、歐米の實業社會では、商賣の上に心理學を應用する風、即ち、お客が廣告や意匠や店の飾付や店員の應對やに就ての心理狀態、それから商品を賣り込む場合の呼吸や、掛金を取立てに行つた時の懸引などに、凡て此の心理學の法則を應用する傾向が流行つて來た、甚だ喜ぶべき現象と言ふべく、而して殊に販賣に就てよりも、掛金取立に當りて一層之れが必要と有効とを認むるものである。即ち俗に言ふ『借りる時の地藏顏返す時の閻魔顏』で、人情は自分が承知で、更に頼むやうにして借りた商品の代金も、時間を經過して支拂ふ事になると、惜いやうな氣がして拂澁るのが普通である。殊に小賣商のお客に斯う云ふのが多い。誰しも生命を維持するになくてならぬ金錢に就ては、神經が頗る過敏になつて居るもの、支拂ふ餘地があつて拂澁るやうのお客は澤山ないとしても、兎に角、人は金錢を出すことを嫌がるのが十人の中八九人までもある。然るに商人は其の嫌がある金錢を出させねばならぬ難事業に從はねばならない。尤も商品を賣つて貸した掛金故、先方が嫌がろうとドウしようと此方は構はない。ミシ〳〵取立てればよいと言ふのなら何でもないが、永くお客として愛顧を受けようと云ふには、忌々でなく金錢を出させるやう、即ち商人はお客が掛金を支拂ふに就て少しの苦痛も、將又不愉快をも感せぬやうに、仕向けねばならぬのであるから、中々骨が折れるのである。

第一項　催眠術的氣合

人間は如何に意志の强固なものでも、催眠術的暗示に動さ

れぬ事なく、例へば一寸掛金を取りに來た店員の風彩や態度を見て愛憎の念を起したり、此奴は酒で殺せるなと思はせたりするのは、抑も暗示の第一歩であつて、進んでドウしても拂はねば濟まぬと云ふ感じや、最初都合があるから拂ふまいと思ふたのも、ドウも拂はずには居られなくなつたりするのも暗示である。而して此の暗示を掛けるには、充分催眠術的氣合を會得せねばならない。

第二項　立後れの氣味

立後れの相撲に勝てた例しなく、又『先すれば人を制し、後るれば人に制せらる』と云ふ如く、掛取に行つた場合にも、先方に先手を越されると、ドウも後は旨く談判が附かない。例へば弦に百三十圓の掛金があるとして、取立に行く方では少なくも百圓は受取つて來る豫定の所、豈圖らん先方では、『全部支拂つて了ふと、問屋は後商品を掛賣にして呉れぬかも知れぬ。若しそうなつたら資金の乏しい自分の店は直ぐ困つて了ふ』からとて、甚しいのは端數の三十圓丈けを支拂ふ積りで居るのがあり、又は事情止むを得ずして其の端數丈けしか拂はぬ考へのもある。若し受取に行く店員の腦裡に一寸でもハヽアと思ふやうな閃きがあつたら、先方から切出されぬうちに『今月は店も閑暇で』とか、『弊店に非常な出費がありまして』とか、一本釘を指して置いて、先方をして『是れはドウあつても全部ならずとも半分以上は拂はずばなるまいかとの念を起させるのが、暗示の巧妙なるものである。

第三項　此人に信用されたら

『將來必要な商品も融通して呉れやうと、又安くもして呉れやう、兎に角此の人の信用を得て置かねばウソだ』との念を、自然に先方の胸中に起させると云ふも頗る上策で、斯う云ふ技能が出來て來れば實に商賣の巧妙な人と謂ふべく、其の商賣は既に成功の域に達して居ると云ふてよい。若し是れが反對に行つて『コンな人に義理立しても無駄である。それよりも他店へ支拂を奇麗にした方が得策だ』などゝ思はせたら、最う其の儘、貸し倒れで、遂に顏を赤め合つた末に、永久の絶交となつて了ふ。

第六節　爲替手段で請求

問屋若くは釀造元から地方の小賣商人又は仲買人への取引に於て、爲替手形を振出して、其の掛金を回收せんとする場合に行はれる方法で、云ふまでもなく、是れは掛賣取引先所在地の銀行に托して取立てゝ貰ふ仕組になつて居るのであるが、其の取引先に常時金の廻りが好くて、銀行員の手形呈示と共に、支拂をして呉れゝば差支えないが、そうでないのだと、取立を依頼する銀行に餘程確りして貰はねばならない。

第一項　銀行の選擇を誤るな

銀行は單に手數料を貰つて取立をする丈けの事、先方が、

『斯う云ふ理由で支拂が出來兼ねる』と言へば、『では、拒絶證書を書いて下さい』と言ふやうな譯で、別に嚴しく責めるでもなく、先方の言ふがまゝに引退つて、其の手形を振出人へ突返して了ふのがある。是れでは甚だ心細い譯で、一體、取引をする本人同志が顏を突合しての談判だと、人情で止を得ず拂をする場合もあるが、他人の銀行員などが來たのでは、今都合が悪いからとて拒絶るにも拒絶り易い。故に銀行は弦の不便を察して、飽迄依頼者の爲めに根氣よく取立てに努力し、萬止むを得ず匙を投げると云ふのが、商賣の責任でもあり、依頼者への親切と云ふものである。であるから依頼者は親切で責任を重んずる確實な銀行を選擇する必要がある。

第二項　爲替手形發行の注意

若し好意を表さねばならぬ取引先であるならば、突然銀行から爲替手形を持參して支拂の請求に行き、狼狽させるのは感情上面白くない。又、商人は何處でも六抵は現金を遊ばせて置くものでないから、豫め取立に行く事を通知して、金圓調達の期間を與へるのが必要である。それには先づ前以て手紙で、此方の事情止むを得ず、爲替手形を振出したからとの趣きを本曲申送つて置くがよい。

第三項　不拂者への制裁

若し度々支拂を拒絶するやうな取引先であつたならば、ドウしても一定の制裁を設けて置かねばならない。即ち今後の掛取引を中止するとか、掛賣金額の据置限度を定め、萬一不拂の場合には今後荷を送らぬのみならず、賣掛代金の全部支拂を請求するとか、要するに不拂から生ずる不利益が、相互に大なる影響のある事を知らしめて置かねばならない。

第四項　荷爲替付の場合

是れは普通の掛賣取引とは違つて、商品は代金と引換でなければ渡さぬ事になつて居るのだから、別に集金的技術を要する譯でもないが、矢張り取引先の信用程度から調べて掛らねばならぬ點に於て、信用取引と見ることが出來るから、序に弦に述べるのである。一體、商品と代金と引換取引であるから、現金賣買も殆んど同じやうなものであるけれど、それは荷受主が完全に荷受けをした場合を豫想しての事で、即ち豫想は豫想に過ぎずして、往ゝにして豫想の外れると云ふのは、金の都合で荷を引取らなかつた場合である。そうなると往復の運賃、荷造費、手數料、商品の破損、時期の關係する商品なら時期遲れ等、凡ての損害は荷主の負擔に歸して了ふのだから、信用の不確實な商人から、荷爲替付で荷を送れと申込んで來ても、迂濶に積出してはならない。

第五項　分割送荷の便宜

若し注文主の信用が千圓以上を超過するを許さぬのであつたら、其の人からの千圓以上の注文は、之れを分割して送るが安全な方法で、萬一七百圓の金は出來たが、後金が工面出

來ぬ爲めに荷受けが出來ぬとあつては、其の荷を手に入れぬ間は活動も出來ず、又一方は其の代金の回收も出來ぬ譯で相互に不利益此の上もないのであるから先づ豫め此方から、荷受主即ちお客の都合を察して、少しく注文が大きいなと思ふたらば、引取りよいやうに分割して送るがよい。

第七節　貸倒の豫防法

商人が掛賣をする爲めに、或期間内資金の固定に對する金利をも、一般商品の賣價に含ませる事は、甚だお客の爲めを思はぬ亂暴なやり方と言ふてよいが、掛賣代金の幾割乃至幾歩か貸倒れとなる爲めに、此の損害丈けを掛賣する商品に負はせるものは實際に止むを得ないのである。併し乍ら此の貸倒れなるものが、商人の怠慢即ち取立に就て努力の足りなかつた爲めに、モツと減ずべき損害も其の儘になつて居るやうな事情、例へばモツと骨折つて取立てれば一割の倒れも五歩で濟む場合、其の商人の缺點から生じた損害をお客が背負ねばならぬと云ふのは、決して商賣繁昌を期すべき所以でなく、寧ろ其の希望とは大なる矛盾をなして居ると言ふべきである。之れを防がんとするには、信用取引の以前に遡つて先方の信用調査を充分にすべきは勿論、之れが掛金に就ては、全力を擧げて蒐らねばならない。

第一項　債務を忘れさすな

商人の請求書が完全でなかつた爲めに、集金に行つた時『ソンな勘定があつたかしら』などと言はれるのは往々ある事で、此の場合は早速其の不完全な點を改訂し、次いで其のお詫びを述べ、お客の感情の和いだ頃、出直して再び集金を始めるがよい。所が『悪いのは私の方が悪いのですが、ドウせ頂戴するお勘定ですから』などゝ、其の儘集金行爲を繼續するのは考へ物である。猶ほお客に依つては、僅かな勘定で四圍の事情の爲め全く忘れて居た者もあり、チヤンと知つて居て、商人の方に請求書の不完全とか何とか云ふ、少しの缺點を附込んで、ワザとスッカリ忘れた風を粧ふのがある。是れ等に對する寛嚴の態度は自ら違はねばならぬのであるが、餘り執拗く、八釜しくしてお客の感情を害する樣でも困る。然し取り好い所からのみ取立て、少しく難澁な方を抛棄して置くのは更に好くない。お客が眞個に忘れて了ふやうでは迚も集金は完全に行へるものでない。

第二項　少しの猶豫が貸倒

少し都合が悪いから、此の次まで猶豫して呉れとは、良く遭遇する事で、勿論商人は『それはいけませぬ』とて無愛想に拒絶する譯には行かない。併し此の際は言葉巧みに、次回の支拂日を定めさせ、其の約束の日には必ず行き、狡猾お客に對して『あの時は待つて居たが今日は又都合が悪い』などゝ、體裁の好い、而も何とも言ふことの出來ない遁辭を與へぬやうにせねばならない。猶ほ此の『少し猶豫して』が、二回三回となつたらそれこそ愼重な態度と、周匝な注意とが必要であるが、種々多忙なる關係もありて、モ少し突込んで取立てれば物になるべき所をも、足を遠退いたり何かして催促を緩めるやうになり易いから、此の少しの猶豫に就ては、少からず注意を拂はねばならない。

第三項　見切も亦肝要

一二回の集金で猶豫を申込まれたからとて、其の儘之れを倒貸れと見做すことは勿論出來ない。彌々駄目と云ふドン底まで突込んで行かねばならぬのは、今更喋々する必要もないが、併し相手の經濟狀態や四圍の事情等が、迚も拂ふに拂へぬものと見たら、サッサと見切りを附けて了つた方が、手數丈けでも助かる譯故、商人に此の見切りなるものも肝要だが、併し面倒を厭ふて、未だ解決の見込みあるものを『已に三回も四回も督促したが、支拂をせぬから迚も駄目だらう』と、集金に行つた度數で定めるのはよくない。必ず萬止むを得ぬと見込みの付いた場合のみに限つてすべきもので、實際に拂へぬのは一回の猶豫申込の際にも、已に見切の必要は分るのである。

第八章　貸倒復活術

附　商人の心得べき法律

一般の貸金でも亦賣掛代金でも、幾ら熱心に且つ手際好く取立つるに拘らず、其の折角の努力が、全然徒勞に歸して、一文も取れなかつたり、或は一部分取れても、猶ほ幾分滯つたりするのは、集金上實際に當つて、常に遭遇する所の現象で、之れが其の儘永久に取り得べからざる狀態に在るもの、是れを稱して、貸倒れと言ふのであるが、此の貸倒れこそ實に商人に取つて、此の上もない苦痛で、或場合には遂に之れが致命傷となり、閉店廢業の悲運に到達せぬとも限らぬのであるから、商人としては此の貸倒れを多く作らない樣にする事が、最も必要缺くべからざるは云ふ迄もない。併し乍ら實際は如何に掛賣に注意してお客の信用を嚴重に調査し、且つ取立集金に全力を盡しても、餘儀なく回收不可能の掛代金、即ち貸倒れが出來る事は、實際に於て防ぐべからざる事實であるから、之れが復活、即ち一時回收すべからざるものと諦めた貸倒を生かす術を研究するのは、最も大切な問題と云はねばならない。

既に貸倒れと云ふ、例へば人の一時氣を失つた者、或は已に息を引取つたものの如く、縱令、蘇生の見込みのあるにせよ、ないにせよ。最早素人の因循な手當を許さないのは勿論、之れを復活するには、元より望まぬ事ではあれど、法律の力を藉らねばならぬ場合が多い。尤も一々裁判沙汰にしてまで爭ふ必要もなからうが、少くとも貸倒れを復活しようと云ふ

には、ドウしても法律的思想が充分なければならない。例へば法律上の時效などが、最も之れに影響を與ふるものであるが如き、即ち是れである。

第壹節　貸倒れの狀態

所謂貸倒れなる名稱の下に一括し得べきものは、實に種々雜多であつて、決して一樣でないのは、即ち相手とすべきお客の種類の一樣でないからである。要するに貸倒れの狀態として數ふべきものは、大略左の如きである。

第一項　一時的の貸倒れ

即ち或約束の支拂日に支拂はれずして、多少の期間猶豫を承諾したるもの、或は先方の營業不振とか、不幸とかのあつた爲めに、此方から差控へたやうな場合がそれで、將來或時期さへ來れば、屹度取立て得べきものを言ふのである。

第二項　永久的の貸倒れ

即ち惡意にはあらねども、其の財產狀態に急激な變化を來した場合や、死亡や、豫め借り倒すべく圖つた者やで、將來取立て得べからざるもの、回收不可能の見込みの附いたものを言ふのである。

第三項　請求權を失ふ場合

第一及び第二の場合は、猶は瀰々となれば、法律に訴へても請求權を主張する事が出來るけれど、玆に所謂法律上の權利を失ほんとする場合、即ち時效に掛つて了つて、其の債權債務即ち貸し借りの關係は、最早法律上では認められなくなり、單に德義上借りた者が、貸した者に對して、返濟の義務を認めて居るに、過ぎない事になつて了ふのだから、全く主客は顚倒して、借りた者が强く、貸した者が弱くなつて了ふのである。即ち此の位ゐ馬鹿々々しい事は多くないので、幾ら商人は、お客本位にして、裁判沙汰などは絶對に避けねばならぬと言ふても、何處までも馬鹿になつて居ねばならぬと云ふ弱身もないのだから、適當の手續きを施して、常に法律上の請求權を失はぬやうに注意すると同時に、之れを失はんとした場合には、亦適宜の方法を以て、之れを復活する事を工夫せねばならない。

本章に於て述ぶる所は、主として最後の第三の場合に重きを置いて、其の之れに對する適當手段を講じたものに外ならない。蓋し第一、第二の場合に對して處すべき方法及び注意は、大體之れを前章の集金取立術中に於て述べた積りである。尤も一時的の貸倒れでも、回收の見込みないものでも、此の法律上の權利までも失つて了つたのでは、到底復活に就ては絶望と言はねばならない。

第貳節　復活の呼吸

商人がお客に掛賣を承諾して商品を供給するのは、無論其

の信用にも依るけれど、一つにはお客に對する好意をも含んで居ねばならぬし、幾ら取るべき權利の當然の主張だと言ふて、お客の感情も考へずに、無暗に督促したり、或は露骨に自分の利益になる事、或は勝手な要求をのみするのは、其のお客をして彼の商店は酷薄であるとか、殘忍であるとか、猶ほそれに尾鰭を附加へて、他のお客に吹聽せぬとも限らない。人は即ち『罪のある子は憎からで、繩掛けるお役人が恨めしい』と云ふ我儘者で、殊に又お客位ゐ商人に對して、我儘氣儘な者は澤山ないのである。

商人は決して三百代言ではない。お客は亦ドンなお客でも成るべく感情を害してはならない。即ち貸倒れを復活するにも、そこに目から鼻へ拔ける如才がなければならない。圓轉滑脫の呼吸、調子が必要なのである。

第一項　巧妙な時效中斷法

時效及び中斷の意義は、後節に於て詳しく述ぶるが、例へば假りに二年で時效となり、最早法律上貸借關係の消滅して了ふ場合、貸主が借主からホンの少額の內金を貰つても、此の時效なるものは、其の時から復活して了つて、更に二年間なり三年間なり有效になるのであるから、若し小賣商人が貸倒れの出來た場合、其の債務者即ちお客の所へ行き、店員であつたならば、『貴家から掛金が頂戴し得ぬ爲め、其の責任は自分が負はねばならず、甚だ申兼ねたが、幾償にても好いから頂きたい』と哀願し、假令二十圓貸金のある所へ五十錢受取つても、將に掛らんとした時效、已に掛つた時効も、玆に立派に復活するが如き、是れ商人としては最も考へねばならぬ事柄である。但し此の場合、若しお客が、『では、勘定の方は何れ濟すとして、お前さんに氣の毒だから、少額だけれど使ひ賃に』などゝ言つて寄越したら、其の金を受取つた後、『ドウ致しまして、使ひ賃など頂戴する事は出來ません。と言ひ乍ら、通帳に金五拾錢也。右何代金何圓の內金として正に受取候也。と記してお預り申して置きます』（第八節參照）と云ふ樣に手際好くやらねばならない。是等の呼吸は卸問屋からの掛賣の場合にも、移して以て應用する事が出來る。斯うして初めて法律上の貸倒れが法律的に復活して來るのである。

第二項　他人に取立の依頼

法律に據るにせよ、又據らぬにせよ。他人に依頼して取立させるのは、貸倒れ復活に取り比較的効果の多い場合がある。其の方法としては、他人に債權を讓渡した事にしても可し、又眞に讓渡して了つてもよい。すると依頼された者、讓受けた者は、別に債務者に對し情實的關係がないから、其の請求も從つて嚴重であるし、且つお客の方でも、斯うなつて來ると、純然たる債務者で、お客と云ふ影が自然薄くなつて來るから、我儘く出來ぬ事になる。

第三項　債權取立業者の注意

支拂はれざる掛代金を他人に取立てさせることは誠に便利な事ではあるが、併し依頼する人間の信用などは常に能く注意して掛るがよい。左もないと飛んだ馬鹿を見る事がある。即ち之れを一種の請負事業として專門に營業する者が、近頃大分澤山出來たやうだが、其の遣り口には右證文や貸借關係帳簿等を預つて、債權の取立をなし、成効すると受取つた金額の五割位ゐを報酬として取る。尤も迚も取れぬと諦めた貸倒れが生きて、假令半額でも手に入るのだから、商人としても不利益と言ふ譯はない。只玆に一つ注意すべきは、イカサマ的の取立屋になると、受取つても受取らぬ振りをして着服するがあり、又、地方へ出張する費用だとか、或は其の手附金だとか、會員組織だから先づ會費を納めて會員になれ、などゝ云つて金錢を捲上げて了ふのもあるから、餘程注意して萬止むを得ぬ場合の外、債權取立の爲めに要する費用などは、之れを前金で渡さぬやうにし、猶ほ成るべくは自分の知己にでも依頼するがよい。於玆乎、歐米に於ける信用交換所の如きものを設立して、取引先の信用調査及び掛金回收完全を期する事は、必要であると思ふ。

第參節　法律的觀念

法律と云へば辯護士か裁判官かでなければ必要のないもの、商人などは知らなくとも差支えない。否、寧ろ之れを知つて居るが爲めに、弊害があるかのやうに考へて居た商人も少くないやうだが、全く飛んでもない誤解で、凡て吾々の權利なるものは、其の國の法律に依つて保護され、且つ支配されるもので、之れを知らぬは非常なる不利益、不便利なるのみならず、亦國家の一員として、其の國の法律を知らぬとは言ひ得ないのである。

國民として先づ知らざるべからざるは、民法であるが、商人として先づ必要な事は、商法及び掛賣代金其の他に關する諸法律である。併し乍ら之れを研究するは、他に自ら專門の書籍あり、且つ本書の目的外なれば、玆には序なれば單に「商人間の賣買手續に關する注意」を述ぶるに止り、餘は以下各節の下に於て、適當な筒所毎に適當な法律の解釋を試みようと思ふ。

第一項　商品の受取方拒絶の場合

買主は商品を受取ると、同時に遲滯なく之れを檢查し、若し瑕疵でもあるか、若くは其の數量に不足ある事を發見したら、賣主に對し直ちに其の旨を通知せねばならない。斯うして置けば契約の解除、又は代價の減額、若くは損害賠償を請求し得る權利がある。猶ほ商品の種類に依り受取つた當時に、發見し得ない瑕疵でもあつた場合、買主は之れを六ヶ月以內にさへ發見すれば、前同樣の請求が出來る。又萬一賣主が其の惡意からやつたのだとすると、取引後五ヶ年間此の請求權はあるのである。之れに反して買主が故なく商品の受取方を拒み、又は受取り得ない場合には、賣主は其の商品を供託し、或は相當の期間を定めて引受るやうに催告する。それでも猶ほ應じなければ、相當の手續を經て之れを競賣處分に附する事も出來る。但し此の場合は、一應買主に對しても彌競賣する旨の通知をせねばならないが、商品に依り催告等して居る間に腐敗するものもあるから、斯う云ふ場合は、構はず執行してよろしいのである。

第二項　契約解除の場合

賣買の性質上又は當事者（賣主と買主）間の相談づくに依つて、一定の日時又は期間內に履行せねば、契約の目的を達する事の出來ない場合、賣主なり買主なりが履行をしないで、其の時期を經過した時は、一方の相手方が直ちに其の履行の請求をしないと、最早契約は解除されたものと看做される。

第三項　注文品と違ふ場合

賣主から買主に引渡した商品が注文した品と違つた時、買主は其の旨を賣主に通知して、商品を取換へさせるか、値を引かせるか、契約を解除するか、何れにするなり早速手續をせねばならない。而して若し契約を解除すれば、買主に於て其の商品を保管又は供托し、若し永く置くと腐敗の虞があるならば、裁判所の許可を得て之れを競賣に附し、其の代金を保管するなり供託するなりして、其の由を直ちに賣主に通知する。其の費用は一時買主が負擔せねばならぬが、後日之れを賣主から償還させることは無論出來る。

右は商法中九牛の一毛にも足らぬが、併し商法の註釋書は、他に完全なものが澤山あるから、是非それに就て研究するがよい。本節では只商人と法律的觀念を述ぶる序を以て、ホンの一小部分を紹介したに過ぎないのである。

第四節　利子と賠償

普通の金錢借用證書には、大抵利子の割合を記載するものなれど、一體、此の利子と云ふものは、獨り貸金のみならず、總て民法上の債權には利子が附くもので、別段の取極めがしてなければ、民法の規定として年五朱の利子を附することになる、併し

第一項　賣掛代金の利子

商人が商品を賣買するに際し、其の代金の支拂の爲めに、幾らの利子を附すと豫め約束して取引するものは、恐らくなからうが、若し約束がしてあれば、勿論有效である。所で商法には、手形其の他の方法を以て商人が取引した債權の法定利率は年六朱としてあるから、賣掛代金は支拂期日後になると、年六朱の割合で利子を請求する事が出來る。

又損害賠償に就て一言せんに、其の之れを請求すべき場合は多數あれど、先づ金錢貸借關係（賣掛代金は無論金錢貸借關

係なり）に於て債務者が遲滯の責任を負ふべき時期と云ふは。

第一項　遲滯に依る責任

債務者が義務を果すべき時に、果す事が出來なかつた場合には、法律上の責任が生ずる。即ち損害賠償をせねばならぬ事になるのである。今左に其の場合を列擧すると、

(イ)借金の返濟に就て何年何月何日と云ふ如き定つた期限があれば、債務者は其の期限の到來した時から遲滯の責任が生ずる。

(ロ)金を返濟する場合に就て期限を定めなかつたなれば、債務者は其の期限の到來した事を知つた時から、遲滯の責任を負はねばならない。

(ハ)金を返濟する場合に就て別段期限を定めてなかつた時は、債務者は履行の請求を受けた時から遲滯の責任が生ずる。

故に債務者は遲滯した時から、利子も取らるれば、時としては損害賠償も請求されることになるのである。

第三項　賠償額を定むる標準

金錢を目的とする債務、即ち賣代掛金や手形金などの債務の不履行に就ては、其の償額は前述の如く、法定利率の年六朱の利子しか取れない。併し特別の約定があれば別である。それから是等の場合には、別に損害を證明せずとも、當然請求し得るのであるが、猶ほ利息額の損害賠償以外の損害賠償を主張せんとするには、債權者は相當の證據を以て其の損害を證明しなければならない。併し乍ら實際上之れを證明するは困難な事でもあり、又貸金や手形の如きは、利子以外別に損害のあるべき筈もないから、證據を以て爭ふやうな損害は、多くは他の場合であると見てよい。

第五節　先取特權

商人から商品を借りて、其の支拂ひに困るやうな人（故意に借り倒したのは別なり）だから、屹度借りのあるは、其の商人丈けではあるまい。猶ほ外に幾軒かあるに違ひない。若し已むを得ずして、斯る人に對し財產差押までしても、貸金を取らねばならぬ場合、他から何人かの配當加入者の出た時を豫想して、果して自分は他の債權者よりも先きに債務者の財產から貸金を取る事が出來るか、否か。折角多くの費用を掛けて裁判には勝つても、思ひがけぬ横合から配當加入者が多勢出て、自分の取り前はホンの僅かしかなく、慨ふ云ふ事なら差押などするではなかつたものをと云ふやうな場合が少くない。

故に民法に規定されて居る先き取り特權の事は、商人が萬一の場合に處する準備として、是非とも知つて居らねばならぬ事項である。

第一項　一般の先取特權

即ち先取特權の一種であつて、其の發生する場合は、一、共益費用、二、葬式費用、三、雇人の給料、四、日用品の供給等是れである。此の四種の原因から生じた債權は、先取特權として、債務者の總財產、即ち動產、不動產は勿論、時としては有形ならざる財產權までも、所有財產の上に行はるるのである。

第二項　日用品供給の場合

法律上の日用品と云ふは、米、味噌、醬油、鹽、酢等、苟くも日常の生活になくてはならぬものを指して言ふのであつて酒などは、贅澤品として此の内に含めてはない。法律が日常生活に缺くべからざる商品を供給した者に對し、先き取り特權を與へたのは、若し商人が現金でなければ、絶對に物資の供給をせぬ事になると、或は飢餓に迫るやうな場合のないとも限らない。すると頗る公益を害する事になるから、之れが保護の爲めに外ならないが、一方に無制限に許す時は、他方の債權者が迷惑を蒙る事になるので、法律は最後の六ヶ月分に限り先取特權を與へ、以て不公平のないやうに努めて居る譯である。

第三項　先取特權の順位

一般の先取特權と、他の特別なる先取特權とが、競合ふた場合には、特別の方が先きになり、又一般の先取特權が一時に競合ふた場合は、第一が共益費用、第二が葬式費用、第三が雇人の給料、第四が日用品供給である。此の順番後になる。是れは法律で定められた事で、どうとも致方はないが、普通の貸金に何等の特權のない事を考へると、まだしも增しであると言はねばならない。

第四項　先取特權の効力

例へば五百圓の負債に對し競賣價格三百圓の財產しかない場合、先取特權に屬する債權が二百圓あるとせば、先づ此の二百圓丈け天引し、後の殘額一百圓を三百圓の普通債權者が別ける事になるのだから、其の損益の差たるや、非常なものと言はねばならない。而して一般の先取特權者は、先づ不動產以外債務者の財產に就て、之れが辨濟を受け、不動產に對して辨濟を受ける場合は、不動產以外の財產で不足な場合でなければならない。尤も他の抵當權者等より不動產を競賣に附せられた場合、其の殘金があつたならば、無論此の際先取特權を行使する事が出來る。

法律は日用品を供給する小賣商人の爲めに、右樣の大特權を附與してある。故に若し賣掛代金の滯つて居る得意先が、他の債權者の爲めに財產を競賣に附せられた場合には、之れを傍觀せず、遠慮なく配當加入をして、自分の權利を主張せねばならない。茲が即ち商人に法律思想の必要なる點である。

第六節　債權と時效

前節にも略述した通り、普通の貸金でも賣掛代金でも、一定の時期が來ると、時效と云ふものに罹つて、權利が自然消滅して了ふ事になる。故に債權の安全を計るにも、又貸倒れの復活を期するにも、是非此の時效に對しては、周到な注意を拂はねばならない。蓋し制度は公益上の必要から設けられたもので、例へば借金して已に數十年にもなれど、一回の催促もないから、最早債務はないものと安心して居る所へ、古證文を突附けられて、昔の借金を返せと迫まられたらドウする。又、疾の昔一度返濟した筈の借金を二度請求されたら、ドウする。

權利があるならば、早く請求して取立てねばならぬのに、何年間も其の儘にして置くは、孰かと言へば置く方がよくない。又、借金を返しても、永くなると縦令再度請求されても、反證を擧げて駁する事が出來なくなる場合が多いから、玆に時效の制度を設けて、權利消滅の原因としたのであつて、斯くする時は自然債權者に於ても、債權の放任をしないやうになるからである。今、民法上の時效年限を擧げると、

第一項　時效年限とは何ぞ

(A)十年で消滅するもの、普通の貸金は、返濟期限の日から十年經つと時效に罹つて消滅するのである。

(B)五年で消滅するもの、年又は之れよりも短い時期、即ち年月日週時等を以て時期と定め、其の時期毎に支拂ふべき債權、例へば月賦金、各種の利子、會社に於ける各期の配當金、借地料、借家料、雇人の給料並に小作米等の類がそれである。

(C)三年で消滅するもの、三年で時效に罹る債權は、醫師、產婆、藥劑師、工事請負人、公證人、辯護士、執達吏等の職務上の債權である。

(D)二年で消滅するもの、生產者問屋、又は小賣商人が賣却した產物、商品の代價、居職人及び製造人の仕事に關する債權。生徒及び習業者の教育衣類食料及び止宿料金に付き、校主及び教師の有する權債である。

(E)壹年で消滅するもの、月又は之れより短い時期を以て定めた雇人の給料、勞力者及び藝人の賃金並に其の供給した代價、運送賃、旅店、料理店、貸席及び娯樂場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並に立替金、動產の損料等である。

以上列擧したる如く、例へば酒の醸造元から問屋に、問屋から小賣商人又は仲買人等に賣つた商品の掛代金の如きは、貸した時から數へて二年間で、其の賣掛代金は取れなくなる。即ち眞個の貸倒れとなつて了ふ。社會には中々狡猾な債務者が少くない。最初は同情を買ふやうに持掛けて、モウ一週間とか一日とか、兎に角僅かな日限の延期をさせ、段々延期に延期を重ねて、遂に二ケ年に達すると、ガラリ態度が變つて了つて、矢でも鐵砲でも持つて來いと力み出す。多くのお得意の中には、斯う云ふ酢でも蒟蒻でも喰へぬのが少くないから、必ずしも人を見たら泥棒と思はぬ迄も、用心に如くはないのである。

第七節　債權を失はぬ方法

元より貸した金だから、先方で拂つて呉れなければ、何時まで催促したつて、差支えなく亦一方と雖も永久返濟の義務はある。併し乍之れは單に德義上の問題であつて、從つて德義のある人同士でなければ、決して何の役にも立ぬのである。故にドウしても貸金に對しては、常に時效丈けは注意して、之れに罹らぬやうにせねばならない。

時效にさへ罹らず、亦先方が一文無しにあらざる限りは、何時かは回收さるべき的もあるのだから、掛貰をする商人は、左記の手續を怠らずして、時效を中斷し、債權を永久に活かして置く事を忘れてはならない。

第一項　催告と支拂命令

時效期間の經過せぬ內に、執達吏役場に賴むか、或ほ內容證明の書留郵便かで、何日何時迄に返濟すべしと云ふ催告狀を送る。斯うして置けば催告をしたと云ふ確證になるのである。尙ほ一層有效なのは、支拂命令の送達方を區裁判所に申請するのである。此の送達を受けた債務者は、十四日間內に異議の申立をせねばならない。若し此の申立をしなければ、債權者は假執行をする事が出來る即ち是れで時效は中斷されたのである。

第二項　差押と假差押

時として斯う云ふ荒療治もせねばならない。即ち差押とは債務者の財產を押へて處分を禁じ、假差押とは債務者の動產又は不動產に對し、他日行ふべき强制執行保全の爲め、行ふ所の差押手續きである。而して此の申請をするに當つては、相當の保證金を積まねばならないのである。

第三項　債務者の承認

債務者をして債務を認めさせる方法で、只口の先き丈けで確かに自分は貴殿から借りがあると云ふ丈けでは不完全であるから、必ず書面に認めさせるなり、又は利子若くは內金として支拂ふとか、支拂つたとか云ふ旨を、通帳又は別の證書に認めさせ、捺印させねばならない。

此の第三の方法は前節『復活の呼吸』中にも略述したが、更に百尺竿頭一步を進めて、先方で何日に支拂ふとか言ふたら、『手前は使の事ですから、主人に見せます爲め、一寸通帳の端へでも書いて、認印を捺して頂き度い』と其所は調子よく賴んで、書かせるなり、若し先方が億劫がるならば此方で書いて一寸認印を捺させるやうにすれば可い。斯うして置くと、立派に債權を認めた事になり、裏面から見ても時效の利益を受けぬと云ふ意思が發表されて居る事になるのである。

併しドウしても先方で認めぬと云ふのなら、止むを得ないから、先づ催告をなし、或は支拂命令や假差押などをも行はねばならぬのである。

第八節　時效と注意

第一項　進行停止と其原因

時效の進行停止とは、即ち之れを中斷せずして、一時其の進行を停止する事である。尤も進行した時の利益は消滅せぬも、其の代り中止の事由が發生した時から、一時其の進行を停める事を云ふので、或原因の爲め事實上其の權利を行使し得ぬ場合故、彼の權利の行使を怠つた場合とは違ふのである。今、其の原因なるものを見るに、

(A)時效の期間滿了前六ヶ月內に、未成年者又は準禁治產者が、法定代理人を有して居なかつた時、其の者が能力者となるか、又は法定代理人が就任した時から六ヶ月、時效は進行しないのである。

(B)無能力者が其の財產を管理する人、母又は後見人に對して有する權利に付ては、其の者が能力者となるか、又は法定代理人が就任した時から六ヶ月內は、時效を止めて置き、六ヶ月を經過すると進行を始める故に此の間に何とか手續をせねばならない。

(C)妻が夫に對して有する權利に就ては、婚姻解消の時から六ヶ月、矢張り時效は進行しない。

(D)相續權に關しては、相續人が確定し、管理人が選任され、又は破產の宣告のあつた時から、六ヶ月內は時效が停止されるのである。

第二項　中斷の效力が失ふ場合

之れに就ては常に細心の注意を拂はねばならない。即ち折角時效に罹らぬ方法を講じた所で、若し爾後適當な手續を怠る時は、此の效力を失ふのである。例へば、

(A)裁判上の請求は訴を却下され、又は取下をすればそれで中斷の效力は失ふべく、

(B)支拂命令は先方が異議の申立をすれば、此方は一ヶ月內に本訴を起さねばならず、

(C)和解の爲めにする呼出しは、相手方が出頭せぬか、又は和解が調はなかつた時は、一方は一ヶ月內に正式の訴を起さねばならず、

(D)催告に就ては、催告後六ケ月內裁判上の請求、破產手續參加、差押、假差押、假處分をせねばならず。又

(E)差押、假差押及び假處分は時效の利益を受ける債務者に對して、之れを通知した後でなければ、時效中斷の效力を生じない。

と云ふ如く、容易に支拂はれざる所の拂賣代金又は貸金のある人は、少しも油斷なく常に適當の手段を講じて、權利の保全と實行とを期するやう心掛けねばならない。

第九節　手形の債權時效

手形に關する詳細の事項は、後章に述べる積りであるが、茲には便宜上其の時效に就て、注意までに述べて置かうと思ふ。

第一項　約束手形の場合

約束手形の振出人（爲替手形の場合には振出人及引受人）に對する債權は、滿期日から三年、手形所持人の前者即ち裏書人に對する償還請求權は償還をした日から一ヶ年を經過する時は、時效に依つて權利を失つて了ふのだから、必ず其の期間內に相當の手續を盡すが肝要である。

第二項　期間經過後の約束手形

所で、約束手形が右の期間を經過して了へば、無論手形としての效力、權利は失はれたものであるが、併し民法上の債權は未だ消滅しないので、爲替訴訟法に依りて訴へを起さぬ代りに、不當利得取戻の訴へを提起する事が出來る。即ち其の手形は手形としての效力は失ふても、債權を取戻す上に於て立派な證據となるからである。

第三項　小切手の場合

小切手を所持する者は、其の振出の日附から十日內に、指定の銀行へ持參して支拂を求めねばならない。此の際若し支拂を拒絕されたらば、其の旨を小切手の裏書に記入させる。すると、小切手所持人は其の小切手を呈示したことが明かになるので、其の結果時には、小切手振出人は刑事上の問題に觸れぬとも限らない。近頃、銀行に預金のないのを知りつゝ、或は少しはあつても不足なのを知りつゝ、一時の遣り繰りに不拂小切手を濫發する者が少くない。故に小切手で支拂を受けた者は、必ず此の十日以內に指定銀行へ持參して、其の支拂を求めるやうにせねばならない。

第九章　手形の活用法

商取引の安全と簡便とを期する上に於て、誠に便利なものは手形である。故に商業の極めて發達せる所には、此の手形に依る取引が最も盛んに行はれ、最も有效に活用されて居る。蓋し、手形は金錢の授受を簡單にし、資金の運轉を圓滑にし、且つ法律上種々な特權が與へられてあるからで、其の最も近い例が、大金の授受をなす場合、小切手を使用すれば只一枚の紙片で濟み、又、受取る方でも、其の金錢は銀行から支拂はれるのだから、計算に誤謬もなかるべく、僞造や變造の貨幣の混じ居らずやとの心配もなく、猶ほ、直ぐに現金の必要なき場合は、小切手の儘自分の取引銀行へ預金する事も出來ると云ふ。全く重寶なものであるから、苟くも商業に携るほどの人にして、之れが活用の方法を知らないでは、

實際、現代の商業を語る資格のないものと言ふて可い。以下之れに就て少しく述べようと思ふ。

第壹節　活用の實例

小切手の重寶な點は、既に本章の冒頭に述べて置いたが、今、其の他の諸手形の重寶なる點、及び如何にして之れが活用さるゝかを見るに、例へば商品を掛賣した場合、來る何月何日には必ず代金を支拂ふと約束しても、萬一先方の都合で、期日に履行出來ぬからとて、別に何等の制裁がある譯ではない。所が、指定銀行の記載ある約束手形が取つてあると、其の掛賣の期間中、金錢の入用があれば、之れを取引銀行へ持參して割引いて貰ふ。すると、支拂期日迄の日歩を差引いた殘額丈けを使用し得るから、第一掛賣の爲めに固定する資金が流通されるのみならず、手形振出人は、期日に支拂ひが出來なければ銀行が首になると云ふ苦痛があるから、何を棄て置いても、手形の金丈けは拂込む。普通の借用證書などゝは、全く譯が違ふのである。而も萬ケ一之れが貸倒れとなつた曉にも、豈夫最初から金錢借用證書を入れさせて、商賣の取引をすることも出來まいが、商品を受取つた印に一寸約束手形をと云ふのは、別に鹿爪らしくなくて、お客の感情を害する事もないし、愈々先方が取引銀行から信用の首を斬られても、何構はぬと云ふやうな捨鉢になつたとしても、他に何等かの手續きを踏んで、之れに制裁を與へんとするに、立派な證據があるから、大いに都合が好い譯である。

序だから銀行が首になる迄の徑路を述べんに、前述の場合約束手形を割引した銀行では、期日になると、手形面に記載してある指定銀行へ取付けに行く。滯りなく支拂はれゝば、別に問題もないが、若し振出人から指定銀行に預金がないと、止むを得ず支拂を拒絶する。すると、割引した銀行では、其の旨を一般の組合銀行に通知する。斯う不信用が公表されると、從來の取引銀行も以後振出人との取引を拒絶する。是れが所謂『首』である。凡そ信用を以て資本とし、生命とする商人が、信用の首を失ふときは、少くとも向ふ二ケ年間、何處の銀行でも取引して呉れぬ、斯ふなつては、全く殺されて了つたも同じ事、誠とは能く言つたものである。

次に、地方へ商品を賣る場合、荷爲替付きで送れば、引換へに代金の支拂ひを受けられる。若し先方の都合で、支拂ひが出來なければ、品物を渡さぬから先方は差し閊へる。仍でドンな算段をしても荷受けをする。即ち安全に取立てが出來て、大いに便利な方法である。

斯う重寶なる點が多いので、近頃手形流通の範圍が益々擴大され、金圓借用證文の代りに手形を振り出し、他人の手形に裏書して割引を求めるなど、商人は勿論　普通の人が手形で種々融通を試みる。一體、手形上の取引は、一つの商行爲

であるから、商人でも非商人でも、等しく手形に關しては商法の支配を受ける。而も流通の度の盛んになればなるほど、從つて弊害も生じ易い。故に此の便利な手形を活用せんとするには、先づ一般商法の規定は勿論、特に手形に關する諸規定に通じて居らねばならない。でないと、意外な損害を受けないとも限らない、假令ば滿期日後二日内に振出人に對して拒證書作成の手續を怠たつた爲めに裏書人に對する請求權を失つたり。又裏書人から手形を受取る際に手形の端へ「拒絕證書作成を免除す」と書いて序でに判を押して貰いさへすれば支拂を拒絕された際に前の樣な面倒な手續をしないで濟むのに、斯ふ云ふ簡便な方法を行はなかつたり。又振出地の記載して無い手形、假令ば「東京市」「大阪市」と云ふ如な振出地に於ける獨立したる行政區劃の名稱を「振出地何々」と記載して無い手形は全然無效であつて、只不當利得金取戻より外に回復の途が無いから、餘程用心しなければならない。

第貳節　雛形と說明

法律上に於ける諸手形の規定、及び實際上に於ける諸注意等を述ぶるに先だち、玆には先づ手形の雛形に就て說明を試みようと思ふ。

第壹項　各種手形の雛形

玆には各種手形の雛形と、其の記載事項と、其の例とを示す。即ち左の如し。

第一　爲替手形の例

第　何　號

收入印紙　㊞

（い）爲　替　手　形

（に）一金　壹　千　圓　也

¥1,000—

（と）

右金額內某殿又は同人指圖人へ此手形引換に御支拂可被成候也

（り）滿　期　日　大正何年何月何日

（か）支　拂　地　大　阪　市

（わ）大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

（ほ）甲　某　㊞

大阪市何區何町何番地

（へ）

（ち）乙　某　殿

番號	第何號
支拂人	乙　某
受取人	丙　某
日附	大正何年何月何日
期限	同　何年何月何日

一金壹千圓也　㊞

切取線

第二　白地式裏書の例（爲替手形裏面）

表面の金額　(る)丁　殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

東京市何區何町何番地

大正何年何月何日　(ぬ)丙　某㊞

表面の金額――殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

東京市何區何町何番地

大正何年何月何日　(ぬ)丁　某㊞

表面の金額　殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

大正　年　月　日

表面の金額　殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

大正　年　月　日

表面の金額正に受取候也

住　所

大正何年何月何日　(を)戊　某㊞

第三　約束手形の例

一金壹千圓也

番號	第何號
受取人	乙　某
日附	大正何年何月何日
期限	同　何年何月何日

㊞……切取線

第何號

收入印紙㊞

(ろ)約束手形

(に)一金壹千圓也

¥1.000—

右金額貴殿又は貴殿指圖人に此手形引換に無相違支拂可申候也

(り)滿期日　大正何年何月何日

(よ)振出地　東京市

(た)支拂場所　東京市何區何町何番地　株式會社何銀行

(わ)大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

(ほ)(へ)甲　某㊞

(と)乙　某　殿

第四　指圖式裏書の例（約束手形の裏面）

表面の金額　(る)丙　某殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

東京市何區何町何番地

大正何年何月何日　(ぬ)乙　某㊞

表面の金額　(る)丁　某殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

東京市何區何町何番地

大正何年何月何日　(ぬ)丙　某㊞

表面の金額　殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

大正　年　月　日

表面の金額　殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

大正　年　月　日

表面の金額正に受取候也

東京市何區何町何番地

大正　年　月　日　(を)丁　某㊞

第五　小切手の例

第何號

一金五百六拾圓也

大正何年何月何日

渡先　丙　某

㊞……切取線

第何號

(は)當座小切手

(に)一金五百六拾圓也

¥560—

右金額　(と)丙　殿又は此小切手持參人へ御拂渡被成度候也

(わ)大正何年何月何日

(ほ)甲　某㊞

(か)東京市何區何町何番地

(へ)株式會社　乙銀行御中

第六　小切手の裏書

表面の金額正に領收候也

大正何年何月何日　(を)丙　某㊞

第貳項　雛形に就ての説明

前項に示した各種手形の雛形に就き、何人も待置かねばならぬ事柄や注意事項を左に述べる事とする。

(一)手形の種類　第一は爲替手形第二は其裏面第三は約束手形第四は其裏面第五は小切手第六は其裏面の雛形である。

(二)稱へ方　(に)は手形金額(ほ)は振出人(へ)は支拂人(と)は受取人(ち)は引受人(り)は滿期日卽ち支拂ふべき期日(ぬ)は裏書人(る)は被裏書人(を)は所持人(わ)は振出の年月日(か)支拂地(よ)は振出地(た)は支拂場所。

(三)記名式の例　手形金額の次へ左の通りに書いてあるのを記名式の手形と言ふ。

『右金額某殿に此手形引換に御支拂可被成候也』(爲替手形)

(四)無記名式の例　當座小切手とある下へ『持參人渡』と書き次に右金額の下へ捧を引いたもの。

『右金額――殿又は此小切手持參人へ御拂渡被成下度候也』(小切手)

(五)指圖式の例　卽ち左に

『右金額貴殿又は貴殿指圖人へ此手形引換に無相違支拂可申候也』(約束手形)

(六)特別の例

『右金額貴殿又は持參人へ此手形引換に無相違支拂可申候也』(約束手形)

因に記す此手形を裏書讓渡するには第一の債權者は指圖式と同一に裏書し第二以下は無記名式と同じく單に手形の引渡しのみで讓り渡しの効がある、第二雛形の例は之れに相當する。

(七)白地式裏書と指圖式裏書の例　雛形の第二は二番目の債權者より以後白地式とした例で雛形の第四は指圖式裏書の例を示したもの。

(八)有効なる署名の方法　署名とは本人自身に其名を記すものであるけれども、繁忙の時には之れを書いて居られぬこともあるから他人に名を書かせるか又はゴム判などで名を記して實印を押したものも効はある、併しなるべく本人に自署させた方が間違がない。

(九)有効なる爲替手形　爲替手形に記載する必要なる事項は

(一)爲替手形たることを示す文字雛形ノい、(二)一定の金額雛形ノに、(三)支拂人の氏名又は商號雛形ノへ、(四)受取人の氏名又は商號雛形ノと、(五)單純なる支拂の委託雛形ノ「右金額丙某殿又は同人指圖人へ此手形引替に御支拂可被成候也」ノ文字、(六)振出の年月日雛形ノわ、(七)一定の滿期日雛形ノり、(八)支拂地雛形ノか、此外本人の自署と收入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十の文字を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふること。

(十)有効なる約束手形　約束手形に記載する必要なる事項は

(一)約束手形たることを示す文字雛形ノろ、(二)一定の金額雛形ノに、

(三)受取人の氏名又は商號雛形ノと、(四)單純なる支拂の約束雛形ノ「右金額貴殿又は貴殿指圖人へ此手形引換に無相違支拂可申候也」の文字、(五)振出の年月日雛形ノわ、(六)一定の滿期日雛形ノり、(七)振出地雛形ノよ、(八)支拂地之れは特に記載して無かつた時は振出地を以て支拂地と見做される。

此外に振出人の自署と收入印紙を貼ること、金額の文字は一二三十を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふること。

(十一)有効なる小切手　小切手に記載すべき必要の事項は

(一)小切手たることを示す文字雛形ノは、(二)一定の金額雛形ノに、(三)支拂人の氏名又は商號雛形ノへ、(四)受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと　雛形の右金額の下に「丙殿又は小切手持參人へ」云々とある文字、(五)單純なる支拂の委託雛形の「右金額丙殿又は此小切手持參人へ御拂渡し被成下度候也」トアル文字、(六)振出の年月日雛形ノわ、(七)支拂地雛形ノか。

此外振出人の自署と金額の記載は一二三十の文字を用ひずして壹貳參拾の文字を用ふること。

(十二)振出地の記載に付て　振出地とは東京市とか、大阪市とか或は桐生町足利町と言ふ樣な獨立したる最小の行政區畫を言ふもので、縣郡又は番地などを記載する意味ではない。

(十三)任意手形に記入し得るもの　爲替手形及び約束手形には支拂地に於ける支拂の場所を記載することが出來る雛形第三ノた、俗に之れを指定銀行と稱へて居る。

又爲替手形の振出人は支拂地に於ける豫備支拂人を記載することが出來る。

(十四)慣例に依つて記載するもの　振出人、裏書人、支拂人等の住所は法律に明文なけれども實際取扱上の便利に依り記載する慣例となつて居る、併し是れは無くとも法律上の効力には變りはない。

(十五)爲替手形引受の例　爲替手形の所持人は手形を支拂人又は支拂銀行に持參して呈示すると、引受人は手形に左の通り記載して署名して呉れる。

前記金額期日に至り正に支拂可申候也

大正何年何月何日

(ち)株式會社何々銀行　印

(十六)約束手形支拂拒絶の例　振出人自宅拂の手形拒絶の例左に

此手形本日呈示相受け候處主人不在に付き支拂に應じ難く候也

東京市何區何町何番地

甲某雇人

大正何年何月何日　何の誰　印

右の符箋を手形に貼り付け、貼つた處へも印を押させること。

符箋に署名する人は振出人たる本人、若し不在なれば家族、

店員雇人等苟くも家人なれば誰でも宜しい。

(七)小切手支拂拒絶の例　小切手を銀行へ持參して若し拂つて呉れぬときは必ず左の樣な符箋をして貰はねばならぬ。

此手形呈示相成候處預金不足に付き支拂に應じ難く候也
㊞
大正何年何月何日　株式會社何々銀行 ㊞

此符箋は小切手に貼り付け貼つた處へ判を押すこと。

(六)有効なる裏書　記名式及指圖式の場合に於て裏書が連續して居ることゝ、裏書人の署名押印あることが必要である。

(五)拒絶證書作成の期間と其方法　拒絶證書を作成する期間は滿期日即拒絶された其當日と夫れから其後二日間の內に作らねばならぬ但し其間に休日があれば休日だけ延びる。

拒絶證書を作成する人は公證人か執達吏で何方でも都合で成る丈け早く賴むがよい。

(四)償還請求の期間　拒絶證書が出來たら其日又は其後二日內に其直接の前者即ち所持人に裏書して渡した人に對し償還請求の通知を發する。

此請求書を取受つた裏書人は之を受取つた日から三日內に其前者に對して償還請求を發するのである。

(三)償還請求通知書の書き方

償還請求ノ通知書

約束手形

(表面)第何號

收入印紙	約束手形

一金壹千圓也　¥1,000—

右金額貴殿又ハ貴殿指圖人へ此手形引換に無相違支拂可申候也

滿期日　大正何年何月何日

振出地　東京市

支拂場所　東京市何區何町何番地株式會社何々銀行

大正何年何月何日

東京市何區何町何番地

甲　某 ㊞

乙　某　殿

(裏面)

表面の金額丙某殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

住所

大正何年何月何日　乙　某 ㊞

表面の金額丁某殿又は同人指圖人へ御支拂可被成候也

精醸味淋

登錄商標

九重

醸造元

參河國碧海郡大濱町

石川八郎治

電話八番電報(イヤハチ)

振替口座東京四三二九番

優等清酒
登錄商標
南美
燒酎
醇良
粕取
大
釀造元
伊勢國三重郡楠郷
服部多十郎

大正何年何月何日　住所　丙　某㊞

請求の要旨

請求人は前記の約束手形を所持し滿期日たる大正何年何月何日振出人甲某に手形を呈示し支拂を求めたるに主人不在の故を以て支拂を拒絶したるに因り同年同月何日執達吏をして拒絶證書を作成せしめたり依て之れが裏書人たる貴殿に於て手形金額及び滿期日後の利子及び拒絶證書作成の手數料償還請求に關する費用を辨償相成度此段及請求候也

大正何年何月何日　東京市何區何町何番地　丁　某㊞

東京市何區何町何番地　丙　某　殿

此の請求書を發したと云ふ何か確とした證據を取つて置かねばならぬ執達吏に賴むと遣つて呉れるけれども一番輕便なのは郵便局へ賴んで內容證明郵便として送るのが宜しい內容證明郵便に托するには右の書面が二通入る。

(廿二)振出人の義務と拒絶證書作成を要せぬ方法　拒絶證書を作成しないでも振出人は何日迄も支拂の義務があるので、振出人に對しては呈示丈けして置けばよい、利息も呈示の日から取れる。

拒絶證書を作成する必要は裏書人に對して請求せんが爲めであるが、拒絶證書を作るには往々期間を誤つたり、費用を多く使つたりするから拒絶證書を作らずして濟む方法を講ずるのが得策である、其方法は裏書人から約束手形を讓り受けるときに拒絶證書作成を免除する旨を手形に書かせるのである、即ち手形の餘白に通例は宛名ノ雛形、の次の餘白へ

拒絶證書作成を免除す　(ぬ)乙　某㊞

同　(ぬ)丙　某㊞

(廿三)支拂期日を忘れぬ方法　手形用紙の控への方に期限とある下に、二ヶ月とか三ヶ月とか書かずに、何月何日と書いた方が支拂日が明確に分つて宜しい、多數手形を振出す人は、差込名簿に手形用紙の控へと同樣の事項を記載し、支拂期日の順序に差込んで置くがよい、商人は此の期日を忘れると、銀行から電話で催促があつて大いに驚き、支拂資金準備に奔走するも、時間切迫の爲め意外の不始末を曝露することがあるから大いに注意せねばならない。

第參節　手形と心得

手形に關する法律問題は、隨分專門家の間に於ても、頭腦を痛めるのが常であつて、況んや素人をやで、手形法の一般を說いて、其の概念を明かにし、以て活用を自在ならしめる事は、却々六ケしい仕事であるけれど、而も之れを活用せんと思ひ、又現に活用されつゝある今日、之れが一般の法規等を心得て居らねば、種々なる不都合が續出する。於茲乎、本書は多少の煩瑣を省みず、特に此の一節を設けて、讀者諸君の參考とするのである。蓋し著者の婆心に外ならない。

第壹項　手形とは何ぞや

手形とは、法定の形式を具備した有價證券である。而して之れに二種類あつて、發行者が第三者に支拂を委託し、支拂を爲さしむる事を約する爲替手形及び小切手がそれである。是等孰れも一定金額の支拂を目的とするもの、即ち之れを手形金額と稱へ、必ず記載すべきものである。又、振出人とは發行者、支拂人とは支拂の委託を受けた者、受取人とは特に支拂を受くべく指定された者で、振出人は必ず手形に署名するを要し、且つ約束手形にあつては、振出人即ち支拂を爲すべき債務者であるが、爲替手形と小切手とは、振出人は他人をして支拂をさせる意思を表示し、決して自身支拂をしない。而して支拂人として指定された者と雖も、單に手形に指定されたからとて、それ丈けで支拂の義務を生じはしない。仍て手形の所持人は、其の手形を支拂人に呈示して引受を求める。即ち引受要求の呈示をやる。若し支拂人が之れを引受ければ、今度は引受人と云ふ名稱になつて、手形上に於ける主たる債務者として、絕對に支拂の責に任ずべく、又、引受の拒絕をした場合には、受取人は其の權利を確實にする爲め、振出人に對して擔保請求權の行使をすることが出來る。此の場合は公證人又は執達吏に引受拒絕證書を作らせ、擔保請求の通知を發せねばならない。

滿期日とは手形金額の支拂日で、此の期日には受取人は、支拂を求める爲めに手形を呈示する。之れを支拂要求の呈示と言ふ。所が、支拂の拒絕をされた場合には、受取人は爲替手形及び小切手の振出人に對し、手形金額は勿論、利子及び費用等を請求し得る。之れを償還請求權と言ひ、其の行使に當つては法律に定められた期間内に、支拂拒絕を證明すべき特定の公正證書、即ち支拂拒絕證書を作らせ、償還請求の通知を行ふのである。

第貳項　債權者に依る區別

一體、手形は債權者を定める方法に依つて、之れを四種に區別することが出來る。即ち其の一は記名式で、是れは單に受取人を指定せるものを云ひ、其の二は指圖式で、即ち『甲又は其指圖人』云々と書いてある手形を發行するのを云ふ。此の種の手形を移轉するには、受取人は特定の行爲、即ち裏書を要する。而して手形を移轉する者を裏書人と稱し、之れに因つて手形を取得する者を被裏書人と言ひ、更に又裏書をする事も出來る。斯くして最後に被裏書人となつた者が所持人である。一體、裏書に依り證券の移轉を爲すには、指圖式を以て發行することが必要であるが、素より手形の性質上流通の圓滑を期するもの故、記名式を以て發行した場合と雖も、矢張指圖式と同樣裏書に依りて移轉し得ることゝなつて居る。此の裏書人は爲替手形の振出人と同一の債務を負擔し、引受拒絕の場合には擔保請求に應じ、支拂拒絕の場合には、償還請求に應せねばならない。其の三は無記名式で、即ち『右金額は此手形持參人に御支拂可申候』と云ふ如く、所持人若くは持參人に支拂ふ旨を記載し、債權者を指定してない。故に此の種の手形は裏書の方法に依らずとも、單に引渡しのみで移轉することが出來る。其の四は別に名稱はないが、『甲又は持參人』云々と書いてある手形で、此の種の手形を讓り渡すには、債權者として第一に指定された甲は、指圖式と同樣裏書をなし、以後は無記名式と同じく、單に手形の引渡しのみで、甲から乙へ轉輾するのである。總て裏書は間斷なく繼續する事が肝要で、實に此の裏書の連續は、所持人が手形上の權利を行使するに必要缺くべからざる要件である。それ

から、爲替手形及び小切手の振出人は、支拂人をして引受若くは支拂をさせる義務を有す。即ち擔保義務者と言はれる。此の擔保義務者が多數ある時は、法律は其の裏書の順序に依つて前者及び後者の名稱を用ひ、前者は後者に對する債務者、後者は前者に對する債權者であるが、後者が前者に對し擔保請求若くは償還請求をするには、受取人の場合と同じく拒絕證書の作成及び其の通知を必要とするのである。

第參項　手形上の權利に就て

手形は前にも述べた通り法定の形式を必要とする一種の有價證券であるが、抑も手形上の權利は、此の手形なる證券と寸時も離れる事の出來ぬ關係がある。故に手形が無ければ手形上の權利は成立しない。即ち手形を占有し、現に所持して居ねば之れを利用すべき途がない。於茲乎、所持人が支拂人に對して其の引受を求むるには、是非とも手形の呈示を必要とする。又、支拂を求むるには、必ず其の支拂と共に手形を交附すべく、償還金額の支拂も亦手形と引換でなければ、之れを請求する事が出來ない。被裏書人も手形を占有して居ねば、所持人として金額の請求をする事は出來ない。乃で、手形を紛失したものは、原則として權利が無くなる事となる。要するに、手形上の權利は手形と共に發生して手形と共に活動し、亦手形と共に消滅するのである。此の手形上の權利なるものは、手形行爲が無ければ發生しない。然らば如何なる

事を手形行爲と言ふのかと言ふに、即ち手形に署名する事がそれで、實に署名は手形の要件で、手形上の債務者は署名者に限ると云ふのは、手形法上の一大原則である。

第四項　手形行爲と要領

手形行爲に關する要領を示すと、

(一)手形行爲には特に法律に定められた形式を必要とするので、例へば振出なる手形行爲には即ち振出の形式、裏書なる手形行爲には裏書の形式、保證にも、引受にも參加引受にも、皆夫々一定の形式が必要であるが、所謂形式とは署名の事で、形式中最も重大なる要件に屬する。

(二)手形行爲者は手形上の債務を負ふ。即ち手形に署名した者は、之れに因り當然其の債務を負ふべきは明かで、尤も法律の明文がある。時に限り手形行爲をしても手形上の債務を負擔せぬ場合がある。即ち裏書をすれば普通は擔保の責任あれど、若し無擔保の裏書、支拂拒絕證書作成期間經過後の裏書は、共に其の責任はないのである。一體、手形行爲者が手形上の債務を負擔すると云ふ原則は、其の行爲が眞正なる場合に行はれるので、縱令振出人、裏書人、引受人其の他手形行爲者として署名の形式あるも實際其の者が手形行爲を爲さぬ以上は、善意の取得者に對しても、決して手形上の債務を負擔する事はない。例へば代理權を有せぬ甲が、乙の代理人として手形行爲を爲すとも、乙は之れが爲めに手形上の債務者たる事はない。是れは手形僞造の場合にも同樣で、其の名義を冒用された者に責任のないは勿論である。又、變造手形に就ては、變造前に署名した者であると云ふ、不利益な推定は受けるけれど、實は一應の推定に外ならずして、其の然らざる理由さへ證明されれば、無論其の手形に記載した本來の文言に從つて責任を負ふ。

(三)手形行爲は獨立して效力を生ずる。手形は外觀上其の形式を具備すれば、縱令或行爲が法律上無效となつたからとて、他に手形行爲の成立及び效力に影響を及ぼさない。是れを之れ手形行爲の獨立と云ふ。例へば甲の裏書は無效又は取消となつても、それは單に甲のみの債務の無效又は取消で、乙又は丙の裏書の效力には何等の影響をも及ぼさない。從つて無能力者が其の行爲を取消すとも、他の行爲者は之れが爲めに手形上の權利義務に影響を受けない。但し手形としての效力を生じないのだから、他の手形行爲者も無論其の責任を負擔すべき筈はない。例へば手形振出人の署名を缺く場合には手形として有效に成立しないから、斯くの如き不完全なものに引受又は裏書等しても、固より手形上の效力を生ずる道理はない。

(四)詐欺、强迫、錯誤等の場合、手形行爲の取消に關して商法では無能力者の場合を規定し、右の如き場合の規定がないので、是れは一見取消の原因とならぬが如く考へられるけれ

ど、立派に法律上取消の原因となる。其の規定は民法に據るので、從つて詐欺の場合は、善意の第三取得者に對抗し得ないが、强迫の場合には之れに對抗し得る。又、手形行爲を爲す意思がなく、誤つて手形に署名した場合は、錯誤に關する一般法律行爲の原則に從つて全然無責任となる。併し彼の『手形に署名した者は其の手形の文言に從ひ責任を負ふ』と云へる原則と決して抵觸するものではない。何となれば茲の場合は、意思と手形の文言と符合せざる時は、其の手形の文言に從つて責任を負ふと云ふ意味で、即ち署名する意思は確かにあるので、決して彼の全然署名の意思のない錯誤とは違ふからで、此の邊は一寸誤解し易いから注意を要する。

第五項　不當利得償還請求權

手形から起つた債權が、時效若くは手續の缺陷に因つて消滅した時は、其の手形は決して手形として通用しない。所で、其の債權者の權利はドウなるか。這は單に手形上の權利を失ふのみで、不當利得をした振出人、引受人に對しては、其の受けた利益の限度に於て償還請求が出來る。例へば振出人が資金を提供せずして、對價を得て手形を振出すか、又は或債務を免れん爲めに手形を振出した時は、是れ不當に利益を得ることになる。それから、引受人が振出人から受取つた資金を其の儘保存する時は、是れ亦不當利得となる。斯うなつて來ると、獨り所持人が損失を蒙らねばならなくなる。乃ち所持人を保護する法律が出來た譯であるが、其の償還請求權の範圍を振出人又は引受人の受けた利益の限度に於てとしたのは、所持人と雖も自分の權利を怠り乍ら、尙ほ充分の權利を揮はうと云ふのは不都合だからである。

第六項　手形債權の消滅時效

手形上の債權は普通よりも迅速に行はれるので、從つて時效の如きも其の期間は極めて早い。

(一)引受人又は約束手形の振出人に對する債權は、滿期日から三年の間に支拂を請求せぬと時效に依つて其の債權は消滅して了ふ。

(二)所持人が其の前者に對する償還請求權は、支拂拒絕證書作成の日から一ヶ年で時效に罹る。

(三)裏書人の前書に對する償還請求權は、償還を爲した日から一年を經過すると、時效に罹つて消滅して了ふのである。

第四節　爲替手形

本節には爲替手形を振出す場合、並に其の振出したる手形を裏書するに就ての手續と其の效果とを說明しよう。

第壹項　爲替手形の振出と裏書

(A)爲替手形に記載すべき必要の事項を左に列擧する。

(一)振出人の署名。

(二)爲替手形たる事を示すべき文字の記載。

(三)一定の金額の記入。
(四)支拂人の氏名若くは商號の表示。
(五)單純なる支拂の委託。
(六)受取人の氏名若くは商號の表示。
(七)振出の年月日。
(八)一定の滿期日。
(九)支拂地。

以上の諸要件を缺く時は手形の效力がない事になる。尤も變形手形と稱して、振出人が自ら受取人として振出人す手形、又は無記名式で振出す手形、或は白地手形（即ち振出人の補充する所に隨つて、其の責任を負擔する意思を表示した時）他處拂手形と言つて、支拂人でない者を以て支拂擔當者として、爲替手形に記載したるもの、是等の變形手形は、其の要件に於て多少缺くる所はあれど、例外として有效と認められて居る。

(B)振出人の擔保義務、振出人が手形を振出した時は、其の手形は引受人又は支拂に就て、其の受取人及び被裏書人の總員に對して保證の位置に立つ。之れを振出人の擔保義務と言ふのである。

(一)引受擔保義務。支拂人が引受をなす時は、其の手形の所持人は茲に主たる債務者を得て、其の權利は全く確實となる。故に引受の確實なると否とは、手形流通の上に大關係がある

から、一時の苦境を免れんが爲めにする、即ち手形の濫發を防ぐにも、斯る引受擔保の義務を振出人に負はせる事は最も必要である。

(二)支拂擔保義務　手形金額不渡の場合に、所持人が其の前者に對して償還請求權を行ふべきは、竟畢、裏書人に於て其の支拂擔保の義務があるからである。

(C)裏書は如何にすべきか、裏書の方式上第一に裏書人の署名が必要で、之れは手形の原本若くは其の補箋にするのが通例である。若し又所持人に於て引受を求むる爲め、原本を送つた間に裏書をしようと云ふ場合には、先づ手形の謄本を作成して置いて、其の謄本に裏書しても有效であり、又原本の複製に裏書するのも勿論有效である。尤も數通に裏書して別々に流通せしめた場合は、裏書人は各裏書に就て當然責任を生ずる。而して讓渡裏書、取立裏書、質入裏書の如き、何れも皆裏書であるが、單に裏書と言へば讓渡裏書の事を言ふのである。裏書の形式は被裏書人の氏名商號及び裏書の年月日を記載して署名するのが通例である。併し裏書人が單に署名丈けするもの、之れを白地裏書、略式裏書又は無記名式裏書と稱して有效である。

(D)效力ある裏書。裏書は連續して居ねば效力がない。例へば甲から乙、乙から丙と順々に渡るべきを、甲から乙、丙から丁へ渡る如きは、乙から丙へ裏書すべく署名してないから

無效である。又、支拂拒絶證書作成期間を經過した後、所持人が他へ裏書をして渡したとすると、其の裏書人は手形上の債務を負はない。從つて擔保の責任も無いから、手形を讓受ける時は豫め是等の點を能く注意せねばならない。

(E)期間の經過後に於ける裏書。支拂拒絶證書作成の期間即ち支拂期日到來の後二日內に拒絶證書を作らぬ時は、其の手形は裏書人に對し效力を失ふて了ふ。從つて償還請求權がない。斯る手形を受取つた時は、たゞ振出人に對して請求し得るばかりで、手形の效力が薄弱い。之を支拂拒絶證書作成期間經過後に於ける裏書と言ふのである。尤も完全に保全の手續を濟してある手形は期日前の手形と同樣である。

第貳項　爲替手形の引受と支拂

手形金額の支拂を引受させる手續と、引受を拒絶された場合に所持人の爲すべき方法と、支拂を求むるに就て盡すべき順序とは如何、左に說明しよう。

(一)引受の呈示に就て、手形の所持人は其の支拂を引受させる爲めに、支拂人に手形を呈示すべきであるが、必ず斯うせねばならぬ譯ではない、只呈示して其の引受をさせて置けば、支拂人に支拂の義務が生ずるから、從つて債權は安全確實となる。但し一覽後定期拂の手形は、呈示をしないと期日が定らぬから、是れは怎してもする必要あり、又、他處拂（支拂人の住所地外を支拂地とした）手形は、振出人が自由に呈示期間を定め得るから、若し所持人にして之れに依らぬ場合には、其の前者に對し手形上の權利を失はねばならない。

(二)引受と其の效力。支拂人が支拂の義務を負擔するは、單に爲替手形を振出され、而して支拂人と定められた丈けでは未だ發生しない。即ち之れを呈示され、而して之れを引受けた時に於て初めて債務が生ずる。併し乍ら幾ら支拂人が引受をしたからとて、振出人や裏書人の擔保義務を免れることはない。故に若し引受人が支拂を爲さぬ時は、所持人は更に其の前者たる裏書人や振出人に、償還請求をする事が出來る。若し此の場合に振出人が其の請求に應じたとせば、今度は振出人が引受の義務に背いた引受人に對して、手形上の債權者として權利を行ふ事が出來る。

(三)支拂要求の爲めの呈示。是れは引受の際の呈示のやうに、所持人の自由にはゆかない。所持人が支拂を受けようとするには、必ず其の支拂を爲すべき者に對して手形を呈示することになつて居る。即ち滿期日が來て所持人が手形を呈示し、履行を請求しても之れに應じない時、茲に初めて遲滯の責を生ずる。猶ほ此の支拂要求の呈示は、所持人が前者に對する償還請求權を失ふ事になるから、必ず怠らぬやうに、所持人に於て行ふべき重大なる義務の一つである。

(四)支拂を爲すべき方法。前項の支拂要求の呈示があれば、支拂人は支拂を爲すべきは勿論なれど、若し引受をした手形

が、滿期日に達しても支拂要求がない場合は、所持人に其の受取方を催告する。猶ほ滿期後二日になつても請求のない時は支拂人は手形金額を供託して其の債務を免れる事が出來る。又支拂する時は、其の手形に受取の旨を記し、署名した上現金と引換にすべきであるが、一部支拂の場合は、謄本を作つて正本と兩方同じく、一部支拂を受けた旨を記入且つ署名し、謄本丈け支拂人に渡すことになつて居る。

(五)擔保請求の權利。所持人が引受を拒絕された時は勿論、引受人が破產をした時は、支拂に就て殆んど絕望と言はねばならぬから、前者に對し他日償還請求を爲す時の準備として所持人は擔保請求權を行ふ必要がある。で、(A)引受拒絕の場合、には所持人は其の拒絕證書を作らせ、擔保請求の通知を發するのである。(B)引受人破產せる時、所持人は先づ支拂の擔保を請求し、若し之れを得ぬ場合は、更に前者に對して擔保を請求する順序となる。

第參項　爲替手形の償還請求權

手形の所持人が手形金額の支拂を得ない時、其の前者に對して請求する權利と、其の償還を爲した者が、更に自己の前者に對して行ふ權利との謂ひである。今、其の必要事項を左に解說しよう。

(一)償還請求をする前の手續、償還請求を行ふには、第一、支拂要求の呈示をした事、此の呈示は滿期日又は其の後の二日内にせねばならない。第二、支拂拒絕證書を作らせること、即ち所持人は其の直接の前者に對して、拒絕證書作成の日又は其の後の二日内に償還請求の通知を發すべく、右の一を缺いても其の請求權は失はれて了ふ。それから、裏書人が其の後者から償還の請求を受けた時は、其の直接前者に對し、通知を受けた時又は其の後二日内に償還請求の通知を發することが肝腎である。

(二)拒絕證書作成を免除した者。に對しては、支拂拒絕證書を作らせないでも、所持人から法定の期間内に償還請求の通知さへ發して置けば、決して手形上の權利を失ふ事はない。從つて手形所持人は、拒絕證書作成の期間内に支拂を求むる爲め、爲替手形を呈示したものと推定されるのである。

(三)償還請求の金額。爲替手形の所持人が、償還請求を爲すべき金額と云ふは

(A)支拂のなかつた手形金額と滿期日以後の法定利息。

(B)拒絕證書作成の手數料其の他の費用。

又償還の請求を受けた裏書人が、更に其前者に償還の請求を爲す場合は

(A)其の支拂ふた金額と支拂日以後の法定利息。

(B)其の支出した費用。

等である。

第四項　爲替手形の保證と參加

保證とは手形上の債務を保證する爲め、爲替手形、其の謄本又は補箋に署名する行爲で、參加とは手形の引受け又は支拂拒絕の場合に手形所持人が其の前者たる裏書人又は振出人に爲すべき擔保請求、若しくは償還請求を豫じめ拒む爲めに、參加引受けをすることで、參加引受人とて擔保請求に備ふる者と、參加支拂人とで償還請求に具ふるもの、とがある。

(一)手形債務保證者の責任。手形債務を保證した者は、其の債務が無效である場合と雖も、主たる債務者と同樣の責任がある。而して何人の爲めに保證したのか分らぬ時は、之れは受引人の爲めにした者と見做されるが、未だ引受人のない時は、振出人の爲めにしたものと見做される。即ち振出人の爲めにしたものと見做せば、手形債務者に非常に利益だからである。

(二)保證人が債務を履行した時。保證人が債務を履行すれば、手形所持人が主たる債務者に對して有つて居た權利と、主たる債務者が其の前者に對して有すべき權利とを取得することゝなる。

(三)參加と參加人。一體、爲替手形は支拂人をして其の手形の支拂を爲さしむる目的で、發行するものであるが、

(A)支拂人の引受なき時。

(B)支拂人又は引受人が支拂はぬ時。

(C)引受人が破產宣告を受けた時。

是等の場合に、支拂人以外の者が引受又は支拂をして、其の手形の信用を維持し、以て債務者の不名譽、不信用の豫防を爲すと共に、償還請求の手數を省かせる便法が制定されて居る。是れが所謂參加で、參加する者は參加人である。一體、參加は擔保請求權又は償還請求權の行使さるべき場合に、其の煩雜を省く爲めになすもの故、參加には自ら參加引受と參加支拂と二樣に區別される。何れも參加人となるには被參加人に對し、其の手形上の債務を有せざる第三者でなければならない。而して參加の委託を受けた者を豫備支拂人と稱ふるのである。

(四)參加引受人の義務。手形の支拂人が引受をせぬ時は、所持人は拒絕證書を作らせ、又若し豫備支拂人の有る時は、其の豫備支拂人に呈示して、引受を求むる。それでも引受られぬとあれば、前者に對し擔保請求權を行ふまでゞある。で、所持人は、參加引受人が數名居る時、其の中から隨意に選んで引受させ、且つ苟くも豫備支拂人でない者の參加引受は、之れを承諾すると拒絕するとは其の自由である。此の參加引受は參加引受人が署名するに依つて成立し、若し又何人の爲めに之れを爲したか不明の場合には、矢張振出人の爲めにしたものと目做される。又參加引受があれば、其の引受人は手形

金額と費用とを支拂ふ義務を負ひ、猶ほ、其の支拂は單純なる事を要し、若し單純でない場合には、所持人は引受無い場合と同一に見做して、前者に對し直ちに擔保の請求をする事が出來る。

(五)參加支拂と其期日。參加支拂とは豫備支拂人、參加引受人、其の他の者の支拂を云ふので、所持人が支拂を求めようと云ふには、滿期日以後の二日内に於て手形を呈示する。若し支拂人が支拂をしない時は、拒絶證書を作らせて、前者に對し償還請求ぜる順序となる。但し其の手形に豫備支拂人があるか、參加引受人があるかすれば、右期間内に參加引受人に、若し又參加引受人のない時、參加引受人が支拂をせぬ時には、豫備支拂人に、孰れも手形を呈示して、支拂を請求した後でなければ、其の前者に對し償還の請求は出來ない。それから、參加引受人又は豫備支拂人が支拂をせぬ時は、所持人は其の旨を支拂拒絶證書に記入させ、且つ參加支拂人が數名ある時は、其の最も多數の手形債務者の爲めに、其の債務を免れさせる方の支拂を受ける義務がある。

第五項　爲替手形と拒絶證書

拒絶證書の作成を必要とする場合は、既に前に述べてある。今は其の作成に當つての注意を述べよう。

(一)拒絶證書に記載する事項、即ち拒絶證書には

(A)拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號。

(B)拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其の請求に應じなかつた事。卽ち拒絶者に面會出來なかつた理由、又は營業所住所及び居所が知れなかつた事等。

(C)支拂の請求を爲し又は之れを爲し能はなかつた地及び年月日。

(D)法定の場所以外にて拒絶證書を作る時は、拒絶者が之れを承知した事。

(E)參加引受又は參加支拂ある時は參加の種類及び參加人並に被參加人の氏名若くは商號。

(F)拒絶證書作成の場所及び年月日。

(G)公證人又は執達吏の署名捺印、是等が其の重要な事項である。

(二)謄本の添付請求。公證人又は執達吏が、拒絶證書を作つた時は、謄本に手形金額、振出人、支拂人、受取人の氏名若くは商號、振出の年月日、豫備支拂人、參加引受人ある時は其の氏名又は商號を記載し、之れを役場に備へて置く。故に若し拒絶證書が無くなつた時には、利害關係人は其の謄本の交付を請求する事が出來る。而して此の謄本は原本と同一の効力があるのである。

第五節　約束手形と小切手

約手卽ち約束手形とは、振出人自ら支拂を約束し、專ら裏

書流通を主眼とするものを言ひ、其の手續方法や効力等に就ては、多く爲替手形の規定を適用されて居る。仍つて茲には實際之れを取扱ふ上に於ての注意事項に重きを置いて述べ、猶ほ併せて小切手に關する商法上の諸規定と實際上の注意とを說明し、以て此の編を終らうと思ふのである。

第壹項　約手を取る際の注意

約束手形は普通證文よりも、法律上強大な制裁力があつて、安全なものには違ひないが、常に法律よりは人智の方が進んで居るから、却つて種々と不正な企謀をして、法網を潜つて居る徒輩が多い。又、其の制裁を何とも思はぬ恐るべき人物もあるのだから、全く油斷はならない。純然たる商業手形が何かで、仲間内を轉々流通して來たものとか、從來永く取引して信用の置ける人間とか、現在に於ける社會的地位の確實なる人物とかならば兎も角も、少しく信用の怪しいのや、身元の不明瞭なのや、風評の面白からぬのや、是等の人の振出した手形は、餘程注意せねばならない。尤も裏書人が確實であれば、振出人は少し位ゐ不確實でもよいやうなもの丶、矢張り共謀で踏倒しや引つ掛けやを目論むのも少くないし、單に住宅や風采や銀行の預金やで、一も二もなく信用してはならない。預金などは當人が何時でも隨意に引出せるものではないか。尤も金額の多寡にも依るから、必ずしも一樣には言はれぬけれど、最も確實なのは先方の人物如何にある事と思ふ。さて彌々約束手形を取る段取となつたと假定し、聊か注意を書いて見よう。

(一)支拂期限。卽ち永くて三月、短いのでは二十日、殊に甚しいのは十日で可いからと言ふのがある。是等は先づ危險性の伴へるものと見てよい。普通六十日間が適當で、三月などと言ふ長時間は、從來取引のある商人などに限る。

(二)署名捺印。振出人や裏書人には是非とも本人自身に署名させるが可く、決して代書させぬやうにせねばならない。後日『斯んな手形に自分は署名した覺えがない』などゝ、空とぼける狡猾な者もあるからである。

(三)保證と支拂先。支拂は自宅又は營業所とするよりも銀行がよいとされて居る。銀行ならば豫め振出人の預金の有無、信用程度なども調査するに便宜があるし、殊に支拂保證でもすれば全く安全である。尤も近頃は隨分イカサマ銀行があつて、一概に信用する譯に行かぬ事もあれど、相當の銀行なら先づ信用して間違ひないものと見て可い。

(四)手形の書き替へ。滿期日が經過しても支拂がなければ、所持人は書替の請求をするが當然である。而して從來の裏書人が信用ないと見て取つたら、他の信用あるものと替えさせる又此の際は書替の手數料と今迄の利子とを納めさせて、再び新しく返濟期日を作るのである。尤も書替しても、債務者の財產狀態が迚も將來義務を全うする見込みないと思つた

ら、或は機敏に裁判沙汰にした方が利益の場合もある。併し商人としては決して好ましい事ではない。

第貳項　小切手と注意

小切手は銀行を支拂人として振出す流通證券で、殆んど現金同樣、確實で而して便利なものであるが、何事にも金錢の問題となると、油斷の出來ぬが當世、實際に當つては種々細心の注意が入る譯である。

(一)小切手支拂の日限。小切手を所持する人は、其の振出の日附から十日間内に、指定の銀行へ行つて支拂を求めねばならない、銀行に依り、又振出人の信用と預金の工合に依り、期限後でも絶對に支拂はれぬとも言はれぬが、先づ規則通りに的確と受取つて置く方が間違ひない。

(二)銀行が支拂を拒絶した時。指定の銀行で『此の小切手にはお支拂が出來ませぬ』と來るのは、必ず振出人に預金がないか、取引解除か孰れにしても曰くのある事、此の際は直ちに銀行員をして支拂拒絶の旨を小切手に記入せしめる。斯うして置かぬと、玆に全く小切手の効力が失くなつて、爲替訴訟を起す事能はず、單に不當利得償還請求しか出來ぬことゝなるのだから、所持人の不利益たること夥しい。是非此の手續丈けは怠つてはならない。

(三)横線引小切手に就て。小切手の振出人又は所持人が、其の小切手に二筋の横線を引て、其の線内に單に銀行とか或は何々銀行とか書くことがある。是れは紛失盜難等を豫防する爲めにするので、集金員に掛代金でも支拂ふ場合などには、相互に頗る安全である。此の小切手は一ト先自己の取引銀行へ預入れ、銀行から更に小切手の指定銀行へ呈示して、其の支拂を受けさせるので、少しく面倒で、直ぐに現金の入用な場合には、少々不都合であるが、安心の點が優れて居るのである。

(四)小切手濫發と罰則。自分の預金額以上に小切手を振出した場合、即ち小切手の濫發をやると、法律では五圓以上千圓以下の科料に處せられる。又情狀に依つては刑法上、詐欺に問はれることもある。

(五)預金は會社名振出は個人名。例へば家族の名を列して營業を合資會社となし、預金は會社の名義にして小切手丈け個人名義で振出す。常然銀行では支拂を拒絶する。差押へも出來なければ怎することも出來ぬと云ふ羽目に陷る事もあるから注意せねばならない。

(六)惡辣なる手段。小切手は十日經過すると、小切手たるの効力が無くなる。玆を附け込んで、例へば五十圓の小切手を振出したとせよ。而も預金がないので不渡になることは前以て分つて居る。此の場合明日で彌々期限が切れると云ふ前日あたり、出掛けて『怎も親戚に不幸がありまして』とか何とか出鱈目を並べて、十五圓か二十圓も渡し、『殘金の所はモウ二週間丈け御猶豫を』と頼み込む。情實と口前にほだされて承諾し、其の儘二週間經てば、已に小切手は無効となつて、今度は不當利得償還しか請求されず、振出人は思ふ壺とほくそ笑んで、却つて強硬になり、遂に踏倒して了ふと云ふやうな手嚴しいのがある。恐しい世の中ではないか。

手形に關した問題は、往々專門の法律家でも解釋に苦しむことがある位であるから迚もあらゆる問題を、玆に提出して、十分に説明を加へることは六ヶ敷い。本書にはたゞ當業者諸君の注意を喚起すると云ふ位にして筆を止めることにする。併し乍ら生存競走の烈しい現代の商業界に於ては、一瞬時と雖ども眠つて居つては落伍者と成るの虞れがあるから、著者は將來益々諸君と共に、現在よりも一歩進んだ商賣繁昌策を考究して以て常に諸君に業界の優勝者たらんことを希望して止まないのである。

商賣繁昌策 終

誰にも出來る

願、届、申請手續と業界日用便覽

登錄商標と出願手續

▽商標と商品の運命

別に御幣を擔ぐ譯ではないが、同じ品質の酒醬油でも、商標の優れて好いのと、餘り思はしからぬのとでは、豈夫其の品質までが優劣あるとは思はれないけれど、讀んで、或は見て快感を覺え、容易く記憶に殘る底のものは、同じ程度の廣告費を掛けても、早く世間に廣まると云ふ樣な關係上、從つて其の賣行きも盛んになる。是れ自然の結果であつて、吾々の姓名字劃が、一生涯の運命を左右すると云ふ說は、未だ俄かに信憑し難しとするも、商品と商標との關係は、モツと數理的に且つ密接なるものである。

▽酒醬油に適した商標

一體、商標とは自分の釀造し、販賣する酒又は醬油を表彰し、以て他の酒又は醬油との區別を容易にせんが爲めに外ならない。而して之れをするには、文字、圖形、記號又は結合〔文字や圖形を結合したもので、例へば櫻花（圖形）に櫻正宗（文字）を配したる如き〕を以てするのであるが、元來、酒には酒に適する商標あり、醬油には醬油に當嵌る商標あり、即ち酒には二字若しくは三字名前が最も好く名聲布四海とか、長生自得千年壽とか云ふ漢文、萬國の御ひいき厚き憲哉とか、花爛熳盃は我が天下哉とか云ふ如き歌や俳句なども、酒と云ふ趣味を表彰する方法としては、誠に好く調和の取れて居る點はあれど、只見て、讀んで萬人に理解されると云ふ點は缺けて居る　即ち漢文や歌、俳諧の分らぬ人、之れに趣味のない人には、分らず、又分つても左のみ感興を惹かないと云ふ憾みがある。尤も之れが因襲の力で止むを得ぬと言へば、全く止むを得ぬ次第だが、若し酒が現代に發明されたものとせば、モー少し萬人向きな、分り易い廣告文句、例へば句調の好いスローガン（スローガンの事は商賣繁昌策第四章廣告術中に詳說せり）などを使用するに違ひないと思ふ。此の事は他日折を見て述べるとし、今度は醬油の方であるが、是れは普通に一字名前が多く、亦それが最も適當である。止むを得ずば二字名前も惡くはないが、それ以上はドウも好くない。一時、梅日本だの、松日本だのと云ふのがあつたけれど、醬油の名稱として適當であるとは言へない。而して酒にせよ醬油にせよ新たに其の名稱を撰むに當つては、成るべく威嚴ある文字、例へば天とか、王とか、金とか云ふ如きを使用するが好い。序に記すが淸酒の商標に正宗の文字に或る圖形を結合したものは今後特許局で登錄を許さぬと云ふことである。

▽出願前の準備

既に理想的な商標が出來たとせば、今度は之れを特許局へ出願して、登錄を受けられるかドウか、他に類似な商標がありはせぬか、商標法に抵觸しはせぬか等をも考へねはならない。是等の詳細を知らんとするには日本登錄商標大全（本社で取次ぐ）と云ふ書類もあり、猶ほそれでも分らぬ點があつたらば、直接特許局（東京市麹町區道三町三番地）へ照會するも好く、又同局の圖書館は何人にも無料で入館閱覽を許すから、そこへ出掛けて調査するもよいが、玆に一寸登錄の受けられぬ商標を示すと、

(イ)菊花御紋章と同じ又は類似の圖形。

(ロ)國旗、軍旗、勳章、褒章、記章若くは外國の國旗と同じ又は類似のもの。

(ハ)秩序若くは風俗を紊り又は世人を欺瞞するの虞あるもの

(ニ)同じ商品に慣用する標章と同じ又は類似のもの。

(ホ)世間で周く知つて居る他人の標章と同じ又は類似して而もそれが同じ商品に使用されるもの。

(ヘ)白地に赤十字の記章又は赤十字など及び之れに類似のもの。

(ト)政府、道、府縣若くは政府の認可を得た博覽會、共進會又は外國の博覽會、若くは官許の萬國博覽會の賞牌、賞狀若くは褒狀と同じ又は類似の圖形を有するもの。但し其の賞牌、賞狀又は褒狀を受領した者が、其の商標の一部として使用するはよい。

(チ)他人の肖像、氏名、商號又は法人若くは組合の名稱を有するもの。但し其の承諾を得ればよい。

(リ)登錄商標の効力を失ふてから一年經ぬ他人の商標と同じ又は類似のもの。但し其の登錄失効前一年以上使用しなかつた商標と同じ又は類似のものは此の限りではない。

彌々確かに許可になると認められたら、即ち他に類似のものもなく、法規にも抵觸しないと定つたら、今度は願書を認めて出願せねばならぬ。

▽出願の手續と願書

商標の登錄を出願するには、酒なら酒、醬油なら醬油、味淋なら味淋と云ふ工合に、一つの商標に付き、類別（例へば淸酒は第三十六類、醬油（ソース）及び酢は第四十一類、味淋、白酒、燒酎、龜の歲、直し、葡萄酒、麥酒、「ブランデイ」、「ウヰスキー」、「ベルモット」等は他類に屬せざる各種の酒として第四十九類、「サイダー」、「ラムネ」、果實酒、等は第四十類に屬する如きに從ひ、一類別毎に一通宛の願書を作り、之れに商標見本五通を添付して差出す。それから、商標に施すべ

き色を限定して、登錄を受けようと思つたらば、願書に其の色を指定し、着色した見本を添へ、且つ願書にある「色の限定」の下に、其の着色すべき部分と其の色とを詳細に說明せねばならぬ。

願書は左の書式に依りて認め、其の商標を附する商品を定めて、之れを願書の「商標を附すべき商品」の下に記し、猶ほ出願手數料として金三圓に相當する收入印紙を貼付する。

書式（用紙は成るべく美濃紙）

收入印紙三圓

商標登錄願

商標ヲ附スベキ商品

見本（印）

色ノ限定（色チ限定シテ登錄ヲ受ケントスルトキハ其著色ベキ部分及ビ其色チ詳細ニ說明スベシ例ヘバ地ハ黃色トシ文字ハ赤色トシ圖形ハ綠色トナスト云フガ如シ）

私（私共）儀前揭商標に付登錄相受度此段相願候也

本籍（國籍）

住所（居所又ハ營業所）

職業

出願人氏名（印）（法人ナラバ法人ノ名稱ト代表者ノ氏名印）

年月日

特許局長 氏名殿

添付書類目錄

一何々 何通

一何々 何通

又、見本は强靱な紙で作り、五通差出すことになつて居るが、此の內一通は願書に貼り付け、他の四通は成るべく剝ぎ取り易い樣に各一端丈けを美濃紙に貼り付け、願書と共に其の右方の一端丈けを紙撚で綴ぢ合すがよい。それから、之れを差出すに際して注意すべきは、左の如し。

(イ)共同して使用する商標の登錄を受けようとするには願書に營業を共にする事實を證明するに足る書面を添へ、

(ロ)數人共同の出願には各人相互に代表するものと認められるから特に代表者を定めた時は其の旨を屆出で、又最初から代表者が定つて居たならば其の代表者の氏名の上に代表者と記入するが可い。

(ハ)代理人に依頼して願書を出すのには本人の委任狀が要る。

(ニ)同時に幾つもの願書を差出す場合には特許局の方で願書番號の通知をする際に必要故之れに「い」「ろ」「は」等の符號を附けるがよい。

(ホ)願書に商標を附すべき商品として單に第何類若くは第何類の商品一切と記載するは漠然として居るから必ず商品即ち酒とか醬油とか白酒とか具體的に記載する方が可い。

(ヘ)博覽會、共進會の賞牌、賞狀若くは褒狀を商標の一部として使用しようと思へば自分が其の受領者である事を證

明せねばならぬ。

(ト)他人の肖像、氏名、商號又は法人若くは組合の名稱を使用するには其の承諾書が要る。

(チ)既に効力を失ふたが未だ一年を經過せぬ他人の商標と同じ又は類似のものに付き商標登錄を出願する場合には他人の商標は効力を失ふ前一年以上使用しなかつた事實を證明せねばならぬ。

(リ)博覽會、共進會に出品した商標に付き商標登錄を出願する場合には出品した事を證明する丈けの書面を添へねばならぬ。

(ヌ)已に合法の願書が出來たらば直接特許局へ持參提出するか又は書留郵便で送るかするのである。

(ル)明治三十二年七月以前から若し酒又は醬油に付て他に同じか又は之れに類似の商標のあるに拘らず使用して居り新たに其の商標を登錄しようとする者があるならば必ず善意（例へば全く知らずして使用したと云ふ如き）に其の商標を使用した事實を證明するに足るだけの書面を添へねばならぬ。

▽出願してからの心得

既に願書は差出した。許可になるか、ならぬか。其の通知は何時頃來るか。待ち遠しいのは誰も人情だが、出願人が出願中是非心得ねばならぬのは左の件々である。

(イ)特許局で商標登錄の願書を受理すると本人又は代理人に其の願書番號を通知して來るから其の後書類でも差出す樣な場合には其の願書番號を記載せねばならぬ。

(ロ)出願してから其の出願に關し書類の補充又は訂正を何日何日迄にせよと通知のあつた場合は其の期間內に命令通りの書類を差出すなり期間延長の請求をするなりせぬと折角の出願が無効となる事もあるから注意せねばならぬ。但し期間延長請求書に金五拾錢に相當する收入印紙を貼る事になつて居る。

(ハ)一度特許局に差出した書類や見本に就ても差出人は自由に訂正又は補充する事が出來る。但し全然其の要旨を變更するものや審查、審判中でないものは別である。

(ニ)出願中に出願人が死亡した時又は出願人若くは代理人が氏名、住所、居所、營業所、印章等を變更した時又は代理人の變更や代理權の變更消滅のあつた時は其の旨を屆出でねばならぬ。

印章、氏名の變更又は代理人の變更や代理權の變更消滅の屆出には相當の證明書を添附する。

(ホ)出願中に相續開始し又は權利を共有にした時其の他出願人の名義を變更すべき必要の起つた時は相當の證明書を添へ金壹圓五拾錢に相當する收入印紙を貼つて名義變更屆をするのである。又出願中の權利を讓受けた者から差

出す所の出願人名義變更届には其の承継人たること、營業を譲受けたる事とを證明するだけの書面を添へねばならぬ。

(ヘ)出願した商標を使用すべき商品が二以上の類別（例へば「鬼殺し」なる文字又は兜の圖形を清酒にも焼酎にも付けようとした場合の如き）に亙るに依り願書を訂正しようと思へば他類（最初清酒で願つてあつたら焼酎の方）に屬する商品に付き前願書と同じ願書を差出し同時に前の出願を訂正せねばならぬ。

△聯合商標とは何ぞ

同一な商品に使用すべき自己の商標で、互に相類似するもの、例へば櫻正宗と梅正宗との如き、是れは聯合商標として出願した場合に限り、登録される事となつて居る。此の場合は願書に金壹圓五拾錢の收入印紙を貼附し、且つ願書に互に相類似する商標の登録番號若くは符號を記載し、猶は登録證があるならば、それを添へて差出すのである。願書の書式は左の通り、

書式（用紙は成るべく美濃紙）

収入印紙

聯合商標登録願

一商標を附すべき商品

一聯合商標登録番號（願書番號又ハ符號）

私（私共）儀前掲商標ヲ聯合商標トシテ登録相受度此段相願候也

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
職業

年月日　出願人　氏名　㊞（法人ナラバ法人ノ名稱及其代表者氏名印）

特許局長　氏名殿

添附目錄

一何々　何通
一何々　何通

見本　㊞

注意

聯合商標は商標登録の出願、出願人の名義變更届出、存續期間更新登録の出願、登録證再下付の請求登録證差出免除の請求、存續期間滿了前三ヶ月以内に於てする存續期間更新の請求、博覽會又は共進會の出品に關する届出には商標に關する普通料金の半額でよい事になつて居る。

▽彌々登録査定があつたら

特許局から宜しい登録すると云ふ通知、即ち登録査定の送達を受けた場合には、出願人は其の日から向ふ六十日間内に商標料を納付し、且つ商標の印版一個を差出さねばならぬ。若し此の手續をしない時は、折角の出願が無効となることがある。

商標料は一件に就き金貳拾圓。又商標權存續期間更新の登録を受けるにも同じ。それから、聯合商標にあつては毎件金十圓納付するのである。

又、此の際差出す商標の印版は木版、細網版其の他活版印刷に適するものを用ゐ、長さと幅と各々曲尺で三寸三分以内、厚さは七分九厘二毛とし、文字から成る商標の印版長さと幅とは、各々二寸一分四厘五毛以内としてある。而して之れを一個の直角四邊形とする。

商標の登録を受けた時は、其の商標は二十ヶ年間有効で、此の期間が滿了しても、更に二十年宛幾回でも其の専用年限滿了の日から三ヶ月前に金二圓の收入印紙を貼つて、願書を差出せば又新たに二十年間有効となる。（但し三ヶ月以内にあつては別に金壹圓の手數料を納ねばならぬ）此の存續期間更新登録の出願には登録證を添付する事を忘れてはならぬ。願書は左の通り

書式（成るべく美濃紙で）

収入印紙

商標權存續期間更新登録願

一登録番號
一商標を附すべき商品
一聯合商標登録第何號）

私（私共）儀前記商標權に付存續期間更新ノ登録相受度此段相願候也

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）

年月日　出願人　氏名　㊞（法人ナラバ法人ノ名稱及其代表者ノ氏名印）

特許局長　氏名殿

添付書類目錄

一何々　何通
一何々　何通

見本　㊞

若し不幸にして拒絶査定、即ち何か故障があつて、登録を許可されぬ場合には、更に再審査を請求し、それでも拒絶された時は、抗告審判を請求することも出來る。

諸願届書式と手續

願届書認方の注意

從來一般の人々は戸籍其他の願届書を非常に面倒なものの様に考へて大抵は代書人任せにして居た。が少し其手續を研究さえすれば別に六ッケ敷くも面倒でも無い。今其認めか

たに就て注意すべき事を二つ三つ擧げて見る。

(1)**戸籍に關する屆出**

戸籍法は大正四年度から改正になつて、以前よりも少し面倒になつた。

元來屆書の中で最もやかましいのは戸籍上のものであつて、一字間違つても受付けられない。だから其屆書は可成消したり訂正したりしない樣に！なければならぬ。最う一つ注意しなければならぬ事は戸籍上の屆出は其事の起つた後一定の期間内に屆出ないと科料を取られる規則である事である。

(2)**登記申請書類**

之は區裁判所、若くは其出張所で遣るもので、戸籍程嚴重ではない。間違つた所は訂正する事も、抹消する事も自由だ。不動産登記と、商業登記と二通りある。

(3)**訴訟及非訟事件書類**

之も裁判所に提出するもので、注意は登記申請書類と大差はない。

(4)**其他の書類**

其他稅務に關するもの、警察に關するもの、營業に關するもの等澤山あるが、それ等は一々其書式を擧げて、必要な注意は其れ〳〵説明を加へよう。

尙之は一般に通ずる注意であるが總て顯屆書の或部分を消したり、訂正したりした場合には必ず其場所に二條の朱線を引き（元の字が讀める程度に引くを要す）其上欄外に、『何字消、何字挿入』、又は『何字訂正』と記して、其屆書に捺印を要する。

夫から戸籍や、登記類などを罫紙に認める場合には必ず前三行位を空けて置く必要がある。

假名は總て片假名を用ふる事

一二三十の數字は壹貳參拾の文字を用ふる事。

戸籍其他關係の書式

◉出生屆（出生兒の父戸主なる時の屆出）

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
父　市川時造
母職業　アキ
出生子何男　三・吉
出生ノ時　何年何月何日午前（後）何時何分
出生ノ場所　何府縣何郡市町村何番地
右出生敎シ候間此段及御屆候也
年月日　屆出人　市川時造㊞
年月日生
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　出生の屆出は十四日以内に出生地又は本籍地の市町村長に之をすること。戸主が二十歲未滿の時、又は禁治産の宣告を受けて居るものであゐ時には親權な行ふ人から屆出づる事。

◉養子緣組屆（滿十五年以上の子が父母戸主の同意を得て養子となる場合）

本籍地　何府縣何郡市町村何番地戸主職業
養父　竹島幸吉
年月日生
養母職業　ハナ
年月日生
養子職業　健二
年月日生
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
戸主何某何男職業
養子　後藤健二
年月日生
本籍地　前同上
右父　後藤宗一何男
本籍地　前同上
右母　カネ
右養子緣組及御屆候也
年月日　右屆出人
養父　竹島幸吉㊞
養母　竹島ハナ㊞
養子　後藤健二㊞
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
證人　竹田源七㊞
年月日生
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
證人　村上平六㊞
年月日生
何府縣何郡何市町村長　何　某殿
右養子緣組ニ同意ス
養子ノ實父兼戸主　後藤宗一㊞
年月日生
養子ノ實母　後藤カネ㊞
年月日生

▲注意　戸主の同意が無くて養子緣組をした場合には離籍や復籍を拒まれても仕方がない。法定の家督相續人の男子があるものは養子を迎へる事は出來ない。但し婿養子、家女に配偶する爲）ならば差支へない。

此の外養子緣組には左の場合がある

一、養子が十五年未滿故父母が代つて承諾した場合
二、十五年未滿の養子が養家から更に他に養子に入る場合
三、夫婦養子
四、夫の一方が他家にある他の一方の子を養子とする場合
五、戸主廢家して婿養子婚姻なしたる場合
六、後見人親族會の同意を要する場合

（書式略す）

◉養子離緣屆

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
養父　河田淨心
年月日生
養母職業　ナカ
年月日生
養子職業　只吉
年月日生
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
右父　吉田連一
本籍地　前同上
右母　田鶴子

何府縣何郡何市町村何番地　復籍スベキ家ノ戸主　吉田連一

協議離縁

右養子離縁ヶ御届候也

年月日　右届出人

養父　河田浮心㊞

養母　ナカ㊞

養子　只吉㊞

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

所在地　何府縣何郡何市町村何番地

証人　染田江景㊞　年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

証人　十條五郎㊞　年月日生

何府縣何郡何市町村長　何某殿

右養子離縁ニ同意ス

養子ノ實父兼戸主　吉田連一㊞　年月日生

養子ノ實母　吉田田鶴子㊞　年月日生

▲注意　協議の離縁は協議したものから届出る事が出來る。離別した養子は實家に復籍する。若し實家が無くなつて了つて居る場合には一家を創立するより外道はない。然し無くなつた實家を再興してもよろしい。

其他養子離縁には左の場合があるが、例に依つて書式は略する。

一、裁判上の離縁

二、養子が十五年未滿の時實家の父母が協議上離縁する場合

三、養親死亡後、戸主の同意を得てする離縁の場合

四、十五年未滿の養子離縁の時代て承諾する筈の父または母が繼父母なる場合

五、廢家して養子となりたるものが離縁となる場合

◉婚姻届（父母及戸主の同意を得て爲す婚姻）

本籍　何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何男職業

夫　梅川忠兵衛　年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

右父　梅川孝兵衛　何男

本籍地　前同上

右母　くに

本籍　何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何女職業

妻　中村きよ子　年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

右父　中村勘平　何女

本籍地　前同上

右母　かる

右戸籍法第百條ニ依リ届出候也

年月日　夫　梅川忠兵衛㊞

妻　中村きよ子㊞

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

証人　田中平助㊞　年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

証人　大山健吉㊞　年月日生

何府縣何郡何市町村長　何某殿

右婚姻ニ同意ス

夫ノ父兼戸主　梅川孝兵衛㊞

年月日生

夫ノ母　梅川くに㊞　年月日生

妻ノ父兼戸主　中村勘平㊞　年月日生

妻ノ母　中村かる㊞　年月日生

▲注意　男は滿十七年女は滿十五年にならなければ婚姻することは出來ない。子が婚姻するには其家にある父母の同意が要る。但男は滿三十年女は滿廿五年になつてからは同意がなくても婚姻が出來る。父母の一方がどこに居るか分らない時、家を出た時、又は其意志を表すことの出來ない場合には、他の一方だけの同意でよろしい。婚姻の届出は夫の本籍地又は所在地でしなければならないが、入夫婚姻や婿養子縁組の場合は妻の本籍地又は所在地で届出でるのである。そして届書は二通書いて兩人の本籍地が違つて居つたならば、其氏名は各別にしなければならぬ。

◉離婚届（二十五未滿の妻離婚の場合）

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業

夫　野村岩吉　年月日生

本籍地　前同上

右父　野村杉三　何男

本籍地　前同上

右母　千世子

妻　野村君代　年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

右父　多田幸吉　何女

本籍地　前同上

右母　むら　復籍スベキ家ノ戸主

本籍地　前同上

協議離婚

右離婚及御届候也

年月日　夫　野村岩吉

妻　野村君代

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

証人　中川弘吉　年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地

証人　比田善吉　年月日生

何府縣何郡何市町村長　何某殿

右離婚ニ同意ス

妻ノ父　多田幸吉　年月日生

同母　多田むら　年月日生

▲注意　此例は多く見る所であつて滿二十五年に達しないものが協議の上で離婚するのに同意が要る場合の書式である此他離婚の届け出でには左の七つの場合がある

一、入夫離婚

二、廢家して婚姻したる女戸主の離婚

三、養女の離縁を爲さずに二十五年未滿の夫妻離婚の場合

四、未成年の妻が後見人及親族の同意を得て離婚の場合

五、婿養子が離婚して實家に歸る場合
六、婚姻取消
七、裁判上の離婚

（書式略ス）

◉親權行使届

本籍地　何府縣何市町村何番地戸主何男
　　大岡富十郎
　　年月日生

右大岡富十郎ノ父大岡富造ニ對スル親權喪失ノ宣告何年何月何日確定
右富十郎ノ母親權行使候間裁判謄本竝ニ確定證明書相添此段及御届候也
年月日

　　届出人
　　大岡富十郎母職業（又は親族）
　　大岡たみ㊞
　　年月日生

何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　家にある子は父の親權に服するのが當然であるが其父が知れない時、死んだ時、家を去つた時、又は親權を行ふ事が出來ない時には家に在る母が其代りをする。そこで父親が生きて居ても其親權を行ふ力を喪つた場合は裁判所の判決を待つて此届出をしなければならない。裁判は父または母が親權を濫用したり、大變行狀が惡かつたりする時に、子または子の親族から請求して決定するのである。此場合親族から届け出る事も出來るのである。

◉後見開始及就職届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主
　　梁村恭一
　　年月日生

右ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニヨリ何年何月何日後見開始
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主何某弟
所在地　何府縣何郡何市町村何番地
　　後見人
　　梁見佐平
　　年月日生

右後見人何年何月何日就職
右後見人就職致候間此段及御届候也
年月日　　届出人　梁見佐平㊞
何府縣何郡何市町村長　某　殿

▲注意　後見人には法定の後見人、遺言に依るもの親族會の選定に依るもの等があるが、其届出は皆是に準じて宜しい、只「右後見人何年何月何日就職」の所に理由を記載すればいゝのである。後見人は婦人の外辭任する事は出來ない。然し病氣其他已むを得ない故障で辭任した場合には更に後見人を定めて届出なければならぬ。（後見人更迭届）此場合には親族會の後見人證明書と云ふものが要る。此等の届出はすべて後見人就職の時から十日以内にしなければならぬ。

◉親族會招集申請書

住所　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
申請人　事件本人ノ實兄　梅田讓治郎
　　年月日生
住所　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
　　事件ノ本人　植田讓三
　　年月日生
申請ノ原因タル事實
事件本人ハ未成年ニシテ且父世共ニ死去シ親權ヲ行フ者ナキニ依リ之

優等清酒
登録商標
楠
優等本直酎
最上燒酎
登録商標
登録商標
萬
醸造元
伊勢國三重郡楠鄉
宮崎庄市郎
電略（ミヤ）又ハ（シヨー）

戸籍其他關係の書式

が後見人ヲ選任ノ必要アルヲ以テ親族會員ヲ選定シ事件本人ノ住所ニ招集セラレンコトヲ望ム、

申請ノ趣旨

前陳ノ事實ニ付後見人選任ノ爲メ親族會員ヲ選定シ親族會招集相成度關係書類相添此段申請候也

右

年月日　梅田謙次郎㊞

何區裁判所監督判事　何某殿

附屬書類ノ表示

一　事件本人ノ戸籍謄本　壹通
一　親族會員指名書　壹通
一　親族ノ戸籍謄本　壹通
一　證明書　壹通

（別紙　親族會員指名書

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
住所　何府縣何郡何市町村何番地
事件本人ノ伯父　梅田傳八郎
年月日生

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
住所　前同上
事件本人ノ兄　梅田謙次郎
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
事件本人ノ伯母　中村よし
年月日生

右之通ニ候也

年月日　申請人　梅田謙次郎

▲注意　親族會は會議を要する事件の本人戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又は利害に關係のある人の請求に依つて、裁判所が之を招集するものである。會員は三人以上として、親族其他本人又は其家に關係のある者の中から裁判所が選むのである。

親族會員になることの出來ないものは

一、後見人　二、後見監督人　三、保佐人

此例の中にある附屬書類申證明書とあるのは親族會員の身許證明書であつて町村長に證明願を出して證明して貰ふのである。

親族會員に選定された者でも遠隔の地に住んで居るものとか、其他正當の理由さへあれば斷ることが出來る。親族の決議が氣に入らなかつたら會員の者から一ヶ月以内に裁判所に對して不服を申立つることが出來る。未成年者の爲めに設けた親族會は本人が成年になる迄繼續する。

◉後見人任務終了届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
被後見人　神子平助
年月日生

右神子平助ニ對シ親權ヲ行フ者ナキニ依リ何年何月何日後見開始

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地族稱
後見人　黒田清太郎
年月日生

右清太郎何年何月何日就職ノ處被後見人神子平助何年何月何日成年ニ達シタルニ依リ任務終了

右後見人任務終了致候間此段及御届候也

年月日　届出人　黒田清太郎㊞

何府縣何郡何市町村長　何某殿

▲注意　後見が終了したらば後見人は其終了の日から十日以内に被後見人の本籍地又は後見人の所在地の市町村役場へ届出でなければならぬ。そして二ケ月以内に管理の計算をしなくては不可ない。但之は親族會で延すことも出來る。計算は監督人が立會つた上で遣るのである。

◉隱居届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主職業
隱居者　千原萬年　年月日生
右萬年長男
推定家督相續人　千原長壽　年月日生
隱居ノ原因
滿六十年以上ニシテ家政ヲ執ルコト能ハザルニ因ル
右隱居致候而シテ家督相續人ハ完全ノ能力ヲ有シ且相續ニ對シ單純承認ヲ爲シタルニ付キ此段及御届候也
年月日　届出人　千原萬年㊞
同　千原長壽㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿
右家督相續ニ對シ單純承認ヲ爲ス
承認者　千原長壽㊞

▲注意　滿六十年以上にならなくても戸主が病氣や本家の相續、再興其他己むを得ざる事由で、家政を執る事が出來ない樣になつた場合には裁判所の許可を得て隱居する事が出來る。然しまだ推定の家督相續人が無い場合には前以て相續人を定めて置かなければならない。
其他女戸主が隱居する場合には年齡に制限がない。但し夫のある女戸主は夫の承諾が要るのである。

◉死亡届（其一）（家族ノ死亡）

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地何某何男(女)職業
死亡ノ時　何年何月何日午前(後)何時何分
死亡ノ場所　何府縣何郡何市町村番地
右死亡ニ付醫師診斷書相添此段及御届候也
年月日　届出人戸主　大野源藏㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　死亡の届出は其事實を知つてから七日以内に醫師の診斷書を添へてするのである。此例は家族の死亡を戸主が届出る場合のであるが、若し戸主が是をすることが出來ない場合には同居者、家主、地主又は家屋、土地等の管理者と云ふ順序に届出の義務がある。此届出をしてから、埋葬許可書と云ふものを受けて始めて葬式をすることが出來るのである。

◉死亡届（其二）（命名前の死亡）

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主何某何男
命名前死亡
死亡ノ時　何年何月何日午前(後)何時何分
死亡ノ場所　何府縣何郡何市町村何番地
右死亡及御届候也
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
所在地　何府縣何郡何市町村何番地
年月日　届出人　左村桂二
何府縣何郡何市町村長　何　某殿
年月日生

▲注意　此場合は出生届と同時に差出すのである。

◉家督相續届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主(前戸主トノ續柄)亡何某
何男　櫻田明男　年月日生
何年何月何日前戸主父暉三死亡シタルニ依リ家督相續戸主トナル
右家督相續及御届候也
年月日　届出人　櫻田明男㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　家督相續は被相續人が住んで居た所でするものである。此届出は相續人が相續の事實を知つてから一ケ月以内にしなければ爲らない。此の外相續には左の如き色々な場合がある。
一、法定推定家督相續人（順序として當然相續の權利のあるもの）が無い時に相續人を指定して家督相續をする時（指定相續人）
二、女戸主が家督相續人を指定して隱居する場合
三、戸主が死んで法定のも指定のも相續人が無い場合に母や親族會などが相續人を選定した場合（選定家督相續人）此の場合は選定證明書が要る
四、女戸主が入夫婚姻をした時
五、胎兒の父が死んだり家を去つたりした時に母からする相續届
六、相續人と定められたる胎兒が死體で生れた時

◉分家届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主藏吉弟
分家戸主ト爲ルベキモノ　高田喜市　年月日生
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
右父高田儀平三男
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
右母トキ
分家ノ家族ト爲ルベキモノ　高田ヨシ　年月日生
本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
右父村雲源吉二女
本籍地　前同上
右母村雲コメ
同上高田喜市長男　高田幸雄　年月日生
右父高田喜市
右母ヨシ
分家地　何府縣何郡何市町村何番地
右分家及御届候也
所在地　何府縣何郡何市町村何番地
年月日　届出人　高田喜市㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿
右分家ニ同意ス
高田藏吉㊞（戸主）

▲注意　是れは弟が其妻子を連れて分家する時の例である、其家族（妻子）が單獨に分家するならば此書例から妻子の分だけ省けばよろしい。
分家するには戸主の同意さへあれば、親權者の同意は必要はない。但分家するものが未成年の時には親權者の同意がなくてはならぬ。
此届出は本籍地でも所在地でも出來るが所在地で届け出る場合には届書二通を要する

◉名改稱届

何府縣何郡何市町村何番地戸主
何某何男改稱前ノ名　　竹村田吾作
　　年月日生
改稱シタル名　　竹村憲夫
右ハ何々(改稱ノ原因)ニ依リ何年何月何日許可ヲ得テ前記ノ通改稱候間別紙許可書ノ謄本相添此段及御届候也
年月日　　届出人　竹村田吾作㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　改名は猥に出來るものでは無いが、大體左の如き場合には許可される事になつて居る
(一)同町村内に同姓名の人があつて取引や信用の上に不便不都合を生じ易い場合
(二)營業上先代の名前を襲ぐ必要ある場合
(三)個個となりたる場合
此届出をするには一旦改稱願を出して、許可を得た上で其變更許可證を添へて届け出るのである。此外氏名變更には左の場合があるが。其の届出の手續は大同小異だから書式は略する
一、氏名兩方共改めた場合
二、氏を舊姓に復した場合

◉轉籍届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地
新本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主
　　田中保一
　　年月日生
右轉籍候間戸籍謄本添付及御届候也
　　年月日　　届出人
　　田中保一㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　轉籍には他町村へ轉籍する場合と同一町村内で轉籍する場合とある。此例は他町村へ轉籍の場合の書式であつて、届書は二通を作り戸籍謄本を添へて届け出るのである。同一町村の場合には戸籍謄本も要らず届書も一通で宜しい。

寄留諸届書式と身許證明

◉住所寄留届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主士族東田三平次男何業
　　東田五郎
　　年月日生
右　東田五郎　妻　何業　　ハル
　　年月日生
右　東田五郎　長男　何業　　倉三
　　年月日生
寄留ノ年月日　何年何月何日
寄留ノ場所　何府縣何郡何市町村何番地
右及御届候也
年月日　　届出人
　　東田五郎㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　九十日以上本籍地外で一定の住所を持つて、そこが生活の根據である場合には此例の樣な住所寄留届を出すのである。此の届出は寄留する者世帶を同じくするものは世帶主がしなければならぬ。寄宿舍(工場などの)とか其他多數の人を同居させる所ではそれを管理するものが届けるのである。

る。
又此届は代理人でも出來るが普通の場合寄留先の家主とか其家屋の管理者とか云ふものゝ承諾を受けなければならぬ、そして承諾書が付けるか、やむなければ其届書に承諾の旨を記して家主なり管理者なりの印を押して貰はなければならぬ。雖然前に記した寄宿舍に寄留する場合や世帶に屬するものゝ場合には其れには及ばぬ。

◉居所寄留届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主士族山田正重次男何商
住所
寄留地　何府縣何郡何市町村何番地
　　山田三之助
　　年月日生
住所外寄留地及年月日
何年何月何日　何府縣何郡何市町何番地
右寄留及御届候也
年月日　　届出人　山田三之助㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　寄留人が退居した時には家主または同居者から直ぐに退居届を出さなければならぬ。若し其届出をしても市町村長から通知がない場合には更に届出をしなければならぬ。
其他住所を居所に變更した場合とか本籍地へ引上げる場合とかにも本人より夫々届け出なくてはならぬ之等の届書は同一市町村内ならば一通、異つた町村に轉ずる場合には二通を差出す事になつて居る。

◉退居届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地戸主士族中山時次郎長男何商
住所
寄留地　何府縣何郡何市町村何番地田中善三方
右ハ何年何月何日住所ヲ退去セシニ付此段及御届候也
　　中山幸吉
年月日　　届出人
　　田中善三㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　生活の根據としないでも住所以外の場所に九十日以上も住む若くは同日以上居所と定めたるときは十四日以内に届け出なければならぬ場合の例である。此他寄留番地の變つた場合には寄留地變更届本籍地へ戻つた時には復歸届と云ふものをしなければならぬ是に限らず總て寄留に關する届出を怠つたものは五圓以下の科料に處せられる規則になつて居る。

◉身許證明願

何府縣何郡何市町村何番地身分
　　竹田四郎
一年月日生
一定役ニ服スベキ罪ナク犯シタルコトナシ
一破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ
一土地家屋ヲ有ス
一何々……
右ノ件々證明相成度此段奉願候也
　　右
年月日　　竹田四郎㊞
何府縣何郡何市町村長　何　某殿

▲注意　身許證明は色々な場合に必要のあるものであるから其一般の場合に通ずる書式を茲に掲げて置いた。

徴兵に關する諸書式

◉徴兵適齢届

何府縣何郡何市町村何番地族稱職業何某長(次)男
何　某　年月日生

右者本年何月何日ニテ滿二十歳ニ相成リ徴兵適齢ニ付キ此段及御届候也

年月日
何市町村長　何　某殿　　右　何　某㊞

◉寄留地ニ於ケル身體檢査願

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地族稱何某長男職業
寄留地　何府縣何郡何市町村何番地
何　某　年月日生

右者前記寄留地ノ徴募區ニ於テ身體檢査相受ケ候間御許可相成度此段願上候也

年月日　右　何　某㊞
何郡市町村長　何　某殿

◉寄留地ニ於ケル身體檢査願出ニ付御届

本籍地　何府縣何郡何市町村何番地何某次男
寄留地　何府縣何郡何市町村何番地族稱職業
何　某　年月日生

右者前記寄留番地ノ徴募區ニ於テ身體檢査相受ケ度旨大正何年何月何日ヲ以テ寄留地ノ郡區長ニ願出候ニ付此段及御届候也

年月日　右　何　某㊞
何區市町村長　何　某殿

▲注意　右ハ寄留地の市區町村役場へ二通同時に提出するものである。

訴訟書類書式

◉支拂命令申請（其一）

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者　甲野一太郎
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債務者　乙田二三郎

請求金額

一金何百圓也　大正何年何月何日何々賣渡代金(又ハ大正何年何月何日ヨリ何月何日ニ至ル間ニ於ケル數度賣渡スル何々賣掛代金)

一金何百圓也　右賣掛代金不拂ニ對スル損害賠償金但年何分

一金何圓也　督促手續ノ費用

內譯

金何錢也　申請印紙代
金何錢也　申請日當
金何錢也　旅費何里分
金何錢也　申請書認料
金何錢也　送達料彙納額

合計金何圓也

一、右債權者ハ大正何年何月何日右債務者ニ對シ何々何程ヲ金何圓ニテ賣渡シタル處(又ハ大正何年何月何日ヨリ何月何日ニ至ル間ニ於テ數度ニ何々何程ヲ賣渡シタル處)右債務者ハ其代金ノ支拂ヲ爲サス

日ヲ以テ寄留地ノ郡區長ニ願出候ニ付此段及御届候也

年月日
何區市町村長　何　某殿　　右　何　某㊞

▲注意　右ハ寄留地の市區町村役場へ二通同時に提出するものである。

一、依テ右債務者ニ對シ前記金額ニ付キ支拂命令ヲ發セラレタク、民事訴訟法第三百八十二條及ヒ第三百八十四條ニ依リ此段申請仕候也

年月日　右　債權者　甲野一太郎㊞
何區裁判所判事　何　某殿

◉支拂命令申請（其二）

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者　何　某
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債務者　何　某

請求ノ目的
一何國產上等米　何　石　大正何年何月何日買受
大正何年何月何日引渡ノ約
督促手續費用
一金何錢也　申請印紙代
一金何錢也　申請日當
一金何錢也　旅費何里分
一金何錢也　申請書認料
一金何錢也　送達料彙納額
合計金何圓也

右債權者ハ大正何年何月何日右債務者ヨリ前記ノ米ヶ代金何圓ニテ買受ケ大正何年何月何日其代金ノ支拂ヲ爲シ大正何年何月何日限リ其引渡ヲ受クヘキ約ノ處、右債務者ハ右期日ニ至ルモ之カ引渡ヲ爲サス、依テ右債務者ニ對シ前記請求物件ニ付キ支拂命令ヲ發セラレタク、民事訴訟法第三百八十二條及第三百八十四條ニ依リ此段申請仕候也

年月日　右　債權者　何　某㊞
何區裁判所判事　何　某殿

▲注意　一定の金額の支拂、其他の代替物若くは有價證券などの一定のかず

だけ、此方へ渡す樣に請求しやうとする場合債權者は通常の手續で裁判所へ訴へずに督促手續と云ふものに依つて支拂命令を出して貰ふ樣に裁判所に對つて申立てる事が出來る、此處に揭げた例は二つとも商賣上の問題で債務者が債務を怠つた場合に（其一の方は金額、其二の方は物品）申立つ可き申請書の書式である。

◉支拂命令異議申立期間短縮ノ申請

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者　何　某
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債務者　何　某

右債權者ヨリ債務者ニ對シ本日貴廳ヘ支拂命令發セラレンコトノ申請致候ニ付テハ左ノ理由ニヨリ異議申立期間短縮被成下度候也

期間短縮ノ必要アル理由
一、債務者ハ目下債務ニ困ミ將ニ破產ニ瀕セントスル委ニテ多數債權者ノ嚴促ノ爲メ一時ノ債務ヲ免レント欲シ財產隱匿等取急キ居候事現然タルモノニ有之候果シテ債務者カ其行爲ヲ爲シ終ランカ債權者ハ確定ノ日其執行ヲ爲スコト能サルヘシ殊ニ本件ハ爲替ヨリ生スル債權ニ付異議申立期間ヲ廿四時間ニ短縮被成下度申請仕候也

年月日　右　何　某
何區裁判所判事　何　某殿

▲注意　債務者が財產隱匿其他不正の手段を以て債務の償却を免れやうとする場合には債權者は支拂命令を發すると同時に夫に對する異議の申立期間（普通十四日以內）を短縮する樣に裁判所に對つて請求する事が出來る茲に揭げた例は爲替訴訟の場合であるが、普通の貸借の場合には三日迄短縮する事が出來る。

◉支拂命令ニ對スル異議ノ申立

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者　何　某
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債務者　何　某

請求金額

一金何圓也　元金

右當事者間ノ貴廳何年(何)第何號支拂命令ニ對シ債務者ハ之レニ應スヘキ義務無之ニ付キ全部(又ハ一部ニ對シ異議申立候也

年月日

右　債務者　何　某㊞

何區裁判所判事　何　某殿

▲注意　支拂命令の送達を受けた債務者は必ずしも其命令に隨はなければならぬ義務は無いものである。請求金額が違つて居たり、其債權が既に時效に掛つて居たり、其他相當の理由のある場合には、遠慮なく異議の申立をなする事が出來る。

◉執行命令申請

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債權者　何　某
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
債務者　何　某

請求金額

一金何圓也　支拂命令ニ記載シタル金額
一金何錢也　手續ノ費用

內譯

金何拾錢也　執行命令申請印紙代
金何拾錢也　同上出頭日當
金何拾錢也　同上旅費但シ申請人住所より何里

合計金何圓也

右債務者ハ大正何年何月何日右債務者ノ申請ニ因リ貴セソレダル貴廳何年(何)第何號支拂命令ニ對シ債務者ハ異議ノ申立ヲ爲サヽルニ依リ執行命令被成下度民事訴訟法第三百九十三條ニ依リ此段申請仕候也

年月日

右　債權者　何　某㊞

何區裁判所判事　何　某殿

▲注意　支拂命令を受けた債務者が其債務の辨償もせずまた異議の申立もしない場合に債權者は其支拂命令書の中に書いてある期間(例へば十四日又は短縮期日)經過後、假執行の宣言を裁判所に請求する事が出來る。若此執行命令の申請をしないで置けば支拂命令の效力が甚だ薄弱なるものになつてゐふ。然し債務者は此執行命令に對しても尙故障の申立をする事が出來る。債務者が支拂命令に對して異議の申立をしたり、又は執行命令に對して故障の申立などしたりした場合には、債權者は本訴を起して裁判所で白い黑いを付けなければならぬ。本訴は債權五百圓迄は區裁判所の管轄になる事を知つて置く必要がある。

◉貸掛代金請求ノ訴

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
原告　何　某
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
被告　何　某

請求ノ目的

大正何年何月何日原告カ被告ニ對シテ貸渡シタル何々代金何圓ノ辨濟

ヲ求ムルニ在リ

請求ノ原因

原告何某ハ被告何某ノ注文ニ因リ大正何年何月何日何々ヲ代金何圓ヲ以テ被告ニ賣渡シ右物品ハ大正何年何月何日之カ引渡シヲ爲シ代金ノ儀ハ其月ノ月末ニ支拂フヘキ約束ナリシモ今日ニ至リ尙其支拂ヲ爲サス、依テ被告ニ對シ右賣掛代金請求ノ爲メ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

被告何某ハ原告ニ對シ大正何年何月何日原告カ被告ニ賣渡シタル何々代金何圓支拂ヒ且ツ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候也

證據方法

何々書面　又ハ證人何某ヲ以テ立證方法ト致候

附屬書類

一何々　壹通

右

原告　何某㊞

年月日

何裁判所判事　何　某殿

▲注意　訴狀は綴て叮嚀に綴り表紙を附けなければならぬ。此例ばやはり前の支拂命令と同じ場合、賣掛代金の請求をする時の訴狀の書式である。

表紙の雛型

㊞

大正年月日

何々事件訴狀

原告何某

訴訟書類書式

◉爲替訴訟ノ訴狀

約束手形金請求爲替訴訟事件

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
原告　何　某
何府縣何郡何市町村何番地身分職業
被告　何　某

請求の目的

被告カ原告ニ對シ振出シタル約束手形金何圓及ヒ法定利息金何圓ノ支拂ヲ求ムルニ在リ

請求ノ原因

被告何某ハ大正何年何月何日原告何某ニ對シ手形金額金何圓、滿期日大正何年何月何日ノ約束手形ヲ振リ出シタルニ依リ原告ハ其滿期日タル、大正何年何月何日右手形ヲ被告ニ呈示シ其支拂ヲ求メタル處被告ハ之カ支拂ヲ成サヽルニ依リ右手形金何圓及ヒ其ノ滿期後ノ法定利息金何圓ノ支拂ヲ求ムル爲メ茲ニ右被告ニ對シ爲替訴訟トシテ本訴ヲ提起シタル次第ニ有之候

一定ノ申立

被告ハ原告ニ對シ大正何年何月何日振出ノ約束手形金何圓及利息金何圓ヲ支拂フヘシ、訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候也

證據方法

大正何年何月何日原告宛被告振出ノ約束手形ヲ以テ原告ノ請求權ヲ證明ス

附屬書類

一被告振出ノ約束手形　壹通
一何々

右

原告　何　某㊞

年月日

何裁判所判事殿

▲注意　是は不拂手形に對する訴狀の例である。此訴狀には必ず爲替訴訟と

して訴ふる旨を記載しなければならぬと同時に手形の原本又は謄本を添へて出さなければならぬ。

◉答辯書

貸金請求事件ノ答辯書

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
原告　何某

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
被告　何某

右當事者間ノ貴廳何年(何)第何號貸金(又ハ何々)請求事件ニ付キ原告ノ主張ニ對シ答辯ヲ爲ス事左ノ如シ

一、原告ハ大正何年何月何日ノ貸金契約ニ依リ被告ニ對シ金何圓ヲ貸與シタリト主張スルモ被告ハ右契約ヲ爲シタルコトナク原告ヨリ金錢ヲ借リタルコトナシ、從ツテ原告ノ請求ニ應スヘキ義務ナシ

一、原告ノ證據方法ト爲ス大正何年何月何日ノ貸金契約書ナルモノハ全部之ヲ否認ス

一、訴訟費用ハ原告ノ負擔トストノ御判決相成度候

一定ノ申立

年月日　何裁判所判事　何某殿　　右被告　何某㊞

▲注意　他人に訴訟せられ其訴訟が手許へ着いてから十四日以内に、自分の方に十分辯訴の見込がある場合には躊躇なく答辯書を差出して置く必要がある。若默つて置けば非常な不利益が生ずる怖れがある。

◉答辯書及訴狀

貰掛代金(又ハ何々)請求訴訟ニ對スル答辯及ヒ反訴

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
原告　何某

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
被告　何某

右當事者間御廳何年(何)第何號貰掛代金(又ハ何々)請求事件ニ付キ原告ノ主張ニ對シ左ノ答辯ヲ爲シ及ヒ反訴ヲ提起ス

原告ノ主張ニ對スル答辯

原告ノ請求ニ係ル大正何年何月何日何々買受ケ代金何圓ハ被告ニ於テ其債務アルコトヲ認ム、然レトモ被告ハ原告ニ對シ左ニ揭ケル債權ヲ有スルヲ以テ原告ニ對シ茲ニ反訴ヲ提起ス

反訴

請求ノ目的

大正何年何月何日右被告カ原告ニ貸與シタル元金何圓及ヒ大正何年何月何日ヨリ何月何日ニ至ル利息金何圓ノ返濟ヲ求ムルニアリ

請求ノ原因

被告何某ハ原告何某トノ大正何年何月何日ノ貸金契約ニ依リ右原告ニ對シ利息一ケ月金何圓、辨濟期大正何年何月何日ノ約ヲ以テ元金何圓ヲ貸與シタルモ原告ハ其辨濟期既ニ到來シタルニ拘ハラス之カ辨濟ヲ爲サス却テ賣掛代金ノ請求ヲ爲シタルヲ以テ被告ハ之ニ對シ右貸金ノ請求ヲ爲ス爲メ茲ニ反訴ヲ提起シタル次第ナリ

一定ノ申立

原告ハ被告ニ對シ其有スル金何圓ノ債權ト被告ニ對シテ負フ所ノ金何圓ノ債務トヲ相殺シ金何圓ヲ被告ニ支拂フヘク訴訟費用ハ原告ノ負擔トストノ御判決相成度候

證據方法

大正何年何月何日ノ貸金契約ヲ以テ被告ニ反訴ノ債權アルコトヲ證ス

附屬書類の表示

一何々
一何々

右

年月日　何裁判所判事　何某殿　　被告　何某㊞

▲注意　訴が裁判所で權利拘束となつた場合に被告に當るものは原告に對して反訴を起すことが出來るけれ共財産上の請求で無い場合とか、又は訴訟の目的になるものが特に限定された管轄の規定がある場合の反訴はそれが本訴である時今訴へる裁判所に丁度よく其管轄權がある時に限つて反訴をする事が出來る。反訴には又反訴が出來る。

●人證ノ申立

何府縣何郡何市町村何番地身分職業
證人　何某

貴廳大正何年(何)第何號原告何某被告何某間ノ何々訴訟事件ニ付キ前記何某ヲ證人トシテ御召喚相成左記事項ニ付御訊問被成下度候

證人訊問事項

一、證人ハ何々ノ事實ヲ見聞シタルコトアリヤ否ヤ
一、何々

右申立候也

年月日　右　被告(又ハ原告)何某㊞

何裁判所判事　何某殿

▲注意　證人として正式に喚出な受けながら出頭しないものは申立があつても無くても其不法に依つて生じた損害の賠償をし、また甘圓以下罰金を出さなければならぬ。二度喚び出されて二度目に行かなければ更に始めの通り損害賠償も罰金も裁判所の決定に依つて命ぜられる。保證人は是に對して抗告する事は出來る。正當の理由が明かに分れば取消して貰へる

金圓借用に關する書式

◉金圓借用證書

一金何圓也　但利子年何割何分
(又ハ壹圓ニ付一箇月何錢ノ割)

右金圓借用候處實正也然ル上ハ何年何月何日限リ元利金取揃ヘ遲滯無ク返濟可致萬一期日ニ至リ債務者返濟ノ義務ヲ履行セサル節ハ保證人ニ於テ引受ケ無相違返濟可仕候後日ノ爲メ仍證書如件

附記　本件ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ何々裁判所ヲ以テ管轄トスルコトヲ同意ス

年月日

何府縣何郡何市町村何番地
債務者　氏名㊞

何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏名㊞

何ノ誰殿

▲注意　是は普通の金圓貸借の場合の一例である。裁判所の管轄を指定する事は債務者が債權者と住所を隔てゝ居る場合に必要である元來裁判所は其人々の住所に依つて始めから管轄區域が極つて居つて、其債權者甲と債務者乙との住所が遠く離れて居つて、裁判所の管轄區域が違つて居る場合には、甲は乙の住所の管轄裁判所に訴訟を提起しなければならないけれ共夫を此例の樣に豫め契約して置けば甲は其都合のいゝ裁判所に訴訟することが出來て便利である。

◉連帶借用金證書

一金何百圓也　但利子年何割何歩
(又は一圓ニ付キ一箇月何錢の割)

前記金額借用候處實正也然ル上ハ返濟期限ヲ何年何月何日ト定メ當日限リ元利取揃ヘ無相違返濟可仕候萬一期日ニ到リ借用者本人ニ於テ

返濟不仕候節ハ連帶人ニ於テ辨濟仕リ貰殿ニ御迷惑相懸ケ申間敷候仍爲後日連帶借用金證書如件

附記　本件ニ關シ萬一訴訟ヲ提起スル場合ニハ何々裁判所ヲ以テ管轄トスルコトヲ合意仕候

年　月　日

何府縣何郡何市區町村何番地
連借人　氏　名㊞
何府縣何郡何市區町村何番地
連借人　氏　名㊞
何府縣何郡何市區町村何番地
連借人　氏　名㊞

何之誰　殿

▲注意　連帶債務者は各自其債權者に對して同等の義務を持つものである。債權者が其連借人に對して返金を要求する時に左の場合がある。（債權者を甲とし債務者を乙丙丁とす）

一、甲は乙丙丁三人の債務者に同時に返金を求むる事が出來る。

二、甲は三人の中一人に向つて連帶債權額の全額を請求することができる

三、甲は最初乙に向つて連帶債務の一部の償却を求め、次に丁に向つて又其一部を請求し再び甲に向つて殘額全體の償却を求むる事も出來る。

四、甲は乙丙丁三人に連帶債權額を等分に請求する事が出來る。

五、甲は乙に對して債權額の二分の一、殘りの二分の一を丙丁に對して請求することも出來る。

要するに連借人は債權者から如何なる方法に依つて其返金を要求されても拒むことは出來ないのである。只債權者が、連借人の一人に債權の免除をした場合には殘りの連借人は免除された一人の債務額だけを引き去つた殘額だけを返濟すればいゝのである。

次に各連借人の間には互に求償權と云ふものがあつて、中の一人が債務の今額を辨金した場合に他の連借人に對して、其負擔額だけの辨償を求むることが出來る。若し其中の一人が債權者から請求を受けたことを他の連借人は通知なくして債務か辨償し、共同の免責を得た場合には求償權は無くなる。また他の債務者が債權者に對して拒むべき正當の事由のある場合もまた同じ。

◉金圓月賦證書

一金何圓也　但利子年何割何分
（又ハ何程）

右金額借用候處實正也然ル上ハ何年何月何日迄限リ元金何圓完ノ外借用金現在額ニ對スル利子共遲滯ナク返濟可仕候若シ一回ナリトモ履行チ怠リ候場合ニハ保證人之チ引受ケ屹度辨償可致候此場合ニ於テハ貴殿ヨリ本契約ニ拘ハラス一時ニ元利金取揃ヘ返濟スヘキ旨御請求相成候共苦情等決シテ申間敷右御請求ニ應スヘク依テ爲後日證書如件

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地
債務者　氏　名㊞
何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏　名㊞

何之誰　殿

▲注意　月賦金を一回でも延滯した場合には月賦の契約を無效とし債權の全額を一時に請求することの出來る樣に條件を附けて置かぬと最後の期限が來る迄永い間空しく待たねばならぬことが出來るから是非書き加へて置かなければならぬ。

◉講金借用證書

一金何圓也

右ハ自分カ加盟ノ何ノ誰取扱何々講（月掛ケ又ハ四季掛等）第何回ノ抽籤ニ於テ拙者當籤候ニ付右金額受取申候處實正也然ル上ハ何年何月何日第何回目ヨリ滿講迄每會每ニ金何圓宛掛戻シ返濟可致候萬一掛金ヲ怠リ候節ハ連借人ニ於テ直チニ相納メ可申仍證書如件

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地
借主　氏　名㊞
何府縣何郡何市町村何番地
連借人　氏　名㊞
何府縣何郡何市町村何番地
連借人　氏　名㊞

何會社又ハ何講會主
何之誰　殿

◉金圓借用證書

一金何圓也　但利子年何割何分
（又ハ一ケ月何程）

右金額借用候處實正也然ル上ハ來ル何年何月何日ヲ期限トシ元利共當日限リ相違無ク返濟可仕萬一期限ニ至リ返濟不致候節ハ右抵當地所賣却候テモ決シテ苦情申サヌルハ勿論此上尚不足ヲ生シ候節ハ保證人ニ於テ引受ケ辨濟可仕候爲後日證書仍如件

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地
債務者　氏　名㊞
何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏　名㊞

何之誰　殿

▲注意　連帶保證人には恰も連帶借用の場合と同じく債權者が借主に請求せずして直ちに辨金を請求するも拒むことが出來ない。只連借と違ふ所は、債權金額が借主の負擔であつて、保證人は借主に對し一金額の求償權があることである。

◉地所抵當金圓借用證

一金何圓也　但利子年何割何分
（又ハ一ケ月何程）

此抵當物
何府縣何郡何市町村何番地
一、宅地　何百何十坪
此地價金何圓也
一、田　何町何段何畝歩
此地價金何圓也
合計金何圓也

右拙者所有ノ地所抵當トシテ頭書ノ金圓借用候處實正也返濟ノ儀ハ何年何月何日限リ元利金取リ揃ヘ無相違御返却可仕候萬一期日ニ至リ返濟不致候節ハ右抵當地所賣却候テモ決シテ苦情申サヌルハ勿論此上尚不足ヲ生シ候節ハ保證人ニ於テ引受ケ辨濟可仕候爲後日證書仍如件

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地
債務者　氏　名㊞
何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏　名㊞

▲注意　抵當物は不動產に限る若動產である場合には抵當權なるものは設定する事が不可能であるにも拘はらず、よく米百俵を抵當に取つたとか、酒十駄を抵當に取つたとか云ふ事を聞くが、それは大變な誤解である。動產を擔保に貸借する場合には債權者は其擔保品たる動產を全く自己の支配の下に移して置かなければならない。（是は後の質入借用金の所に於て說明す）抵當權は可成登記して置かないと損である。何故ならば抵當物件が二

番三番と何重かに抵當に這入つてる場合、抵當權を使ふ順位は貸借の日附に拘はらず登記の日附の前後に依つて定まるからである。尚抵當權そのものの抵當とすることも出來るのである。此場合は第一の債務者より取り置ける借用證書を債權者に引き渡すのである。

◉動產物質入金圓貸借契約證書

何年何月何日貸主何ノ誰ト借主何某トノ間ニ動產物質入貸借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

一金 何圓也　但利子年何割何分
（又ハ一ケ月何程）

一、前記金圓ハ貸主何ノ誰ニ之ヲ貸與シ本證書ニ調印ト同時ニ其引渡ヲ了セリ

一、前記金圓ハ何年何月何日限リ貸主何ノ誰方ニ於テ元利共相揃ヘ遲滯無ク返濟スルコト

一、右債務ノ擔保トシテ借主何ノ誰ヨリ其所有ニ係ル左記動產物ヲ貸主何ノ誰ニ引渡シタリ

一、何々　何程

一、何々　何點

一、右擔保物ハ貸主ニ於テ之ヲ使用シ得ルモ爲メニ損傷ヲ生ジタル場合ニハ貸主之ヲ賠償又ハ修理シテ現狀ヲ保持セシムルコト

一、右擔保物ノ保管ニ要スヘキ費用ハ貸主ニ於テ全部負擔スヘキ事（又ハ貸借者双方ノ負擔）

一、債務辨濟前ニ於テ右擔保物ヨリ生スル利益全部ハ貸主之ヲ受領シ利子又ハ元金ノ內ニ繰リ入ルヽ事

一、辨濟期限ニ到リ借主ニ於テ債務ヲ果ササル場合ニ於テハ貸主ハ該物件ヲ元利併セタル金額ヲ以テ借主ヨリ貸主ニ賣却シタル上相殺スルコト

一、借主カ債務辨濟ヲ了シタルトキハ貸主ハ即時ニ擔保物ヲ返還スルコト

右契約ノ條々双方ニ於テ確ト可相守依テ爲後日證書二通ヲ作リ各其一通ヲ保管スルモノナリ

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地
借主　氏　名㊞

何府縣何郡何市町村何番地
貸主　氏　名㊞

▲注意　質には動產質と不動產質との二種があつて、是の例は動產質の場合の一例である。動產質の場合は必ず其目的たる動產を貸主が引取つて置かなければ何等の効力も無いことになる。質の目的とする動產の內特に重なるものを擧ぐれば左の如くである。

一、株券若くは債等記名のものは總べて其の株券若くは債券の屬する銀行會社等の規定に依り質權設定の旨を會社の帳簿に記入しなければ効力が無い。尚ほ注意を要するは株券、債券は動搖い物多きものなれば質權設定の前に十分調査すべき事なり

二、債權

債權の買入をするには、證書のあるものは、證書を買取主に交附するのである。尚此場合に買入主は始めの債務者に對して買入の旨を通知して承諾を得なければ効力がない。

尚ほ動產質にまた、轉質することも出來るが、其期間は最初の質設定の期間以內で無ければならぬ。

◉不動產質權設定契約書

何府縣何郡何市町村何番地
質權者　氏　名

何府縣何郡何市町村何番地

債務者　氏　名

右當事者間ニ於テ貸金又不動產質權設定ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

一、債務者何某ハ金何圓ヲ質權者何某ヨリ借受之ヲ收受セリ

二、前項ノ貸金ノ辨濟期ハ何年何月何日トス

三、第一項ノ貸金ノ辨濟ノ場所ハ辨濟ノ時ニ於ケル質權者ノ住所トス

四、質權者ハ第一項ノ貸金ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス

五、債務者ハ第一項ノ辨濟履行擔保ノ爲メ其所有ニ係ル左ニ揭ケル不動產ニ付キ質權ヲ設定シ質權者ハ之カ引渡ヲ受ケタリ

何府縣何郡何市町村何番地
一田　何反何畝何歩
此地價金何圓也
何府縣何郡何市町村何番地所在
一木造瓦葺二階家　壹　棟
建坪何坪　合何夕

六、質權者ハ前項ニ揭ケタル不動產ヲ其用方ニ從ヒ使用及收益ヲ爲スコトヲ得

七、質權者ハ第五項ニ揭ケタル不動產ノ管理、費用ヲ拂ヒ其他不動產ノ負擔ニ任ス

八、此不動產質權ノ存續期間ハ何年何月何日迄トス

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作リ署名捺印シ各其一本ヲ保存ス

年　月　日

右

氏　名㊞
氏　名㊞

▲注意　不動產質權設定の存續期間は十年以上長くする事は出來ぬ、もし十年以上契約をしても當然十年迄短縮せられることになつて居る。土地の質入は債務者に取つて便宜でもあり得策でもある。と云ふのは抵當の場合には其目的たる不動產は債務者が占有して居るかはりに貸金の利子を拂はなければならないが、質權設定の場合には其目的物の使用收益を債權者に任せると共に利子を支拂はないのが例であるからである。が多くの場合債權者は抵當權の方で金を貸すものが多い。質入に就てもやはり登記をすることに依つて、初めて効力が確定することは抵當權の場合と同じである。尚特別に契約して禁じて無い限り轉質も出來ることになつて居る、が此場合轉質をしなければ記る筈の無い、不可抗力の損失にも賠償の責がある。

◉債權讓渡證書

一金 何圓也　債權讓渡代金

右ハ何年何月何日附ヲ以テ何府縣何郡何市町村何番地何ノ誰ニ對スル何年何月何日返濟期限ノ金何圓ノ債權ヲ貴殿ニ讓渡申候代金トシテ正ニ受取申候處實正也然ル上ハ今後右債權ニ關シテ無効又ハ取消ノ場合生シタル時ハ拙者ニ於テ其ノ義務ヲ負擔シ一切貴殿ニ御迷惑相掛ケ申間數候爲後日證書如件

年　月　日

何府縣何郡何市區町村何番地
讓渡人　氏　名㊞

何之誰　殿

▲注意　指名債權（卽ち普通の信用證書に依る總な補償の貸金）の讓渡は、讓渡人が之を債務者に通知し、其承諾を得た上でなければ効力が無い。此通知は內容證明の郵便か若くは執達吏に依賴するので無ければ後日通知な證據立つるに困難である。

契約に關する雜書式

◉借家證

何府縣何郡何市町村何番地
一瓦葺(煉瓦造)木造二階建　壹棟
此建坪何十何坪
一、右家屋附屬物左ニ(或ハ別紙ニ)記載ス
一、何々(疊、建具造作ノ類ヲ詳記ス)
一、何々
右貴殿所有ノ家屋今般拙者住居ノ爲メ借用候處實正也、就テハ左記事項ヲ契約シ屹度履行可仕候
一、家屋幷ニ附屬物ノ損傷ニシテ使用上自然ニ生スルモノヽ外ハ借主ニ於テ修繕ノ義務ヲ負フ事
一、家屋内外部修繕增設其他ノ變更等貸主ノ承諾ナクシテ借主隨意ニ爲シ得サル事
一、賃貸料ハ一ケ月金何圓ト定メ毎月廿五日限ト納付致ス可キ事
一、賃借料延滯ノ節ハ保證人ニ於テ之ヲ引受ケ辨償可致事
一、右家屋御入用ノ節ハ御通知ヲ受ケ次第直チニ明ケ渡シ可申轉宅ノ際ハ寸毫モ苦情申サザル事
一、家屋明ケ渡シノ節ハ借家當初ノ原狀ヲ以テ返還スル事
一、家主ニ差入レタル敷金何圓ハ家賃未納ノ場合ニ之ト相殺シ尙火災等ニテ右家屋ノ燒失シタルトキハ借家人ノ損トシ家主ヨリ返還ノ義務無キ事
一、借主ニ於テ右契約ニ關スル義務ノ履行ヲ怠リタルトキハ保證人代リテ之ヲ辨償スル事
右契約諸項無相違履行可仕仍保證人連署證書如件
年　月　日
何府縣何郡何市町村何番地
借主　氏　名㊞
何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏　名㊞
何之誰殿

◉敷金證

一金何圓也　(但何府縣何郡何市町村何番地貸家ノ敷金)
右敷金預リ候事實正也然シテ貴殿他ニ移轉ノ際ハ該金ハ立退同時ニ御返シ可申萬一家賃延滯候節ハ敷金中ヨリ控除シ殘額ヲ支拂フヘク貸貸家屋ニシテ失火類燒候節ハ貴殿ノ損失ニ歸シ拙者ニ於テ支拂フ義務ナキモノトス
右契約ノ上敷金預リ證差上候也
年　月　日
何府縣何郡何市町村何番地
家主　氏　名㊞
何ノ誰殿

▲注意　前二項の契約書式は單に一例を示したに過ぎないが、中には借家に對し頗る過酷なる條件無きにしも非ず、勿論契約事項は當事者間の意志に依つて自由に取捨するがよからうと思ふ。

◉借地證書

何府縣何郡何市町村何番地
一宅地　何反何畝何歩
此地價金何圓也
此地租金何圓也
一前記貴殿所有ノ地所今般拙者ニ於テ來ル何年何月何日ヨリ前年何月何日迄賃借料一ケ年(一ケ月)金何程ノ割ニテ借入候事
一借地人ハ地主ノ承諾無クシテ他ニ轉シ又ハ質權抵當權ヲ設定セサル事
一借地人ハ借地ニ對シ著シク形狀ヲ變更シ永久ノ損害ノ生スヘキコトヲ施ササルコト
一借地人ハ地主ニ對シ毎年十二月廿五日限(又ハ毎月二十五日)借地料ヲ支拂フヘク若シ支拂時節ニ及ヒ支拂ヲ怠リタルトキハ地主ハ本契

契約に關する書式

約ノ解除ヲナス權アルヘク借地人ハ土地返還ニ應スル義務アル事
一借地料ハ地租率ノ增加若クハ諸物價ノ騰貴ニ依ル場合ニハ値上スルコトニ付キ借地人ニ於テ異存ナキコト
一土地返還ノ際ハ本契約當時ニ於ケル原狀ニ回復シテ引渡スコト
右契約事項堅ク相守申ス可ク爲後日證書仍如件
年　月　日
何府縣何郡何市町村何番地
借地人　氏　名㊞
何之誰殿

▲注意　借家も借地も登記を經る時は所有權の移轉の如何に拘はらず引續き借地又は借家し得らるゝ權利がある。土地の賃貸借は二十年以上の期間を越ゆる事は出來ない。

◉建物賣渡證書

何府縣何郡何市町村何番地
一、木造瓦葺平家　一棟
此建坪　何坪
一、右住家附屬物　但シ別紙目錄ノ通何點
以上住家並ニ附屬物賣渡代金何圓也
右拙者所有ノ建物今般貴殿ニ賣渡代金トシテ前記金額正ニ受取申候也仍テ爲後日證書如件
年　月　日
何府縣何郡何市町村何番地
賣渡人　氏　名㊞
何ノ誰殿

◉造作物賣渡證書

何府縣何郡何市町村何番地所在
一建物造作物　一式
但別紙目錄記載ノ通何點
此賣渡代金何圓也
右何府縣何郡何市町村何番地何ノ誰所有ノ家屋内ニ在ル造作物ハ拙者所有ノ處今般都合ニ依リ貴殿ヘ賣渡シ頭書ノ金額正ニ請取申候然ル上ハ造作物ニ對シテ第三者ヨリノ故障有之候節ハ保證人ハ賣渡人ト連帶シテ之ヨリ生スル一切ノ責任ヲ負擔可仕仍證書如件
年　月　日
何府縣何郡何市町村何番地
賣渡人　何之誰㊞
何府縣何郡何市町村何番地
保證人　何　某㊞
何之誰殿

▲注意　建物を賣買するにあたつて附屬の造作物は別に之を證書に作つて置かなければならない。何故とならば建物は不動產であるが造作物は動產であるから、若賣渡人が建物を賣渡してから、造作物を取り外して他に賣渡しても、買受人は故障を云ふことが出來ぬからである。
總て賣買には手附金を交附するを常とするが、手附金の外に若違約した場合には何程の損害賠償金を出すと云ふことを豫約して置く方が賣人に取つては利益である。尙賣買の證據金と云ふものは手附金とは性質が違つて居て、契約履行を保證する金であるから、たとひ代價の倍額を出しても賣買契約を違へる事は出來ないと云ふ判例もあるから、注意を要する。

◉引請證書

何府縣何郡何市町村何番地
氏　名
年　月　日生

一右ノ者今般貴殿御店ヘ商業修業ノ爲メ使用人トシテ御雇入被下候ニ付テハ貴店御規定ノ諸則等相守可申ハ勿論勤務年限ハ滿十ケ年ト相定メ勤務中ハ誠實ヲ旨トシ御指揮ニ從ヒ相勵マセ且年期中如何ナル事故アリトモ拙者方ヨリ御暇相願申間敷コト

一勤務年期後ノ上ハ貴殿ノ指定又ハ承諾ヲ得ダル商業相營マセ貴殿ノ承諾ナキ商業ニハ決シテ從事爲致間敷候事、勤務中萬一御規則ニ背キ候歟又ハ不都合ノ所業有之候節ハ何時御解雇相成候共異議無之ハ勿論本人ノ行爲ヨリ起ル一切ノ責任ハ父(兄親戚)及ヒ保證人ニ於テ引受義務相果シ決シテ貴殿ヘ御迷惑相掛ケ申間敷候爲後日連署引請證仍如件

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地
父　何　某㊞

何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏　名㊞

何府縣何郡何市町村何番地
保證人　氏　名㊞

何ノ誰殿

▲注意　是は雇傭契約の一例であつて商店へ見習ひに住み込む者の父または其他の保護者から入れさせる證書即ち身許引請證の書式である。雇傭の期間は十年を越えることが出來ず、また解雇するには三ケ月以前に其旨告をして置かなくては不可ない。然し始から期間を定めて無い場合には何時でも解雇が出來る。但し期間を定めた契約でも當事者のどちらかに已むを得ない事由の起つた場合には解約する事が出來るが、此場合其の事由が當事者の一方の過失に原因したものである時には相手方に對して損害の賃任がある又雇主は雇人が未成年の時代には其親權者、若し成年である場合には本人の承諾を經ずに雇傭契約を他に讓渡することは出來ない。若そうした時には雇人は正當に解約を請求することが出來る。

◉身許引受證書

原籍　何府縣何郡何市町村何番地何某何女
本人　氏　年　月　日生　名

右者今般貴殿方ニ御奉公致シ候ニ付テハ左ノ契約ニ基キ全期間忠實ニ勤務可致候

一給金一ケ月　何　圓
但奉公住込ノ際金何圓前借候事

一被雇期間何年何月何日ヨリ來ル何年何月何日迄都合何ケ年（何ケ月）間

一右月々ノ給料ノ外ニ毎年二度ノ仕着及ヒ入浴髮結賃下駄前垂ノ類ハ雇主ニ於テ負擔給與可被下事、（或ハ何々）

一周旋料ハ雇主雇人各自ニ支辨シ若シ該契約期間經過前ニ於テ故ナク解雇シタルトキハ解雇當日以後ノ既拂ノ周旋料ハ周旋人ヨリ直チニ計算ノ上一方ニ支辨シ周旋人ハ他ノ一方ノ分擔トシテ請求スルコト

右契約ヲ確守シ勤續可仕若シ中途ニ於テ本人カ解雇ヲ申出テ若クハ其他ノ不都合ヨリ解雇致サルヘキ場合ニ於テハ本人ノ身ノ上如何ニ不拘保證人ニ於テ連帶義務ヲ負フヘク決シテ貴殿ニ御迷惑相掛ケ申間敷候仍證書如件

年　月　日

何府縣何郡何市町村何番地右本人何某父、兄、親戚等）
引受人　氏　名㊞

何府縣何郡何市町村何番地
引受人　氏　名㊞

何ノ誰殿

▲注意　是は口入屋より下女等を雇入れる場合の身許保證書なり引受人は本人の親族と口入屋と連帶責任にして置いたが宜しい。給金前貸は成るべくせぬ方がよし。

所得稅に關する申告書及訴願

◉所得申告（其一）

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
納稅義務者　何　某

一金何程　何々銀行給料
一金何程　十分ノ一控除差額
一金何程　山林ノ所得
一金何程　田畑ノ所得
一金何程　何々ノ所得
計金何程
右所得ノ種類及金額申告候也

年　月　日　何　某㊞

何稅務署長　何某　殿

▲注意（所得稅法八條、四條、同施規四條參照）

◉所得申告書（其二）

自大正何年何月何日
至大正何年何月何日一事業年度
一總益金　何々
一總損金　何々
差引當期純益金　何々
內
公債利子　何々
株式配當金　何々
一當期末株主數　何名
右ノ通リニ候條別紙財產目錄、貸借對照表、損益計算書、及總益金總損金ノ明細書添付申告候也

右
何々會社
年　月　日　代表者　何　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意（所得稅法六條、同施規三條參照）、猶此書面は決算確定の日より七日以內に政府へ提出するものとす。

◉所得金額審查請求書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
異議申立人　何　某

右異議申立人ハ何稅務署長ノ通知シタル第三種所得金額ニ對シ異議アルニ因リ玆ニ其ノ審查ヲ求メ候
不服ノ事由
右申立人ハ大正何年分第三種ノ所得ニ付キ之カ算定ヲ爲シ大正何年何月何日所得金額金何圓ノ申告ヲ爲シタリ、然ルニ何稅務署長ハ大正何年何月何日其ノ所得金額ヲ金何圓ト決定シ大正何年何月何日之ヲ申立人ニ通知セリ（申立人カ所得金額ノ申告ヲ爲サヽルヲ爲メ稅務署カ決定シタル場合ハ單ニ「右申立人ニ對シ何稅務署長ハ大正何年何月何日大正何年分ノ所得金額ヲ金何圓ト決定シ大正何年何月何日之ヲ申立人ニ通知セリ」ト記スヘシ）然レトモ元來申立人ノ所得ハ山林ノ所得其ノ多分ヲ占メ寧ロ全部山林ノ所得ト謂フモ不當ニ非ラサル程ナル處本年ニ於テ其ノ山林ヲ賣却シタルノ結果ハ所得ヲ生スヘキ資產ヲ減シ即チ

前記申告ノ所得金額ニ過キサルニ至レルモノナリ然ルニ稅務署カ之ヲ願ミス金何圓ノ決定ヲ爲シタルハ之レ山林ノ所得ニ依ルトノ法文ニ依據シタルモノナルヘシト雖モ既ニ所得ノ在ラサルモノニ對シ課稅セントスルハ固ヨリ不當タルヲ免レス結局算定ヲ誤レルモノナリ（又ハ何々）

右ノ事情ニ因リ所得稅法第三十六條及ヒ同施行規則第十四條ニ基キ審査ヲ求メ候間相當ノ決定相成度此段請求候也

證憑書類

一何々　何通

右

年月日　何　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意（所得稅法三六條同施規一四條參照）

◉所得金額ノ決定ニ對スル訴願

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

訴願人　何　某

不服ノ要點

右訴願人ハ大正何年度第三種ノ所得ニ付キ大正何年何月何日何稅務署長ニ對シ所得金額何圓ノ申告ヲ爲シタル處同稅務署長ハ之ヲ金何圓ト決定シ大正何年何月何日右訴願人ニ通知セリ、然レトモ右決定ハ算定ヲ誤レルモノナルヲ以テ大正何年何月何日審査ノ請求ヲ爲シタルニ何稅務監督局長ハ更ニ金何圓ノ決定ヲ爲シ大正何年何月何日之ヲ訴願人ニ通知シ訴願人ハ大正何年何月何日之ヲ受領セリ、而シテ此ノ決定モ亦タ全然訴願人ノ服スル能ハサル所ナルニ依リ所得稅法第三十九條及ヒ訴願法ノ規定ニ依リ茲ニ訴願ヲ提起ス

理由

何稅務監督局長カ訴願人ノ審査請求ニ對シ其ノ所得金額ヲ金何圓ト決定シタルハ何々ニ基クト爲スト雖モ訴願人ノ所得ハ主トシテ山林ヨリ生スルモノニシテ而シテ訴願人ハ本年ニ於テ其ノ山林ハ之ヲ賣却シタルヲ以テ山林ノ所得ナルモノナキニ至リ從テ山林ニ付テハ所得稅ヲ賦課セラルヘキ所得ナキモノナリ、果シテ然レハ所得稅法第四條ニ山林ノ所得ハ前年ノ所得ニ依ルトアリシモ賦課スヘキ所得ナキニ之カ課稅ヲ爲サントスルモノニシテ其ノ不法ナル勿論ニシテ結局算定ヲ誤レルモノナリ（又ハ何々）

要求

稅務監督局長カ爲シタル訴願人ニ對スル所得金額ノ決定ヲ取消シ訴願人ノ大正何年度ノ所得ヲ金何圓ナリトノ決定相成度候也

證據書類

一何々

右

訴願人　何　某㊞

大藏大臣　何　某殿

▲注意（所得稅法三九條參照）、猶訴願（なほそぐわん）の部に示せる書式を參照（さんせう）すべし

◉所得金額ノ決定ニ對スル訴狀

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

原告　何　某

年齡

住所地ヨリ行政裁判所迄何里

何稅務督監局長

被告　何　某

一定ノ申立

大正何年何月何日原告ニ對シ被告ノ爲シタル所得金額ノ決定ヲ取消シ原告ノ大正何年度ノ所得金額ハ金何圓トス訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決相成度候

事實

（前記書式「不服ノ要旨」ニ記シタル如ク記載シ「行政訴訟ヲ提起ス」ト記スヘシ）

理由

何々

立證

一何々ヲ以テ何々ノ事實ヲ立證ス

一何々ヲ以テ何々ト何々トノ事實ヲ立證ス

一何々

行政廳ヨリ決定書ヲ交付シタル年月日

被告何稅務監督局長ヨリ原告カ所得金額ノ決定書ノ交付ヲ受ケタルハ大正何年何月何日ナリ

右

年月日　原告　何　某㊞

行政裁判所長官　何　某殿

▲注意（所得稅法三九條參照）

◉所得金額更訂請求書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

納稅義務者　何　某

右何某何々ノ事由（事由ノ詳記ヲ要ス）ノ爲メ收入豫算年額四分ノ一以上ノ減損ヲ生シ候ニ付キ實況調査ノ上更訂相成度此段及請求候也

右

年月日　何　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意（所得稅法四〇條、同施規三七條參照）

◉所得稅納稅地申告書（其一）

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

納稅義務者　何　某

拙者儀御所轄内ニ於テ何々ヨリ受クル小作料（又ハ何々ノ所得）何程ヲ取得致候得共從來ノ所得納稅地何府縣何郡市町村何番地ニ於テ合算ノ上納付致候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意（所得施規三九條參照）

◉所得稅納地申告書（其二）

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

納稅義務者　何　某

拙者儀何府縣何郡市町村何番地ヲ納稅地ト相定メ所得稅納付致候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意（所得稅法四四條、同施規四〇條參照）

◉所得納稅管理人申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

納稅義務者　甲　某

何府縣何郡市町村何番地族稱職業

納稅管理人　乙　某

右甲某儀御所轄內何郡市町村何番地ヲ以テ納稅地ト相定メ候得共其地ニ現住セサルニ付キ其ノ所得稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ前記乙某ヲ納稅管理人ト定メ候此段及申告候也

年月日　　右　甲　某㊞
　　乙　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（所得稅法四五條、同施規四三條參照）

營業稅に關する届書式

◉大正何年營業名及課稅標準届

營業場　北海道何府（縣）何郡（市）（區）
　　何町（村）大字何番地商號
一何々業
　何々商（何々製造）
一賣上金額　卸賣何程小賣何程
一資本金額　何程
一請負金額　何程
一報償金額　何程
一建物賃貸價格　何程
一從業者　何人（內十五歲以上何人以下「職工勞役者ヲ課稅ノ要件トナスモノニ限ル」）
　何人職工勞役者何人內十五歲以上何人以下何人

何年何月何日開業（營業稅法第十三條第一項但書ニ該當スル者ニ限ル）

右之通ニ候也

年月日　　住所（會社ノ位置）
　　氏名㊞
　　（何々會社代表者氏名印）
北海道廳長官　何　某殿
何稅務署長　何　某殿

▲注意（營業一三條、同施規一條參照）、猶營業稅法第一條の營業種類及營業稅を課ぜらるへき店舗其の他の營業場所毎に各別紙に記載すべし但し一稅務署所轄內（北海道は明治三十年三月三十一日までは郡役所所轄內）に於て數個の店舗其の他の營業場を設け同種の營業を爲す者は其の店舗其の他の營業場を區分して業名及課稅標準を記載するも妨げなし、一稅務署所轄內（北海道は明治三十年三月三十一日までは郡區役所所轄內）に於て數種の營業を爲す者は各届書中營業名揭記の下に其兼業名を記載すべし、同一の場所に於て六個月以內に前の營業者と同一の營業を開始したる者は開業年月日の下に其の旨を附記すべし。

◉廢業届

何府縣何郡市町村何番地族稱
　何々製造業（又ハ何々）何　某

拙者儀從來何府縣何郡市町村何番地ニ於テ前記製造業（又ハ何々業）相營ミ居候處何年何月何日限リ廢業致候

間此段及御届候也

年月日　　右　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（營業一三條參照）

◉營業繼續届

何府縣何郡市町村何番地族稱
　讓渡人　何　某
　何府縣何郡市町村何番地族稱
　讓受人　何　某

從來讓渡人何某ノ營業致居候何々製造業（又ハ何々業）ハ大正何年何月何日讓受人何某ニ於テ其營業ヲ讓受ケ爾後繼續致候間新舊營業者連署ノ上及御届候也

年月日　　右　讓渡人　何　某㊞
　　讓受人　何　某㊞
何稅務署　何　某殿

▲注意（營業二三條、同施規一三條參照）

◉營業者住所（氏名）變更（又ハ店舗其他ノ營業場移轉）届

何府縣何郡市町村何番地族稱
　何々製造業（又ハ何々）何　某

拙者儀從來ノ住所何府縣何郡市町村何番地ヲ何府縣何郡市町村何番地ニ（又ハ氏名何々ヲ何々ニ）變更（又ハ從來ノ店舗其他ノ營業場何所ヲ何所ニ移轉）致候間此段及御届候也

年月日　　右　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（營業施規一四條參照）、猶移轉地他の稅務署の管轄內に渉るときは雙方の稅務署長に届出つべし。

◉店舗（其他ノ營業場）增設届

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
　何々製造業（又ハ何々）何　某

一、店舗（其ノ營業場）壹箇所

右ハ大正何年何月何日何府縣何郡市町村何番地ニ增設致候得共資本ヲ區別セス營業稅法第十五條第二項末段ニ該當スルモノニ付此段及御届候也

年月日　　右　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（營業施規一五條參照）

◉營業稅課稅標準審査請求書

政府の算定したる課稅標準に對し異議あるときは審査を求むる請求書、（營業二七條、施規一八條參照）此書式は所得金額審査請求書の書式

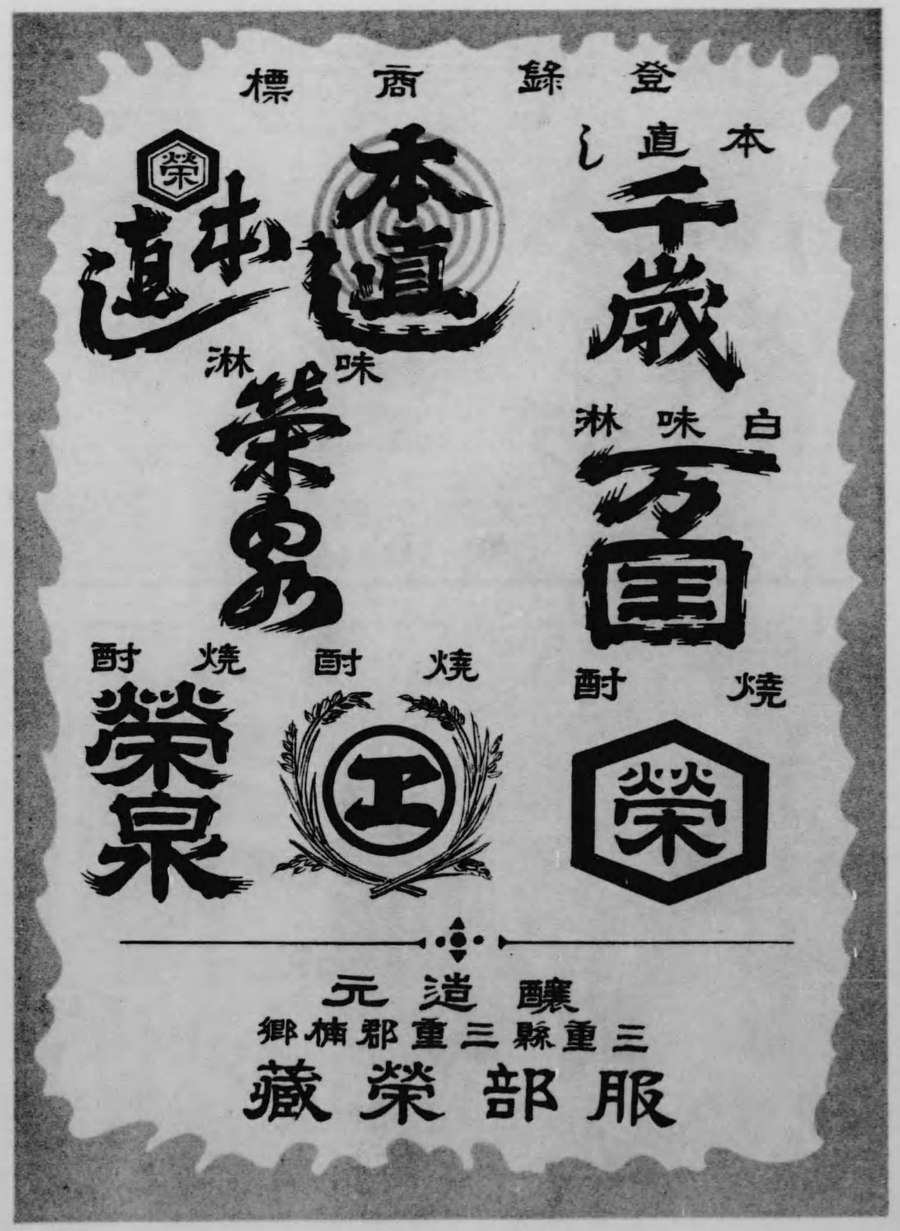

に準じ作るべし、算定をなしたる稅務署長宛たるべし

◉營業稅課稅標準ノ決定ニ對スル訴願

▲注意　稅務署長のなしたる審査決定に對しては先以て稅務監督局長へ訴願すべし、稅務監督局長の裁決に對し不服あるときは大藏大臣に訴願すべし（營業二八條）、此書式は所得金額の決定に對する訴願の書式に準じ作るべし。

◉營業稅課稅標準ノ決定ニ對スル訴狀

▲注意　前示の決定に對し行政裁判所に提起する行政訴訟の訴狀、（營業二八條）、此書式は所得金額の決定に對する訴狀及び行政訴訟の書式に準じ作るべし。

◉課稅標準減少申立書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
何々製造業者（又ハ何々）何　某

右何某營業稅ノ課稅ノ標準タル資本金額（又ハ賣上金額、請負金額、報償金額、建物賃貸價格）、若干圓ナリシ處何々ノ事由ニ因リ若干圓ト爲リ其半額以上ヲ減シ（又ハ從業者五人ナリシ處二人ト相成リ其人員屆出ノ二分ノ一以下ニ減シ）候間實況調査ノ上營業稅ノ減額、相成度此段申立候也

右

年　月　日　　何　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意　（營業二九條、同施規二六條參照）、猶翌年一月三十一日迄に提起することを要す。

◉營業稅納稅管理人屆

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
納稅義務者　甲　某
何府縣何郡市町村何番地族稱職業
納稅管理人　乙　某

右甲某儀御所轄内ニ於テ酒類釀造業（又ハ何々業）相營ミ居候得共店舗（其他ノ營業場）以外ノ場所ニ居住致シ候ニ依リ又ハ旅行シ）（不在ニ付キ）營業稅ニ關スル事項ヲ處理セルムル爲メ前記乙某ヲ以テ納稅管理人ト相定メ候間此段及御屆候也

右

年　月　日　　甲　某㊞
乙　某㊞

何稅務署長　何　某殿

▲注意　（營業施規二七條參照）

酒造稅法に關する書式

◉酒類製造免許申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
申請人　何　某

優等清酒

登録商標　登録商標

醸造元
三重縣三重郡川島村
桂山駒藏

登録商標

三重縣三重郡川島村
醸造元
廣田寅松
電報ヒロタ

一製造場　何府縣何郡市町村何番地
一製造スヘキ酒類　清酒（又ハ濁酒、白酒、味淋、燒酎）
一名　稱　何正宗
右酒類前記製造場ニ於テ製造致度候間免許相成度此段及申請候也

右

年　月　日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造二條、同施規一條參照）

◉酒類製造場地所建物圖面幷ニ酒造用容器、器具、器械目錄提出書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
酒類製造主　何　某

右何府縣何郡市町村何番地酒類製造場ニ於テ何酒類製造ノ儀大正何年何月何日免許相成候ニ付テハ來何月何日ヨリ製造ニ着手可仕候間別紙製造場ノ敷地、建物ノ圖面竝ニ酒造用容器、器具、器械ノ目錄提出仕候也

何府縣何郡市町村何番地

右

年　月　日　酒類製造主　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

酒造用容器、器具、器械目錄書

一何々容器　何個
一何々　何個
一何々器具　何個
一何々　何個
一何々器械　何個
一何々　何個

右ノ通ニ候也

何府縣何郡市町村何番地族稱

年　月　日　酒類製造主　何　某㊞

▲注意（酒造施規三條參照）

◉酒造用容器（器具、器械）修理申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某㊞

第何號

一何々（酒造用容器、器具、器械）

右ハ使用ノ結果破損致シ（又ハ朽腐ノ箇所相生シ）候ニ付キ今回修理相加ヘ候間檢定相成度此段及申告候也

右

年　月　日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規三條參照）

◉酒造用容器、器具、器械目錄異動申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

一目錄何枚目何々（容器、器具、器械）ハ削除
右ハ何々事由ノ爲メ毀損使用ニ堪ヘサルニ依リ廢止シ（又ハ滅失シ）目錄ニ異動ヲ生シ候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規三條參照）

◉酒類製造主居所（又ハ氏名）異動申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

拙者儀從來ノ居所何々ヲ何々ニ（又ハ氏名ヲ何々ニ）變更致候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規三條參照）

◉酒類製造見込數、着手時期、製造方法、仕込數申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

一清酒（又ハ濁酒、白酒、味淋、燒酎）ノ見込造石數何石
一製造着手ノ時期　大正何年何月何日

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規五條參照）

一製造方法　何々
一仕込數　何々

右次キノ酒造年度ニ於テ製造致候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規五條參照）

◉酒類製造見込數、製造着手時期、仕込數變更申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

一清酒（又ハ濁酒、白酒、味淋、燒酎）ノ見込造石數何石ヲ何石ト申告シタルヲ何石ニ變更
一製造着手ノ時期　大正何年何月何日ト申告セシヲ何年何月何日ニ變更
一仕込數　何々ト申告セシヲ何々ニ變更

右ノ通變更致候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規五條參照）

◉酒類製造方法變更承認申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

大正何年何月何日付ヲ以テ清酒（又ハ濁酒、白酒、味淋、燒酎）ノ製造方法ヲ何々ト申告致置候得共何々ニ變更致度候間御承認相成度此段及申請候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規五條參照）

◉酒類製造業相續申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

何府縣何郡市町村何番地族稱
右相續人　何　某

前記酒類製造主何某ハ從來何府縣何郡市町村何番地ニ於テ何々酒類ノ製造ヲ爲スヘキ免許ヲ受ケ居候處大正何年何月何日隱居（又ハ死亡）ヲ爲シ候ニ付其酒類製造業ヲ前記相續人何某ニ於テ相續致候間別紙戶籍謄本相添ヘ此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規六條參照）

◉酒類製造場移轉許可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

右何某何府縣何郡市町村何番地所在ノ酒類製造場今般御所轄內何府縣何郡市町村何番地ヘ移轉致候間御許可相成度此段申請候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規六條參照）

◉酒類製造免許取消申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

右何某從來何府縣何郡市町村何番地製造場ニ於テ何々酒類ノ製造ニ從事致居候處大正何年何月何日其製造ヲ廢止致候ニ付キ免許ノ取消相成度此段及申請候也

右

年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造二條、同施規六條參照）

◉酒類鉑滯申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

清酒（又ハ何々酒類）何石來ル何月何日粕漉致度候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規一三條參照）

◉酒類製造用醪他ニ供用申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

一酒類製造用醪何石

右ハ何府縣何郡市町村何番地何某ニ讓渡致（又ハ飲料ニ供シ、酒類製造用ノ外何々用ニ供シ）候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規一六條參照）

◉酒母（又ハ醪、原料用酒類）廢業亡失腐敗申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

一酒母（又ハ醪、原料用酒類）何石

右ハ何々ノ事由ニ因リ大正何年何月何日廢棄（又ハ亡失腐敗）致候間此段及申告候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規一七條參照）

◉酒類製造石税免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

一清酒（又ハ何々酒類）造石税金何程

但大正何年何月何日査定濟何號仕込清酒（又ハ何々酒類何石ノ内何石ニ對スル未納造石税金

右ハ容器ノ損傷（若ハ栓塞ノ自然ノ脱去）ニ依リ大正何年何月何日何時ヨリ何時ニ至ル間ニ於テ亡失（又ハ何ノ災害ニ罹リ何年何月何日廢業）致シ候間造石税免除相成度此段及申請候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造一二條、同施規一八條參照）

◉酒類造石税納税保證物提供書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

何府縣何郡市町村大字何字何　何　番

一田（又ハ畑、宅地等）何段何畝歩

此地價金何程

何府縣何郡市町村大字何字何、何番所在

一木造瓦葺平家（又ハ土藏二階造等）　壹棟

此建坪何程

此火災被保險金額何程

一何證券記番號何枚此券面額何程

何月中平均總價格何程

計此保證價格何程

右ハ大正何酒造年度中何酒製造見込石數何百石ノ税金（又ハ大正何年何月何日査定濟何酒何百石ノ税金）ニ對スル納税保證トシテ提供致候也

右

年月日　酒類製造主　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造一三條、同施規二〇條參照）

◉酒類造石税納税保證物免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

右何某儀都合有之候ニ付キ造石數一石ニ付金四圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ニ相當スル保證物ヲ造石數査定ノ都度分割提供仕候間御許可相成度此段及申請候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造一三條、同施規二〇條參照）

◉酒類造石税納税保證物分割提供許可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

右何某儀都合有之候ニ付キ造石數一石ニ付金四圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ニ相當スル保證物ヲ造石數査定ノ都度分割提供仕候間御許可相成度此段及申請候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造一三條、同施規二〇條參照）

◉酒類造石税納税保證物免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱

酒類製造主　何　某

一田（又ハ畑、宅地等）何段何畝歩

此地價金何程

何府縣何郡市町村大字何字何、何番所在

一木造瓦葺平家（又ハ土藏二階造等）　壹棟

此建坪何程

此火災被保險金額何程

右ハ大正何酒造年度中何酒製造見込石數何百石ノ税金（又ハ大正何年何月何日査定濟何酒何百石ノ税金ニ對スル納税保證トシテ提供致置候處今般何府縣何郡市町村何番地何某ヲ納税保證人ニ相立テ認可相受ケ（又ハ納税保證トシテ造石税額ニ相當スル酒税ヲ保存、造石税ヲ前納、酒類ヲ製造スル者ノ屬スル酒造組合ニ於テ納税ヲ擔保）候ニ付前記保證物免除相成度此段及申請候也

右

年月日　何　某㊞

何税務署長　何　某殿

▲注意（酒造一四條、同施規二〇條參照）

◉酒類造石稅納稅保證人認可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
何　某

右者何府縣何郡市町村何番地何酒製造場ニ於ケル大正何酒造年度間製造酒類全部（又ハ何酒類何程）ニ對シ納稅保證人ニ相立度候間御認可相成度此段及申請候也

何府縣何郡市町村何番地族稱
年月日　酒類製造主　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規二六條參照）

◉酒類造石稅納稅保證書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

右何某カ大正何酒造年度間何府縣何郡市町村何番地何酒製造場ニ於テ製造スヘキ酒類全部（又ハ何酒類何程）ニ對シ拙者納稅保證人ニ相立チ候依テ此證書提供仕候也

何府縣何郡市町村何番地族稱職業
年月日　保證人　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規二六條參照）

◉酒類釀造藏置場區別認可申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

一　清酒釀造藏置場
　何府縣何郡市町村何番地製造場內何々
一　濁酒釀造藏置場
　同上製造場內何々

右同一製造場內ニ於テ製造候處釀造藏置場所ヲ各酒類別ニ特定致候間御認可相成度此段及申請候也

右
年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規三二條參照）

◉酒母（醪、酒類）移入申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
酒類製造主　何　某

一　酒母（醪又ハ何々酒類）何石

右ハ何府縣何郡市町村何番地何某ヨリ買受ケ拙者製造場內ニ移入致候間此段及申告候也

右
年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（酒造施規四〇條參照）

醬油稅法に關する書式

◉醬油製造免許申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
何　某

一製造場　何府縣何郡市町村何番地
一製造スヘキ醬油　醬油諸味若クハ溜製成（又ハ自家用醬油何々）
　此造石見込高何百何十石（又ニ一石以下何斗何升）

右者前記ノ製造場ニ於テ何々醬油製造致度候間免許相成度此段及申請候也

右
年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（醬油一條、同施規一條參照）

◉醬油製造場敷地、建物圖面幷ニ製造用容器目錄提出書

▲注意（醬油施規四條參照）、猶此書式ハ酒類製造場所建物圖面幷ニ酒造容器、器具、器械目錄申告書ニ準じ作るべし。

◉醬油製造用容器修理申告書

▲注意（醬油施規四條參照）、猶ほ此書式ハ酒造用容器、器具、器械修理申告書に準じ作るべし。

◉醬油製造用容器目錄異動申告書

▲注意（醬油施規四條參照）、此書式ハ酒造用容器、器具、器械目錄異動申告書に準じ作るべし。

◉醬油製造人居所（又ハ氏名）異動申告書

▲注意（醬油施規四條參照）、此書式ハ酒類製造主居所氏名異動申告書に準じ作るべし。

◉醬油製造見込仕入石數、見込査定石數及製造方法申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
醬油製造人　何　某

一大正何年度醬油製造見込仕込石數何百何十石
一同年度見込査定石數何百何十石
一製造方法左ノ如シ（又ハ前年ノ製造方法ニ依ル）
　何々

右ノ通リ製造（又ハ大正何年何月何日ヨリ製造ニ仕候間此段及申告候也

右
年月日　何　某㊞
何稅務署長　何　某殿

▲注意（醬油施規六條參照）

◉醬油製造見込仕込石數、見込査定石數及

◉製造方法變更申告書

▲注意（醬油施規六條參照）此書式は酒類製造見込石數、製造着手時期、仕込數變更申告書及び酒類製造方法變更承認申請書に準じ作るべし。

◉醬油製造業相續申告書

▲注意（醬油施規七條參照）、此書式は酒類製造業相續申告書に準じ作べし。

◉醬油製造場移轉許可申告書

▲注意（醬油施規七條參照）、此書式は酒類製造場移轉許可申告書の書式に準じ作るべし。

◉醬油製造免許取消申請書

▲注意（醬油施規七條參照）、醬油製造人が醬油の製造を廢止せんとするときの免許取消申請書の例、此書式は酒類製造免許取消申請書の書式に準じ作るべし。

◉石數檢定濟醬油製造場外移出申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
醬油製造人　何　某

一　製成前石數檢定醬油（又ハ製成ノ際檢定濟溜）何十石

右ハ製造場ノ何々箇所修繕（其他已ムヲ得サル事故）ノ爲メ製造場外ニ移出致度候間此段申告候也

右

年月日　何

何稅務署長　何　某殿

◉造石數查定未濟ノ醬油漏洩（又ハ濫溢）申告書

何府縣何郡市町村何番地族稱
醬油製造人　何　某

右製造ノ造石數查定未濟ノ醬油大正何年何月何日何時頃第何號桶ノ輪破損シタル爲メ凡ソ何石程漏洩（又ハ何々事由ノ爲メ凡ソ何石程廢棄）致候間此段及申告候也

右

年月日　何

何稅務署長　何　某殿

▲注意（醬油施規一三條參照）

◉醬油造石稅免除申請書

何府縣何郡市町村何番地族稱
醬油製造人　何　某

一醬油造石稅金何程

但大正何年何月何日查定濟第何號桶仕込醬油何石ノ內何石ニ對スル未納造石稅金

右ハ大正何年何月何日火災ニ因リ（又ハ何々災害）ニ依リ事實ヲ詳述スヘシ）亡失廢棄ニ屬シ候間造石稅免除

相成度此段及申請候也

右

年月日　何

何稅務署長　何　某殿

▲注意（醬油一一條、同施規一四條參照）

◉醬油石數及ヒ諸味石數申告書（其一）

何府縣何郡市町村何番地族稱
醬油製造人　何　某

一醬油石數　何　石
一諸味石數　何　石

右前年中製成シタル醬油石數及ヒ諸味石數申告候也

右

年月日　何

何稅務署長　何　某殿

▲注意（醬油施規一八條參照）

◉醬油石數及ヒ諸味石數申告書（其二）

何府縣何郡市町村何番地族稱
醬油製造人　何　某

一醬油石數　何　石
一諸味石數　何　石

右大正何年何月何日醬油製造ヲ廢止シタル處其年一月一日ヨリ廢止ノ日ニ至ルマテニ製成シタル醬油石數及ヒ諸味石數前記ノ通リニ付キ此段申告候也

右

年月日　何

何稅務署長　何　某殿

▲注意（醬油施規一九條參照）

造石稅法及諸稅法摘要

◉酒造稅法（法律第二十八號 明治二十九年三月）

第一條　此ノ稅法ニ於テ酒類ト稱スルハ清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎ノ五種トス

第一條ノ二　此ノ稅法ニ於テ清酒ト稱スルハ米、米麹及水ヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒醪ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノヲ謂フ左ニ揭グルモノハ清酒ト看做ス

一　前項原料米ノ外麥、粟、玉蜀黍、稗、清酒粕又ハ燒酎ヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒醪ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ

二　清酒又ハ清酒ト看做シタルモノヲ粕漉シタルモノ

三　清酒又ハ前二號ニ依リ清酒ト看做シタルモノニ其ノ容量百分ノ一以內ノ燒酎又ハ酒精ヲ混和シタルモノ

第一條ノ三　此ノ稅法ニ於テ濁酒ト稱スルハ米、米麹及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒醪ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過セルモノヲ謂フ

前項原料ノ外麥、粟、玉蜀黍若ハ稗ヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒醪ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過セサルモノハ濁酒ト看做ス

第一條ノ四　此ノ稅法ニ於テ白酒ト稱スルハ米麹ト清酒、濁酒、味淋、燒酎又ハ酒精トヲ混和シテ碾碎シタルモノヲ謂フ

前項原料ノ外水ヲ混和シテ碾碎シタルモノハ白酒ト看做ス

第一條ノ五　此ノ稅法ニ於テ味淋ト稱スルハ米及米麹ト清酒、味淋、燒酎又ハ酒精トヲ混和シ濾過シタルモノヲ謂フ

前項原料ノ外味淋粕又ハ水ヲ混和シ濾過シタルモノハ味淋ト看做ス

第一條ノ六　此ノ稅法ニ於テ燒酎ト稱スルハ清酒粕ヲ蒸餾シタルモノヲ謂フ

左ニ掲ケル物品ヲ原料トシテ蒸餾シタルモノハ燒酎ト看做ス

一 清酒 二 濁酒 三 味淋

四 米、麥、粟、黍稗若ハ甘藷ト麹及水トヲ原料トシ醱酵セシメ又ハ酒酵母ヲ加ヘテ醱酵セシメタル者

第二條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第三條 其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日マテヲ以テ一酒造年度トス

第四條 酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石稅ヲ課ス

第一種 酒精分二十度以下ノ清酒、濁酒、白酒及酒精分三十度以下ノ味淋、燒酎 一石ニ付 金二十圓

第二種 酒精分三十五度以下ノ燒酎 一石ニ付 金二十五圓

第三種 酒精分四十度以下ノ燒酎 一石ニ付 金三十圓

第四種 酒精分四十五度以下ノ燒酎 一石ニ付 金三十五圓

第五種 酒精分二十度ヲ超ユル清酒、濁酒、白酒、酒精分二十度ヲ超ユル味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎 一石ニ付 酒精分一度毎ニ金一圓

前項ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏驗温器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル○、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精容量トス

第五條 政府ハ一酒造年度間清酒ハ百石濁酒ハ五十石燒酎ハ五石以上ヲ製造スル者ニ非サレハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘス但シ清酒又ハ濁酒制限石數以上ヲ製造スル者ニハ他ノ酒類ニ關スル制限ヲ適用セス

酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者本條ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲ササリシトキハ罹災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相當スル造石稅ヲ課ス但シ其ノ製造セサリシ石數ニ對シテハ其ノ年五月一日ヨリ九月三十日マテニ査定シタルモノト看做シ第四條第一項ノ稅率ニ依リ其ノ造石稅ヲ徵收ス

第六條 造石稅ノ納期ヲ分テ左ノ四期トス

第一期 七月十六日ヨリ同三十一日限

前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日マテ査定石數ニ係ル稅額四分ノ一

第二期 十月十六日ヨリ同三十一日限

同上

第三期 翌年二月十六日ヨリ同二十八日限

同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日マテ査定石數ニ係ル稅額二分ノ一

第四期 翌年三月十六日ヨリ三十一日限

前納額ノ殘數

第七條 第三十三條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタルトキ又ハ酒類ヲ製造スル者納稅保證物ノ免除ヲ得スシテ保證物ノ提供ヲ爲ササルトキハ前條ノ納期ニ拘ラス造石稅ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ場合及國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ造石稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅ノ擔保トシテ酒類ヲ差押ソルコトヲ得

第八條 酒類ノ製造石數ハ製成ノ時之ヲ査定ス

酒類ノ造石數ヲ査定スルハ容器ノ容量ニ依ル但シ清酒ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ査定石數百分ノ二以内ノ淨引減量ヲ控除スルコトヲ得

犯則其ノ他ノ事故ニヨリ前各項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒類又ハ證憑物件ニ就テ之ヲ査定ス

第九條 舶載シタル酒類ハ舶載ニ依リ增加シタル分ノミニ就キ其ノ造石數ヲ査定ス

第十條 酒類ヲ製造スル者ノ製造ニ係ル際ハ左ノ場合ニ於テハ濁酒ヲ製成シタルモノトシテ其ノ造石數ヲ査定ス

一 他人ニ讓渡ストキ

二 公賣セラルヽトキ

三、飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供スルトキ

第十一條 酒類ヲ製造スル者既ニ査定ヲ受ケタル酒類ノ造石數ニ對シテハ特ニ法律ヲ以テ定ムル場合ノ外其ノ造石稅ヲ免カルヽコトヲ得ス

第十二條 左ノ酒類ハ其ノ造石稅ヲ免除スルコトヲ得但シ製造物外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 災害ニ罹リ酒類ノ釀熟ニ屬シタルモノ

二 腐敗シタル酒類ニシテ政府ノ承認ヲ得酒類トシテ飲用スヘカラサル處置ヲ施シタルモノ

三 腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘカラサルニ至リタル酒類ニシテ燒酎ノ製造ニ供スルモノ

四 容器ノ損傷若ハ寒栓ノ自然ノ脫去ニ依リ酒類ノ亡失シタルモノ

第十三條 酒類ヲ製造スル者ハ納稅保證トシテ一酒造年度見込造石數一石ニ付金四圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ニ相當スル保證物ヲ提供スヘシ但シ政府ノ許可ヲ受ケ造石數査定ノ都度本條ノ割合ヲ以テ保證物ヲ提供スルコトヲ得

毎酒造年度ノ見込造石數又ハ査定石數前項ノ見込造石數ヨリ十石以上增加シタルトキハ其ノ石數ニ應シ前項ノ割合ニ依リ保證物ヲ增補スヘシ

毎酒造年度ノ見込造石數又ハ査定石數第一項ノ見込造石數ヨリ十石以上減少シタルトキハ其ノ石數ニ應シ第一項ノ割合ニ依リ保證物ノ增加ヲ請フコトヲ得

酒類ヲ製造スル者此ノ法律ヲ犯シテ處罰セラレタルトキ又ハ造石稅ニ關シテ滯納處分ヲ受ケタルトキハ爾後二年間政府ハ造石稅全額マテノ保證物提供ヲ命スルコトヲ得

前三項ノ場合及保證物ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 左ノ場合ニ於テハ保證物ヲ免除ス

一 相當ノ納稅保證人ヲ供シタルトキ

二 納稅保證トシテ造石稅額ニ相當スル酒類ヲ保存スルトキ

三 造石稅ヲ前納シタルトキ

四 酒類ヲ製造スル者ノ屬スル酒造組合ニ於テ納稅ヲ擔保シタルトキ

第十五條 酒類ヲ製造スル者ノ造石稅ヲ納メサルニ依リ滯納處分ヲ執行スルトキハ先ツ保證物又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公賣シテ稅金ヲ徵收スヘキ稅金額及滯納處分費ニ對シ不足アルト認ムルトキハ同時ニ他ノ財產ニ就キ滯納處分ノ執行ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十六條 酒類ヲ製造スル者造石稅ヲ完納スル能ハサルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ノ各組合員ハ納稅者トシテ其ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十七條 酒類ヲ製造スル者納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十八條 酒類ヲ製造スル者ハ造石數査定前ニ於テ其ノ酒類ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十九條 收稅官吏ハ酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒類其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及酒類製造又ハ販賣上必要ナル建築物材料、器械其ノ他ノ物件ヲ檢查シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十條 第二十一條(三十八年法第三號ニテ削除)

第二十二條 免許ヲ受ケシテ酒類ヲ製造シタル者ハ三十圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒類及其ノ容器器具器械ヲ沒收ス

前項ノ酒類ニ付テハ第六條ノ納期ニ拘ラス其ノ造石稅ヲ徵收ス

第二十三條 第二十三條ノ二(三十八年法第三號ニテ削除)

第二十四條 酒類ヲ製造スル者詐欺其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十五條 酒類ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十六條 納稅保證トシ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ他人ニ讓渡シタル者滯納處分ヲ受クルモ仍稅金ヲ完納スルコト能ハサルトキハ其ノ不足造石稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二十七條 酒類製造用ト否トヲ問ハス其ノ製造シタル酒母又ハ醪ノ檢查ヲ免レ又ハ免レムトシタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 酒類ヲ製造スル者第十七條又ハ第十八條ノ禁令ヲ犯シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者酒類ノ製造出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 酒類ヲ製造スル者收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十一條 此ノ稅法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪

倶發ノ例ヲ用ヰス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條　酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シテ其ノ業務ニ關シ此ノ稅法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第三十三條　第二十四條乃至第二十八條ニ依リ處罰又ハ處分セラレタル者ニ對シテハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間內製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第三十四條　酒類ヲ製造シタル者ハ其ノ製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テモ造石稅完納前ニアリテハ總テ此ノ稅法ノ規程ニ從フモノトス

第三十五條　府縣及市町村ハ此ノ法律ニ依リ造石稅ヲ課スル酒類ニ對シ又ハ其ノ酒類ノ造石數若ハ造石稅ヲ標準トシテ府縣稅若ハ地方稅及市町村稅其ノ他如何ナル名義ヲ以テスルモ課稅スルコトヲ得ス

第三十五條ノ二　此ノ稅法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル酒類ハ此ノ稅法ト同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ此ノ稅法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ酒類ノ石數ニ應シ第四條ノ稅率ニ從テ算出シタル稅額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ酒類及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

附則

第三十六條　神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引續キ酒類ヲ製造スルトキハ一年ノ製造石數一石以下ノ場合ニ限リ總テ無稅トス

第三十七條　此ノ稅法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス但シ明治十三年布告第四十號同年布告第四十一號同十六年布告第四十二號及同二十二年法律第二十四號ハ此ノ稅法施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十九年九月三十日前檢査濟石數ニ係ル造石稅ニ關シテハ仍明治十三年布告第四十號ニ依ル

（第三十八條ヨリ第四十條マテ四十一年法律第一八號ニテ削除）

非常特別稅法中酒造稅法ニ依ル酒類及沖繩縣酒類出港稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

◉酒母醪及麴取締法（法律第七號　明治三十八年一月）

第一條　本法ハ酒造稅法ニ依ル酒類ノ製造免許ヲ受ケスシテ酒母又ハ醪ヲ製造スル者販賣ノ爲ニ麴ヲ製造スル者及麴ヲ請賣スル者ニ之ヲ適用ス

第二條　酒母、醪又ハ麴ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所每ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第三條　酒母、醪又ハ麴ノ製造者及麴ノ請賣者ハ帳簿ヲ調製シ酒母、醪又ハ麴ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第四條　收稅官吏ハ酒母、醪若ハ製造場又ハ麴ノ販賣場ニ臨ミ酒母、醪又ハ麴、其ノ原料、製造用容器、器具、械器建物若ハ帳簿書類ヲ檢査スルコトヲ得

收稅官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第五條　收稅官吏ハ運搬中ニ在ル酒母、醪又ハ麴ヲ檢査シ其ノ出所又ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第六條　酒母、醪又ハ麴ノ製造者其ノ製造ヲ廢止スルモ製造場內ニ酒母、醪、麴、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間ハ收稅官吏ハ其ノ製造場ニ臨ミ建築物又ハ現在品ヲ檢査シ又ハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得

第七條　醪ハ之ヲ讓渡シ、質入シ、飮料トシテ消費シ又ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケスシテ製造場外ヘ移出スルコトヲ得ス

◉酒造稅法施行規則（勅令第二百八十七號　明治二十九年八月）

第一條　酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ場所ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第一條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署ハ酒類製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ

一　市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務署ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　酒造稅法若ハ本令ニ違反シタル者又ハ其ノ戸主、家族、同居者若ハ雇人

其ノ他從業者又ハ稅務署ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第二條　酒類ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三條　酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場每ニ地所建物ノ詳細ナル圖面竝ニ酒造用容器、器具、器械ノ目錄ヲ調製シ事業著手前ニ稅務署長ニ提出スヘシ但シ酒類變更ノ場合ニ於テ製造場及容器、器具、器械ニ變更ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目錄ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

酒類製造主ノ居所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四條　酒類製造主ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ稅務署長ハ其ノ容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲スヘシ其ノ檢定後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條　酒類製造主ハ每酒造年度ニ於テ製造スヘキ每酒類ノ見込造石數、製造着手ノ時期、製造方法其ノ仕込數ヲ記載シ其ノ酒造年度開始前ニ稅務署長ニ申告スヘシ但シ新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業著手前ニ本項ノ申告ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ但シ製造方法ノ變更ニ係ルモノハ承認ヲ受クヘシ

第六條　酒類製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨管轄稅務署ニ申告スヘシ

相續ノ場合ヲ除ク外酒類製造ノ事業ヲ引繼カムトスル者ハ總テ第一條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造主ハ酒造稅法第二條ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第六條ノ二　酒類製造主其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ三　酒類製造主其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第六條ノ四　變災其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ酒造稅法第五條ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲ササリシ事由ノ證明ハ酒造年度終了後三箇月以內ニ之ヲ爲スヘシ

第七條　酒類ノ造石稅ハ其ノ製造場所在ノ地方ニ於テ之ヲ徵收ス

第八條　酒類ノ造石數ハ容器ノ容量ニ依リ一容器每ニ其ノ現在スル種類ノ總量ニ就キ之ヲ査定スヘシ

第九條　酒造稅法第八條第二項但書ニ依リ滓引減量トシテ控除スルハ査定石數ノ百分ノ二トス犯則ニ係ル清酒ニ關シテハ滓引減量ヲ控除セス

第十條　酒類製造主自己ノ製造シタル酒類若ハ製造場外ヨリ移入シタル酒類又ハ醪、酒精ヲ以テ酒類ヲ製造シタルトキハ其ノ製成酒類ノ總石數ニ就キ造石數ヲ査定スヘシ

第十一條　製造原料用ノ爲メ酒類ヲ製造スルトキハ其ノ成功ノ時之ヲ檢査スヘシ酒造用原料品トシテ酒類ヲ製造場內ニ移入シタルトキ亦同シ

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項酒類ニ封緘ヲ附スルコトヲ得

第十二條　酒造用原料品トシタル酒類ヲ他人ニ讓渡シ、質入シ、消費スルトキ若ハ公賣セラルルトキ又ハ製造場外ニ移出スルトキハ其ノ造石數ヲ査定スヘシ但シ他ヨリ讓受ケタルモノニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　酒類製造主酒類ヲ粕漉セムトスルトキハ着手前ニ其ノ數量時期等ヲ稅務署長ニ申告スヘシ

第十四條　酒類製造主酒類ノ粕漉ヲ爲シタルトキ其ノ原酒類ノ石數ヲ確證スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ石數ニ就キ造石數ヲ査定スヘシ

第十五條　酒滓、酒粕、蒸餾粕ヲ使用シテ製造スル酒類ハ割水其ノ他如何ナル名稱ヲ附スルモ總テ其ノ酒ニ就キ石數ヲ査定スヘシ

第十六條　酒類製造主其ノ製造用ニ供スル醪ヲ他人ニ讓渡シ若ハ飮料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供セムトスルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第十七條　酒母、醪又ハ原料用酒類ノ廢棄亡失若ハ腐敗シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第十八條　酒造稅法第十二條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハントスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ稅務署長ニ申請スヘシ

第十九條　前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ稅務署長ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄若ハ亡失ヲ認ムルトキ又ハ酒類トシテ飮用スヘカラサル處置ヲ施シタリト認ムルトキハ稅金ノ免除處分ヲ爲スヘシ

腐敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ缺用スヘカラサルニ至リタル酒類ヲ以テ燒酎ノ製造用ニ供セムトスルモノハ稅金ヲ免除處分ヲ爲シ其ノ酒類ハ燒酎精ノ原料品ノ取扱ヲ爲スヘシ

第二十條　酒類製造主ハ酒類製造着手前ニ保證物ヲ提供スヘシ但シ酒造稅法第十三條第一項但書ニ依リ造石數査定ノ都度保證物ヲ提供セムトスル者ハ每酒造年度製造着手前ニ其ノ旨稅務署長ニ申請スヘシ

保證物ヲ增補スヘキトキハ其ノ事由ノ生シタルトキ直ニ之ヲ提供スヘシ

酒類製造主保證物ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ酒造稅法第十四條ノ一方法又ハ數方法ヲ選ミ之ヲ申請スヘシ

第二十一條　保證物ノ種類ハ左ニ揭グルモノニ限ル

一　金錢

二　稅務署長ニ於テ確實ト認ムル有價證券

三　土地

四　火災保險ニ附シタル建物

第二十二條　保證物ノ保證價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外稅務署長ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條　保證物中金錢有價證券ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出シ土地、建物ニ關シテハ稅務署ニ於テ抵當權ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第二十四條　保證物トシテ提供シタル有價證券ノ償却ヲ受クルニ至リタルトキ若ハ建物ノ壞倒亡失シタルトキ又ハ保險契約ノ消滅シタルトキハ酒類製造主ハ稅務署長ノ指定年限內ニ更ニ保證物ヲ提供スヘシ但建物ニ對スル保險金ヲ受領シタルトキハ其ノ保險金ヲ保證物トシテ供託スヘシ

第二十五條　酒造稅法第十三條ノ保證物ヲ提供セサルトキハ收稅官吏ハ製造酒類ニ封緘ヲ附シ之ヲ讓渡シ、買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルヲ停止スルコトヲ得

第二十六條　納稅保證人ハ稅務署長ニ於テ納稅保證ニ堪フル資力アリト認ムル者ニ限ル

第二十七條　稅務署長ハ納稅保證人ノ資力納稅保證ニ堪ヘサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ變換セシムルコトヲ得

第二十八條　收稅官吏ハ納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ニ封緘スルコトヲ得

第二十九條　稅務署長ハ納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類納稅保證ニ適セサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ變換セシムルコトヲ得

第三十條　酒類製造主ハ稅務署長ニ申出保證物、納稅保證人又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ノ變換ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條　酒類製造主保證金ヲ納メサルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ニ通知シ其稅金ヲ納メシムヘシ

納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ニ於テ稅金ヲ完納セサルトキハ酒類製造主ニ對シ滯納處分ヲ行フヘシ

前項滯納處分ノ後仍稅金ニ不足アルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ノ各組合員ニ對シ滯納處分ヲ行フヘシ

第三十二條　同一製造場內ニ於テ清酒並濁酒ヲ製造セムトスル者ハ其ノ醸造藏置ニ供スル場所ヲ酒類別ニ特定シ稅務署長ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條　稅務署長容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲シタルトキハ之ニ其ノ番號容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

第三十四條　收稅官吏ハ酒時所轄製造場又ハ酒類販賣場ニ就キ酒類、酒造用原料品、器具、器械、容器、帳簿又ハ書類ヲ檢査スヘシ

第三十五條　收稅官吏ハ檢器械、蒸溜器械ノ使用停止中之ニ封緘ヲ附スヘシ但シ修理其ノ他必要ノ事故アルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ト認ムルトキハ酒精又ハ原料用酒類ニ封緘其ノ他監督上必要ナル方法ヲ施スコトヲ得

第三十六條　自己ノ所有ト否トヲ問ハス容器、器具、器械及酒造用原料品ハ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ酒類製造中ハ之ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第三十七條　收稅官吏カ必要ト認メテ酒造用原料ヲ指定シ其ノ使用前檢査ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ檢査ヲ受クヘシ

第三十八條　酒類製造主ハ製造方法ノ異ナル每ニ並ニ一仕込每ニ酒母及醪ニ記號ヲ附シテ之ヲ區分シ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ彼此混清スルコ

トヲ得ス

第三十九條　左ニ揭クル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

一　熟成シタル酒母ヲ醪ニ仕込マムトスルトキ

二　熟成シタル醪ヲ酒母ニ代用シ添掛ヲ爲サムトスルトキ

三　酒母、醪又ハ原料用酒類ノ容器ヲ變換セムトスルトキ

四　仕込濟ノ醪ニ水ヲ混和セムトスルトキ

五　原料用酒類ノ用途ヲ變更セムトスルトキ

六　藏出前ニ於ケル自己製造ノ酒類ニ買入酒類ヲ混和シ又ハ割水ヲ爲サムトスルトキ

七　前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ

第四十條　酒類製造場外ヨリ酒類製造場內ニ酒母、醪又ハ酒類ヲ移入シタルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第四十一條　一仕込以上ノ醪ヲ合併シテ清酒ヲ搾揚ケムトスルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ但七仕込以上ノ醪ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

第四十二條　酒精ハ其ノ搾揚クタル酒類ノ造石數査定ノ時之ヲ檢査スヘシ

酒類製造主ハ前項檢査後ニアラサレハ酒精ヲ製造場外ニ移出シ又ハ使用シ若ハ他ノ酒精ト混合スルコトヲ得ス

第四十二條ノ二　酒造稅法第三十三條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ酒母、醪其ノ他半製品現存スルトキハ稅務署長ハ酒類製造主ノ申請ニ依リ相當ノ期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムヘシ

第四十三條　酒類製造主ハ酒造用原料品及酒精ノ受拂、酒母及醪ノ仕込、燒酎以テ製造シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

等三條　第一條ニ揭クルモノハ飲食物ノ防腐劑ト稱シテ販賣シ又ハ其ノ目的ヲ

第六條　第二條第三條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　左ノ各號ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七箇年本則ノ規定ヲ適用セス

一　清酒ノ製造又ハ貯藏ノ爲別ニ定ムル試驗法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸ヲ使用スルトキ

二　及三（省略）

四　前各號ニ依リ防腐劑ヲ使用シタル清酒（中略）ヲ販賣シ陳列シ若ハ貯藏スルトキ

第二十八條　收稅官吏ハ納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ニ封緘スルコトヲ得

第二十九條　稅務署長ハ納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類納稅保證ニ適セサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ變換セシムルコトヲ得

第三十條　酒類製造主ハ稅務署長ニ申出保證物、納稅保證人又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ノ變換ヲ求ムルコトヲ得

第三十一條　酒類製造主保證金ヲ納メサルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ニ通知シ其稅金ヲ納メシムヘシ

納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ニ於テ稅金ヲ完納セサルトキハ酒類製造主ニ對シ滯納處分ヲ行フヘシ

前項滯納處分ノ後仍稅金ニ不足アルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シタル酒造組合ノ各組合員ニ對シ滯納處分ヲ行フヘシ

第三十二條　同一製造場內ニ於テ清酒並濁酒ヲ製造セムトスル者ハ其ノ醸造藏置ニ供スル場所ヲ酒類別ニ特定シ稅務署長ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條　稅務署長容器、器具、器械ノ檢定ヲ爲シタルトキハ之ニ其ノ番號容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

第三十四條　收稅官吏ハ酒時所轄製造場又ハ酒類販賣場ニ就キ酒類、酒造用原料品、器具、器械、容器、帳簿又ハ書類ヲ檢査スヘシ

第三十五條　收稅官吏ハ檢器械、蒸溜器械ノ使用停止中之ニ封緘ヲ附スヘシ但シ修理其ノ他必要ノ事故アルトキハ之ヲ解除スルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ナシト認ムルトキハ前項ノ封緘ヲ爲ササルコトヲ得

收稅官吏ハ必要ト認ムルトキハ酒精又ハ原料用酒類ニ封緘其ノ他監督上必要ナル方法ヲ施スコトヲ得

第三十六條　自己ノ所有ト否トヲ問ハス容器、器具、器械及酒造用原料品ハ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ酒類製造中ハ之ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第三十七條　收稅官吏カ必要ト認メテ酒造用原料ヲ指定シ其ノ使用前檢査ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ檢査ヲ受クヘシ

第三十八條　酒類製造主ハ製造方法ノ異ナル每ニ並ニ一仕込每ニ酒母及醪ニ記號ヲ附シテ之ヲ區分シ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ彼此混清スルコトヲ得ス

第三十九條　左ニ揭クル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

一　熟成シタル酒母ヲ醪ニ仕込マムトスルトキ

二　熟成シタル醪ヲ酒母ニ代用シ添掛ヲ爲サムトスルトキ

三　酒母、醪又ハ原料用酒類ノ容器ヲ變換セムトスルトキ

四　仕込濟ノ醪ニ水ヲ混和セムトスルトキ

五　原料用酒類ノ用途ヲ變更セムトスルトキ

六　藏出前ニ於ケル自己製造ノ酒類ニ買入酒類ヲ混和シ又ハ割水ヲ爲サムトスルトキ

七　前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ

第四十條　酒類製造場外ヨリ酒類製造場內ニ酒母、醪又ハ酒類ヲ移入シタルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第四十一條　一仕込以上ノ醪ヲ合併シテ清酒ヲ搾揚ケムトスルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ但七仕込以上ノ醪ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

第四十二條　酒精ハ其ノ搾揚クタル酒類ノ造石數査定ノ時之ヲ檢査スヘシ

酒類製造主ハ前項檢査後ニアラサレハ酒精ヲ製造場外ニ移出シ又ハ使用シ若ハ他ノ酒精ト混合スルコトヲ得ス

第四十二條ノ二　酒造稅法第三十三條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ酒母、醪其ノ他半製品現存スルトキハ稅務署長ハ酒類製造主ノ申請ニ依リ相當ノ期間ヲ定メテ製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムヘシ

第四十三條　酒類製造主ハ酒造用原料品及酒精ノ受拂、酒母及醪ノ仕込、燒酎等三條　第一條ニ揭クルモノハ飲食物ノ防腐劑ト稱シテ販賣シ又ハ其ノ目的ヲ以テ製造シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第六條　第二條第三條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　左ノ各號ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七箇年本則ノ規定ヲ適用セス

一　清酒ノ製造又ハ貯藏ノ爲別ニ定ムル試驗法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸ヲ使用スルトキ

二　及三（省略）

四　前各號ニ依リ防腐劑ヲ使用シタル清酒（中略）ヲ販賣シ陳列シ若ハ貯藏スルトキ

◉飲食物防腐劑取締規則（抄錄）（內務省令第十號 明治三十六年九月）

第一條　本則ニ於テ防腐劑ト稱スルハ左ニ揭クル物質又ハ之ヲ含有スルモノヲ謂フ

一　安息香酸

二　硼酸及其ノ鹽類

三　「グロール」酸鹽類

四　「フルオール」水素及其ノ鹽類

五　「フオルムアルデヒツド」

六　昇汞

七　亞硫酸及其ノ鹽類並次亞硫酸鹽類

八　「サリチール」酸及其ノ化合物

九　「ヂモール」

第二條　販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ス

防腐劑ヲ使用シタル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第三條　第一條ニ揭クルモノハ飲食物ノ防腐劑ト稱シテ販賣シ又ハ其ノ目的ヲ以テ製造シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第六條　第二條第三條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　左ノ各號ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七箇年本則ノ規定ヲ適用セス

一　清酒ノ製造又ハ貯藏ノ爲別ニ定ムル試驗法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸ヲ使用スルトキ

二　及三（省略）

四　前各號ニ依リ防腐劑ヲ使用シタル清酒（中略）ヲ販賣シ陳列シ若ハ貯藏スルトキ

硼酸、硼酸鹽類及「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間第三條ヲ適用セス

◉内務省令第二號（明治四十三年三月）

清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ別ニ定ムル所ノ清酒中「サリチール」酸試驗法ニ適合スル程度以内ニ於テ「サルチール」酸ヲ使用スル場合及之ヲ使用シタル清酒ヲ販賣陳列又ハ貯藏スル場合ニ付テハ明治四十九年九月末日マテ明治三十九年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則ヲ適用セス

「サルチール」酸ニ限リ前項ノ期間明治三十六年九月内務省令第十號飲食物取締規則第三條ヲ適用セス（本令ハ大正三年十二月二十四日省令第二十九號ヲ以テ更ニ當分ノ内延期サルヽコトヽナレリ）

◉醬油稅則（勅令第四十七號明治二十一年六月）

第一條　醬油（溜ヲ併稱スル）ヲ製造セントスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ其製造ヲ廢止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ（二十二年法律第二五號ニテ改正）

第二條　醬油製造人ハ左ノ造石稅ヲ納ムヘシ

一　醬油　諸味一石ニ付　金一圓七十五錢

二　溜　製成一石ニ付　金一圓六十五錢

第三條　（三十七年法律第七號ニテ削除）

第四條　造石稅ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ納ムヘシ但廢業スル者ハ其際之ヲ納ムヘシ

第一期　七月三十一日限

一月一日ヨリ四月三十日マテ査定石數ニ係ル稅額

第二期　十一月三十日限

五月一日ヨリ八月三十一日マテ査定石數ニ係ル稅額

第三期　翌年三月三十一日限

九月一日ヨリ十二月三十一日マテ査定石數ニ係ル稅額

第五條　醬油ハ之ヲ製成スル前ニ溜ハ之ヲ製成シタル後十日以内ニ管廳ニ申出石數ノ査定ヲ受クヘシ

造石數査定濟ノ醬油ト査定未濟ノ醬油トヲ混和シタルトキハ其總石數ニ就キ更ニ査定ヲ受クヘシ

第六條　醬油製造人廢業ノ際査定未濟ノ醬油ヲ所持スルトキハ管廳ニ申出造石數ノ査定ヲ受ケ其造石稅ヲ納ムヘシ但其醬油ヲ同業者ニ賣渡、讓渡スル場合ニ限リ管廳ニ申出檢査ヲ受ケ及第四條ノ期限ニ從ヒ造石稅ヲ納ムルコトヲ得

製造場二箇所以上ニ於テ醬油製造ヲ爲ス者其一箇以上ヲ廢シ査定未濟ノ醬油ヲ他ノ製造場ニ移ストキハ管廳ニ申出檢査ヲ受クヘシ

第七條　醬油ヲ原料トシテ醬油ヲ製造スルトキハ原料醬油ニハ造石稅ヲ課セス

第八條　醬油製造人ハ同業者ニ非サル者ニ醬油ヲ製造スル爲メニ製造場ヲ貸渡スコトヲ得

第九條　醬油製造人ハ製造場ニ關シ修繕等已ムヲ得サル事故ニ因リ管廳ニ届出タル後ニ非サレハ造石數査定未濟ノ醬油ヲ其製造場外ニ移スコトヲ得ス

第十條　醬油製造人ハ造石數査定未濟ノ醬油ヲ賣渡、貸渡、讓渡又ハ自用スルコトヲ得ス但第六條但書ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十一條　造石稅ノ査定ヲ經タル醬油其ノ造石稅納期内ニ天災又ハ避クヘカラサル事故ニ因リ廢棄ニ屬シタルトキハ直ニ管廳ニ申出檢査ヲ受ケ該造石稅ノ免除ヲ請フコトヲ得

第十二條　醬油製造人ハ營業ニ係ル要領ト帳簿ニ記載スヘシ

第十三條　外國ニ輸出スル醬油ハ輸出ノ節稅關ノ檢査ヲ受ケ置キ輸入港稅關ノ陸揚免狀若クハ其他證書ヲ爲ルヘキ書類ニ該港仕留ノ我國領事ノ檢印ヲ受ケ之ヲ輸出港ノ稅關ニ差出シ造石稅ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得其下戻ノ歩合ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ルヘシ但造石稅ノ下戻ヲ受ケタル醬油ヲ本邦ニ輸入スルトキハ其金額ヲ輸入港稅關ニ還納スヘシ

第十四條　（三十九年法律第一六號ニテ削除）

第十五條　（三十七年法律第七號ニテ削除）

第十六條　（三十九年法律第一六號ニテ削除）

第十七條　醬油製造人ノ製造場倉庫其他ノ場所、醬油仕込高並仕込ニ屬スル原品及營業ニ關スル帳簿ハ常該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ但常該官吏ハ其證票ヲ携帶スヘシ

第十八條　常該官吏ニ於テ此稅則ニ關シ知リ罪アリト認知シ又ハ思料スルトキハ其場所ニ立入リ證憑取調ノ處分ヲ爲スコトヲ得但常該官吏ハ其證票ヲ携帶ス

ヘシ

第十九條　免許ヲ受ケス醬油ヲ製造シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ其造石數ニ應シ第二條ノ造石稅ヲ課ス

前項ノ造石稅ハ其際直ニ之ヲ納ムヘシ

第二十條　醬油製造人ニシテ醬油ヲ隱蔽シタル者ハ其石數ニ相當スル造石稅三倍ノ罰金ニ處ス第十條ヲ犯シタル者ハ前項ニ同シ

第二十一條　第五條、第六條ノ査定ヲ受ケサル者第八條、第九條ヲ犯シタル者又ハ遞稅ヲ課ル爲メ帳簿ノ記載ヲ詐リタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　第六條ノ檢査ヲ受ケサル者及帳簿ノ記載ヲ怠リタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條　（三十七年法律第七號ニテ削除）

第二十四條　此稅則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第二十五條　醬油製造人ノ家屬、雇人ニシテ此稅則ヲ犯シタルトキハ其製造人ヲ處罰ス

醬油製造人十六歲未滿ノ幼年者及瘋癲、白痴又ハ痞啞ニシテ此稅則ヲ犯シタルトキハ其後見人ヲ處罰ス

第二十六條　此稅則施行ノ細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二十七條　此稅則ハ明治二十一年九月一日ヨリ施行ス

附　則

第二十八條　沖繩縣及東京府下小笠原島、伊豆七島ニハ當分此稅則ヲ施行セス

但此稅則施行ノ地ニ輸送スル醬油ヲ製造スル者ハ此稅則ニ從フヘシ

第二十九條　（三十七年法律第七號ニテ削除）

此ノ法律ハ明治三十二年三月一日ヨリ施行シ同日以後査定ニ係ル醬油ニハ其ノ製造著手時期ニ拘ラス此法律ヲ適用ス（三十二年法律第二五號附則）

此ノ法律施行ノ際醬油製造營業ノ免許鑑札ヲ受ケタル者ハ此ノ法律ニ依リ製造ヲ免許シタルモノト看做ス此ノ法律施行ノ際自家用料ノ醬油ヲ製造スル者ハ明治三十二年三月二十日マテニ其ノ現在諸味高ヲ記載シ政府ニ申告スヘシ但明治三十二年ニ限リ第一條第二條ノ制限石數ハ此ノ法律施行後ニ於テ仕込ムモノノミヲ計算ス

附　則（三十九年法律第十六號）

醬油製造人カ本法施行前ニ買受ケタル醬ヲ以テ仕込ミタル醬油ニ關シテハ本法施行後ト雖モ舊稅率ニ依リ造石稅ヲ課ス改正稅率ニ依リ造石稅ヲ課セラルル醬油ニ就テハ非常特別稅法ニ依ル醬油稅ノ增徵ヲ爲サス

◉自家用醬油稅法（法律第四十三號三十三年三月）

第一條　自家用醬油（溜ヲ併稱ス）一箇年五石以下ヲ製造セムトスル者ハ本法ニ依リ政府ノ免許ヲ受クヘシ其ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

前項ニ依リ免許ヲ受ケタル製造高ヲ變更セントスルトキハ更ニ政府ノ許可ヲ受クヘシ但シ同年内ニ於テハ製造高ノ變更ヲ許可セス

第二條　自家用醬油製造免許ハ一家一人ニ限ル

第三條　自家用醬油製造人ハ其ノ製造見積高ニ依リ毎年左ノ製造稅ヲ納ムヘシ

第一種	一石未滿	金五十錢
第二種	二石未滿	金一圓
第三種	三石未滿	金二圓
第四種	四石未滿	金三圓
第五種	五石以下	金四圓

第四條　製造稅ハ之ヲ二分シ其ノ年十月及翌年三月ヲ以テ納期トス但シ納期後免許ヲ受クルトキハ即納トス

第五條　自家用醬油製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ各自ノ居宅域内ニ限リ之ヲ製造スルモノトス

第六條　常該官吏ハ自家用醬油製造者ニ就キ檢査ヲ爲スコトヲ得

第七條　自家用醬油製造者其ノ製造シタル醬油ヲ販賣シ又ハ其ノ居宅域外ニ於テ自家用醬油ヲ製造シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　自家用醬油製造ノ免許制度ヲ超過シテ醬油ヲ製造シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ超過石數ニ對シ醬油稅則第二條ノ造石稅ヲ課ス

前項ノ造石稅ハ即時之ヲ徵收ス

第九條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第十條　自家用醬油製造者ノ家族、雇人等ニシテ其ノ製造ニ關シ本法ヲ犯シタル製造主ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第十一條　左ニ記載シタル者ニハ本法ヲ適用セス

一　醬油製造業人、醬油請賣人

二　料理店、飲食店、旅人宿營業人

三　前二號ノ者ト同居スル者

本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者前項各號ニ該當スルニ至リタルトキハ本法ニ依ル免許ヲ以テ醬油稅則ニ依ル免許ト看做シ以後製造ニ係ル醬油ニハ同稅則ヲ適用ス但シ其ノ年ノ製造稅ハ之ヲ免除セス

第十二條　本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニ對シテハ醬油稅則ヲ適用セス

附　則

第十三條　本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條　本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニシテ明治三十三年一月一日ヨリ同年三月三十一日マテノ間ニ製造シタル醬油ニシテ醬油稅則ニ依リ査定ヲ受ケタルモノニ關シテハ其ノ造石稅ヲ免除ス

第十五條　沖繩縣、東京府管下小笠原島、伊豆七島ニハ當分本法ヲ施行セス

醬油稅則ニ依リ自家用醬油製造ノ申告ヲ爲シタル者ハ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス（三十七年法律第八號附則）

◉醬油稅則施行規則（勅令第四十六號　三十二年三月）

第一條　醬油ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所所轄稅務署長ニ提出スヘシ但シ自家用ノミノ醬油ヲ製造セムトスル者ハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ稅務署長ハ醬油製造ノ免許ヲ與ヘサルヘシ

一　市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ但シ稅務署長ニ於テ製造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　醬油稅則ニ違反シタル者若クハ其ノ戶主、家族、同居者、雇人其ノ他從業者又ハ稅務署長ニ於テ取締上免許ヲ與フルニ不適當ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三條　醬油製造場ハ數地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第四條　醬油製造人ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面竝醬油製造用容器ノ目錄ヲ調製シ事業著手前ニ稅務署長ニ提出スヘシ

前項ノ容器ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ之ヲ申告スヘシ醬油製造人ノ居所、氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第五條　醬油製造人ヨリ前條第一項ノ目錄ヲ提出シ又ハ容器ニ關シ同條第二項ノ申告ヲ爲シタルトキハ稅務署長ハ其ノ容器ノ檢定ヲ爲スヘシ其ノ檢定後ニ非サレハ醬油製造人ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

稅務署長容器ノ檢定ヲ爲シタルトキハ之ニ番號其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スヘシ

第六條　醬油製造人ハ毎年見込仕込石數、見込査定石數製造方法ヲ記シ前年十二月中ニ稅務署長ニ申告スヘシ但シ前年ノ製造方法ニ依ルモノハ其ノ旨ヲ申告シ別ニ製造方法ヲ記載スルコトヲ要セス

新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業著手前ニ前項ノ申告ヲ爲スヘシ

前二項ニ依リ申告シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ之ヲ申告スヘシ

第七條　醬油製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨ヲ所轄稅務署長ニ申告スヘシ

相續ノ場合ヲ除クノ外醬油製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一條ニ依リ醬油製造ノ免許申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ前製造人ハ醬油稅則第一條ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第七條ノ二　醬油製造人其ノ製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ所轄稅務署長ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ（同上追加）

第七條ノ三　醬油製造人其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署長ニ提出スヘシ

第八條　醬油ノ造石稅ハ其ノ製造場所在ノ地ニ於テ之ヲ徵收ス

第九條　醬油ノ造石數ハ容器ノ容量ニ依リ一容器毎ニ其ノ現在スル醬油ヲ總量

ニ就キ之ヲ査定スヘシ

前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ製造又ハ證憑物件ニ付之ヲ査定スヘシ

第十條　醬油ヲ醬油製造ノ原料ニ供セムトスルトキハ醬油ハ製成前溜ハ製成ノ際其ノ石數ノ檢定ヲ受クヘシ

前項ニ依リ檢定ヲ受ケタル醬油ヲ製造場外ニ移サムトスルトキハ稅務署長ニ申告スヘシ

第十一條　前條一項ニ依リ檢定ヲ受ケタル醬油ヲ賣渡、貸渡、讓渡又ハ自用シ若ハ前條第二項ノ申告ヲ爲サスシテ其ノ製造場外ニ移シタルトキハ檢定石數ニ依リ其ノ造石數ヲ査定スヘシ

第十二條　左ニ揭ケル場合ニ於テ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ醬油製造人ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

一　自己ノ所有ト否トヲ問ハス容器ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ

二　原料用醬油ヲ使用セムルトキ

三　諸味又ハ原料用醬油ノ容器ヲ變換セムトスルトキ

四　前各號ノ外收稅官吏カ指定シタル事項ヲ爲サムトスルトキ

第十三條　造石數査定未濟ノ醬油漏溢其ノ他ノ事故ニ依リ減量又ハ廢棄ニ屬シタルトキハ直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第十四條　醬油稅則第十一條ニ依リ造石稅ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事實ノ生シタルトキ直ニ稅務署長ニ申請スヘシ

第十五條　前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ稅務署長ハ其ノ事實ヲ調査シ其ノ廢棄ヲ認ムルトキハ稅金ノ免除處分ヲ爲スヘシ

第十六條　外國ニ輸出シタル醬油ノ造石稅下戻ヲ請求セムトスル者ハ輸出港稅關ノ檢査濟證明書竝輸入港稅關ノ陸揚免狀若ハ其ノ他ノ證憑書類ヲ當初ノ輸出港稅關ニ提出スヘシ

第十七條　醬油ヲ製成シタル後其ノ諸味造石數ノ算出ヲ要スルトキハ所轄稅務署管內ニ於ケル前年中ノ製成醬油一石ニ對スル諸味石數ノ平均歩合ニ依ル但シ輸出醬油ノ造石稅下戻ノ場合ニ於テハ全國ニ於ケル前年中ノ製成醬油一石ニ對スル諸味石數ノ平均歩合ニ依ル

第十八條　醬油ハ其ノ製成シタル溜造石數査定ノ時之ヲ檢査スヘシ

第十九條　醬油製造人ハ毎年一月三十一日限リ前年中ニ製成シタル醬油石數及其ノ諸味石數ヲ稅務署長ニ申告スヘシ

◉自家用醬油稅法施行規則（勅令第六十七號　三十三年三月）

第一條　自家用醬油製造法第一條ニ依リ自家用トシテ醬油ノ製造免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ居所、氏名、自家用醬油稅法第三條ノ種別及製造方法ヲ記シ稅務署長ニ申請スヘシ

第二條　自家用醬油稅法第三條ノ種別ヲ變更セムトスルトキハ前年中ニ變更ノ申請書ヲ稅務署長ニ差出スヘシ

第三條　自家用醬油製造者其ノ居所氏名又ハ製造方法ヲ變更シタルトキハ直ニ申告スヘシ

第四條　自家用醬油稅法ニ依リ免許ヲ受ケタル者同法第十一條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ旨直ニ稅務署長ニ申告スヘシ

第五條　自家用醬油ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨稅務署長ニ申請スヘシ

自家用醬油製造者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ相續人又ハ財產管理人ヨリ其ノ旨稅務署長ニ申告スヘシ

＊　＊　＊　＊　＊

＊　＊　＊　＊　＊

諸稅法の摘要

◉酒造稅法摘要

酒造稅

第一種　酒精分二十度以下ノ清酒、濁酒、白酒及酒精分三十度以下ノ味醂、燒酎　一石ニ付金二十圓

第二種　酒精分三十五度以下ノ燒酎　一石ニ付金二十五圓

第三種　酒精分四十度以下ノ燒酎　一石ニ付金三十圓

第四種　酒精分四十五度以下ノ燒酎　一石ニ付金三十五圓

第五種　酒精分二十度ヲ超ユル清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度ヲ超ユル味醂及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎　一石ニ付酒精分一度毎ニ金一圓

沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル分ハ當分右三分ノ一トス但シ帝國內他ノ地方ニ移出スルコトヲ得ス

酒精及酒精含有飲料稅

一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金一圓

但一石ニ付廿一圓ヲ下ルコトヲ得ス

參酒稅

一石ニ付　金十圓

沖繩縣酒類出港稅

酒造稅ノ　三分ノ二

◉醬油稅法摘要

造石稅

醬油（諸味）　一石ニ付金一圓七十五錢

溜（製成）　一石ニ付金一圓六十五錢

自家用醬油稅

第一種　製造見積高　一石未滿金五十錢

第二種　同　二石未滿金一圓

第三種　同　三石未滿金二圓

第四種　同　四石未滿金三圓

第五種　同　五石以下金四圓

◉相續稅法摘要

課稅物件

本則

被相續人本法施行地ニ住所ヲ有スル時　一、本法施行地ニ在ル動產及不動產

二、本法施行地ニ在ル不動產ノ上ニ存スル權利

三、其他ノ財產權

被相續人本法施行地ニ住所ヲ有セザル時　一、本法施行地ニ在ル動產及不動產

二、本法施行地ニ在ル不動產ノ上ニ存スル權利

左ニ揭ゲル場合ニ於テ本法施行地ニ在ル不動產及船舶以外ノ財產ニ付爲メ又ハ推定家督相續人又ハ遺產相續人ノ開始ノ時ヨリ同親シ相續稅ヲ課セラルル

特則

一、被相續人ガ推定家督相續人又ハ遺產相續人ニ贈與ヲ爲シタルトキ

二、分家ヲ爲スニ際シ若ハ分家ヲ爲シタル後本家ノ戶主又ハ家族ガ分家ノ戶主又ハ家族ニ贈與ヲ爲シタル時

船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

相續開始前一年內ニ本法施行地內ヨリ施行地外ニ轉ジタル者ノ住所又ハ船籍ハ本法施行地內ニ在ルモノト看做サル

（注意）相續ノ開始地ガ帝國內ニ在ルト否トヲ又被相續人若ハ相續人ガ帝國國民タルト否トハ本法ノ適用上何等ノ差異アラサルモノトス

課稅價額ガ家督相續ニ在リテハ二千圓、遺產相續ニ在リテハ五百圓ニ滿タザルトキ但相續稅法第三條ノ二ノ規定ニ依ル金額ヲ控除シタル爲メ二千圓ニ滿タザルニ至リタルトキハ此限ニ在ラズ

一、永代借地權

軍人軍屬ノ戰地ニ於テ又ハ戰爭ノ爲受ケタル傷疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相續ノ開始シタル時但傷痍者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ發病後一年ヲ經過シ死亡シタル時ハ此限ニ在ラズ

相續稅ヲ課セラレタル後更ニ相續ノ開始シタル時其開始ノ五年以內ナル時ハ前ノ相續稅ノ半額ニ相當スル相續額ヲ免除ジ七年以內ナル時ハ前ノ相續稅ノ半額ニ相當スル相續額ヲ免除セラル

免稅

三、

四、

課稅價額ハ稅務署之ヲ決定ジ之ヲ相續人、遺言執行者又ハ相續財產管理人ニ通知ス

決定

此決定ニ異議アル者ハ再審査ヲ求ムルコトヲ得

再審査ノ決定ニ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ起スコトヲ得

相續財產ノ評定標準

一、財產

（一）較

相續開始ノ際本法施行地ニ在ル相續財產ノ價格ニ相續開始前一年內ニ被相續人ガ本法施行地ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價格ヲ加ヘタルモノノ中ヨリ

被相續人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スル時ハ

甲　公課

乙　被相續人ノ葬式費用

丙　債務

ヲ除キタルモノヲ以テ課稅價額トシ

被相續人本法施行地ニ住所ヲ有セザル時ハ

甲　其財產ニ係ル公課

乙　其財產ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權又ハ抵當權ヲ以テ擔保セラルル債務

丙　其財產ニ係ル贈與ノ義務

ヲ除キタルモノヲ以テ課稅價額トス

（注意）家督相續ノ場合ニ於テハ右記スル所ニ依リ算出シタル課稅價額三千圓以下ナルトキハ千圓ヲ、又五千圓以下ナルトキハ五百圓ヲ控除セラレ公共團體又ハ慈善其他ノ公益事業ニ對シ爲シタル贈與及遺贈ハ課稅價格ニ算入セラレザルモノトス

（二）船舶

製造費中ヨリ製造後ノ年數ニ應ジ一年ニ付其二十五分ノ一宛ヲ控除シタルモノヲ以テ其價額トス但シ製造後二十年ヲ經過シタルモノハ製造費ノ五分ノ一ヲ以テ其價額トシ一年ニ滿タザル端數ハ之ヲ一年トシテ計算ス

（三）永小作權

地上權

殘期十年以下ノモノ　其土地貸貸價格ノ二倍

殘期三十年以下ノモノ　同　三倍

殘期五十年以下ノモノ及存續期間ノ定メナキモノ　同　五倍

殘期百年以下ノモノ　同　七倍

殘期百年ヨリ長キモノ　同　十二倍

永小作權

殘期十年以下ノモノ　其土地貸貸價格ノ二倍

殘期三十年以下ノモノ及存續期間ノ定メナキモノ　同　三倍

殘期五十年以下ノモノ　同　五倍

二、債務

（一）有期

殘存期間ニ於ケル總金額ヲ以テ其價格トス但一年ノ定期金ノ二十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

（二）無期

一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ其價格トス

（三）終身

目的トセラレタル人ノ年齡ニ依リ左ノ期間ニ於ケル定期金ノ總額ヲ以テ其價格トス

課稅價格	稅率
五千圓以下ノ金額……千分ノ五	千分ノ六
五千圓ヲ超ユル金額一萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ六	千分ノ七
一萬圓ヲ超ユル金額二萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ七	千分ノ八
二萬圓ヲ超ユル金額三萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ八	千分ノ十
三萬圓ヲ超ユル金額四萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ十	千分ノ十二
四萬圓ヲ超ユル金額五萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ十二	千分ノ十四
五萬圓ヲ超ユル金額七萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ十四	千分ノ十七
七萬圓ヲ超ユル金額十萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ十七	千分ノ二十
十萬圓ヲ超ユル金額二十萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ二十	千分ノ二十五
二十萬圓ヲ超ユル金額（百萬圓ニ至ラズ）……千分ノ二十五	千分ノ三十
百萬圓ヲ超ユル金額……千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十五
千圓以下ノ金額……千分ノ十	千分ノ十二
千圓ヲ超ユル金額……千分ノ十	千分ノ十四
五千圓ヲ超ユル金額……千分ノ十	千分ノ二十

家督相續

相續人ガ被相續人ノ家族ノ直系卑屬ナルトキ	相續人ガ民法第九百八十五條ノ指定ニ依リ又ハ同法第九百八十六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ニ該當スルトキ	相續人ガ被相續人ノ直系尊屬又ハ配偶者ナルトキ	相續人ガ其他ノ者ナルトキ
千分ノ六	千分ノ八	千分ノ十七	千分ノ二十五
千分ノ七	千分ノ十	千分ノ二十	千分ノ三十
千分ノ八	千分ノ十二	千分ノ二十四	千分ノ三十五
千分ノ十	千分ノ十四	千分ノ二十七	千分ノ四十
千分ノ十二	千分ノ十七	千分ノ三十	千分ノ四十五
千分ノ十四	千分ノ二十	千分ノ三十五	千分ノ五十
千分ノ十七	千分ノ二十五	千分ノ四十	千分ノ六十
千分ノ二十	千分ノ三十	千分ノ四十五	千分ノ七十
千分ノ二十五	千分ノ三十五	千分ノ五十	千分ノ八十
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

年齡	定期金
二十歲未滿	十年
三十歲未滿	八年
四十歲未滿	六年
五十歲未滿	四年
六十歲未滿	二年
六十歲以上	一年

遺産相續	一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七
	二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十
	三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五
	四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十
	五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五
	七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十
	十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十五
	十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十
	二十萬圓ヲ超ユル金額ハ其十萬圓毎ニ（百萬圓ニ至テ止ム）	千分ノ五ヲ加フ
書類提出	一 相續人ハ相續開始ヲ知リタル日ヨリ、遺言執行者又ハ相續財產管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月以內ニ相續財產目錄及相續財產ノ價額中ヨリ控除セラルベキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スベキモノトス	千分ノ三十
	二 相續人確定シタル時ハ前記書類ヲ提出スルト同時ニ又ハ確定ノ日ヨリ一箇月以內ニ相續人ノ相續關係ヲ記シタル書面ヲ政府ニ提出スベキモノトス	千分ノ二十
	（注意）前記書類ノ提出ヲ怠ルトキハ政府ニ於テ課稅標準ヲ決定シ費用其他ノ負擔ヲ課セラルルコトアリ	
届出	相續人ハ相續開始ヲ知リタル日ヨリ、遺言執行者又ハ相續財產管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月（此等ノ者ガ帝國內ニ住所ヲ有セザルトキハ六箇月以內）ニ稅務署ニ相續開始ノ届出ヲ爲シ同時ニ財產目錄ヲ提出スルヲ要ス	
課稅	一 外國ノ法律ニ依リ開始シタル相續ニ關シテハ財產相續ニ關スル稅率ヲ準用ス但相續人二人以上アル場合ニ於テ其適用スベキ稅率異ナルトキハ其最モ低キ稅率ヲ適用ス	
	二 相續人ノ廢除若ハ其取消ニ關スル裁判ノ確定前又ハ相續ノ承認若ハ拋棄前ト雖モ政府ハ必要ニ依リ其推定家督相續人又ハ推定遺產相續人ニ對スル稅率ヲ適用シ相續稅ヲ課スルコトヲ得	
	三 相續人アルコト分明ナラザルトキハ稅率ノ最高キ相續人ニ對スル稅率ヲ適用シテ相續稅ヲ課ス	

（注意）右二及三ノ場合ニ於テ課稅後相續人確定シタルトキハ稅率ノ適用ヲ改訂シ稅金ノ差額ヲ追徵シ又ハ還付ス

納稅

原則 相續稅ハ一時ニ之ヲ納付スベキモノトス

延期 稅金額百圓以上ナル時ハ相當擔保ヲ提供シ五年以內ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得○年賦延納ヲ求メントスル者ハ課稅價額決定ノ通知ヲ受ケタル後二十日以內ニ出願スルヲ要ス

（注意）一 相續人、遺言執行者又ハ相續財產管理人ハ相續稅ヲ納付シ又ハ其延納ノ許可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ遺贈ノ辨濟ヲ爲スコトヲ得ズ

二 又相續財產ヲ以テ相續稅ヲ完納スルコト能ハザルトキハ相續開始前一年內ニ被相續人ヨリ本法施行地ニ有ル財產ノ贈與ヲ受ケタル者ハ其限度ニ於テ不足額ヲ納付スベキモノトス

制裁

相續稅法第十一條ニ依リ提出シタル書類ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ相續稅逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル者ハ其逋脫シ又ハ逋脫セムトシタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者ハ其ノ稅金ヲ徵收シ其罪ヲ問ハズ

價格決定

決定 課稅價額ハ政府之ヲ決定シテ之ヲ相續人、遺言執行者又ハ相續財產管理人ニ通知ス

異議 此決定ニ對シ異議アル者ハ再審査ヲ求ムルコトヲ得

不服 再審査ノ決定ニ對シテ不服アルモノハ訴願又ハ行政訴訟ヲ起スコトヲ得

◉所得稅法摘要

納稅義務

所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一箇年以上居所ヲ有スルモノハ皆所得稅ヲ納ムルノ義務アリ

同依ル納稅義務者 第一條ニ依ル納稅義務者ノ外、所得稅法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有シ若ハ公債、社債ノ利子ノ支拂ヲ受ケル時ハ其所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムルノ義務ヲ負フ

第一種 法人ノ所得

甲 合名會社、合資會社ノ所得

稅率

五千圓以下 千分ノ四十 五千圓以上 千分ノ五十

一萬圓以上 千分ノ六十 一萬五千圓以上 千分ノ七十

二萬圓以上 千分ノ八十 三萬圓以上 千分ノ九十

五萬圓以上 千分ノ百 七萬圓以上 千分ノ百十

十萬圓以上 千分ノ百二十 二十萬圓以上 千分ノ百三十

乙 株式會社、株式合資會社、其他ノ法人 千分ノ六十二、五

（注意）株式會社、株式合資會社ニシテ株主又ハ株主及社員ノ數二十人以下ヲ以テ組織シタルトキハ其所得ニ對シテ第一種甲ノ稅率ヲ適用ス其株主又ハ社員ノ數ハ事業年度末日ノ現在ニ依ル

第二種 所得稅法施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子 千分ノ二十

第三種 前二種ニ屬セザル所得

千圓以下 千分ノ二十五 千圓以上 千分ノ三十五

二千圓以上 千分ノ四十五 三千圓以上 千分ノ五十五

五千圓以上 千分ノ七十 七千圓以上 千分ノ八十五

一萬圓以上 千分ノ百 一萬二千圓以上 千分ノ百二十

二萬圓以上 千分ノ百四十 三萬圓以上 千分ノ百六十

五萬圓以上 千分ノ百八十 七萬圓以上 千分ノ二百

十萬圓以上 千分ノ二百二十

（注意）第三種ノ稅率ヲ適用スベキ場合ニ於テ戶主及其同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其總額ニ對シ適用シテ算出シタル金額ヲ戶主及其同居家族ノ所得ニ按分シテ各其稅額ヲ定ム戶主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

免除

一、軍人從軍中ニ係ル俸給手當 二、扶助料及傷痍疾病者ノ恩給及退隱料 三、旅費學資金及法定扶養料 四、營利事業ニ屬セザル一時ノ所得 五、外國又ハ所得稅法ノ施行ナキ地ニ有スル資產營業又ハ職業ニ依ル所得 六、所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金及剩賦賞與金 七、乘馬ヲ有スル義務アル軍人ガ政府ヨリ受クル馬匹繫畜料及馬匹保續料 八、府縣郡市町村其他ノ公共團體神社寺院祠宇佛堂及民法三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ノ所得 九、四百圓ニ滿タザル第三種ノ所得、但シ所得稅法第三條第六項ニ依リ合算額四百圓ニ滿タサルトキ又ハ同法第四條ノ五ノ規定ニ依ル金額ヲ控除シタル爲メ四百圓ニ滿タサルニ至リタルモノナルトキハ此ノ限ニアラズ

免稅

勅令ヲ以テ指定セラレタル重要物產ノ製造業ヲ營ムモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其翌年ヨリ三年間業務ヨリ生ズル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

申告

納稅義務アル法人ハ命令ヲ以テ定ムル期間內ニ各事業年度ニ於ケル財產目錄、貸借對照表、損益計算書及所得算出第一種ニ依リ計算シタル所得ノ明細書ヲ添付シ稅務署ニ提出スベシ但所得稅法第二條ニ該當スル法人ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シ所得ノ明細書ヲ添付シ稅務署ニ提出スル義務アリ

一 第三種ノ所得ニ付納稅義務アルモノハ每年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シテ稅務署ニ申告スベキモノトス又第三種ノ所得ニ關スル俸給給料手當歲費年金恩給又ハ損隱料ノ支拂ヲ爲スモノハ其支拂ヲ受ケルモノ氏名住所及金額ヲ記載シタル調書ヲ稅務署ニ提出スル義務アリ

二 第三種ノ稅率ヲ適用スベキ場合ニ於テ戶主及其同居家族ノ所得ニ係ル所得稅ハ本人住所ノ地ヲ納稅地トシ住所ナキ時ハ居所地ヲ納稅地トス但住所地以外ニアル納稅者ハ居所地ニ於テ納稅スルコトヲ得○所得稅法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサル者納稅地ヲ定メサル時ハ稅務署之ヲ指定ス○納稅義務者納稅地ニ現住セザル時ハ納稅管理人ヲ定メテ申告スルヲ要ス

納地

第一種ノ所得ニハ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依リ其他ノ法人ニ在リテハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金ヲ控除シタル金額ニ依リ住所得稅法施行地ニ於テ住所又ハ居所ヲ有セザルモノ資產營業又ハ職業ヲ有シ若ハ利益ノ利子ノ支拂ヲ受クルニ因リ納稅ノ義務アル法人（即チ所得稅法第二條ニ該當スル者）ノ所得稅ハ其地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生ズルモノニ限ル此ノ

第一種

場合ニ於テ總益金中、所得稅法ニ依リテ課稅セラレタル法人ヨリ受ケタル配當金及所得稅法施行地ニ於テ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付亦同ジ

所得算出

第二種　第二種ノ所得ハ其支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第三種　第三種ノ所得ハ左記各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算出ス

一　俸給給料手當歲費年金恩給退隱料營業ニ非ザル貸金預金ノ利子及第二種所得ニ屬セザル公債社債ノ利子ハ其收入豫算年額

二　田又ハ畑ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但前三年以來引續キ自作セズ又ハ小作ニ付セザル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出セル收入豫算年額

三　山林伐採ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四　外國又ハ所得稅法ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受クル配當金ハ前年ノ收入金額

五　其他ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

（注意）

一　第三種ノ所得中俸給給料手當歲費ニ付テハ其收入豫算年額ヨリ其十分ノ一ヲ控除シタルモノヲ以テ所得トス

二　第三種ノ所得ニ付テ其算出金額五百圓以下ナルトキハ百五十圓ヲ七百圓以下ナルトキハ百圓ヲ千圓以下ナルトキハ五十圓ヲ其ノ所得稅金額ヨリ控除シタルモノヲ以テ所得トス

決定　所得金額ハ稅務署之ヲ決定シ納稅義務者ニ通知ス但不服アル者ハ再審査ヲ求メ訴願ヲ爲シ行政訴訟ヲ起ス等抗議ノ途アリ

第一種ノ所得ハ各事業年度每ニ所得稅ヲ徵收ス

第二種ノ所得ハ其金額支拂ノ際支拂者其所得稅ヲ徵收シ其都度之ヲ政府ニ納ム

納期　第三種ノ所得ハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ徵收セラル

第一期該年九月一日ヨリ三十日限第二期該年十一月一日ヨリ十五日限

第三期翌年一月一日ヨリ十五日限第四期翌年三月一日ヨリ十五日限

制裁　所得金額ヲ隱蔽シテ逋脫スル時ハ其逋脫高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處セラル但自首スル者ハ其稅金ヲ追徵スルニ止メテ其罪ヲ問ハズ

◉營業稅法摘要

物品販賣業

賣上金額　卸賣　甲　萬分ノ八　乙　萬分ノ十一

小賣　甲　萬分ノ二十　乙　萬分ノ三十

建物貸貸價格　千分ノ七十

從業者　一人每ニ金二圓

（注意）

一　物品販賣業トハ一定ノ店舖其他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

二　左ニ揭グル諸業ハ之ニ該當セザルモ仍ホ物品販賣業ト見做サル

甲　一定ノ製造場ナク職工ヲ使役スルコトナク原料ヲ供給シ工錢ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セシメテ販賣スル者

乙　一定ノ製造場ヲ設ケズ物品ヲ製造シ販賣スル者

丙　牧場ニ非ザル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ家畜又ハ家禽ヲ飼養シ之ヲ賣リ又ハ鷄卵牛乳等其產物ヲ販賣スル者

丁　魚介類ヲ養殖シテ之ヲ販賣スル者

戊　動植物其他普通ニ物品ト稱セザルモノヲ販賣スル者

三　製造業ヲ營ムニ依リ營業稅ヲ課セラルル者其製造場區域內ニ於テ製造品ヲ販賣シ及別ニ營業場ヲ設ケ其製造品ノ卸賣業ヲ爲スモ物品販賣業ト見做サレザルモノトス

（甲）政府ヨリ發行スル印紙切手類ノ賣捌、（乙）自己

四　ノ採掘又ハ採取シタル鑛物ノ販賣、（丙）度量衡ノ製作、修覆、販賣、（丁）其他一箇年ノ賣上金額二千圓未滿ノ者ハ課稅ヲ免カル

五　物品販賣業中、米、麥、豆、石油、肥料、鹽、煙草、薪炭ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣小賣共ニ甲ノ稅率ヲ適用シ繭、白絹絲、白絹布、棉花、綿、白綿絲、白麻絲、白麻布、紙、麥稈眞田、麻眞田經木眞田、花莚、砂糖、麥粉、燒寸、銅鋼鐵地ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣ニ在リテハ甲、小賣ニ在リテハ乙ノ稅率ヲ適用シ其他ノ物品ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸小賣共乙ノ稅率ヲ適用ス

金錢貸付業

物品貸付業

運轉資本金額　千分ノ六

建物貸貸價格　千分ノ七十

從業者　一人每ニ金二圓

（注意）

一　金錢物品貸付業ハ一定ノ店舖其他ノ營業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ爲スモノ亦同ジ

二　運轉資本金額千圓未滿ノ者ハ課稅ヲ免カル

製造業

印刷業

出版業

寫眞業

資本金額　千分ノ三

建物貸貸價格　千分ノ七十

從業者　一人每ニ金二圓

從業者ノ內職工勞役者　一人每ニ金五十錢

（注意）

一　製造業トハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使用シテ物品ヲ製造シ又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ瓦斯電氣ノ給供ヲ爲ス者及ビ物品ノ修理ヲ爲シ又ハ穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物ヲ爲ス者ハ製造業ト見做サル資本金額千圓未滿ノ者又ハ職工勞役者ヲ通ジテ三人以上ヲ使用セサル製造業者ハ課稅ヲ免カル

二　職工雇人ヲ通ジテ三人以上ヲ使用セザル印刷業、寫眞業及出版業者ハ課稅ヲ免カル出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノ亦同ジ

資本金額　千分四、五

銀行業

保險業

建物貸貸價格　千分ノ七十

從業者　一人每ニ金二圓

運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業

資本金額　千分ノ五

從業者　一人每ニ金二圓

從業者中職工勞役者　一人每ニ金五十錢

（注意）從業者三人以上ヲ使用セザル運送業ハ課稅ヲ免カル

倉庫業

建物貸貸價格　千分ノ八十

從業者　一人每ニ金二圓

從業者中職工勞役者　一人每ニ金五十錢

鐵道業

收入金額　千分ノ二十

從業者　一人每ニ金二圓

從業者中職工勞役者　一人每ニ金五十錢

請負業

請負金額　千分ノ四

從業者　一人每ニ金二圓

從業者中職工勞役者　一人每ニ金五十錢

（注意）請負金額一箇年二千圓未滿ノ者ハ課稅ヲ免カル

席貸業

建物貸貸價格　千分ノ百十五

從業者　一人每ニ金二圓

（注意）建物貸貸價格百圓未滿ノ席貸業ハ課業ヲ免ル

料理店業

建物貸貸價格　千分ノ百二十

從業者　一人每ニ金二圓

（注意）從業者四人以上ニ至ラザル料理店業ハ課稅ヲ免ル

旅人宿業

建物貸貸價格　千分ノ七十五

從業者　一人每ニ金二圓

（注意）木貸宿及從業者四人以上ニ至ラザルモノハ課業ヲ免カル

周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業

報償金額　千分ノ三十

從業者　一人每ニ金二圓

（注意）一箇年ノ報償金額二百圓ニ至ラザル周旋業乃至信託業ハ課稅ヲ免カル

一　同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ格別ニ營業稅ヲ課セラル但課稅標準ト爲ルベキモノヲ共通シテ使用スルトキハ其一ニ就テ計算シ其稅率異ナル時ハ重キニ從フ

（備考）

二 物品販賣業、請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ各店舗其他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス

三 前項以外ノ營業ニシテ店舗其他ノ營業場數箇所アルトキハ其資本ヲ區分シタルモノハ格別ニ營業稅ヲ課シ區分セザルモノハ合算シテ之ヲ課ス但内國ト外國トニ渉リ店舗其他ノ營業場數箇所アルトキハ資本ヲ區分セザルモノハ内國ニ於ケル課稅標準ヲ見積リ、主タル店舗其他營業場内國ニ在ルトキハ合算シ内國ニ在ラザルトキハ各別ニ之ヲ課セラル

届出

一、納稅義務アル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ營業名及課稅標準ヲ詳記シ稅務署ニ届出ヅルヲ要ス開業後免除年間ノ營業者モ亦同ジ○新規開業シタル者ハ其際届出ヲ爲スヲ要ス

二、納稅義務アル營業者廢業シタルトキハ其際稅務署ニ届出ヅルヲ要ス

減稅ノ申立

營業者ハ課稅ノ標準タル資本金額、運轉資本金額、賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額又ハ建物賃貸價格ノ半額未滿ニ減ジタル時及課稅ノ標準タル從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年中各月ニ於ケル最多數平均人員二分ノ一未滿ニ減ジタル時ハ其由ヲ政府ニ申立ツルコトヲ得此申立アリタルトキハ政府ハ營業者ノ狀況ニ照シ減稅ノ必要アリト認メタルトキハ徵稅ノ猶豫ヲ與フルコトヲ得而シテ課稅標準ヲ査嚴シ課稅ノ標準タル賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額ハ前々年中ノ運轉資本金額、資本金額、建物賃貸價額ハ前々年中ノ平均額ノ半額又ハ從業者人員ノ二分ノ一ニ達セザルノ事實アリシ時ハ稅額減少ノ許可ヲ與フルコトヲ得但此場合ニ於テハ稅課標準ノ課稅最低限以下ニ減少スルモ仍其割合ヲ以テ稅金ヲ徵收ス

納稅

納期

營業稅ハ年額ヲ二分シ第一期ハ其年六月一日ヨリ三十日限二期ハ其年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但廢業スルトキハ未納ノ稅金ハ即納トス

一 新ニ開業スルモノハ其翌年ヨリ營業稅ヲ徵收ス

新ニ銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、鐵道業ヲ開始スル

徵稅

二 モノニ在テハ開業ノ翌年ヨリ尙三年間營業稅ヲ徵收セズ○同一ノ場所ニ在テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スルモノハ其月ヨリ營業稅ヲ徵收ス

三 營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムベキ事實アルトキハ納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅ヲ徵收ス

四 營業者廢業スルトキハ其廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス

檢査

營業稅ヲ納ムル者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、廻送、從業者ノ人員及營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲メ帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事柄ヲ記載スルコトヲ要ス○收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢査シ營業者ニ質問スルコトヲ得

制裁

納稅義務者、課稅標準ノ申告ヲ爲サズ若クハ虛僞ノ届出ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ帳簿ノ記載ヲ怠リ若クハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處セラル○營業稅ヲ逋脫シタルモノハ逋稅金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處セラル但自首スル者ハ逋脫金ヲ追徵スルニ止メ其罪ヲ問ハズ○營業稅法ノ違犯者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十八條第二項、第六十三條、第六十六條ノ例ヲ用ヰス

◉登錄稅法摘要

一 法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得　不動產價格　千分ノ五

二 第一號以外ノ家督相續又ハ遺產相續ニ因ル所有權ノ取得　不動產價格　千分ノ五

三 遺言贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得　不動產價格　千分ノ六十

但神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ニ依ル社團又ハ財團法人ガ寄附行爲ニ因ル所有權ノ取得　不動產價格　千分ノ三十

四 第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得　不動產價格　千分ノ三十五

五 從來保有セル所有權ノ保存　不動產價格　千分ノ五

六 共有物ノ分割　分割ニ因リテ受クル不動產ノ價格　千分ノ五

七 永代地上權ノ取得　不動產價格　千分ノ二十五

八 地上權、永小作權ノ取得

不動產ニ關スル登記ヲ受クルトキ其壹（通則）

存續期間十年未滿　不動產價格　千分ノ二

存續期間二十年未滿　不動產價格　千分ノ三

存續期間三十年未滿　不動產價格　千分ノ四

存續期間三十年以上　不動產價格　千分ノ五

存續期間ノ定メナキモノ　不動產價格　千分ノ一

但權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登錄稅ヲ計算ス

九 賃借權ノ取得

存續期間十年未滿　不動產價格　千分ノ一

存續期間十年以上　不動產價格　千分ノ二

存續期間ノ定メナキモノ　不動產價格　千分ノ一

但シ權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其殘期ヲ存續期間ト看做シ登錄稅ヲ計算ス

十 地役權ノ取得　要役地價格　千分ノ一

十一 華族世襲財產ノ創設　不動產價格　千分ノ二十五

十二 先取權ノ保存又ハ取得　債權金額又ハ不動產工事費用豫算金額　千分ノ六

但シ債權金額ナキトキ又ハ先取特權ノ目的タルモノノ價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ先取特權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

十二 質權　抵當權ノ取得又ハ債券金額　千分ノ六

但シ債權金額ナキトキ又ハ質權抵當權ノ目的タルモノノ價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ質權抵當權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

十四 競賣、强制管理ノ申立　債權金額　千分ノ六

但シ競賣若ハ强制管理ニ付スベキモノノ價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

十五 假差押、假處分　債權金額　千分ノ四

但シ假差押、假處分ニ付スベキモノノ價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

十六 抵當アル債權ノ差押　債權金額　千分ノ六

但シ差押ニ付スベキモノノ價格ガ債權金額ヨリ寡キトキハ其物ノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

十七 相續財產ノ分離　不動產價格　千分ノ六

所有權ニ付テハ所有權以外ノ權利ニ付テハ　不動產價格　千分ノ一

十八 請求又ハ申立ニ因リ抹消セラレタル登記ノ回復　不動產每一箇　金二十錢

十九 假登記　不動產每一箇金二十錢

二十 附記登記　不動產每一箇金十錢

但シ一件ニ付稅金額三十錢ヲ超ユルトキハ三十錢トス

廿一 登記ノ更正、變更又ハ抹消　不動產每一箇金十錢

但シ一件ニ付稅金額金三十錢ヲ超ユルトキハ三十錢トス

不動產ニ關スル登記ヲ受クルトキ其貳（特則）

一 府縣郡市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府縣郡市町村ノ權利ノ取得又ハ其府縣市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存　不動產又ハ船舶ノ價格　千分ノ一

二 市町村ノ一部ニ屬スル財產ヲ無償名義ニヨリ其市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ市町村ニ其權利ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存　不動產又ハ船舶ノ價格　千分ノ一

三 法人ノ合併ニ因ル法人ノ權利ノ取得　不動產又ハ船舶ノ價格　千分ノ五

（注意）前記各號ノ場合ニ於テ稅額金十錢未滿ナルトキハ十錢トス其他ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ前記各號ニ依ル稅額ヨリ少ナキトキハ其稅額ニ因ル

工場財團登記簿登錄

一 抵當權ノ取得　債權金額　千分ノ一

二 强制競賣、强制管理ノ申立　債權金額　千分ノ一

三 假差押、假處分　債權金額　千分ノ一

四 登記ノ更正、變更又ハ抹消　每一件　金二圓

一 新規登錄　地價　千分ノ二十

土地臺帳ニ登記スルキト			商事會社其他營利ヲ目的		
二	地價ノ設定	地價 千分ノ十	一	合名會社、合資會社設立	財產ヲ目的トスル出資ノ價格 千分ノ四
三	地價ノ修正	地價 千分ノ十	二	合名會社、合資會社出資增加	財產ヲ目的トスル增出資ノ價格 千分ノ四
四	開墾	地價 千分ノ十	三	株式會社設立	拂込株金額 千分ノ五
五	開墾鍬下年期付與	地價 千分ノ十	四	株式會社資本增加	增資拂込株金額 千分ノ五
六	地價據置年期付與	地價 千分ノ十	五	株式會社第二回以後株金拂込	每回拂込株金額 千分ノ五
七	新開免租年期延長	地價 千分ノ十	六	株式合資會社設立	拂込株金及財產ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格 千分ノ五
八	鍬下年期地價據置年期ノ延長	地價 千分ノ十	七	株式合資會社資本增加	增資拂込株金額及財產ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格 千分ノ五
九	低價年期ノ付與	地價 千分ノ一	八	株式合資會社第二回以後株金拂込	每回拂込株金額 千分ノ五
十	地租條例第廿二條ノ地價修正	地價 千分ノ一	九	合併又ハ組織變更	拂込株金額、財產ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格 千分ノ二
十一	地價ノ復舊 地價未設定ノ土地ハ近傍類地地價ノ比準ニ依ル	地價 千分ノ一	十	合併ニ因ル會社設立	增資拂込株金額、財產ヲ目的トスル株金以外ノ價格 千分ノ二
十一ノ二	第二回以後社債拂込	每回拂込金額 千分ノ二	十一	社債	拂込金額 千分ノ二
十二	支店設置	每一箇所 金十五圓			
十三	本店、支店ノ移轉	每一件 金七圓			
十四	支配人選任、代理權消滅	每一件 金七圓			
十五	登記事項ノ變更、消滅、廢止 但シ商法施行法ニ依リ新ニ登記スベキ事項ノ登記ハ登記事項ノ變更ト看做ス	每一件 金七圓			
十六	登記ノ更正、抹消	每一件 金七圓			
十六ノニ	合名會社合資會社設立ノ抹消	每一件 金五圓			
十七	解散	每一件 金五圓			
十八	清算人ノ選任、解任、變更	每一件 金一圓五十錢			
十九	清算ノ結了 右第一第三第六第九ノ場合ハ稅金額十圓未滿ナル時ハ十圓トシ又支店所在地ニ於テ前各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金一圓五十錢トス	每一件 金一圓五十錢			

トルル法人ノ登錄			財團法人又ハ營利ヲ目的トセザル社團法人ノ登錄			商號其他ノ		
一	法人ノ設立、法人設立後ノ事務所設置、事務所ノ移轉	每一件 金一圓五十錢	一	商號ノ新設、取得	每一件 金七圓四			
二	登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止、登記ノ更正又ハ抹消解散、清算人ノ選任、解任又ハ變更、清算ノ結了	每一件 金七十錢	二	支配人ノ選任、代理權消滅	每一件 金七圓四			
	（注意） 一 產業組合、產業組合聯合會又ハ產業組合中央會又ハ漁業組合、漁業組合聯合會ニシテ登記ヲ受クル場合ニハ前二項ノ規定ニ依ル但シ產業組合原簿又ハ產業組合聯合會原簿ノ記載ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ		三	船舶管理人選任、代理權消滅	每一件 金七圓四			
	二 主トル事務所ニアラザル事務所所在地ニ於テ前記者ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金七拾錢ノ登錄稅ヲ納ムベシ		四	商法第五條第七條ニ依ル登記	每一件 金三圓四			
			五	民法第七九四條、第七九五條、第七九七條ニ依ル登記	每一件 金三圓四			

登錄

六 登記事項ノ變更、消滅、廢止　毎一件　金一圓五十錢
七 登記ノ更正、消滅　毎一件　金一圓五十錢
（注意）支店所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金五拾錢ノ登錄稅ヲ納ルモノトス

商標ニ關スル登錄

一 商標權ノ移轉
相續　毎一件　金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金十圓
二 登錄ノ更正變更、又ハ抹消　毎一件　金五十錢
（注意）聯合商標ニ在リテハ登錄稅ハ各其半額トス

特許ニ關スル登錄

一 特許權ノ移轉
相續　毎一件　金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金十圓
二 使用權又ハ實施權ノ設定又ハ保存　毎一件　金五圓
三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定　債權金額　千分ノ六
四 前二號ノ權利ノ移轉
相續　毎一件　金五十錢
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金二圓
五 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限　債權金額　千分ノ四
六 登錄ノ更正、變更又ハ抹消　毎一件　金五十錢
（注意）債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

意匠ニ關スル登錄

一 意匠ノ移轉
相續　毎一件　金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金二圓
二 實施權ノ設定又ハ保存　毎一件　金一圓
三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定　債權金額　千分ノ六
四 前二號ノ權利ノ移轉
相續　毎一件　金五十錢
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金一圓

實用新案ニ關スル登錄

五 滯納處分以外ノ原因ニ依ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限　債權金額　千分ノ四
六 登錄ノ更正、變更又ハ抹消　毎一件　金二十錢
（注意）債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價額ヲ以テ債權金額ト看做ス

一 實用新案權ノ移轉
相續　毎一件　金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金五圓
二 使用權又ハ實施權ノ設定又ハ移轉　毎一件　金二圓
三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定　債權金額　千分ノ六
四 前二號ノ權利ノ移轉
相續　毎一件　金五十錢
相續以外ノ原因ニ因ル移轉　毎一件　金一圓
五 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限　債權金額　千分ノ四
六 登錄ノ更正、變更又ハ抹消　毎一件　金二十錢
（注意）債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

課稅免除

一 政府自己ノ登記又ハ登錄
二 府縣郡市町村其他公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動產ノ登記又ハ登錄
三 社寺、堂宇ノ敷地、墳墓地ニ係ル登記又ハ登錄
四 明治六年第十八號布告地所質入書入規則同八年同第百四十八號布告建物書入質入規則ノ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ付テ債權者ヨリ申請スル登記

◉印紙稅法大要

本則
財產權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スベキ證書帳簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スベキ證書ヲ作成スル者ハ其金高記載金高一萬分ノ五

釀造用品各種
道具一式 藥品 温度計
もやしコロップナマリ紙其他

東京市京橋靈岸島町
竹内金次郎商店
電京二六三七番
振替東一六二一三番

五圓以上ノモノニ限リ一通毎ニ

（注意）印紙税額五十圓以上ナルトキハ五十圓ニ止メ一錢未滿ノ端數ヲ生ズルトキハ一錢ニ切上ゲ○金高記載ナキモ證書面ニ標記シタル金額ノ單位又ハ其他ノ記載事項ニ依リ其金高ヲ算出シタルモノハ其總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

税率

委任狀　印紙税　二錢

判取帳（一册一年以内ノ附込ニ對シ）同　廿五錢

約束手形
- 二百圓以下　印紙税　三錢
- 千圓以下　同　五錢
- 五千圓以下　同　十錢
- 一萬圓以下　同　二十錢
- 二萬圓以下　同　五十錢
- 三萬圓以下　同　一圓
- 五萬圓以下　同　二圓
- 十萬圓以下　同　四圓
- 十萬圓以上　同　七圓

特則

左ニ掲ゲル證書帳簿

但シ證書ハ毎一通、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ對シ貼付スルモノトス

一爲替手形　一銀行預金證書　一船荷證券　一運送貨物引換證　一倉荷預證券　一倉荷買入證券　一保險證券　一株券　一債券　一株式申込證　一地上權、永小作權　地役權ニ關スル證書　一使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金ニ關スル契約證書　一定款及組合契約書　一權利ノ變更ニ關スル證書　一追認承認ニ關スル證書　一物品切手　一賣買仕切書　一送狀　一受取書　一金高記載ナキ證書　一擔保品差入證書、擔保品預證書　一通帳

一　印紙税ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納付スルモノトス但印紙税額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納メ税印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

二　一册ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別調製ト看做ス

納税

三　證書ニ外國貨幣ノ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル相當ノ印紙ヲ貼用スベシ

四　印紙貼用ノトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ明ニ消スベシ

免税

左ニ掲ゲル證書帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セズ

一官廳又ハ公署ヨリ發スル證書帳簿　一官廳又ハ公署ニ職ヲ奉ズル者ノ職務上發スル證書帳簿　一國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書　一慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル金員物件ノ寄附ニ關シ人民ヨリ官廳若ハ公署ニ提出スル證書　一俸給、給料、歳費、手當金、官與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金ノ受取書　一小切手　一金高一圓未滿ノ物品切手　一金五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラザル送料　一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セザル受取書　一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書　一主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約　一證券ノ裏書及手形ノ裏面ニ記載シタル受取書　一株券證券ノ讓渡ヲ證明スベキ裏面記載　一手形ノ引受保證　一手形及證券ノ拒絶證書　一手形及證券ノ複本謄本

制裁

印紙ヲ貼用スベキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルベシ此檢査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處セラル○脱税者ハ脱税高二十倍ノ科料又ハ罰金ニ、其印紙ヲ貼用スルモ其消印ヲ爲サザル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處セラル

◉利息制限法摘要

種類

契約上ノ利息　人民相互ノ合意ヲ以テ定ムル所ノ利息ナリ

法律上ノ利息　法律ノ規定ヨリ生ズル所ノ利息ナリ法定ノ利息ナリ

制限

契約上ノ利息
- 元金百圓以下　一ヶ年ニ付百分ノ二十（二割）以下
- 同　百圓以上千圓以下　一ヶ年ニ付百分ノ十五（一割五分）以下
- 同　千圓以上　一ヶ年ニ付百分ノ十二（一割二分）以下

制裁

一　前記ノ制限ヲ超エルモノハ裁判上無効ノモノトシ各制限迄引直サシメラル

二　違約ノ場合ヲ見越シテ償金ヲ約スルモ實際ノ損害ニ比シテ不當ナル時ハ裁判官ハ其見込ニヨリテ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得

◉民事訴訟に貼用の印紙額

民事ニ關スル訴訟ヲ爲ストキニ貼用スル印紙ノ高ハ左ニ

一、財産權上ノ請求ニ係ル第一審ノ訴狀ニ貼用スベキ印紙額ハ、訴訟物ノ價額ニ應ジ次ノ印紙ヲ貼用スベシ

訴訟物ノ價額金五圓マデ	收入印紙　二十五錢
訴訟物ノ價額金十圓マデ	同　四十錢
訴訟物ノ價額金二十圓マデ	同　八十錢
訴訟物ノ價額金五十圓マデ	同　一圓八十錢
訴訟物ノ價額金七十五圓マデ	同　二圓五十錢
訴訟物ノ價額金百圓マデ	同　三圓五十錢
訴訟物ノ價額金二百五十圓マデ	同　七圓
訴訟物ノ價額金五百圓マデ	同　十二圓
訴訟物ノ價額金七百五十圓マデ	同　十五圓
訴訟物ノ價額金千圓マデ	同　十八圓
訴訟物ノ價額金二千五百圓マデ	同　二十五圓
訴訟物ノ價額金五千圓マデ	同　三十圓

訴訟物ノ價額金五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ三圓ヲ加フ

二、控訴ノ場合　第一審ニ貼用スル印紙額ノ半額ヲ加貼スル、即チ五割増トナル

三、上告ノ場合　第一審ニ貼用スル印紙額ノ倍額ヲ貼ル

四、支拂命令ノ申請　ニハ訴訟物ノ價額十圓以下ナル場合ニハ二十錢、十圓ヲ超過スル場合ニハ第一審ノ訴狀ニ貼ル印紙額ノ半額ノ印紙ヲ貼用ス

五、二十錢或ハ四十錢ノ印紙貼用ノ場合、債權又ハ他ノ財産ノ差押申請、期日ノ變更、辯論ノ延期、和解申立等ノ如キモノデ、訴訟物ノ價額又ハ請求額ガ二十圓以下ナルトキハ二十錢ノ印紙ヲ、二十圓ヲ超ユルトキハ四十錢ノ印紙ヲ貼ル

六、五十錢或ハ一圓ノ印紙貼用ノ場合、故障申立、假差押又ハ假處分ノ申請、判決送達ノ申立ノ如キモノデ、訴訟物ノ價額又ハ請求額ガ二十圓以下ナルトキハ五十錢ノ印紙ヲ、二十圓ヲ超ユルトキハ一圓ノ印紙ヲ貼ル

七、答辯書及ビ其他ノ申立又ハ申請ニ付テハ訴訟物ノ價額又ハ請求額ガ二十圓以下ナルトキハ二十錢ノ印紙ヲ、二十圓ヲ超ユルトキハ二十五錢ノ印紙ヲ貼用スベシ

酒類の酒精含有量（大藏省最近調査）

種類	最高	最低	平均
麥酒	七	二	五
林檎酒	二二	五	八
梅酒	一七	一二	一〇
白酒	一二	六	一〇
白葡萄酒	一四	六	一〇
苺酒	一七	五	一一
赤葡萄酒	一五	五	一一
濁酒	一五	一〇	一二
シヤンペン	一三	九	一二
香竄葡萄酒	二二	九	一三
保命酒	一五	一三	一三
養老酒	—	—	一三
赤酒（熊本）	一五	一三	一四
ベルモット	一七	七	一四
規那鐵葡萄酒	—	—	一七
桑酒（京都）	一八	一六	一七
清酒	一九	一五	一七
味淋	二四	一五	一九
燒酎	五九	三一	三七
甘藷燒酎（鹿兒島）	四二	二二	三八
泡盛	四九	二六	三九
ブランデー	五六	四〇	四九
ウヰスキー	六五	三七	五一

醬油相場計算早見表

分厘毛	四十錢厘毛絲	分厘毛	四十錢厘毛絲	分厘毛	四十錢厘毛絲
三〇〇	貳十錢厘毛絲	四五〇	四十錢厘毛絲	六〇〇	壹壹壹壹壹壹
三〇五	三三三三三三	四五五	貳貳貳貳貳貳	六〇五	壹壹壹壹壹壹
三壹〇	三三三三三三	四六〇	壹壹壹壹壹壹	六壹〇	壹壹壹壹壹壹
三壹五	三三三三三三	四六五	壹壹壹壹壹壹	六壹五	壹壹壹壹壹壹
三貳〇	三三三三三三	四七〇	壹壹壹壹壹壹	六貳〇	壹壹壹壹壹壹
三貳五	三三三三三三	四七五	壹壹壹壹壹壹	六貳五	壹壹壹壹壹壹
三三〇	三三三三三三	四八〇	壹壹壹壹壹壹	六三〇	壹壹壹壹壹壹
三三五	三三三三三三	四八五	壹壹壹壹壹壹	六三五	壹壹壹壹壹壹
三四〇	三三三三三三	四九〇	壹壹壹壹壹壹	六四〇	壹壹壹壹壹壹
三四五	三三三三三三	四九五	壹壹壹壹壹壹	六四五	壹壹壹壹壹壹
三五〇	三三三三三三	五〇〇	壹壹壹壹壹壹	六五〇	壹壹壹壹壹壹
三五五	三三三三三三	五〇五	壹壹壹壹壹壹	六五五	壹壹壹壹壹壹
三六〇	三三三三三三	五壹〇	壹壹壹壹壹壹	六六〇	壹壹壹壹壹壹
三六五	三三三三三三	五壹五	壹壹壹壹壹壹	六六五	壹壹壹壹壹壹
三七〇	三三三三三三	五貳〇	壹壹壹壹壹壹	六七〇	壹壹壹壹壹壹
三七五	三三三三三三	五貳五	壹壹壹壹壹壹	六七五	壹壹壹壹壹壹
三八〇	三三三三三三	五三〇	壹壹壹壹壹壹	六八〇	壹壹壹壹壹壹
三八五	三三三三三三	五三五	壹壹壹壹壹壹	六八五	壹壹壹壹壹壹
三九〇	三三三三三三	五四〇	壹壹壹壹壹壹	六九〇	壹壹壹壹壹壹
三九五	三三三三三三	五四五	壹壹壹壹壹壹	六九五	壹壹壹壹壹壹
四〇〇	三三三三三三	五五〇	壹壹壹壹壹壹	七〇〇	壹壹壹壹壹壹
四〇五	三三三三三三	五五五	壹壹壹壹壹壹	七〇五	壹壹壹壹壹壹
四壹〇	三三三三三三	五六〇	壹壹壹壹壹壹	七壹〇	壹壹壹壹壹壹
四壹五	三三三三三三	五六五	壹壹壹壹壹壹	七壹五	壹壹壹壹壹壹
四貳〇	三三三三三三	五七〇	壹壹壹壹壹壹	七貳〇	壹壹壹壹壹壹
四貳五	三三三三三三	五七五	壹壹壹壹壹壹	七貳五	壹壹壹壹壹壹
四三〇	三三三三三三	五八〇	壹壹壹壹壹壹	七三〇	壹壹壹壹壹壹
四三五	三三三三三三	五八五	壹壹壹壹壹壹	七三五	壹壹壹壹壹壹
四四〇	三三三三三三	五九〇	壹壹壹壹壹壹	七四〇	壹壹壹壹壹壹
四四五	三三三三三三	五九五	壹壹壹壹壹壹	七四五	壹壹壹壹壹壹

分厘毛	四十錢厘毛絲	分厘毛	四十錢厘毛絲	分厘毛	四十錢厘毛絲
三〇〇	貳十錢厘毛絲	四五〇	四十錢厘毛絲	六〇〇	壹壹壹壹壹壹
三〇五	三三三三三三	四五五	貳貳貳貳貳貳	六〇五	壹壹壹壹壹壹
三壹〇	三三三三三三	四六〇	壹壹壹壹壹壹	六壹〇	壹壹壹壹壹壹
三壹五	三三三三三三	四六五	壹壹壹壹壹壹	六壹五	壹壹壹壹壹壹
三貳〇	三三三三三三	四七〇	壹壹壹壹壹壹	六貳〇	壹壹壹壹壹壹
三貳五	三三三三三三	四七五	壹壹壹壹壹壹	六貳五	壹壹壹壹壹壹
三三〇	三三三三三三	四八〇	壹壹壹壹壹壹	六三〇	壹壹壹壹壹壹
三三五	三三三三三三	四八五	壹壹壹壹壹壹	六三五	壹壹壹壹壹壹
三四〇	三三三三三三	四九〇	壹壹壹壹壹壹	六四〇	壹壹壹壹壹壹
三四五	三三三三三三	四九五	壹壹壹壹壹壹	六四五	壹壹壹壹壹壹
三五〇	三三三三三三	五〇〇	壹壹壹壹壹壹	六五〇	壹壹壹壹壹壹
三五五	三三三三三三	五〇五	壹壹壹壹壹壹	六五五	壹壹壹壹壹壹
三六〇	三三三三三三	五壹〇	壹壹壹壹壹壹	六六〇	壹壹壹壹壹壹
三六五	三三三三三三	五壹五	壹壹壹壹壹壹	六六五	壹壹壹壹壹壹
三七〇	三三三三三三	五貳〇	壹壹壹壹壹壹	六七〇	壹壹壹壹壹壹
三七五	三三三三三三	五貳五	壹壹壹壹壹壹	六七五	壹壹壹壹壹壹
三八〇	三三三三三三	五三〇	壹壹壹壹壹壹	六八〇	壹壹壹壹壹壹
三八五	三三三三三三	五三五	壹壹壹壹壹壹	六八五	壹壹壹壹壹壹
三九〇	三三三三三三	五四〇	壹壹壹壹壹壹	六九〇	壹壹壹壹壹壹
三九五	三三三三三三	五四五	壹壹壹壹壹壹	六九五	壹壹壹壹壹壹
四〇〇	三三三三三三	五五〇	壹壹壹壹壹壹	七〇〇	壹壹壹壹壹壹
四〇五	三三三三三三	五五五	壹壹壹壹壹壹	七〇五	壹壹壹壹壹壹
四壹〇	三三三三三三	五六〇	壹壹壹壹壹壹	七壹〇	壹壹壹壹壹壹
四壹五	三三三三三三	五六五	壹壹壹壹壹壹	七壹五	壹壹壹壹壹壹
四貳〇	三三三三三三	五七〇	壹壹壹壹壹壹	七貳〇	壹壹壹壹壹壹
四貳五	三三三三三三	五七五	壹壹壹壹壹壹	七貳五	壹壹壹壹壹壹
四三〇	三三三三三三	五八〇	壹壹壹壹壹壹	七三〇	壹壹壹壹壹壹
四三五	三三三三三三	五八五	壹壹壹壹壹壹	七三五	壹壹壹壹壹壹
四四〇	三三三三三三	五九〇	壹壹壹壹壹壹	七四〇	壹壹壹壹壹壹
四四五	三三三三三三	五九五	壹壹壹壹壹壹	七四五	壹壹壹壹壹壹

六〇〇	壹六六六六六六	七六〇	壹三壹五七八
六〇五	壹六五貳八九	七六五	壹三〇七壹八
六壹〇	壹六三九三〇	七七〇	壹貳九八七〇
六壹五	壹六貳六〇〇	七七五	壹貳八貳〇〇
六貳〇	壹六壹貳九〇	七八〇	壹貳七三八六
六貳五	壹六〇〇〇〇	七八五	壹貳六五八〇
六三〇	壹五八七三〇	七九〇	壹貳六貳〇〇
六三五	壹五七四八〇	七九五	壹貳五八六〇
六四〇	壹五五六貳五〇	八〇〇	壹貳五四四〇
六四五	壹五五〇三八	八〇五	壹貳四貳四六
六五〇	壹五三八四六	八壹〇	壹貳四〇〇〇
六五五	壹五貳六七〇	八壹五	壹貳三四五六
六六〇	壹五壹五壹五	八貳〇	壹貳三壹九九
六六五	壹五〇三七五	八貳五	壹貳三〇〇〇
六七〇	壹四九貳五〇	八三〇	壹貳貳九〇五
六七五	壹四八壹四八	八三五	壹貳貳八四〇
六八〇	壹四七〇五八	八四〇	壹貳貳七六九
六八五	壹四五九八五	八四五	壹貳貳六九七
六九〇	壹四四九貳七	八五〇	壹貳貳六貳五
六九五	壹四三八八〇	八五五	壹貳貳五七八
七〇〇	壹四貳八五五	八六〇	壹貳貳五貳八
七〇五	壹四壹八四〇	八六五	壹貳貳四六六
七壹〇	壹三九八六〇	八七〇	壹貳貳四〇四
七壹五	壹三八八八八	八七五	壹貳貳三三〇
七貳〇	壹三七九三〇	八八〇	壹貳貳三貳六
七貳五	壹三六九八六	八八五	壹貳貳二九九
七三〇	壹三六〇五〇	八九〇	壹貳貳二七三
七三五	壹三五壹三五	八九五	壹貳貳二四六
七四〇	壹三四貳貳八	九〇〇	壹貳貳二二〇
七四五	壹三三三三三	九〇五	壹貳貳壹九七
七五〇	壹三二八八〇	九壹〇	壹貳貳壹七四
七五五	壹三貳四五〇	九壹五	壹貳貳壹五一

醬油相場計算早見表

| 九貳〇 | 壹〇六九五 | 九八〇 | 壹〇六貳六六 | 九四〇 | 壹〇六三八〇 | 九〇〇 | 壹〇五八〇〇 | 八六〇 | 壹〇五四八〇 | 八二〇 | 壹〇五〇九〇 | 七八〇 | 壹〇四六九〇 | 七四〇 | 壹〇四二八〇 | 七〇〇 | 壹〇三八七〇 | 六六〇 | 壹〇三四六〇 | 六二〇 | 壹〇二九五〇 | 五八〇 | 壹〇二五四〇 | 五四〇 | 壹〇二壹三〇 | 五〇〇 | 壹〇壹八貳〇 | 四六〇 | 壹〇壹四壹〇 | 四二〇 | 壹〇〇九八〇 | 三八〇 | 壹〇〇五七〇 | 三四〇 | 壹〇〇壹六〇 | 三〇〇 | 九九六〇 | 二六〇 | 九九二〇 | 二二〇 | 九八八〇 | 一八〇 | 九八四〇 | 一四〇 | 九八〇〇 | 一〇〇 | 九七六〇 | 六〇 | 九七二〇 | 二〇 | 九六八〇 | 九六四〇 | 九六〇〇 | 九五六〇 | 九五二〇 | 九四八〇 | 九四四〇 | 九四〇〇 | 九三六〇 | 九三二〇 | 九二八〇 | 九二四〇 | 九二〇〇 | 九一六〇 | 九一二〇 | 九〇八〇 | 九〇四〇 | 九〇〇〇 | 八九六〇 | 八九二〇 | 八八八〇 | 八八四〇 | 八八〇〇 | 八七六〇 | 八七二〇 | 八六八〇 | 八六四〇 | 八六〇〇 | 八五六〇 | 八五二〇 | 八四八〇 | 八四四〇 | 八四〇〇 | 八三六〇 | 八三二〇 | 八二八〇 | 八二四〇 | 八二〇〇 | 八一六〇 | 八一二〇 | 八〇八〇 | 八〇四〇 | 八〇〇〇 | 七九六〇 | 七九二〇 | 七八八〇 | 七八四〇 | 七八〇〇 | 七七六〇 | 七七二〇 | 七六八〇 | 七六四〇 | 七六〇〇 | 七五六〇 | 七五二〇 | 七四八〇 | 七四四〇 | 七四〇〇 | 七三六〇 | 七三二〇 | 七二八〇 | 七二四〇 | 七二〇〇 | 七一六〇 | 七一二〇 | 七〇八〇 | 七〇四〇 | 七〇〇〇 | 六九六〇 | 六九二〇 | 六八八〇 | 六八四〇 | 六八〇〇 | 六七六〇 | 六七二〇 | 六六八〇 | 六六四〇 | 六六〇〇 | 六五六〇 | 六五二〇 | 六四八〇 | 六四四〇 | 六四〇〇 | 六三六〇 | 六三二〇 | 六二八〇 | 六二四〇 | 六二〇〇 | 六一六〇 | 六一二〇 | 六〇八〇 | 六〇四〇 | 六〇〇〇 | 五九六〇 | 五九二〇 | 五八八〇 | 五八四〇 | 五八〇〇 | 五七六〇 | 五七二〇 | 五六八〇 | 五六四〇 | 五六〇〇 | 五五六〇 | 五五二〇 | 五四八〇 | 五四四〇 | 五四〇〇 | 五三六〇 | 五三二〇 | 五二八〇 | 五二四〇 | 五二〇〇 | 五一六〇 | 五一二〇 | 五〇八〇 | 五〇四〇 | 五〇〇〇 | 四九六〇 | 四九二〇 | 四八八〇 | 四八四〇 | 四八〇〇 | 四七六〇 | 四七二〇 | 四六八〇 | 四六四〇 | 四六〇〇 | 四五六〇 | 四五二〇 | 四四八〇 | 四四四〇 | 四四〇〇 | 四三六〇 | 四三二〇 | 四二八〇 | 四二四〇 | 四二〇〇 | 四一六〇 | 四一二〇 | 四〇八〇 | 四〇四〇 | 四〇〇〇 | 三九六〇 | 三九二〇 | 三八八〇 | 三八四〇 | 三八〇〇 | 三七六〇 | 三七二〇 | 三六八〇 | 三六四〇 | 三六〇〇 | 三五六〇 | 三五二〇 | 三四八〇 | 三四四〇 | 三四〇〇 | 三三六〇 | 三三二〇 | 三二八〇 | 三二四〇 | 三二〇〇 | 三一六〇 | 三一二〇 | 三〇八〇 | 三〇四〇 | 三〇〇〇 | 二九六〇 | 二九二〇 | 二八八〇 | 二八四〇 | 二八〇〇 | 二七六〇 | 二七二〇 | 二六八〇 | 二六四〇 | 二六〇〇 | 二五六〇 | 二五二〇 | 二四八〇 | 二四四〇 | 二四〇〇 | 二三六〇 | 二三二〇 | 二二八〇 | 二二四〇 | 二二〇〇 | 二一六〇 | 二一二〇 | 二〇八〇 | 二〇四〇 | 二〇〇〇 | 一九六〇 | 一九二〇 | 一八八〇 | 一八四〇 | 一八〇〇 | 一七六〇 | 一七二〇 | 一六八〇 | 一六四〇 | 一六〇〇 | 一五六〇 | 一五二〇 | 一四八〇 | 一四四〇 | 一四〇〇 | 一三六〇 | 一三二〇 | 一二八〇 | 一二四〇 | 一二〇〇 | 一一六〇 | 一一二〇 | 一〇八〇 | 一〇四〇 | 一〇〇〇 | 九九六〇 | 九九二〇 | 九八八〇 | 九八四〇 | 九八〇〇 | 九七六〇 | 九七

味噌相場計算早見表

樽附十八貫目入

一個二付	壹樽代	壹ノ目代
二〇〇（百目）	六〇〇（円十銭厘）	三三三（十銭厘）
二〇五	五九〇壹	三武八
二壹〇	五八〇六	三壹七
二武〇	五七壹四	三壹三
二武五	五六武五	三壹八
二三〇	五五五八	三〇三
二三五	五五三七	三〇八
二四〇	五四九四	三武九
二四五	五三壹七	三武四
二五〇	五〇七〇	三武八
二五五	四九三武	三武三
二六〇	四八七四	三武八
二六五	四七壹〇	三武七
二七〇	四六武五	三武二
二七五	四六〇〇	三武七
二八〇	四五五七	三武二
二八五	四五〇五	三武六
二九〇	四四五五	三武一
二九五	四四〇五	三武五
三〇〇	四三五〇	三武九
三〇五	四三〇〇	三壹四
三壹〇	四二壹〇	三壹九
三武〇	四二〇三	三壹三
三武五	四一六五	三壹八
三三〇	四一二七	三〇二
三三五	四〇八九	三〇七
三四〇	四〇四壹	三〇二
三四五	四〇〇三	三〇七
三五〇	三九六五	三一壹
三五五	三九二七	三一六
三六〇	三八八九	三一一
三六五	三八五壹	三一六
三七〇	三八一三	三二壹
三七五	三七七五	三二六
三八〇	三七三七	三二一
三八五	三六九九	三二六
三九〇	三六六壹	三三壹
三九五	三六二三	三三六
四〇〇	三五八五	三三一
四〇五	三五四七	三三六
四壹〇	三五〇九	三四壹
四一五	三四六壹	三四六
四二〇	三四二三	三四一
四二五	三三八五	三四六
四三〇	三三四七	三五壹
四三五	三三〇九	三五六
四四〇	三二七壹	三五一
四四五	三二三三	三五六
四五〇	三二〇五	三六壹
四五五	三一六七	三六六
四六〇	三一三九	三六一
四六五	三一〇壹	三七壹
四七〇	三〇七三	三七六

樽附拾九貫目入

一個二付	壹樽代	壹ノ目代
貳五〇（百目）	七六〇〇（円十銭厘）	四〇〇（十銭厘）
貳五五	七四五壹	三九貳
貳六〇	七三〇八	三八五
貳六五	七壹七〇	三七七
貳七〇	七〇三七	三七一
貳七五	六九〇九	三六五
貳八〇	六八六七	三六一
貳八五	六七壹五	三五七
貳九〇	六六六壹	三五三
貳九五	六五壹三	三五〇
貳九五	六四六五	三四六
三〇〇	六三壹七	三四三
三〇五	六二七〇	三四〇
三壹〇	六一二三	三三六
三壹五	六〇七六	三三三
三武〇	五九壹九	三三〇
三武五	五八六二	三二七
三三〇	五八〇五	三二四
三三五	五七五七	三二一
三四〇	五七〇九	三一八
三四五	五六六壹	三一五
三五〇	五六一三	三一二
三五五	五五七五	三一〇
三六〇	五五二七	三〇七
三六五	五四八〇	三〇五
三七〇	五四三三	三〇二
三七五	五三九五	三〇〇
三八〇	五三五七	二九八
三八五	五三壹九	二九六
三九〇	五二八二	二九四
三九五	五二四四	二九二
四〇〇	五二〇六	二九〇
四壹〇	五一七九	二八八
四一五	五一三壹	二八六
四二〇	五一〇三	二八四
四二五	五〇六五	二八二
四三〇	五〇二七	二八〇
四三五	四九九〇	二七八
四四〇	四九五三	二七六
四四五	四九一五	二七四
四五〇	四八八七	二七二
四五五	四八四九	二七〇
四六〇	四八一壹	二六八
四六五	四七七三	二六六
四七〇	四七三五	二六四
四七五	四六九七	二六二
四八〇	四六六〇	二六〇

通樽二十貫目入

一個二付	壹樽代	壹ノ目代
三〇〇（百目）	六六六六（円十銭厘）	三三三（十銭厘）
三〇五	六五五七	三三八
三壹〇	六四五貳	三三三
三壹五	六三四五	三三七
三貳〇	六二七〇	三三二
三貳五	六一九五	三三六
三三〇	六〇六壹	三四一
三三五	五九七〇	三四六
三四〇	五八八貳	三四一
三四五	五七九七	三四六
三五〇	五七壹四	三五一
三五五	五六武五	三五六
三六〇	五五九四	三六一
三六五	五五四七	三六六
三七〇	五四九九	三七一
三七五	五四五壹	三七六
三八〇	五四〇三	三八一
三八五	五三五五	三八六
三九〇	五三〇八	三九一
三九五	五二六貳	三九六
四〇〇	五二一五	四〇一
四壹〇	五一七八	四〇六
四一五	五一二貳	四一一
四二〇	五〇八五	四一六
四二五	五〇三八	四二一
四三〇	四九九一	四二六
四三五	四九四四	四三一
四四〇	四八九七	四三六
四四五	四八五〇	四四一
四五〇	四八〇三	四四六
四五五	四七五六	四五一
四六〇	四七一九	四五六
四六五	四六六貳	四六一
四七〇	四六二五	四六六
四七五	四五七八	四七一
四八〇	四五三一	四七六

麥酒繕詰計算早見表

四ダース入

一箱	一ダース代	一個代
十壹〇	貳七五〇（円十銭厘）	貳五五（十銭厘）
十壹四	貳七〇五	貳五一
十壹八	貳六六〇	貳四七
十貳二	貳六一五	貳四二
十貳六	貳五七〇	貳三八
十貳一	貳五二五	貳三三
十貳五	貳四八〇	貳二九
十貳九	貳四三五	貳二四
十三三	貳三九〇	貳二〇
十三七	貳三四五	貳一五
十四一	貳三〇〇	貳一一
十四五	貳二五五	貳〇六
十四九	貳二一〇	貳〇二
十五三	貳一六五	壹九八
十五七	貳一二〇	壹九四
十六一	貳〇七五	壹九〇
十六五	貳〇三〇	壹八六
十七〇	壹九八五	壹八二
十七四	壹九四〇	壹七八
十七八	壹八九五	壹七四
十八二	壹八五〇	壹七〇
十八六	壹八〇五	壹六六
十九〇	壹七六〇	壹六二
十九五	壹七一五	壹五八
十九九	壹六七〇	壹五四
二〇三	壹六二五	壹五〇

九貳〇〇	貳三〇〇	壹九貳〇
九壹〇〇	貳二七五	壹九〇五
八九〇〇	貳二五〇	壹八八五
八八〇〇	貳二二五	壹八六〇
八七〇〇	貳二〇〇	壹八三五
八六〇〇	貳一七五	壹八一〇
八五〇〇	貳一五〇	壹七八五
八四〇〇	貳一二五	壹七六〇
八三〇〇	貳一〇〇	壹七三五
八貳〇〇	貳〇七五	壹七一〇
八壹〇〇	貳〇五〇	壹六八五
八〇〇〇	貳〇二五	壹六六〇
七九〇〇	壹九九〇	壹六三五
七八〇〇	壹九六五	壹六一〇
七七〇〇	壹九四〇	壹五八五
七六〇〇	壹九一五	壹五六〇
七五〇〇	壹八八五	壹五三五
七四〇〇	壹八六〇	壹五一〇
七三〇〇	壹八三五	壹四八五
七二〇〇	壹八一〇	壹四六〇
七一〇〇	壹七八五	壹四三五
七〇〇〇	壹七六〇	壹四一〇
六九〇〇	壹七三五	壹三八五
六八〇〇	壹七一〇	壹三六〇
六七〇〇	壹六八五	壹三三五
六六〇〇	壹六六〇	壹三一〇
六五〇〇	壹六三五	壹二八五
六四〇〇	壹六一〇	壹二六〇
六三〇〇	壹五八五	壹二三五
六二〇〇	壹五六〇	壹二一〇
六一〇〇	壹五三五	壹一八五

六〇〇〇	壹五〇〇	壹貳五
五九〇〇	壹四七五	壹貳〇
五八〇〇	壹四五〇	壹一九五
五七〇〇	壹四二五	壹一九〇
五六〇〇	壹四〇〇	壹一八五
五五〇〇	壹三七五	壹一八〇
五四〇〇	壹三五〇	壹一七五
五三〇〇	壹三二五	壹一七〇
五二〇〇	壹三〇〇	壹一六五
五一〇〇	壹二七五	壹一六〇
五〇〇〇	壹二五〇	壹一五五
四九〇〇	壹二二五	壹一五〇
四八〇〇	壹二〇〇	壹一四五
四七〇〇	壹一七五	壹一四〇
四六〇〇	壹一五〇	壹一三五
四五〇〇	壹一二五	壹一三〇
四四〇〇	壹一〇〇	壹一二五
四三〇〇	壹〇七五	壹一二〇
四二〇〇	壹〇五〇	壹一一五
四一〇〇	壹〇二五	壹一一〇
四〇〇〇	九九〇	壹一〇五
三九〇〇	九六五	壹一〇〇
三八〇〇	九四〇	九九五
三七〇〇	九一五	九九〇
三六〇〇	八八五	九八五
三五〇〇	八六〇	九八〇
三四〇〇	八三五	九七五
三三〇〇	八一〇	九七〇
三二〇〇	七八五	九六五
三一〇〇	七六〇	九六〇
三〇〇〇	七三五	九五五

二九〇〇	七一〇	九五〇
二八〇〇	六八五	九四五
二七〇〇	六六〇	九四〇
二六〇〇	六三五	九三五
二五〇〇	六一〇	九三〇
二四〇〇	五八五	九二五
二三〇〇	五六〇	九二〇
二二〇〇	五三五	九一五
二一〇〇	五一〇	九一〇
二〇〇〇	四八五	九〇五
一九〇〇	四六〇	九〇〇
一八〇〇	四三五	八九五
一七〇〇	四一〇	八九〇
一六〇〇	三八五	八八五
一五〇〇	三六〇	八八〇
一四〇〇	三三五	八七五
一三〇〇	三一〇	八七〇
一二〇〇	二八五	八六五
一一〇〇	二六〇	八六〇
一〇〇〇	二三五	八五五
九九〇	二一〇	八五〇
九八〇	一八五	八四五
九七〇	一六〇	八四〇
九六〇	一三五	八三五
九五〇	一一〇	八三〇
九四〇	〇八五	八二五
九三〇	〇六〇	八二〇
九二〇	〇三五	八一五
九一〇	〇一〇	八一〇

利子早見表

元金

円	二割の利息（即百分の二十）を一箇年一箇月一日	
一	〇・二〇	円
二	〇・四〇	〇・〇一六六六
三	〇・六〇	〇・〇三三三三
四	〇・八〇	〇・〇五〇〇〇
五	一・〇〇	〇・〇六六六六
一〇	二・〇〇	〇・一六六六六
二〇	四・〇〇	〇・三三三三三
三〇	六・〇〇	〇・五〇〇〇〇
四〇	八・〇〇	〇・六六六六六
四五	九・〇〇	〇・七五〇〇〇
五〇	一〇・〇〇	〇・八三三三三
六〇	一二・〇〇	一・〇〇〇〇〇
七〇	一四・〇〇	一・一六六六六
八〇	一六・〇〇	一・三三三三三
九〇	一八・〇〇	一・五〇〇〇〇

元金	年一割五分の利息即百分の十五（二十箇一分）																				
	一箇年																				
	一箇月																				
	一日																				
一〇〇円	一円五〇銭	一円二五銭	一円〇四銭一六厘	一円〇〇銭六六厘	九五〇銭	八五〇銭	七五〇銭	六五〇銭	五五〇銭	四五〇銭	三五〇銭	二五〇銭	一五〇銭	一〇〇銭	九〇銭	八〇銭	七〇銭	六〇銭	五〇銭	四〇銭	三〇銭
一一〇	一・六五	一・三七五	一・一〇・九一六六	一・〇〇・八三三三	〇・八七五	〇・七五	〇・六五	〇・五五	〇・四五	〇・三五	〇・二五	〇・一五	〇・一〇	〇・〇九	〇・〇八	〇・〇七	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇四	〇・〇三	
一二〇	一・八七五	一・五〇	一・二五・〇〇〇〇	一・一〇・〇〇〇〇	〇・九五・〇〇〇〇	〇・八五・〇〇〇〇	〇・七五・〇〇〇〇	〇・六五・〇〇〇〇	〇・五五・〇〇〇〇	〇・四五・〇〇〇〇	〇・三五・〇〇〇〇	〇・二五・〇〇〇〇	〇・一五・〇〇〇〇	〇・一〇・〇〇〇〇	〇・〇九・〇〇〇〇	〇・〇八・〇〇〇〇	〇・〇七・〇〇〇〇	〇・〇六・〇〇〇〇	〇・〇五・〇〇〇〇	〇・〇四・〇〇〇〇	〇・〇三・〇〇〇〇
一三〇	二・〇五	一・六二五	一・二九・一六六六	一・一三・三三三三	〇・九二五	〇・八二五	〇・七二五	〇・六二五	〇・五二五	〇・四二五	〇・三二五	〇・二二五	〇・一二五	〇・一一	〇・〇九九	〇・〇八八	〇・〇七七	〇・〇六六	〇・〇五五	〇・〇四四	〇・〇三三
一四〇	二・一〇	一・七五	一・三三・三三三三	一・一七・五〇〇〇	〇・九八・三三三三	〇・八七五	〇・七六六六	〇・六五八三	〇・五四九九	〇・四四一六	〇・三三三三	〇・二三〇八	〇・一二五	〇・一一九	〇・一〇八	〇・〇九七	〇・〇八六	〇・〇七五	〇・〇六四	〇・〇五三	〇・〇四二
一五〇	二・二五	一・八七五	一・四・一六六六	一・一八・七五〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九三七五	〇・八二五〇	〇・七一二五	〇・六〇〇〇	〇・四八七五	〇・三七五〇	〇・二六二五	〇・一五〇〇	〇・一四	〇・一三	〇・一二	〇・一一	〇・一〇	〇・〇九	〇・〇八	〇・〇七
一六〇	二・四〇	二・〇〇	一・六・〇〇〇〇	一・二〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九六・〇〇〇〇	〇・八〇・〇〇〇〇	〇・七六・〇〇〇〇	〇・六四・〇〇〇〇	〇・五二・〇〇〇〇	〇・四〇・〇〇〇〇	〇・三〇・〇〇〇〇	〇・二〇・〇〇〇〇	〇・一九・二〇	〇・一八・〇〇	〇・一七・〇〇	〇・一六・〇〇	〇・一五・〇〇	〇・一四・〇〇	〇・一三・〇〇	〇・一二・〇〇
一七〇	二・五五	二・一二五	一・七〇・〇〇〇〇	一・二七・五〇〇〇	一・〇二・〇〇〇〇	〇・九五・〇〇〇〇	〇・八五・〇〇〇〇	〇・七六・〇〇〇〇	〇・六六・〇〇〇〇	〇・五六・〇〇〇〇	〇・四五・〇〇〇〇	〇・三四・〇〇〇〇	〇・二三・〇〇〇〇	〇・二二・〇〇	〇・二一・〇〇	〇・二〇・〇〇	〇・一九・〇〇	〇・一八・〇〇	〇・一七・〇〇	〇・一六・〇〇	〇・一五・〇〇
一八〇	二・七〇	二・二五	一・八・〇〇〇〇	一・三五・〇〇〇〇	一・〇八・〇〇〇〇	〇・九七・五〇〇〇	〇・八七・〇〇〇〇	〇・七六・五〇〇〇	〇・六七・〇〇〇〇	〇・五六・五〇〇〇	〇・四六・〇〇〇〇	〇・三五・五〇〇〇	〇・二五・〇〇〇〇	〇・二四・〇〇	〇・二三・〇〇	〇・二二・〇〇	〇・二一・〇〇	〇・二〇・〇〇	〇・一九・〇〇	〇・一八・〇〇	〇・一七・〇〇
一九〇	二・八五	二・三七五	一・九・〇〇〇〇	一・四二・五〇〇〇	一・一四・〇〇〇〇	一・〇二・五〇〇〇	〇・九一・〇〇〇〇	〇・八〇・五〇〇〇	〇・七一・〇〇〇〇	〇・六〇・五〇〇〇	〇・五〇・〇〇〇〇	〇・四〇・五〇〇〇	〇・三〇・〇〇〇〇	〇・二九・〇〇	〇・二八・〇〇	〇・二七・〇〇	〇・二六・〇〇	〇・二五・〇〇	〇・二四・〇〇	〇・二三・〇〇	〇・二二・〇〇
二〇〇	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇・〇〇〇〇	一・五〇・〇〇〇〇	一・二〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九〇・〇〇〇〇	〇・八〇・〇〇〇〇	〇・七〇・〇〇〇〇	〇・六〇・〇〇〇〇	〇・五〇・〇〇〇〇	〇・四〇・〇〇〇〇	〇・三〇・〇〇〇〇	〇・三〇	〇・二九	〇・二八	〇・二七	〇・二六	〇・二五	〇・二四	〇・二三
二一〇	三・一五	二・六二五	二・一〇・〇〇〇〇	一・五七・五〇〇〇	一・二六・〇〇〇〇	一・〇五・〇〇〇〇	〇・九四・五〇〇〇	〇・八四・〇〇〇〇	〇・七三・五〇〇〇	〇・六三・〇〇〇〇	〇・五二・五〇〇〇	〇・四二・〇〇〇〇	〇・三一・五〇〇〇	〇・三一	〇・三〇	〇・二九	〇・二八	〇・二七	〇・二六	〇・二五	〇・二四
二二〇	三・三〇	二・七五	二・二〇・〇〇〇〇	一・六五・〇〇〇〇	一・三二・〇〇〇〇	一・一〇・〇〇〇〇	〇・九九・〇〇〇〇	〇・八八・〇〇〇〇	〇・七七・〇〇〇〇	〇・六六・〇〇〇〇	〇・五五・〇〇〇〇	〇・四四・〇〇〇〇	〇・三三・〇〇〇〇	〇・三二	〇・三一	〇・三〇	〇・二九	〇・二八	〇・二七	〇・二六	〇・二五
二三〇	三・四五	二・八七五	二・三〇・〇〇〇〇	一・七二・五〇〇〇	一・三八・〇〇〇〇	一・一五・〇〇〇〇	〇・九二・〇〇〇〇	〇・八一・五〇〇〇	〇・七一・〇〇〇〇	〇・六〇・五〇〇〇	〇・五〇・〇〇〇〇	〇・四〇・五〇〇〇	〇・三〇・〇〇〇〇	〇・三三	〇・三二	〇・三一	〇・三〇	〇・二九	〇・二八	〇・二七	〇・二六
二四〇	三・六〇	三・〇〇	二・四〇・〇〇〇〇	一・八〇・〇〇〇〇	一・四四・〇〇〇〇	一・一二・〇〇〇〇	〇・九六・〇〇〇〇	〇・八四・〇〇〇〇	〇・七二・〇〇〇〇	〇・六〇・〇〇〇〇	〇・四八・〇〇〇〇	〇・三六・〇〇〇〇	〇・二四・〇〇〇〇	〇・二四	〇・二三	〇・二二	〇・二一	〇・二〇	〇・一九	〇・一八	〇・一七
二五〇	三・七五	三・一二五	二・五〇・〇〇〇〇	一・八七・五〇〇〇	一・四五・〇〇〇〇	一・一二・五〇〇〇	〇・九七・五〇〇〇	〇・八七・〇〇〇〇	〇・七六・五〇〇〇	〇・六七・〇〇〇〇	〇・五六・五〇〇〇	〇・四六・〇〇〇〇	〇・三五・五〇〇〇	〇・三五	〇・三四	〇・三三	〇・三二	〇・三一	〇・三〇	〇・二九	〇・二八
二六〇	三・九〇	三・二五	二・六〇・〇〇〇〇	一・九五・〇〇〇〇	一・四六・〇〇〇〇	一・一七・〇〇〇〇	一・〇七・六〇〇〇	〇・九七・〇〇〇〇	〇・八六・六〇〇〇	〇・七六・〇〇〇〇	〇・六五・六〇〇〇	〇・五五・〇〇〇〇	〇・四五・六〇〇〇	〇・四六	〇・四五	〇・四四	〇・四三	〇・四二	〇・四一	〇・四〇	〇・三九
二七〇	四・〇五	三・三七五	二・七〇・〇〇〇〇	二・〇二・五〇〇〇	一・五一・〇〇〇〇	一・一二・五〇〇〇	一・〇二・〇〇〇〇	〇・九一・五〇〇〇	〇・八一・〇〇〇〇	〇・七〇・五〇〇〇	〇・六〇・〇〇〇〇	〇・五〇・五〇〇〇	〇・四〇・〇〇〇〇	〇・四〇	〇・三九	〇・三八	〇・三七	〇・三六	〇・三五	〇・三四	〇・三三
二八〇	四・二〇	三・五〇	二・八〇・〇〇〇〇	二・〇八・〇〇〇〇	一・五六・〇〇〇〇	一・一七・〇〇〇〇	一・〇七・二〇〇〇	〇・九六・〇〇〇〇	〇・八五・二〇〇〇	〇・七四・〇〇〇〇	〇・六三・二〇〇〇	〇・五二・〇〇〇〇	〇・四一・二〇〇〇	〇・四一	〇・四〇	〇・三九	〇・三八	〇・三七	〇・三六	〇・三五	〇・三四
二九〇	四・三五	三・六二五	二・九〇・〇〇〇〇	二・一四・五〇〇〇	一・六一・〇〇〇〇	一・一八・五〇〇〇	一・〇八・〇〇〇〇	〇・九八・五〇〇〇	〇・八八・〇〇〇〇	〇・七七・五〇〇〇	〇・六七・〇〇〇〇	〇・五六・五〇〇〇	〇・四六・〇〇〇〇	〇・四七	〇・四六	〇・四五	〇・四四	〇・四三	〇・四二	〇・四一	〇・四〇
三〇〇	四・五〇	三・七五	三・〇〇・〇〇〇〇	二・二〇・〇〇〇〇	一・六五・〇〇〇〇	一・二〇・〇〇〇〇	一・一〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九〇・〇〇〇〇	〇・八〇・〇〇〇〇	〇・七〇・〇〇〇〇	〇・六〇・〇〇〇〇	〇・五〇・〇〇〇〇	〇・五〇	〇・四九	〇・四八	〇・四七	〇・四六	〇・四五	〇・四四	〇・四三
三一〇	四・六五	三・八七五	三・一〇・〇〇〇〇	二・二六・五〇〇〇	一・六九・〇〇〇〇	一・二三・五〇〇〇	一・一三・〇〇〇〇	一・〇二・五〇〇〇	〇・九二・〇〇〇〇	〇・八一・五〇〇〇	〇・七一・〇〇〇〇	〇・六〇・五〇〇〇	〇・五〇・〇〇〇〇	〇・五一	〇・五〇	〇・四九	〇・四八	〇・四七	〇・四六	〇・四五	〇・四四
三二〇	四・八〇	四・〇〇	三・二〇・〇〇〇〇	二・二七・〇〇〇〇	一・七三・〇〇〇〇	一・二六・〇〇〇〇	一・一六・〇〇〇〇	一・〇五・〇〇〇〇	〇・九五・〇〇〇〇	〇・八四・〇〇〇〇	〇・七四・〇〇〇〇	〇・六三・〇〇〇〇	〇・五三・〇〇〇〇	〇・五二	〇・五一	〇・五〇	〇・四九	〇・四八	〇・四七	〇・四六	〇・四五
三三〇	四・九五	四・一二五	三・三〇・〇〇〇〇	二・三一・五〇〇〇	一・七六・〇〇〇〇	一・二九・五〇〇〇	一・一九・〇〇〇〇	一・〇八・五〇〇〇	〇・九八・〇〇〇〇	〇・八七・五〇〇〇	〇・七七・〇〇〇〇	〇・六六・五〇〇〇	〇・五六・〇〇〇〇	〇・五三	〇・五二	〇・五一	〇・五〇	〇・四九	〇・四八	〇・四七	〇・四六
三四〇	五・一〇	四・二五	三・四〇・〇〇〇〇	二・三六・〇〇〇〇	一・七九・〇〇〇〇	一・三二・〇〇〇〇	一・二二・〇〇〇〇	一・一一・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九〇・〇〇〇〇	〇・八〇・〇〇〇〇	〇・七〇・〇〇〇〇	〇・六〇・〇〇〇〇	〇・五四	〇・五三	〇・五二	〇・五一	〇・五〇	〇・四九	〇・四八	〇・四七
三五〇	五・二五	四・三七五	三・五〇・〇〇〇〇	二・四一・五〇〇〇	一・八二・〇〇〇〇	一・三五・五〇〇〇	一・二五・〇〇〇〇	一・一四・五〇〇〇	一・〇四・〇〇〇〇	〇・九三・五〇〇〇	〇・八三・〇〇〇〇	〇・七二・五〇〇〇	〇・六二・〇〇〇〇	〇・五五	〇・五四	〇・五三	〇・五二	〇・五一	〇・五〇	〇・四九	〇・四八
三六〇	五・四〇	四・五〇	三・六〇・〇〇〇〇	二・四三・〇〇〇〇	一・八四・〇〇〇〇	一・三七・〇〇〇〇	一・二七・〇〇〇〇	一・一六・〇〇〇〇	一・〇六・〇〇〇〇	〇・九五・〇〇〇〇	〇・八五・〇〇〇〇	〇・七四・〇〇〇〇	〇・六四・〇〇〇〇	〇・五六	〇・五五	〇・五四	〇・五三	〇・五二	〇・五一	〇・五〇	〇・四九
三七〇	五・五五	四・六二五	三・七〇・〇〇〇〇	二・四六・五〇〇〇	一・八七・〇〇〇〇	一・四〇・五〇〇〇	一・二九・〇〇〇〇	一・一八・五〇〇〇	一・〇八・〇〇〇〇	〇・九七・五〇〇〇	〇・八七・〇〇〇〇	〇・七六・五〇〇〇	〇・六六・〇〇〇〇	〇・五七	〇・五六	〇・五五	〇・五四	〇・五三	〇・五二	〇・五一	〇・五〇
三八〇	五・七〇	四・七五	三・八〇・〇〇〇〇	二・四九・〇〇〇〇	一・九〇・〇〇〇〇	一・四二・〇〇〇〇	一・三一・〇〇〇〇	一・二〇・〇〇〇〇	一・一〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九〇・〇〇〇〇	〇・七九・〇〇〇〇	〇・六九・〇〇〇〇	〇・五八	〇・五七	〇・五六	〇・五五	〇・五四	〇・五三	〇・五二	〇・五一
三九〇	五・八五	四・八七五	三・九〇・〇〇〇〇	二・五二・五〇〇〇	一・九三・〇〇〇〇	一・四五・五〇〇〇	一・三三・〇〇〇〇	一・二二・五〇〇〇	一・一二・〇〇〇〇	一・〇二・五〇〇〇	〇・九二・〇〇〇〇	〇・八一・五〇〇〇	〇・七一・〇〇〇〇	〇・五九	〇・五八	〇・五七	〇・五六	〇・五五	〇・五四	〇・五三	〇・五二
四〇〇	六・〇〇	五・〇〇	四・〇〇・〇〇〇〇	三・〇〇・〇〇〇〇	二・〇〇・〇〇〇〇	一・五〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	一・一〇・〇〇〇〇	一・〇〇・〇〇〇〇	〇・九〇・〇〇〇〇	〇・八〇・〇〇〇〇	〇・七〇・〇〇〇〇	〇・六〇	〇・五九	〇・五八	〇・五七	〇・五六	〇・五五	〇・五四	〇・五三

單利積算表

年次	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十五年	二十年
五分	〇・〇五	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・三五	〇・四〇	〇・四五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇
六分	〇・〇六	〇・一二	〇・一八	〇・二四	〇・三〇	〇・三六	〇・四二	〇・四八	〇・五四	〇・六〇	〇・九〇	一・二〇
七分	〇・〇七	〇・一四	〇・二一	〇・二八	〇・三五	〇・四二	〇・四九	〇・五六	〇・六三	〇・七〇	一・〇五	一・四〇
八分	〇・〇八	〇・一六	〇・二四	〇・三二	〇・四〇	〇・四八	〇・五六	〇・六四	〇・七二	〇・八〇	一・二〇	一・六〇
一割	〇・一〇	〇・二〇	〇・三〇	〇・四〇	〇・五〇	〇・六〇	〇・七〇	〇・八〇	〇・九〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇
一割二分	〇・一二	〇・二四	〇・三六	〇・四八	〇・六〇	〇・七二	〇・八四	〇・九六	一・〇八	一・二〇	一・八〇	二・四〇

複利積算表

年次	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
三分	一・〇三〇〇	一・〇六〇九	一・〇九二七	一・一二五五	一・一五九二	一・一九三四	一・二二九八
四分	一・〇四〇〇	一・〇八一六	一・一二四八	一・一六九八	一・二一六六	一・二六五三	一・三一九三
五厘	一・〇四五〇	一・〇九〇二	一・一三六七	一・一八四四	一・二三四五	一・二八四八	一・三四〇四
五分	一・〇五〇〇	一・一〇二五	一・一五七六	一・二一五五	一・二七六二	一・三四〇一	一・四〇七一
六分	一・〇六〇〇	一・一二三六	一・一九一〇	一・二六二四	一・三三八二	一・四一八五	一・五〇三六
七分	一・〇七〇〇	一・一四四九	一・二二五〇	一・三一〇七	一・四〇二六	一・五〇一九	一・六〇七八
三厘	一・〇七三〇	一・一五〇九	一・二三〇二	一・三一六一	一・四〇四二	一・五〇二九	一・六一〇二
八分	一・〇八〇〇	一・一六六四	一・二五九三	一・三四九二	一・四四〇五	一・五四三二	一・六五一二
一割	一・一〇〇〇	一・二一〇〇	一・三三一〇	一・四六四一	一・六一〇五	一・七七一六	一・九四八七

日歩を年利に換算

日歩壹厘乃至五錢ノ換算左ノ如シ

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛
一〇	三七	二〇	七三	三〇	一一	四〇	一四六	五〇	一八二五
一一	四〇	二一	七六	三一	一一三	四一	一四九	五一	一八五〇
一二	四三	二二	八〇	三二	一一六	四二	一五三	五二	一八七五
一三	四七	二三	八三	三三	一二〇	四三	一五六	五三	一九〇〇
一四	五一	二四	八七	三四	一二三	四四	一六〇	五四	一九二五
一五	五五	二五	九一	三五	一二七	四五	一六四	五五	一九五〇
一六	五八	二六	九五	三六	一三一	四六	一六八	五六	一九七五
一七	六二	二七	九九	三七	一三五	四七	一七二	五七	二〇〇〇
一八	六六	二八	一〇二	三八	一三八	四八	一七五	五八	二〇二五
一九	六九	二九	一〇六	三九	一四二	四九	一七九	五九	二〇五〇
二〇	七三	三〇	一一〇	四〇	一四六	五〇	一八二五	六〇	二〇七五

年利を日歩に換算

年利壹厘乃至二割五分ヲ日歩ニ換算スレバ左ノ如シ

年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩
割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛
一〇	二七	一三五	三七	一六〇	四三三	一八五	五〇	二一〇	五七
一一	三〇	一三八	三八	一六三	四四	一八八	五一	二一三	五八
一二	三三	一四一	三九	一六六	四四	一九一	五二	二一六	五九
一三	三五	一四四	三九	一六九	四五	一九五	五三	二一九	六〇
一四	三八	一四七	四〇	一七二	四七	一九八	五四	二二二	六〇
一五	四一	一五〇	四一	一七五	四八	二〇一	五五	二二五	六一
一六	四四	一五三	四二	一七八	四八	二〇四	五六	二二八	六二
一七	四六	一五六	四二	一八一	四九	二〇七	五七	二三一	六三
一八	四九	一五九	四三	一八四	五〇	二一〇	五七	二三四	六四
一九	五二	一六二	四四	一八七	五一	二一三	五八	二三七	六四
二〇	五五	一六五	四五	一九〇	五二	二一六	五九	二四〇	六五

米價換算

一圓ニ付四升乃至一斗ノ換算左ノ如シ

本表ハ毎半年ニ利子ヲ元金ニ繰込ミ元金ノ合計ヲ示スモノナリ

年	元金
八年	一・二六九
九年	一・三九三
十年	一・五一八
十五年	二・二九二
二十年	三・一八〇
二十五年	四・三二九
三十年	五・八九八
三十五年	七・九〇七
四十年	一〇・七〇八
四十五年	一四・五八一
五十年	一九・七一二

年利を月歩及日歩に換算

年利二割、一割五分、一割二分ノ三種ヲ換算スレバ左ノ如シ但シ一年間ノ日數ヲ三百六十日トシテ計算セシモノナリ、次ノ表モ之ニ同シ

利息ノ割合	元金一ケ年ノ利子	月歩	日歩
年二割	二〇〇円	一・六六六六	〇・〇五五五
年一割五分	一〇〇	一・二五〇〇	〇・〇四一六
年一割二分	一〇〇	一・〇〇〇〇	〇・〇三三三

日歩を年利に換算

日歩壹厘乃至五錢ノ換算左ノ如シ

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛	銭厘毛	割分厘毛
一〇	三七	二〇	七三	三〇	一一	四〇	一四六	五〇	一八二五
一一	四〇	二一	七六	三一	一一三	四一	一四九	五一	一八五〇
一二	四三	二二	八〇	三二	一一六	四二	一五三	五二	一八七五
一三	四七	二三	八三	三三	一二〇	四三	一五六	五三	一九〇〇
一四	五一	二四	八七	三四	一二三	四四	一六〇	五四	一九二五
一五	五五	二五	九一	三五	一二七	四五	一六四	五五	一九五〇
一六	五八	二六	九五	三六	一三一	四六	一六八	五六	一九七五
一七	六二	二七	九九	三七	一三五	四七	一七二	五七	二〇〇〇
一八	六六	二八	一〇二	三八	一三八	四八	一七五	五八	二〇二五
一九	六九	二九	一〇六	三九	一四二	四九	一七九	五九	二〇五〇
二〇	七三	三〇	一一〇	四〇	一四六	五〇	一八二五	六〇	二〇七五

米價換算

一圓ニ付四升乃至一斗ノ換算左ノ如シ

租稅納期一覽

一圓ニ付	一俵(四斗)ニ付	一石ニ付	一圓ニ付	一俵(四斗)ニ付	一石ニ付
升合	円	円	升合	円	円
四〇	一〇・〇〇〇〇	二五・〇〇〇〇	七一	五・六三三八	一四・〇八四五
四一	九・七五六〇	二四・三九〇二	七二	五・五五五五	一三・八八八八
四二	九・五二三八	二三・八〇九五	七三	五・四七九四	一三・六九八六
四三	九・三〇二三	二三・二五五八	七四	五・四〇五四	一三・五一三五
四四	九・〇九〇九	二二・七二七二	七五	五・三三三三	一三・三三三三
四五	八・八八八八	二二・二二二二	七六	五・二六三一	一三・一五七八
四六	八・六九五六	二一・七三九三	七七	五・一九四八	一二・九八七〇
四七	八・五一〇六	二一・二七六五	七八	五・一二八二	一二・八二〇五
四八	八・三三三三	二〇・八三三三	七九	五・〇六三二	一二・六五八二
四九	八・一六三二	二〇・四〇八一	八〇	五・〇〇〇〇	一二・五〇〇〇
五〇	八・〇〇〇〇	二〇・〇〇〇〇	八一	四・九三八三	一二・三四五六
五一	七・八四三一	一九・六〇八〇	八二	四・八七八〇	一二・一九五一
五二	七・六九二三	一九・二三〇八	八三	四・八一九三	一二・〇四八一
五三	七・五四七二	一八・八六八〇	八四	四・七六一九	一一・九二一四
五四	七・四〇七四	一八・五一八五	八五	四・七〇五八	一一・七六四七
五五	七・二七二七	一八・一八一八	八六	四・六五一一	一一・六二七九
五六	七・一四二八	一七・八五七一	八七	四・五九七七	一一・四九四二
五七	七・〇一七五	一七・五四三八	八八	四・五四五五	一一・三六三六
五八	六・八九六五	一七・二四一三	八九	四・四九四三	一一・二三五九
五九	六・七七九六	一六・九四九一	九〇	四・四四四四	一一・一一一一
六〇	六・六六六六	一六・六六六六	九一	四・三九五六	一〇・九八九〇
六一	六・五五七三	一六・三九三四	九二	四・三四七八	一〇・八六九五
六二	六・四五一六	一六・一二九〇	九三	四・三〇一〇	一〇・七五二六
六三	六・三四九二	一五・八七二九	九四	四・二五五三	一〇・六三八二
六四	六・二五〇〇	一五・六二五〇	九五	四・二一〇五	一〇・五二六三
六五	六・一五三八	一五・三八四六	九六	四・一六六六	一〇・四一六六
六六	六・〇六〇六	一五・一五一五	九七	四・一二三六	一〇・三〇九二
六七	五・九七〇一	一四・九二五三	九八	四・〇八一六	一〇・二〇四〇
六八	五・八八二三	一四・七〇五八	九九	四・〇四〇四	一〇・一〇一〇
六九	五・七九七一	一四・四九二七	一〇〇	四・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇
七〇	五・七一四二	一四・二八五七			

月別	項目		收納區分	期限
一月	地租	田租	前年第一期 四分ノ一	前年十二月十六日ヨリ本月十五日限
		宅地租	前年第二期 二分ノ一	一日ヨリ卅一日
		北海道地租	前年宅地租第二期 二分ノ一	本月十日ヨリ二月末日限
	所得稅	所得稅(第三種)	前年第三期	一日ヨリ十五日限
二月	地租	田租	前年第二期 四分ノ一	一日ヨリ末日限
		北海道地租	前年宅地租第二期 二分ノ一	一月十日ヨリ本月末日限
	酒造稅	酒造稅	前年第三期 前々年十月一日ヨリ前年四月三十日迄査定濟石數ニ係ル稅額四分ノ一及前年五月一日ヨリ九月三十日迄査定石數ニ係ル稅額二分ノ一	十六日ヨリ二十八日限
三月	地租	田租	前年第三期 四分ノ一	一日ヨリ三十一日限
	所得稅	所得稅(第三種)	前年第四期	一日ヨリ十五日限
	酒稅	酒造稅	前年第四期 第一期ヨリ第三期迄納額ノ殘數	十六日ヨリ三十一日限
	醬油稅	醬油造石稅	前年第三期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄査定石數ニ係ル稅額	三十一日限
		自家用醬油稅	前年後期分	三十一日限
四月	地租	北海道地租	前年宅地租以外ノ地租第二期 二分ノ一	一日ヨリ五月三十一日限
五月	地租	田租	前年第四期 四分ノ一	一日ヨリ三十一日限
		北海道地租	前年宅地租以外ノ地租第二期 二分ノ一	四月一日ヨリ本月三十一日限
六月	營業稅	營業稅	第一期	一日ヨリ卅日限
七月	地租	宅地租	第一期 二分ノ一	一日ヨリ三十一日限
		北海道地租	宅地租第一期 二分ノ一	一日ヨリ八月三十一日限
	酒稅	酒造稅	第一期 前年十月一日ヨリ其年四月三十日迄査定石數ニ係ル稅額四分ノ一	十六日ヨリ三十一日限
	醬油稅	醬油造石稅	第一期 一月一日ヨリ四月三十日迄査定石數ニ係ル稅額	三十一日限

月別	項目		收納區分	期限
八月	地租	北海道地租	宅地租第一期 二分ノ一	七月一日ヨリ本月三十一日限
九月	地租	畑及雜地租	第一期 二分ノ一	一日ヨリ卅日限
	所得稅	所得稅(第三種)	第一期	一日ヨリ卅日限
	地租	北海道地租	宅地租以外ノ地租第一期 二分ノ一	一日ヨリ十一月三十日限
十月	酒稅	酒造稅	第二期 前年十月一日ヨリ其年四月三十日迄査定石數ニ係ル稅額四分ノ一	十六日ヨリ三十一日限
	醬油稅	自家用醬油稅	前期分	三十一日限
	地租	畑及雜地租	第二期 二分ノ一	一日ヨリ卅日限
		北海道地租	宅地租以外ノ地租第一期 二分ノ一	十月一日ヨリ本月三十日限
十一月	所得稅	所得稅(第三種)	第二期	一日ヨリ十五日限
	醬油稅	醬油造石稅	第二期 五月一日ヨリ八月三十一日迄査定石數ニ係ル稅額	三十日限
	營業稅	營業稅	第二期	一日ヨリ卅日限
十二月	地租	田租	第一期 四分ノ一	十六日ヨリ翌年一月十五日限

本表ハ朝鮮、臺灣、樺太ノ分竝東京府管内八丈島、鹿兒島縣大島郡及沖繩縣ノ地租納期、伊豆七島ノ舊慣ニ依リ徴收スル租稅納期ハ之ヲ省ク

◎各國度量衡比較表 (其一)

種別	國別	尺度 外國尺	分度比例	日本曲尺
英米	英國	吋(インチ)	……	八分三厘八毛
		呎(フート)	一呎=一二吋	一尺五厘八毛
		碼(ヤート)	一碼=三呎	三尺一分七厘五毛
		鎖(チエイン)	一鎖=六十六呎	十一間六厘四毛
		哩(マイル)	一哩=八十鎖	十四町四十五間
獨逸佛蘭西伊太利白耳義和蘭		センチリートル	一=十(ミリメートル)	三分三厘
		デシメートル	一=百(センチメートル)	三寸三分
		メートル	一=千(センチメートル)	三尺三寸
		デカメートル	一=十(メートル)	三十三尺
		エクトメートル	一=百(メートル)	五十五間

種別	國別	容量 外國容量	分量比例	日本容量
英米	英國	(パイント)	……	石・斗・升合
		ガロン	一=八(パイント)	三、一五〇
		ブツセル	一=八(ガロン)	三、〇五〇
獨逸佛蘭西伊太利白耳義和蘭		センチメートル	一=百分一(リートル)	二五、一九
		デシリートル	一=十分一(リートル)	二四、四二〇
		リートル	一=百(センチリートル)	二〇一、四九〇
		デカリートル	一=十(リートル)	一九五、三四〇
		エクトリートル	一=百(リートル)	〇、〇五五
		キロリートル	一=千(リートル)	五五四
		ミリヤリートル	一=十(キロリートル)	五五、四三五
		シトーフ	一=二(ボルシトーフ)	五五、四三五、二四四
		ウエドロー	一=八(シトーフ)	八、五二五
		キロメートル	一=千(メートル)	九町十間
		ミリオメートル	一=十(キロメートル)	二里十九町四十間
露西亞		リニヤ	……	七厘
		ドイム	一=十二(リニヤ)	八分三厘八毛
		フウト	一=十二(ドイム)	一尺五厘八毛
		サーゼン	一=七(フウト)	七尺四分九毛
		ウエルスト	一=五百(サーゼン)	九町四十六間四尺
支那		寸(ツオン)	一=十分(フン)	一寸一分七厘一毛
		尺(チー)	一=十=(十百分)	一尺一寸七分一厘五毛
		丈(ツアン)	一=十尺=百寸	十一尺七寸一分五厘
		里(リ)	……	五町十五間 尺
朝鮮		絹尺(ナヤー)	各一=十寸(ツアン)	一尺五寸八分
		營造尺		一尺一分
		周尺		六寸四分二厘
		步(ブー)	一=五周尺	三尺八寸五分二厘
		里(ニー)	一=三十六步	三町五十一間七寸二分

◎各國度量衡比較表 (其二)

◎各國度量衡比較表（其三）

區別	種別	外國衡量	分量比例	日本衡量
露西亞		ガボネツ	一＝八（ガルネツ）	二、七二〇
	穀類	チツトウエリーク	一＝八（チットウエリーク）	一四、八〇〇
		チツトウエリーク		五七、六〇〇
支那		升（セン）	一＝十五（ホー）	五七、六〇〇
		斗（タウ）	一＝十升＝百合	五七、六〇〇
		石（タン）	一＝十斗＝百升	五七、六〇〇
		斛（コイ）	一＝十六斗＝百六十升	九二四、六〇〇
朝鮮	秋穀斗	升（デイ）	一＝十合（ホプ）	四七、二六〇
		斗（マル）	一＝十升	四七、二六〇
	石		一＝十斗	四七、二六〇
	市小升	……	……	四二、五〇〇
	市大升		一＝三（市小升）	一三、五〇〇

區別	種別	外國衡量	分量比例	日本衡量
英國		オンス	一＝十六（ドラム）	七、五〇〇
米國		ポンド	一＝十六（オンス）	一二〇、九〇〇
		ストーン	一＝十四（ポンド）	一、六二〇、〇〇〇
		クオーター	一＝二十八（ポンド）	三、二六〇、八〇〇
		ハンドレットウエート	一＝百十二（ポンド）	三、六四七、二〇〇
	英米	トン	一＝二十（ハンドレットウエート）	二七、〇五〇、四〇〇
佛蘭西		センチグラム	一＝十（ミリグラム）	二四一、九三〇、〇〇〇
伊太利		デシグラム	一＝十（センチグラム）	〇、〇〇三
白耳義		グラム	一＝百（センチグラム）	〇、〇三〇
		デカグラム	一＝十（グラム）	〇、三〇
		エクトグラム	一＝百（グラム）	三、二六七
		キログラム	一＝千（グラム）	三、二六七
		ミリヤグラム	一＝十（キログラム）	三、二六七
	（ゾロトニツク）	……	……	二、六六七
	チナフント		一＝八（ゾロトニツク）	二、六六七
			一＝十二（ラナ）	九、一〇〇

◎各國貨幣比較表

國名	本位	標準貨	補助通貨トノ比價	日本金貨換算價格
英吉利	金	ポンド（磅）	一磅＝二十志＝二百四十片	九四七七錢二厘
獨逸	金	マーク（馬）	一馬＝百布（フエンニツヒ）	四十七錢九厘
佛蘭西	銀金	フラン（法）	一法＝百桑（サンチーム）	三十八錢七厘
瑞西				
白耳義				
米合衆國	金	ドルラー（弗）	一弗＝百仙（セント）	二四八錢
露西亞	金	ルーブー（留）	一留＝百哥（コペック）	一四三錢四厘
瑞典				
諾威	金	クローネ	一（クローネ）＝百（オーレ）	五三錢八厘
丁抹				
葡萄牙	金	ミルリー	一（ミルリー）＝百（レイ）	二四六錢八厘
埃匈牙利	金	クラウン	一（クラウン）＝〔五十（クロイツエル）〕	四十錢七厘
埃及	金	ポンド	一（ポンド）＝〔百（ピヤストル）〕	九四九二錢五厘
キユバ	金銀	フロリン	……	一四八五錢九厘
ブラジル	金	ミルリー	一（ミルリー）千（レース）	一四九錢六厘
智利	金	ペソ	一（ペソ）＝百（センタボス）	七三錢四厘
土耳古	金	ピアストル	一（ピアストル）＝〔四十（パラス）〕	八錢八厘
和蘭	金銀	フロリン	一（フロリン）百仙（セント）	八十錢七厘

◎年數早見表（上部ハ年號及年數ニシテ其下部右方ノ數字ハ大正五年ヨリ遡リテ數ヘル年數ナリ例ヘバ明治初年生レナレバ四十九歳、辰）年ナルヲ知ルベシ

甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
正德四	五	享保	二	三	四	五	六	七	八
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
延享	二	元文	三	寬延	寶暦	明和	安永	天明	寬政
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
明和	二	四	五	六	七	八	九	十	十一
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
四	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
文化	二	三	四	五	六	七	八	九	十
十一	十二	十三	十四	十五	六	七	八	九	十
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
弘化	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
安政	二	三	四	五	六	七	八	九	十
元治	慶應	二	三	四	五	六	七	八	九
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
慶應	二	三	四	五	六	七	八	九	十
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
明治	二	三	四	五	六	七	八	九	十
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四
三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六
三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七
三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一
四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二
四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三
四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四
四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五
四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六
四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七
四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八
五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九
五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一
五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二
五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三
五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四
五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五
五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六
五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七
五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八
六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九
六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十
六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一
六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二
六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三
六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四
六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五
六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六
六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七
六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八
七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九
七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十
七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一
七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二
七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三
七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四
七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五
七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六
七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七
七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八
八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九
八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十
八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一
八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二
八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三
八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四
八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五
八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六
八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七
八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八
九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九
九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	百
九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	百	百一
九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	百	百一	百二
九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	百	百一	百二	百三
九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	百	百一	百二	百三	百四
九十六	九十七	九十八	九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五
九十七	九十八	九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六
九十八	九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七
九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八
百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九
百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十
百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一
百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二
百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三
百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四
百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五
百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六
百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七
百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八
百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九
百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	二百
百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	二百	二百一
百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	二百	二百一	二百二
百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	二百	二百一	二百二	二百三
百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四
百十六	百十七	百十八	百十九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五
百十七	百十八	百十九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六
百十八	百十九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七
百十九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八
二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九
二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百
二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一
二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二
二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三
二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四
二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五
二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六
二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七
二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八
三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九
三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百
三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一
三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二
三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三
三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四
三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五
三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六
三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七
三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八
四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九
四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百
四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一
四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二
四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三
四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四
四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五
四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六
四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七
四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八
五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九
五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百
五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一
五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二
五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三
五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四
五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五
五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六
五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七
五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八
六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九
六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百
六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一
六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二
六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三
六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四
六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五
六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六
六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七
六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八
七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九
七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百
七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一
七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二
七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三
七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四
七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五
七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六
七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七
七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八
八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九
八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百
八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一
八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二
八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三
八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四
八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五
八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六
八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七
八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八
九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九
九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	千
九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	千	千一
九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	千	千一	千二
九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	千	千一	千二	千三
九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	千	千一	千二	千三	千四
九百六	九百七	九百八	九百九	千	千一	千二	千三	千四	千五
九百七	九百八	九百九	千	千一	千二	千三	千四	千五	千六
九百八	九百九	千	千一	千二	千三	千四	千五	千六	千七
九百九	千	千一	千二	千三	千四	千五	千六	千七	千八
千	千一	千二	千三	千四	千五	千六	千七	千八	千九
千一	千二	千三	千四	千五	千六	千七	千八	千九	二千
千二	千三	千四	千五	千六	千七	千八	千九	二千	二千一
千三	千四	千五	千六	千七	千八	千九	二千	二千一	二千二
千四	千五	千六	千七	千八	千九	二千	二千一	二千二	二千三
千五	千六	千七	千八	千九	二千	二千一	二千二	二千三	二千四
千六	千七	千八	千九	二千	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五
千七	千八	千九	二千	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五	二千六
千八	千九	二千	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五	二千六	二千七
千九	二千	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五	二千六	二千七	二千八
二千	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九
二千一	二千二	二千三	二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千
二千二	二千三	二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千	三千一
二千三	二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千	三千一	三千二
二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千	三千一	三千二	三千三
二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千	三千一	三千二	三千三	三千四
二千六	二千七	二千八	二千九	三千	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五
二千七	二千八	二千九	三千	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六
二千八	二千九	三千	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六	三千七
二千九	三千	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六	三千七	三千八
三千	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六	三千七	三千八	三千九
三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六	三千七	三千八	三千九	四千
三千二	三千三	三千四

◎通常小荷物運賃表

哩數	一斤	二斤	三斤	四斤	五斤	六斤	七斤	八斤	九斤	十斤	十一斤	十二斤	十三斤	十四斤	十五斤	十六斤	十七斤	十八斤	十九斤	二十斤
五十哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
百哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
百五十哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
二百哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
三百哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
四百哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
五百哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
七百哩未滿	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢	七錢
七百哩以上	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢	八錢

以上五斤ずつハ其次ノ一斤ヲ增スト雖モ運賃ヲ增スヿナシ

本表ノ運賃ハ一箇毎ニ之ヲ計算スル一斤ハ百六十匁トス

◎行商人及呼賣商人の携帶する商品（貴重品及獸類ヲ除ク）の運賃

哩程	重量廿五斤未滿	重量廿五斤以上五十斤未滿	重量五十斤以上百斤迄
廿五哩以上廿五哩未滿	十錢	二十錢	三十錢
五十哩迄	十五錢	三十錢	四十五錢

以上最高哩程　又ハ斤量超過分ハ普通運賃ニ依ル

一　左ノ物品ハ斤量ニ依ラズ一輛車ニ左ノ割合ニ依ル

物品	一哩ニ付最低運賃	物品	一哩ニ付最低運賃
馬車	金二十錢	自轉車	金二錢
自働車	金二十錢	荷物運搬車	金二錢
人力車	金四錢	小兒車	金二錢
自働自轉車	金三錢		

物品	一哩ニ付最低運賃
自轉車	金四錢
荷物運搬車	金四錢
小兒車	金二錢

物品	一哩ニ付最低運賃
自轉車	金四錢
荷物運搬車	金四錢
小兒車	金二錢

手荷物及小荷物ノ注意　手荷物及小荷物ハ固ク綻前ヲ卸シ若クハ嚴重ニ結束スル等專ラ荷造ノ完全ニ注意スベシ、然ラザレバ托送又ハ配達ヲ斷ラルヽコトアリ○配送附荷物ハ荷送人ノ氏名及配達先ノ町村名、番地並其姓名ヲ荷物ノ外面ニ記載シ又ハ木札等ニ記載ノ上荷物ニ附着スベシ○手荷物托送ハ乘車券ヲ掛員ニ示シ引換符ヲ受取著驛ニテ合符ト引換荷物受取ノ事

◎内國郵便（日支郵便ヲ含ム）

（注意）相互間並在支那帝國郵便官署區內及其相互間ニ發著スルモノヲ稱シ概略內國郵便ニ關スル規定ヲ準用ス

普通郵便

第一種
- 一　書狀　重量四匁又ハ其端數每ニ　金三錢
- 二　書狀ニアラザルモ郵便法ニ依リ第一種郵便物トシテ取扱ハルベキモノ　重量十匁又ハ其端數每ニ　金三錢
- 三　印刷シタル無封書狀及運送狀、保險申込書ノ類ニシテ大部分ヲ印刷シタル無封ノ書狀　重量十匁又ハ其端數每ニ　金二錢

第二種
- 一　通常葉書　金一錢五厘
- 二　往復葉書　封緘葉書　金三錢

（注意）葉書ハ契約書委任狀又ハ受領書等ノ爲ニ收入印紙ヲ裏面ニ貼用スルモ妨ナシ又料額印面ノ汚痕ハ同種ノ切手ヲ貼用スルヿヲ使用スルコトヲ得

第三種　每月一回以上刊行（重量二十匁又ハ其端數每ニ金五厘）（日支郵便ハ十三匁又ハ其端數每ニ金一錢）

書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、

第四種　書畫、圖、商品見本及雛形、博物學上ノ標本　重量三十匁又ハ其端數每ニ　金二錢

日支郵便ナルトキハ商品見本及雛形ニ限リ　二十六匁迄二錢　六十六匁迄五錢　百匁迄十錢

第五種　農產物種子　重量三十匁又ハ其端數每ニ　金一錢　重量四匁迄金一錢五厘　以上四匁每ニ金一錢

有封同文書狀　一箇重量十匁迄金一錢五厘　以上十匁每ニ金一錢

無封同文書狀　一箇ニ付重量二十匁迄金四厘　以上二十匁每ニ金三厘

市內特別取扱郵便

第三種郵便物　同時ニ三千一箇以上ヲ差出ストキハ三千一箇分ヲ一纏ニシ重量二十匁迄每ニ金三厘

第四種郵便物　一箇ニ付重量三十匁迄金六厘　以上三十匁每ニ金五厘　同時ニ三千一箇以上ヲ差出ストキハ三千一箇分ヲ一纏ニシ重量三十匁迄每ニ金五厘

（注意）同時ニ百箇以上差出スモノニシテ全部又ハ大部分ヲ印刷シタル有封、無封書狀及第三種第四種郵便物ヲ市內特別トシテ差出スヿヲ得

逓信郵便

東京市內　大阪市內　金六錢

大阪市內ト京都市內相互間　大阪市內ト神戶市內相互間　金十二錢

東京市內ト橫濱市內相互間　金十二錢

小包郵便物ハ重量六百匁ヲ超過スベカラズ○郵便物ノ表面ニ「速達」ト朱書スベシ○同一差出人ヨリ同一受取人ニ宛テ同時ニ二箇以上差出ストキハ一箇ノ外ハ半額トス

（注意）

通常郵便

容積重量制限

小包郵便

容積　長二尺　幅二尺　厚二尺　幅及厚各五寸以內ノモノハ長サ三尺迄伸バスヿヲ得

重量　內地相互間、內地、臺灣、樺太相互間　一貫六百匁

一　公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ亂スベキ文書圖畫其他ノ物件

二　爆發性、發火性、其他郵便吏員ニ危害ヲ加ヘ又ハ郵便物ニ損害ヲ與フベキ物件但爆發性發火性以外ノ藥品及生活ニ必要ノ病源菌ヲ含有ノ疑アル檢查材料ニシテ特別ノ包裝ヲ施セルモノハ此限ニ在ラズ

禁制品

三　通貨ハ價格表記トシテ差出スヿヲ得ズ○金、銀、寶石、珠玉其他貴重品ハ價格表記又ハ書留トシテ差出スヿヲ得ズ

四　日支郵便ナルトキハ右ノ外一、法令ニ依リ輸出入ヲ禁ズル物品

○特殊取扱

書留

一　書留通常郵便物ハ引受時刻證明ト爲スコトヲ得○差出ノ際「引受時刻證明」ト表記スルヿヲ要ス

二　引受時刻證明郵便物ハ引受ノ際差出人ニ交付スベキ受領證ニ其引受時刻ヲ記入シテ之ヲ證明シ配達郵便局官署ニ於テ其配達ヲ了レルトキハ直ニ之ヲ差出人ニ通知ス

三　書留又ハ價格表記ノ通常郵便物及ビ小包郵便物ハ配達證明ト爲スコトヲ得○配達ヲ了レル時ハ配達郵便局所ヨリ其ノ配達ノ證明ヲ差出人ニ交付ス○差出ノ際表面ニ「配達證明」ト表記スベシ

別配達

一　別配達ノ郵物ハ通常ノ配達時刻ニ拘ラズ特便ヲ以テ配達ス○但配達ノ際、受取人不在等ノ爲メ交付シ能ハザルトキハ別配達ノ効ヲ失フ○表面ニ「別配達」又ハ「何局別配達」ト表記スベシ

二　留置郵便物ハ差出人指定ノ郵便局官署ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待チ之ヲ交付ス○差出人ノ留置郵便官署ヨリ其受取人ニ郵便物ノ到着通知ヲ請求スルコトヲ得

留置

一　日本字又ハ漢字ヲ以テ明記シタル文書ノミヲ內容トスル封緘シタル書留通常郵便物ノ內容證明ト爲スコトヲ得○差出ノ際ハ表面見ヤ易キ場所ニ「內容證明」又ハ「同文內容證明」ト表記スベシ

二　內容證明ノ取扱ヲ受ケントスルトキハ該郵便物ニ內容文章ノ謄本（字詰ハ共ニ一行二十字一枚二十行詰トスベシ）二通ヲ添フルヲ要ス○郵便局ハ檢查ノ上相違アラザルトキハ原本及謄本ノ各一通ニ差出年月日、內容證明ノ旨、郵便官署名ヲ記シ割印ノ上原本ハ封緘シテ差出サシメ證明謄本ノ一通ハ差出人ニ交附シ他ノ一通ハ郵便官署ニ二年間保存ス

三　郵便官署ニ保存スル認證謄本ハ閱覽ヲ求ムルヲ得ベク別ニ謄本ヲ作リテ內容檢查ノ證明ヲ求ムルヲ得ベク又配達濟否ノ證明ヲ求ムルコトモ得ベシ

郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但價格表記ト爲シタルモノハ「書留小包」ト表記スベシ

書留

一　書留ト爲スコトヲ得ス○通常郵便物ハ「書留小包郵便物ハ「書留」ト表記スベシ

二　書留郵便物ハ引受ノ際、差出人ニ該郵便物ノ受領證ヲ交付シ配達又ハ還付ノ際受取人又ハ差出人ヨリ其受領證ヲ差出サシム

密封シタル郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但書留ト爲シタルモノハ價格表記ト爲スコトヲ得ズ且其制限金額ハ金千圓トス

引受時刻證明

配達證明

內容證明

價格表記

一　此郵便物ノ受授ニ付テハ書留郵便物ニ付キ記セル所ニ同ジ○通貨ハ必ズ價格表記ト爲スヿヲ要ス

二　通貨ハ「通貨」、價格表記金何程」其ノ他ノ物件ハ「品名、價格表記金何程」ト表記スベシ

三　「留置」ト表記スベシ

書留又ハ假格表記ノ郵便物ハ代金引替トス其郵便物ト代金トノ引換ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得○此郵便ニ依ル制限金額ハ金十圓トシ錢位未滿ノ端數ヲ付スルコトヲ得ズ○差立ノ際ハ「代金引替何程」ト表記スベシ

代金引換

一 此郵便物ハ到着郵便局官署ニ留置キ其旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テ代金ト引換ニ之ヲ交付ス其留置期間ハ十日間トス

二 取立郵便局官署ニ於テ代金引換郵便物ノ代金ノ取立ヲ爲シタルトキハ差出人ニ其旨ヲ通知スベク差出人ハ其所定ノ期間ニ其通知書及該郵便物ノ受領書並ニ取立金送達料ヲ差出シ取立金ノ交付ヲ受クベシ

三 現金受領證、公債社債等ノ利札、貨物引換證船荷證券等ハ之ヲ引換ニ現金取立ヲ郵便官署ニ委託スルコトヲ得

集金郵便

一 集金郵便ノ取立ヲ了シタルトキハ其旨ヲ委託者ニ通知スル故ニ其ノ通知書又ハ集金郵便受領證及集金送達料ヲ差出シ取立金ノ交付ヲ受クベシ

二 定期刊行物及毎月一回以上發行スル印刷物（第三種郵便物ヲ含ム）及官公署ノ事務ニ關スル無封書狀ハ約束郵便トナスコトヲ得

約束郵便

一 約束郵便物ハ郵便切手ヲ貼用セズ一定ノ期間ノ後通貨ヲ以テ其料金ヲ納付ス

二 受取人ヲ指定セズシテ差出人ノ指定シタル郵便局區内ニ發達スル廣告引札等各種ノ印刷物ヲ廣告郵便物トス

廣告郵便

一 廣告郵便物ハ適宜ノ方ニ依リ配達ス○「廣告郵便」ト明記スベシ

二 在支那帝國郵便官署區内又ハ關東都督府管内發帝國宛ノ日支小包郵便物ニシテ關稅又ハ內國稅ヲ課シタルモノハ之ヲ郵便官署ニ留置キ到着通知書ヲ受取人ニ交付ス受取人ハ通知書ノ日附ヨリ二十日以内ニ稅金ヲ納付シテソノ郵便物ヲ受取ルコトヲ得

○特殊郵便料金

陸上二里以内ハ金二十錢、二里ヲ超過シタルトキハ一里迄毎ニ金十五錢ヲ加フ○配達料不明ノ場合ハ金二十錢ヲ前納スルトキハ引受ケ配達シ不足額ハ受取人ヨリ徵收シ受取人納メザルトキハ差出人ヨリ徵收ス○解船料ハ別ニ其實費額ヲ受取人ヨリ徵收シ受取人納付セザルトキハ差出人ヨリ追徵ス

（注意）臺灣島ニ在リテハ別規定ニ從フ

配達證明料　表面見易キ所ニ「配達證明」ト朱書スルヲ要ス　金三錢

一個ニ付ノ文字ヲ記入スヘシ

差出後二年以後ニ請求スル者ハ金六錢

内容證明料　一個ニ付一通ノ謄本一枚ノモノ　金十錢

二枚以上ハ一枚ヲ增ス毎ニ四錢ヲ加フ○同時ニ二箇以上同文ノモノヲ差出ストキハ内一箇ヲ除キ他ヲ半額トス○差出後二年以内ニ内容檢査ノ證明ヲ請求スルモノハ内容證明料ト同額○認證謄本ノ閱覽ヲ二年以内ニ求ムルモノハ金五錢トス

價格表記料　書留料及郵便料ノ外通貨ハ左記金額十圓迄毎ニ金十錢、其他ノ物品ハ表記金額十圓迄毎ニ金五錢トス○日支郵便モ亦同シ

代金引換料　一口ニ付　金五錢

外ニ取立金送達料トシテ引換金額一圓迄ハ金二錢、五圓迄ハ金四錢、十圓迄ハ金六錢、二十圓迄ハ金十錢、五十圓迄ハ金二十錢、百圓迄ハ金三十錢、百五十圓迄ハ金四十錢、二百圓迄ハ金五十錢、二百圓以上千圓（最高制限金額）迄ハ百圓迄ヲ增ス毎ニ金十錢ヲ加フ

集金郵便料　委托料　一口ニ付　現金受領證ハ　金四錢

證券ハ　金十錢

集金留置通知料　一口ニ付　金三錢

送達料　取立濟ノ金額ニ對シ一口ニ付

金一圓迄金二錢　金五圓迄金四錢　金十圓迄金六錢　金二十圓迄金八錢

金五十圓迄金十錢　金百圓迄金十五錢　金百五十圓迄金二十錢　金二百圓迄金二十五錢　以上百圓迄ヲ增ス毎ニ金五錢加フ○金額ノ制限ハ一口ニ付金十圓ナリ

廣告郵便料　百通又ハ其端數毎ニ　同一郵便區内　金五錢

同一郵便區外　金十二錢

三千一通分ヨリハ百通又ハ其ノ端數毎ニ　同一郵便區内　金四錢

同一郵便區外　金十錢

○小包郵便料金

◎内地相互間　同一郵便區内　普通小包金四錢　書留小包金八錢

同一郵便區外	普通	二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫迄	一貫二百匁迄	一貫四百匁迄	一貫六百匁迄
	書留	八十二	一一六	一四〇	一六四	二〇〇	二二八	二四二	二五六
		一一八	一二四	一三〇	一三六	二四〇	二五二	二六四	二七八
同一郵便區内	普通	二〇	三〇	四〇	五〇	五五	六〇		
	書留	三〇	四〇	五〇	六〇	六五	七〇		

◎内地、臺灣、樺太相互間

普通　二〇　三〇　三五　四〇　四五　五〇　五五　六〇

書留　三〇　四〇　四五　五〇　五五　六〇　六五　七〇

◎内地、臺灣、樺太及朝鮮ト在支那帝國郵便局所區内間又ハ關東都督府管内トノ間並内地、臺灣及樺太ト朝鮮トノ間

書留　三〇　四〇　四五　五〇　五五　六〇　六五　七〇

普通小包郵便物ハ「小包」、書留小包郵便物ハ「書留小包」ト其郵便物ノ表面ニ記載スベシ○差出人ノ請求ニヨリ小包郵便物ヲ還付シ又ハ同一郵便區外ヘ轉送スルトキハ更ニ郵便料ヲ徵收セラル

（注意）

帝國及在支那帝國郵便官署區内又ハ關東都督府管内相互間

日支

二百匁迄　四百匁迄　六百匁迄　八百匁迄

三十錢　四十錢　四十五錢　五十錢

一貫匁迄　一、二百匁迄　一、四百匁迄　一、六百匁迄

五十五錢　六十錢　六十五錢　七十錢

在支那帝國郵便官署區内及關東都督府管内相互間

二百匁迄　四百匁迄　六百匁迄　八百匁迄

十二錢　十八錢　二十四錢　三十錢

一貫匁迄　一、二百匁迄　一、四百匁迄　一、六百匁迄

三十六錢　四十二錢　四十八錢　五十四錢

小包

在支那帝國郵便官署區内及關東都督府管内並在支那帝國郵便官署區内相互間

二三〇匁迄　二四〇匁迄　二五〇匁迄　二六〇匁迄

十五錢　二十錢　三十錢　四十錢　五十錢　八十錢

在支那帝國郵便官署區内

四八〇匁迄　十錢　三二〇匁迄　二十錢　一六〇〇匁迄　三十錢

（注意）

在支那帝國郵便官署區内ト雖モ當該官署所在地トノ間ニ發著スル小包郵便物ハ前記在支那帝國郵便官署區内及關東都督府管内間並在支那帝國郵便官署區内相互間ノ料金ヲ徵收セラル

◎内國郵便爲替

通常爲替　證書一枚ニ付　金二百圓

電信爲替　同　金二百圓

金額制限　小爲替　同　金十圓

（注意）

通常爲替及小爲替ノ金額ハ錢位未滿ノ端數ヲ付スルヲ得ズ○又郵便爲替ノ差出人及受取人ハ各一名ニ限ル

一般

通常爲替　二十圓迄二十錢　五十圓迄二十錢　百圓迄三十錢

百五十圓迄四十錢　二百圓迄五十錢

電信爲替　廿圓迄卅五錢　五十圓迄五十五錢　百圓迄七十五錢　百五十圓迄九十五錢　二百圓迄一圓十五錢

小爲替　一圓迄二錢　五圓迄四錢　十圓迄六錢

爲替料金

特別　電信爲替　内地、臺灣、樺太、朝鮮、滿洲又ハ支那ニ在ル各局所ト其以外ノ各局所トノ間及支那ニ在ル各局所間但シ朝鮮ニ在ル郵便局所ト滿洲ニ在ル郵便局所トノ間ニ取組ムモノハ此ノ限ニアラス

二十圓迄五十錢　五十圓迄八十錢　百圓迄一圓十錢　百五十圓迄一圓四十錢　二百圓迄一圓七十錢

爲替證書ノ有效期間　通常爲替　九十日

電信爲替　九十日

小爲替　六十日

千島國、琉球國、小笠原島、伊豆諸島、臺灣樺太、朝鮮鬱陵島ニ設置ノ郵便局所ト取組ミタル郵便爲替證書ノ有效期限ハ百二十日ナリ但同一國内又ハ同一島内ニ取組ミタルモノハ此限リニ在ラズ又千島及樺太ニ設置ノ郵便局所ト取組ミタル通常爲替證書及電信爲替ニ對シテハ每年十二月一日ヨリ翌年四月三十日迄ハ其有效期間ノ中ニ算入セラレサルモノトス

線引讓渡トハ郵便爲替證書ノ裏面ニ二ツノ平行線ヲ引ク之ヲ銀行ニ譲渡ス方法ニシテ特ニ讓受銀行ヲ指定セントスルトキハ其線内ニ銀行ノ名稱ヲ記スベシ然ルトキハ郵便局ニ於テ其讓受銀行ニ對シ拂渡ヲ爲ステリ

一

讓受銀行ハ讓メ爲替ノ拂渡ヲ受ケントスル郵便局ヲ指定シ所

線引讓渡

二 轄遞信局長ノ承認ヲ受クルトキハ爲替證書ニ指定シタル拂渡郵便局所ノ如何ニ拘ラズ最寄ノ郵便局所ニ就キ之ガ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

三 遞信大臣ハ手形交換所組合銀行ノ申請アルトキハ郵便局吏員ヲ手形交換所ニ派出シ郵便爲替證書ノ拂渡ヲ爲サシムルコトアルベシ

郵便爲替ノ特殊取扱手數料

通常爲替ノ證書送達料　證書一枚ニ付　金五錢

通常爲替ニ關スル訂正通知料
- い　郵便物差立前ニ係ルトキハ料金不要
- ろ　其差立後ハ郵便ニ依ル者　證書一枚ニ付金三錢　電信ニ依ル者　證書一枚ニ付相當電報料

通常爲替ノ拂渡停止　い　郵便物差立前ニ係ルトキハ料金不要　又ハ解除請求料　ろ　其差立後ハ郵便ニ依ル者　證書一枚ニ付金三錢　電信ニ依ル者　證書一枚ニ付相當電報料

爲替金渡濟通知料、爲替金拂渡濟否取調請求料　證書一枚ニ付　郵便ニ依ルモノ　金三錢　電信ニ依ルモノ　相當電報料

有効期間經過爲替證書ノ爲替金拂戻請求料亡失毀損汚斑爲替證書ノ爲替金拂戻請求料、爲替ノ拂渡又ハ拂戻局所變更請求料、有効期間經過又ハ亡失毀損汚斑爲替證書ノ再度證書請求料　爲替一口ニ付　通常又ハ電信爲替　金六錢　小爲替　金三錢

電信爲替至急通報料　電信爲替料ニ相當スル金額

電信爲替通報及證書別配達料　郵便別配達料ニ相當スル金額

郵便爲替金ノ居宅拂手數料　一口ニ付　通常又ハ電信爲替　金五錢　小爲替　金三錢

拂渡停延

(一)通常爲替證書違式ノトキ　(二)通常爲替振出請求書違式ノトキ　(三)通常爲替振出請求書未達ノトキ　(四)通常爲替證書ト通常爲替振出請求書ト金額符合セザルトキ　(五)拂渡資金缺乏ノトキ○但シ通常爲替ノ受取人ハ通常爲替證書ト通常爲替振出請求書ト金額符合セザル場合ニ於テ其少ナキ金額ヲ限度トシテ又拂渡資金缺乏ノ場合ニ於テハ郵便局所ニ拂渡シ得ル金額ヲ限度トシテ爲替金ノ假拂ヲ請求スルコトヲ得

◎郵便貯金

預入

通則

一 一人一度ノ預金ハ十錢以上トシ端數ハ厘位ニ限ル

二 貯金總額ハ(一)公共團體、社寺學校又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ノ預入金(二)命令ノ規定ニ依ル共同貯金ノ預入金(三)產業組合ノ預入金(四)振替計算ノ爲ニスル預入金ノ外ハ元利ヲ合セテ千圓ヲ超過スルコトヲ得ズ

三 貯金ノ金額此制限ニ超過シタル場合ニ於テ貯金預ケ人之ヲ其制限以內ニ減額セザルトキハ郵便官署ハ其制限以內ニ減額スルニ必要ナル限度ニ於テ貯金ノ一部ヲ以テ國債證券ヲ購入シ保管ス

通常預入

新規　新ニ貯金ノ預入ヲ爲サムトスル者ハ郵便局所ニ於テ交付スル用紙ニ依リ貯金預入申込書ヲ調製シ之ニ現金ヲ添ヘ郵便局所ニ差出シ通帳ヲ受取ルベシ

再度以後　貯金預ケ人再度以後ノ預入ヲ爲サントスルトキハ現金ヲ郵便局所ニ差出シ通帳ニ其ノ記入ヲ受クベシ

切手預入

預入　郵便切手ニ依リ貯金ノ預入ヲ爲サントスル者ハ郵便局ノ交付スル郵便切手貯金臺紙ニ同一種類ノ郵便切手ヲ臺紙相當欄全部ニ貼付シ郵便局所ニ差シ出シ通帳ニ記入ヲ受クベシ○郵便貯金臺紙ハ之レヲ製スルコトヲ得

切手　郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル郵便切手ハ左ノ五種トス

五厘　壹錢　壹錢五厘　貳錢　參錢

制限　預入シ得ル高ハ一人ニ付一月內壹圓ヲ超ユルヲ得ズ違フ者アルトキハ其制限超過額ハ無効トシ消印シタル郵便切手ニ對シテハ代償ヲ爲サズ

證券預入

預入　證券ニ依リ貯金ノ預入ヲ爲サムトスル者ハ證券ヲ郵便局所ニ差出シ通帳ニ記入ヲ受クベシ

預入スルコトヲ得ル證券ハ左ノ數種トス

各種國債、新潟、滋賀、山梨、岐阜、福井、石川、

證券

鹿兒島、富山ノ各縣々債、東京、京都、大阪、橫濱、神戸、長崎、廣島、高松ノ各市々債、貯蓄債券、勸業債券、興業債券

北海道拓殖銀行債券並ニ上記各種債券ノ利札(但債券並利札但無記名ノモノニ限ル)郵便爲替證書(但貯金ノ預入ヲ爲ス郵便局ニ於テ當該預ケ人ニ拂渡スベキモノニ限ル)

特別貯金

規約貯金
- 一 組合規約ニ依リ制限ヲ付シテ預入タル貯金ハ之ヲ規約貯金トス
- 二 規約貯金ハソノ取扱ヲ承認シタル郵便局ノ外特殊拂戻ヲ請求スルヲ得ズ
- 三 規約貯金ノ拂戻又ハ其組合脫退ハ證明ヲ要ス

据置貯金
- 一 一定ノ期間拂戻ヲ爲サザル條件ヲ以テ預入シタル貯金ハ之ヲ据置貯金トス
- 二 据置期間ハ三ケ年乃至十ケ年內ニテ預人ノ任意トス

共同貯金　貯金ヲ爲サントスルモノ共同シ總代人ノ名義ヲ以テ預入スル貯金ハ之ヲ共同貯金トス

(注意)上記貯金ノ外、出張取扱貯金、集配人取集貯金、海外貯金等ノ制アリ

利子

利率　郵便貯金ノ利子ハ一箇年元金百分ノ四分八厘トス但千圓以上ノ預入金ニ對シテハ主務省ハ命令ヲ以テ利子ノ割合ヲ低減スルコトヲ得

計算　利子ハ三月三十一日ヲ期トシテ之ヲ計算シ元金ニ加ヘ四月ヨリ更ニ利子ヲ付ス○郵便貯金ハ之ヲ預リタル月及ビ十錢未滿ノ端數ニハ利子ヲ付セズ又拂戻證書發行ノモノハ其發行ノ月ヨリ(拂戻證書ヲ發行セザルモノハ拂戻金拂渡ノ月ヨリ利子ヲ付セズ○貯金利子ノ計算上厘位未滿ノ端數ヲ生ジタル時ハ之ヲ除棄ス○貯金預ケ人ハ利子ノ記入ヲ受クル爲メ每年一回通帳ヲ郵便局ニ差出スベシ

貯金預ケ人ハ左ノ場合ニ於テ貯金原簿所管廳ニ再度通帳ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

再渡通帳

一、亡失シタルトキ
二、毀損汚斑シ不判明トナリタルトキ
三、餘白ナキニ至リタルトキ

右第一號及第二號ニ依ル再度通帳ノ請求ニ對シテハ通帳一冊ニ付料金五錢ヲ徵收セラル

貯金ヲ讓渡シ得ル場合

郵便貯金ヲ讓渡スコトヲ得ルハ下ノ場合ニ限ル

一、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ニ讓渡ス場合　二、親族ニ讓渡ス場合　三、遺言ニ依リ讓渡ス場合

證券

種類　郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スベキ證券ノ種類左ノ如シ但シ無記名ニシテ拂込完濟ノモノニ限ル

大日本帝國政府五分利公債證書　勸業債券(日本勸業銀行ニ於テ賣出中ノモノヲ含ム)特別大日本帝國政府五分利公債證書　貯蓄債券　大日本帝國政府四分利公債證書　拓殖債券　日本興業銀行債券

證券ノ購入保管又ハ賣却料金

國債證券	額面　廿五圓迄	十錢
	同　五十圓迄	十五錢
	同　百圓迄	廿五錢
	以上百圓ヲ加フル每ニ十五錢增シ	
貯蓄債券	一枚ニ付	五錢
	十圓券	八錢
勸業債券	二十圓券	十錢
	五十圓券	十五錢
貯蓄債券	百圓券	二十五錢
日本興業債券	五百圓券	八十五錢
	千圓券	一圓六十錢
	額面十圓以上ハ千圓ヲ加フル每ニ一圓五十錢ヲ加フ	

但シ賣出中ノ勸業債券購入保管料金ハ一枚ニ付五錢トス

預人ノ所有ニ係ル證券保管料金

拂戻	額面	廿五圓迄　五錢
	國債證券	同　五十圓迄　十錢
		同　百圓迄　十五錢
		以上百圓迄ヲ加フル毎ニ五錢增シ
	貯蓄債券　一枚ニ付	三錢
	勤業債券	十圓券　五錢
	貯蓄債券	二十圓券　十錢
	拓殖債券	五十圓券　十五錢
		百圓券　三十五錢
		五百圓券　六十錢
		千圓券
	額面十圓以上ハ千圓ヲ加フル毎ニ五十錢ヲ加フ	
	郵便貯金預ケ人ハ何時ニテモ郵便貯金ノ全額又ハ其一部ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得但一部拂戻ノ場合ニハ五十錢以上ノ貯金ヲ殘シ置クベシ且十錢未滿ノ端數未ダ元金ニ加ヘザル利子ヲ請求スルヲ得ザルモノトス	
通則	貯金拂戻ノ請求ハ貯金拂戻證書ヲ提出シテ爲スベキモノトス○貯金拂戻證書ノ有効期間ハ其發行ノ日ヨリ六十日トス但郵便局所ニ於テ拂渡ヲ停延シタル爲メ經過シタル日數ハ此期限中ニ算入セス	
	貯金預ケ人(一)拂戻證書ヲ亡失シ、(二)拂戻證書ヲ毀損汚涜シテ不判明トナリ又(三)ハ有効期間ヲ經過シタル時ハ郵便官署ニ再度拂戻證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但此請求ニ對シテハ證書一枚ニ付金壹錢ノ料金ヲ納ムルヲ要ス	
	左ノ場合ニ於テハ拂渡郵便局所ニ於テ拂戻金ノ拂渡ヲ停延ス	一　拂戻證書遞式ノトキ
		二　拂戻請求書違式ノトキ
		三　拂戻請求書未達ノトキ
		四　拂戻證書ト拂戻請求書ト金額符合セザルトキ
		五　拂渡資金缺乏ノトキ
	（注意）拂戻請求人ハ拂戻證書ト拂戻請求書ト金額符合セザル場合ニ於テハ其ノ少ナキ金額ヲ限度トシ又拂渡資金缺乏ノ場合ニ於テハ其拂渡シ得ル金額ヲ限度トシテ拂戻金ノ假拂ヲ求ムルコトヲ得	
拂戻	貯金預ケ人貯金原簿所管廳ニ於テ通帳ノ檢閱ヲ受ケ何レノ郵便局所ニ於テモ即時拂ノ取扱ヲ受ケ得ル爲メ特ニ貯金現在高ノ證明ノ附記ヲ受クル時ハ何レノ郵便局所ニ於テモ其即時拂ヲ請求スルコトヲ得通帳ニ預入金ヲ記入シタル郵便局所ニ對シ其記入金額ニ付拂戻ヲ請求スル場合亦同シ但貯金預ケ人當該郵便局所ニ對シ拂戻請求ノ日時及金額ニ付相當豫告ヲ爲スニ非ザレバ金額ノ削減ヲ受ケ又ハ請求ニ應セラレザルコトアルベシ	
特殊拂	即時拂 一	前項ノ規定ニ該當セザル場合ト雖モ貯金預ケ人ニ於テ正當本人タルコトヲ證明シタルトキハ郵便局所ハ一日三十圓以内同一月内百圓迄ヲ限リ即時拂ノ請求ヲ爲スコトヲ得
	即時拂 二	貯金預ケ人ハ別ニ告示スル郵便局所ニ於テ其愛持貯金原簿所管廳ニ屬スル貯金ノ全部又ハ一部ノ局待拂ヲ請求スルコトヲ得但現時ニ在テハ此取扱ヲ爲スハ遞信省構内郵便局ニ限ル
	非常拂	天災其他非常ノ場合ニ於テハ災害地ノ郵便局ニ於テ非常拂ナル特別拂戻ノ取扱ヲ爲スコトアリ此場合ニ於テハ金額時間ニ制限ナク又通帳印章ヲ亡失シタル者モ即時現拂ノ請求ヲ求ムルコトヲ得

◎振替貯金

組織

郵便振替貯金ハ左ノ取扱ヲ爲スモノトス

一　加入者又ハ其他ノ者ヨリ現拂又ハ所定ノ證券ニ依ル拂込ヲ指定加入者ノ口座ニ受入ルヽコト

二　加入者ノ請求ニ依リ加入者ノ口座相互間ニ貯金ノ振替ヲ爲スコト

三　加入者ノ請求ニ依リ其口座ノ貯金ヲ拂出シ當該加入者又ハ其指定人ニ現金ノ拂渡ヲ爲スコト

加入

郵便振替貯金ニ加入セントスル者ハ加入請求書ニ基本預金十圓（加入者官公署ナルトキハ此基本預金ヲ要セズ）ヲ添ヘ且別名ノ登記ヲ受ケントスルモノ又ハ用紙ノ實費ヲ受ケントスル者ハ其料金又ハ貯金ニ相當スル郵券ヲ貼付シ最寄リ郵便局ニ差出ス要ス然ルトキハ口座官廳ニ於テ口座ヲ開設シ其番號ヲ加入者ニ通知ス

拂込及拂出

一　拂込、振替及拂出ハ拂込書及拂出書用紙ヲ使用スベシ

二　拂込用紙ハ郵便局ニテ無料ニテ交付ス○自己ノ口座專用ノ用紙ヲ請求スルトキハ五十枚綴一册金十錢トス○拂込用紙ハ私製スルコトヲ得

三　拂出用紙、普通拂出書、局待拂出書ノ二種アリ）ハ各五十枚綴一册十五錢トス

四　現金拂出證一枚ノ金額ハ千圓ヲ超過スルコトヲ得ズ

五　拂出證書ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ三十日トス

六　拂込ハ一口ニ付金十錢以上最高制限ナシ

七　振替貯金ノ受拂料金

イ、拂込金ニ對シテハ拂込ノ際一口ノ金高ニ應ジ左ノ割合ニ依ル料金ヲ郵便切手ヲ以テ拂込人ヨリ徵收ス

一圓迄一錢、五圓迄二錢、十圓迄四錢、五十圓迄六錢、百圓迄八錢、五百圓迄十錢、千圓迄十二錢、五千圓迄十四錢、一萬圓迄十六錢、一萬圓ヲ超ユルトキハ一萬圓迄毎ニ四錢ヲ加算ス

ロ、振替貯金ノ口座ニ對シ拂込金ノ受入ヲ爲シタルトキハ一口ニ付一錢又振替ニ依ル受拂ヲ爲シタルトキハ其受入又ハ拂出各一口ニ付二錢ノ割合ニ依ル料金ヲ一ケ月宛取纏メ當該加入者ノ貯金ヨリ控除徵收ス

ハ、現金拂渡ノ爲コスル振替貯金ノ拂出ニ對シテハ一口ノ金高ニ應ジ左ノ割合ニ依ル料金ヲ拂出ノ際當該加入者ノ貯金ヨリ控除徵收ス

十圓迄五錢、五十圓迄十錢、百圓迄十五錢、二百圓迄二十錢、三百圓迄廿五錢、四百圓迄三十錢、五百圓迄四十五錢、千圓迄五十錢、百圓迄四十錢、八百圓迄四十五錢、千圓迄五十錢

左ノ證券ハ現金ニ代用シテ拂込ムコトヲ得

一、郵便爲替證書　二、郵便取立金取立濟通知書　三、振替貯金拂出證書

四、中央金庫ニ於テ拂渡スベキ仕拂命令書　五、小切手但郵便振替貯金ヲ拂込ニ充用スルコトヲ得ル小切手ハ手形交換所組合銀行又ハ代理交換ノ委託銀行ヲ支拂人トシ且當該手形交換所組合銀行ノ所在地ヲ支拂地トスル所持人拂ノ小切手ニシテ其振出ノ日ヨリ八日以内ノモノニ限ル

加入者ハ相手加入者所屬ノ口座所管廳ノ如何ニ拘ハラズ自己ノ口座ノ貯金チソノ口座ニ振替ントスルトキハ普通拂出書用紙ニ記載シ無料郵便ニテ所屬ノ口座所管廳ニ送付スベシ

加入者自己ノ口座ノ貯金ヲ拂出シ其ノ現金ヲ受領セズシテ若クハ他人ヲシテ指定シ之カ拂渡ヲ受ケシメントスルトキハ普通拂込書用紙ニ記載シ且金額欄ノ下部餘白ニ現金拂ノ文字ヲ附記シ之ヲ所屬ノ口座所管廳ニ差出スベシ

一、加入者ハ左ノ郵便局ニ就キ即時現金ノ拂渡ヲ受ケル爲メ局待拂ヲ請求スルコトヲ得

東京中央郵便局　遞信省構内郵便局　神田郵便局
大阪中央郵便局　船場郵便局　堺江郵便局
福岡郵便局　朝鮮京城郵便局　臺灣臺北郵便局
關東州大連郵便局

二、加入者ハ前項以外ノ郵便局ニ就キ電報ニ依ル局待拂ヲ請求スルコトヲ得此場合ハ電報料トシテ一口四十錢同時ニ二口以上ハ一口四十錢其他ハ一口十錢ヲ加入者ノ貯金ヨリ控除ス

三、局待拂々出書有効期間ハ振出ノ日ヨリ七日間トス

通則

譲渡
一、振替貯金ノ譲渡ヲナサントスルトキハ加入者ニ於テ譲受人ノ連署シタル振替貯金譲渡請求書ヲ所管郵便局ニ差出スベシ
二、振替貯金拂出證書ハ郵便爲替證書ノ例ニ依リ其ノ裏面ヘ二ツノ平行線ヲ引キテ之ヲ銀行ニ譲渡スコトヲ得

脱退
一、加入者振替貯金ヨリ脱退セントスルトキハ脱退請求書ヲ所管郵便局ニ差出スベシ
二、前項ノ場合其口座ノ基本預金及現金現在高ヲ自己ノ加入セル他ノ口座又ハ他ノ加入者ノ口座ニ振替ルコトヲ得

除名
三、貯金現在高ナクシテ拂出書ヲ振出シ又ハ振替貯金事業ノ信用ヲ害スル虞アリト認メタル加入者ニ對シテハ口座所管郵便局ニ於テ其加入承認ヲ取消スコトアルベシ○加入者料金ノ納付ヲ怠リタルモノハ亦同シ

利子
年三分六厘　但シ利子ハ月ノ初日ヨリ十五日迄又ハ十六日ヨリ末日迄ノ各期間ヲ通シ繼續シテ存在シタル現在高ノ最低額ノ圓位以上ニ對シ月割利率ノ半數ヲ乘シ之ヲ計算ス尚現在高十萬圓ヲ超ユルモノニアリテハ其ノ超過額ニ對シテハ利子ヲ付セズ

◎内國電信

通常電報料

同一市區町村内	官報	和文	十五字以内	十錢	五語以内ノ一語ヲ増ス毎ニ 三錢
	私報				
内地（小笠原島ヲ除ク）、樺太、朝鮮相互間	官報			二十錢	五錢
	私報			三十錢	五錢
前項以外内地料金	官報			二十錢	五錢
	私報			三十錢	五錢
至急電報料	官報ハ通常電報料ノ二倍　私報ハ通常報料ノ三倍				
返信料前納電報	返信ヲ受ケントスル者ハ其返信電報料ヲ前納スルコトヲ得				
照校電報料	通常電報料ノ四分ノ一ヲ増ス				
特別電報料	電報ニ依ルモノハ一通　和文ハ十五字分　歐文ハ五語分　ニ相當スル通常電報料				
受信報知料	郵便ニ依ルモノハ一通ニ付　金三錢				

特殊取扱料

書留郵便配達料	一通ニ付	金七錢
受取證書料	一通ニ付	金三錢（注意）請求期間三日間
閲覧料	一通ニ付	金三錢
正寫料	一通ニ付	和文二百字以内毎ニ　金五錢 歐文五十語以内毎ニ　金十錢
未送電報返還料	一通ニ付	金五錢　電報託送料　一通ニ付　金三錢
略號登記料	一箇ニ付年額金十二錢、短期略號登記料月額金一圓二十錢	
配達先登記料	一箇ニ付年額金十二圓	
局渡料	局渡證票　一箇ニ付年額金六圓	
再送請求	着信ノ時ヨリ	
尋問請求	電報ヲ受取リタル時ヨリ　七十二時間以内	
改正及停止請求	賴信ノ時ヨリ	

（注意）別便料解船配達料ハ發行ノ時二十錢ヲ納付シ其不足分ハ受信人ヨリ徵收スルモノトス、但發信人ガ其全部ヲ納付スルコトモ得ルナリ

追尾、再送電報料　追尾、再送共一回毎ニ新ニ差出シタルモノトシテ料金ヲ課ス

同文電報料　原信ヲ除キ一通毎ニ　和文ハ金十錢　歐文ハ金十五錢

（注意）同文ノ字數ハ一回十字ヲ超ユルヲ得ズ

外國郵送料　一通ニ付　金二十錢

時間外取扱料　一通ニ付　金二十錢同文ハ原信ヲ除キ他ハ一通五錢

別配達料　一通ニ付著信局ヨリ二里以内金二十錢、二里ヲ超ユルトキハ一里以内毎ニ十五錢ヲ増ス○島嶼ノ別便料ハ里程ニ拘ハラズ金二十錢トシ實費之ヲ超過シタルトキハ實費額ニ依ル

解船配達料　一通ニ付二十錢トシ實費之ヲ超過スルトキハ實費額ニ依ル

期間

料金還付請求　料金納付ノ日ヨリ六十日以内
受取證書請求　電報差出ノ日ヨリ三日間
閲覧、正寫請求　交付又ハ到着ノ日ヨリ六ヶ月以内

無線電報　無線電報ハ一般電報料ノ外海岸局、船舶局ニ於テ送受信各別ニ左ノ料金ヲ附課ス○但シ無線電信ノミニヨリ傳送スル場合ハ一般料金ヲ課セズ

官私報

無線電報

新聞電報　一通ニ付　和文五十字以内毎ニ　金二十錢
（一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス）
歐文五語以内　金二十五錢
（一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス）

新聞電報

第一種甲	同乙	第二種	
毎四勺　毎十勺	通常往復封緘	内地相互間	金二十錢
		内地、臺灣、樺太朝鮮相互間	金三十錢
第三種	第四種	第五種	
毎二十勺　毎三十勺	毎三十勺	毎三十勺	
五厘　二錢	一錢	二錢	

第一種郵便物中甲ハ書狀、乙ハ印刷シタル無封ノ書狀、第二種ハ郵便要書、第三種ハ毎月一回以上刊行スル定期刊行物、第四種ハ書類、印刷物、業務用書類、寫眞、書、圖、商品見本及雛形、博物學上ノ標本、第五種ハ農產物種子ヲ云ノ

（注意）

普通郵便

官報	和文	十五字以内ヲ増ス毎ニ	五語以内ノ一語ヲ増ス毎ニ	二十錢
私報				三十錢
官報	歐文			五錢
私報				四十錢
新聞電報	五十字以内毎ニ			三十錢
官私報	二十錢			五錢
新聞電報	五十字以内毎ニ			二十錢

本邦内地、臺灣、樺太ノ支、滿洲又ハ支那芝罘トノ間

朝鮮、滿洲、支那芝罘相互間

滿洲ノ別便配達料ハ里程ニ拘ハラズ三十錢、軽船料ハ五十錢（大連ハ一圓）トシ支那、芝罘軽船配達料ハ二十五錢トシ執レモ其ノ配達實費之ヲ超過スルトキハ實費額ニ依ル

◎外國郵便

郵便聯合條約國及聯合外諸國宛郵便物

書狀

普通	書留	十錢
	業務用書類	六錢
	印刷物	四錢
	商品見本	二錢
通常往復	百瓦迄（約二六匁六分）	以上毎五十瓦（約一三匁三分）毎五十瓦（約一三匁三分）
四錢八錢	百五瓦迄（約二六匁七分）	

普通郵便

三百五十瓦迄（約六六匁六分）	以上毎五十瓦（約一三匁三分）	十錢
支那宛郵便物（聯合國郵便局ノミ設置アル地ヲ除ク）		二錢

第一種甲	同乙	第二種
毎四匁　毎十匁	通常往復封緘	
三錢	二錢　一錢半	三錢
第三種	第四種	第五種
毎二十匁　毎三十匁	毎三十匁	毎三十匁
五厘　二錢	一錢	二錢

外國郵便早見

普通	書留	普通別配達、留置、軍郵便	萬國條約ニ依ル
	書狀、業務用書類	特殊取扱	書留、別配達、到達證
	見本印刷物	留置、代金引換	
通常郵便物	價格表記書狀及箱物交換條約ニ依ル價格表記書狀及同箱物	特殊取扱普通別配達、到達證、留置、代金引換	
下記條約ニ依ル			
羅馬條約	英國	香港	
米洲條約	馬來		
太奈條約			
孫條約			
約			

郵便便覽　許…

- 價格表記
- 特殊取扱
  - 別配達 許 … 瓦
  - 到達證 許 … 許
  - 留置 許 … 許
  - 代金引換 許 … 許
- 外國宛郵便物ノ特殊取扱料
  - 一、書留料
    - 其他 … 金七錢
    - 支那宛一箇毎ニ … 金十錢
  - 二、到達證料
    - 其他 … 金三錢
    - 支那宛一箇毎ニ … 金五錢
  - 三、別配達料
    - 通常郵便物一箇毎ニ … 金十二錢
    - 小包郵便物一箇毎ニ … 金二十錢
  - 四、代金引換料 小包郵便物一箇毎ニ（代金引換金額八圓又ハ其ノ端數毎ニ金八錢）
- 容積及重量
  - 通常郵便
    - 書狀 長、幅、厚、重量、（無制限）
    - 書葉 長十四糎（約四寸六分）幅九糎（約二寸九分）
      （注意）於テ七糎（約二寸三分）ヲ下ルヲ得ザルモノトス
    - 印刷物及ビ業務用書類 長 四十五糎（約一尺四寸八分）
      幅 四十五糎
      厚 四十五糎
      重量 二瓩（約五三三匁五三分）
      （注意）印刷及業務用書類ニシテ巻物體ノモノハ長サニ於テ七十五糎（約二尺四寸七分）、直徑ニ於テ十糎（約三寸三分）ヲ超ユルヲ得ザルモノトス
    - 商品見本 長三十糎（約九寸九分）
      幅二十糎（約六寸六分）
      厚十糎（約三寸三分）
      重量三百五十瓦（約九三匁二）
      （注意）商品見本ニシテ巻物體ノモノハ長サニ於テ三十糎（約九寸九分）、直徑ニ於テ十五糎（約四寸九分）ヲ超ユルヲ得ザルモノトス

國際返信切手券 價格 一枚ニ付 金十二錢

- 國際返信切手券ハ名宛國ニ於テ我十錢ニ相當スル郵便切手ニ引換フルコトヲ得
- 國際返信切手券ヲ發送シ得ル主ナル國名ハ左ノ如シ
  （注意）獨逸、亞米利加合衆國、墺地利、白耳義、蒲牙利、智利、古巴、丁抹、埃及、西班牙、佛蘭西、大不列顛、加奈太、英領印度、錫蘭、香港、海峽殖民地、希臘、洪牙利、歐山堡、墨西哥、那威、和蘭、羅馬尼、濠洲、瑞典、瑞西

損害ヲ賠償スルハ左ノ場合ニ限リ其金額ハ左ノ通リトス但シ不可抗力ニ因ルモノハ賠償ノ限リニアラザルハ勿論トス

- 賠償スル場合及金額
  - 一、郵便聯合國及支那宛書留郵便物亡失ノ時ハ金五十法（約二十圓）
  - 二、價格表記書狀又ハ箱物ヲ亡失毀損シ又ハ盜取セラレタル時ハ其實損額但シ表記金額ヲ超ユルヲ得ザルモノトス
- 賠償請求期間 郵便物差出ノ日ヨリ 一ケ年

體にも出來る 願届申請手續と業界日用便覽 終

大正五年七月十九日 上卷印刷
大正五年七月廿五日 上卷發行
大正六年七月十二日 再訂正增補上卷印刷
大正六年七月十五日 再訂正增補上卷發行
大正六年七月十二日 下卷印刷
大正六年七月十五日 下卷發行

不許複製

編輯兼發行者 東京市京橋區濱町六番地 塚本鑛吉
印刷所 東京市神田區表神保町一番地 健捷堂印刷所
印刷者 東京市神田區表神保町一番地 安田德治郎

定價
上卷（靜岡縣以東）金參圓五拾錢
下卷（愛知縣以西）金參圓
上下合本金六圓

發行所 東京市京橋區濱町六番地（北新川）
帝國酒醬油新報社
電話京橋三〇三六番
振替東京三〇八四二番

【活きた新聞】

【趣味と實益】

帝國酒醬油新報

債權の取立
信用の調査
興信部

登錄商標手續
登錄商標大全
代理部

横濱支局　横濱市根岸町四四八
名古屋支局　名古屋西區江川端町五ノ四

本社　東京京橋北新川
振替東京三〇八四二番
電話京橋三〇三六番

松本支局　松本市中町　電話四五番
福島支局　福島市萬世町電話三二六番

【讀むで爲めになり】

【廣告して効果絶大】

359
47

終